

## 第 1 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号（2月22日）（火曜日）

開 会	9
開 議	9
日程第 1 会議録署名議員の指名	9
日程第 2 会期の決定	9
日程第 3 諸般の報告	9
日程第 4 行政報告	9
永山市長報告	9
日程第 5 報告第 1 号 令和 4 年度日置市土地開発公社事業計画の報告について	10
永山市長提案理由説明	10
上総務企画部長兼総務課長	10
日程第 6 承認第 1 号 専決処分（令和 3 年度日置市一般会計補正予算（第 1 2 号））につき承認を求めることについて	11
日程第 7 承認第 2 号 専決処分（令和 3 年度日置市一般会計補正予算（第 1 3 号））につき承認を求めることについて	11
永山市長提案理由説明	11
日程第 8 議案第 1 号 日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	12
永山市長提案理由説明	12
上総務企画部長兼総務課長	12
日程第 9 議案第 2 号 市道の路線の認定について	13
永山市長提案理由説明	13
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	13
日程第 10 議案第 3 号 日置市個人情報保護条例の一部改正について	14
永山市長提案理由説明	14
上総務企画部長兼総務課長	14
日程第 11 議案第 4 号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	15
永山市長提案理由説明	15
上総務企画部長兼総務課長	15
日程第 12 議案第 5 号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について	16
永山市長提案理由説明	16

上総務企画部長兼総務課長	16
日程第13 議案第6号 日置市地区公民館条例の一部改正について	18
永山市長提案理由説明	18
上総務企画部長兼総務課長	18
日程第14 議案第7号 日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止について	19
永山市長提案理由説明	19
丸田日吉支所長	19
休 憩	20
日程第15 議案第8号 日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について	20
永山市長提案理由説明	20
有村市民福祉部長兼市民生活課長	21
佐多申至君	21
濱崎福祉課長	21
佐多申至君	21
濱崎福祉課長	21
黒田澄子さん	21
濱崎福祉課長	22
黒田澄子さん	22
上総務企画部長兼総務課長	22
日程第16 議案第9号 日置市一般住宅条例の一部改正について	22
永山市長提案理由説明	23
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	23
日程第17 議案第10号 日置市手数料徴収条例の一部改正について	23
永山市長提案理由説明	23
上総務企画部長兼総務課長	24
日程第18 議案第11号 日置市都市下水路条例の一部改正について	24
永山市長提案理由説明	24
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	24
日程第19 議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について	25
永山市長提案理由説明	25
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	25
日程第20 議案第13号 日置市体育施設条例の一部改正について	26

永山市長提案理由説明	26
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	26
日程第21 議案第14号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	26
永山市長提案理由説明	27
福山消防本部消防長	27
日程第22 議案第15号 令和3年度日置市一般会計補正予算(第14号)	27
日程第23 議案第16号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	27
日程第24 議案第17号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算(第2号)	27
日程第25 議案第18号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算(第3号)	27
日程第26 議案第19号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算(第4号)	27
日程第27 議案第20号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	28
日程第28 議案第21号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算(第5号)	28
日程第29 議案第22号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算(第4号)	28
永山市長提案理由説明	28
休憩	30
日程第30 議案第23号 令和4年度日置市一般会計予算	31
日程第31 議案第24号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算	31
日程第32 議案第25号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	31
日程第33 議案第26号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算	31
日程第34 議案第27号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	31
日程第35 議案第28号 令和4年度日置市介護保険特別会計予算	31
日程第36 議案第29号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	31
日程第37 議案第30号 令和4年度日置市水道事業会計予算	31
日程第38 議案第31号 令和4年度日置市下水道事業会計予算	31
永山市長提案理由説明	31
日程第39 陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情	35
日程第40 陳情第2号 吹上浜沖風力発電建設計画に反対を求める陳情書	35
日程第41 陳情第3号 特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書	36
散会	36

開 議 .....	4 0
日程第 1 議案第 1 5 号 令和 3 年度日置市一般会計補正予算 (第 1 4 号) .....	4 0
日程第 2 議案第 1 6 号 令和 3 年度日置市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) .....	4 0
日程第 3 議案第 1 7 号 令和 3 年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算 (第 2 号) .....	4 0
日程第 4 議案第 1 8 号 令和 3 年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算 (第 3 号) .....	4 0
日程第 5 議案第 1 9 号 令和 3 年度日置市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号) .....	4 0
日程第 6 議案第 2 0 号 令和 3 年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) .....	4 0
日程第 7 議案第 2 1 号 令和 3 年度日置市水道事業会計補正予算 (第 5 号) .....	4 0
日程第 8 議案第 2 2 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計補正予算 (第 4 号) .....	4 0
坂口予算審査特別委員長報告 .....	4 0
日程第 9 議案第 2 3 号 令和 4 年度日置市一般会計予算 .....	4 7
日程第 1 0 議案第 2 4 号 令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 1 議案第 2 5 号 令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 2 議案第 2 6 号 令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 3 議案第 2 7 号 令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 4 議案第 2 8 号 令和 4 年度日置市介護保険特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 5 議案第 2 9 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算 .....	4 7
日程第 1 6 議案第 3 0 号 令和 4 年度日置市水道事業会計予算 .....	4 7
日程第 1 7 議案第 3 1 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計予算 .....	4 7
黒田澄子さん .....	4 7
東財政管財課長 .....	4 8
上村企画課長 .....	4 8
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	4 8
有島地域づくり課長 .....	4 8
久木崎商工観光課長 .....	4 9
黒田澄子さん .....	4 9
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長 .....	4 9
有島地域づくり課長 .....	4 9
久木崎商工観光課長 .....	4 9
山口初美さん .....	4 9
山下健康保険課長 .....	5 0
山口初美さん .....	5 0

山下健康保険課長	50
休 憩	51
日程第18 請願第1号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願	51
是枝文教厚生常任委員長報告	51
元山寿哉君	57
山口政夫君	58
休 憩	59
黒田澄子さん	59
長倉浩二君	61
漆島政人君	62
山口初美さん	63
下園和己君	63
日程第19 陳情第3号 特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書	64
是枝文教厚生常任委員長報告	64
坂口洋之君	67
中村清栄君	67
長倉浩二君	68
漆島政人君	68
山口初美さん	69
下園和己君	69
散 会	70

---

第3号（3月8日）（火曜日）

開 議	74
日程第1 一般質問	74
坂口洋之君	74
永山市長	74
奥教育長	76
坂口洋之君	76
永山市長	76
坂口洋之君	76
永山市長	76

坂口洋之君	77
松元税務課長	77
坂口洋之君	77
濱崎福祉課長	77
坂口洋之君	78
濱崎福祉課長	78
坂口洋之君	78
濱崎福祉課長	78
坂口洋之君	78
永山市長	79
坂口洋之君	79
濱崎福祉課長	79
坂口洋之君	80
永山市長	80
坂口洋之君	80
濱崎福祉課長	80
坂口洋之君	80
奥教育長	80
坂口洋之君	81
濱崎福祉課長	81
坂口洋之君	81
濱崎福祉課長	82
坂口洋之君	82
濱崎福祉課長	82
坂口洋之君	82
永山市長	83
坂口洋之君	83
永山市長	83
坂口洋之君	83
永山市長	83
坂口洋之君	83
永山市長	83

	坂口洋之君 .....	8 3
	有村市民福祉部長兼市民生活課長 .....	8 4
	有島地域づくり課長 .....	8 4
	坂口洋之君 .....	8 4
	有島地域づくり課長 .....	8 4
	坂口洋之君 .....	8 5
	上総務企画部長兼総務課長 .....	8 5
	坂口洋之君 .....	8 5
	上村企画課長 .....	8 6
	坂口洋之君 .....	8 6
	永山市長 .....	8 6
休	憩 .....	8 6
	佐多申至君 .....	8 6
	永山市長 .....	8 7
	奥教育長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	永山市長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 0
	山下健康保険課長 .....	9 0
	佐多申至君 .....	9 1
	久木崎商工観光課長 .....	9 1
	佐多申至君 .....	9 1
	濱崎福祉課長 .....	9 1
	渦尾学校教育課長 .....	9 1
	佐多申至君 .....	9 1
	渦尾学校教育課長 .....	9 2
	佐多申至君 .....	9 2
	渦尾学校教育課長 .....	9 2
	佐多申至君 .....	9 2
	有島地域づくり課長 .....	9 2
	佐多申至君 .....	9 3
	有島地域づくり課長 .....	9 3

	佐多申至君 .....	9 3
	有島地域づくり課長 .....	9 3
	佐多申至君 .....	9 3
	濱崎福祉課長 .....	9 3
	佐多申至君 .....	9 4
	濱崎福祉課長 .....	9 4
	佐多申至君 .....	9 4
	濱崎福祉課長 .....	9 4
	佐多申至君 .....	9 4
	永山市長 .....	9 4
休	憩 .....	9 5
	佐多申至君 .....	9 5
	永山市長 .....	9 5
	佐多申至君 .....	9 5
	渦尾学校教育課長 .....	9 5
	佐多申至君 .....	9 5
	奥教育長 .....	9 6
	佐多申至君 .....	9 6
	永山市長 .....	9 6
	佐多申至君 .....	9 6
	永山市長 .....	9 7
	佐多申至君 .....	9 7
	田口建設課長 .....	9 8
	佐多申至君 .....	9 8
	田口建設課長 .....	9 8
	佐多申至君 .....	9 8
	東財政管財課長 .....	9 8
	佐多申至君 .....	9 8
	永山市長 .....	9 8
	佐多申至君 .....	9 9
	永山市長 .....	9 9
	佐多申至君 .....	9 9

永山市長	9 9
黒田澄子さん	9 9
永山市長	1 0 1
奥教育長	1 0 2
黒田澄子さん	1 0 3
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 4
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 4
黒田澄子さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 5
黒田澄子さん	1 0 5
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 6
黒田澄子さん	1 0 6
奥教育長	1 0 7
黒田澄子さん	1 0 7
梅北教育委員会事務局長兼教育総務課長	1 0 7
休 憩	1 0 8
黒田澄子さん	1 0 8

奥教育長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
奥教育長	1 0 9
黒田澄子さん	1 0 9
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 0 9
黒田澄子さん	1 1 0
上村企画課長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 0
永山市長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 0
濱崎福祉課長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 0
濱崎福祉課長	1 1 0
黒田澄子さん	1 1 1
濱崎福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
濱崎福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
濱崎福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
濱崎福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
濱崎福祉課長	1 1 1
黒田澄子さん	1 1 1
永山市長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 1 2
黒田澄子さん	1 1 2
東財政管財課長	1 1 3
黒田澄子さん	1 1 3

	東財政管財課長	1 1 3
	黒田澄子さん	1 1 3
	東財政管財課長	1 1 3
	黒田澄子さん	1 1 4
	永山市長	1 1 4
	奥教育長	1 1 4
	黒田澄子さん	1 1 4
	山下健康保険課長	1 1 4
	黒田澄子さん	1 1 4
	永山市長	1 1 5
	富迫克彦君	1 1 5
	永山市長	1 1 6
	富迫克彦君	1 1 7
	新川上下水道課長	1 1 7
	富迫克彦君	1 1 7
	新川上下水道課長	1 1 8
	富迫克彦君	1 1 8
	永山市長	1 1 8
休	憩	1 1 9
	富迫克彦君	1 1 9
	上村企画課長	1 1 9
	富迫克彦君	1 1 9
	上村企画課長	1 1 9
	富迫克彦君	1 1 9
	上村企画課長	1 1 9
	富迫克彦君	1 2 0
	永山市長	1 2 0
	富迫克彦君	1 2 0
	永山市長	1 2 0
	富迫克彦君	1 2 1
	有島地域づくり課長	1 2 1
	富迫克彦君	1 2 1

有島地域づくり課長	1 2 2
富迫克彦君	1 2 2
有島地域づくり課長	1 2 2
富迫克彦君	1 2 2
永山市長	1 2 3
散 会	1 2 4

---

第4号（3月9日）（水曜日）

開 議	1 2 8
日程第1 一般質問	1 2 8
元山寿哉君	1 2 8
永山市長	1 2 8
奥教育長	1 3 0
元山寿哉君	1 3 0
山下健康保険課長	1 3 0
元山寿哉君	1 3 1
渦尾学校教育課長	1 3 1
元山寿哉君	1 3 1
渦尾学校教育課長	1 3 2
元山寿哉君	1 3 2
渦尾学校教育課長	1 3 2
元山寿哉君	1 3 2
渦尾学校教育課長	1 3 2
元山寿哉君	1 3 3
渦尾学校教育課長	1 3 3
元山寿哉君	1 3 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 3
元山寿哉君	1 3 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 3
元山寿哉君	1 3 3
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 3 4
元山寿哉君	1 3 4

山下健康保険課長	1 3 4
元山寿哉君	1 3 4
山下健康保険課長	1 3 4
元山寿哉君	1 3 5
山下健康保険課長	1 3 5
元山寿哉君	1 3 5
山下健康保険課長	1 3 5
元山寿哉君	1 3 5
永山市長	1 3 5
元山寿哉君	1 3 5
濱崎福祉課長	1 3 6
元山寿哉君	1 3 6
濱崎福祉課長	1 3 6
元山寿哉君	1 3 6
永山市長	1 3 6
元山寿哉君	1 3 6
城ヶ崎産業建設部長兼農林水産課長	1 3 6
元山寿哉君	1 3 6
上村企画課長	1 3 7
元山寿哉君	1 3 7
上村企画課長	1 3 7
元山寿哉君	1 3 7
上村企画課長	1 3 7
元山寿哉君	1 3 7
上村企画課長	1 3 7
元山寿哉君	1 3 7
上村企画課長	1 3 7
元山寿哉君	1 3 8
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 8
元山寿哉君	1 3 8
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 8
元山寿哉君	1 3 8

	有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 3 9
	元山寿哉君	1 3 9
	上村企画課長	1 3 9
	元山寿哉君	1 3 9
	永山市長	1 3 9
休	憩	1 4 0
	中村清栄君	1 4 0
	永山市長	1 4 0
	中村清栄君	1 4 1
	永山市長	1 4 1
	中村清栄君	1 4 1
	久木崎商工観光課長	1 4 1
	中村清栄君	1 4 2
	久木崎商工観光課長	1 4 2
	中村清栄君	1 4 2
	久木崎商工観光課長	1 4 2
	中村清栄君	1 4 2
	久木崎商工観光課長	1 4 2
	中村清栄君	1 4 2
	久木崎商工観光課長	1 4 2
	中村清栄君	1 4 3
	久木崎商工観光課長	1 4 3
	中村清栄君	1 4 3
	久木崎商工観光課長	1 4 3
	中村清栄君	1 4 3
	久木崎商工観光課長	1 4 3
	中村清栄君	1 4 3
	久木崎商工観光課長	1 4 3
	中村清栄君	1 4 3
	久木崎商工観光課長	1 4 4
	中村清栄君	1 4 4
	有島地域づくり課長	1 4 4

中村清栄君	1 4 4
永山市長	1 4 4
山口初美さん	1 4 4
永山市長	1 4 5
奥教育長	1 4 6
山口初美さん	1 4 7
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 7
山口初美さん	1 4 7
永山市長	1 4 7
山口初美さん	1 4 7
永山市長	1 4 8
山口初美さん	1 4 8
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 8
山口初美さん	1 4 8
有島地域づくり課長	1 4 8
休 憩	1 4 9
山口初美さん	1 4 9
瀬戸口総括監兼選挙管理委員会事務局長	1 4 9
山口初美さん	1 4 9
渦尾学校教育課長	1 4 9
山口初美さん	1 4 9
渦尾学校教育課長	1 4 9
山口初美さん	1 4 9
渦尾学校教育課長	1 5 0
山口初美さん	1 5 0
渦尾学校教育課長	1 5 0
山口初美さん	1 5 0
奥教育長	1 5 0
山口初美さん	1 5 1
上村企画課長	1 5 1
山口初美さん	1 5 1
上村企画課長	1 5 1

山口初美さん	1 5 1
永山市長	1 5 2
山口初美さん	1 5 2
上村企画課長	1 5 2
山口初美さん	1 5 3
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
有村市民福祉部長兼市民生活課長	1 5 3
山口初美さん	1 5 3
濱崎福祉課長	1 5 4
山口初美さん	1 5 4
東介護保険課長	1 5 4
山口初美さん	1 5 4
東介護保険課長	1 5 4
散 会	1 5 5

---

第5号（3月29日）（火曜日）

開 議	1 6 0
日程第1 議案第1号 日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	1 6 0
佐多総務企画常任委員長報告	1 6 0
日程第2 議案第2号 市道の路線の認定について	1 6 1
福元産業建設常任委員長報告	1 6 1
日程第3 議案第6号 日置市地区公民館条例の一部改正について	1 6 2
佐多総務企画常任委員長報告	1 6 2
日程第4 議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について	1 6 3
是枝文教厚生常任委員長報告	1 6 3
日程第5 議案第13号 日置市体育施設条例の一部改正について	1 6 4
是枝文教厚生常任委員長報告	1 6 5
日程第6 議案第14号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について	1 6 5
佐多総務企画常任委員長報告	1 6 6
日程第7 議案第23号 令和4年度日置市一般会計予算	1 6 6

日程第 8	議案第 2 4 号	令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算	1 6 6
日程第 9	議案第 2 5 号	令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算	1 6 6
日程第 1 0	議案第 2 6 号	令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計予算	1 6 6
日程第 1 1	議案第 2 7 号	令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算	1 6 7
日程第 1 2	議案第 2 8 号	令和 4 年度日置市介護保険特別会計予算	1 6 7
日程第 1 3	議案第 2 9 号	令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算	1 6 7
日程第 1 4	議案第 3 0 号	令和 4 年度日置市水道事業会計予算	1 6 7
日程第 1 5	議案第 3 1 号	令和 4 年度日置市下水道事業会計予算	1 6 7
		坂口予算審査特別委員長報告	1 6 7
休 憩			1 7 1
		坂口予算審査特別委員長報告	1 7 1
		山口初美さん	1 7 8
		重留健朗君	1 7 9
休 憩			1 8 0
		山口初美さん	1 8 0
		中村清栄君	1 8 0
		山口初美さん	1 8 1
		元山寿哉君	1 8 2
		山口初美さん	1 8 3
		山口政夫君	1 8 3
		山口初美さん	1 8 4
		中村尉司君	1 8 4
		山口初美さん	1 8 4
		中村尉司君	1 8 5
日程第 1 6	陳情第 1 号	分煙環境整備に関する陳情	1 8 5
		佐多総務企画常任委員長報告	1 8 5
日程第 1 7	議案第 3 2 号	日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 8 7
日程第 1 8	議案第 3 3 号	日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	1 8 7
日程第 1 9	議案第 3 4 号	日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について	1 8 7
		永山市長提案理由説明	1 8 7

上総務企画部長兼総務課長	188
山口初美さん	190
留盛浩一郎君	190
日程第20 陳情第4号 吹上浜沖洋上風力発電所建設計画に賛成を求める陳情	190
休憩	191
日程第21 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について	191
黒田議会運営副委員長趣旨説明	191
日程第22 閉会中の継続審査の申し出について	191
日程第23 閉会中の継続調査の申し出について	192
日程第24 所管事務調査結果報告について	192
追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について	192
閉会	192
永山市長	192

---

令和4年第1回（3月）日置市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	会 議 別	摘 要
2月22日	火	本 会 議	議案等上程、質疑、表決、委員会付託
2月23日	水	休 会	天皇誕生日
2月24日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月25日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（条例、補正予算）
2月26日	土	休 会	
2月27日	日	休 会	
2月28日	月	委 員 会	予算審査特別委員会予備日
3月 1日	火	委 員 会	予算審査特別委員会（全体会）
3月 2日	水	委 員 会	議会運営委員会
3月 3日	木	休 会	
3月 4日	金	休 会	
3月 5日	土	休 会	
3月 6日	日	休 会	
3月 7日	月	本 会 議	補正予算等採決、当初予算総括質疑
3月 8日	火	本 会 議	一般質問
3月 9日	水	本 会 議	一般質問
3月10日	木	本 会 議	一般質問
3月11日	金	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月15日	火	休 会	中学校卒業式
3月16日	水	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（当初予算）
3月17日	木	委 員 会	総務企画・文教厚生・産業建設（予備日）
3月18日	金	休 会	定例全員協議会
3月19日	土	休 会	
3月20日	日	休 会	

3月21日	月	休	会	春分の日	
3月22日	火	休	会		
3月23日	水	委	員	会	予算審査特別委員会（全体会）、議会運営委員会
3月24日	木	休	会	小学校卒業式	
3月25日	金	休	会		
3月26日	土	休	会		
3月27日	日	休	会		
3月28日	月	休	会		
3月29日	火	本	会	議	付託事件等審査結果報告・質疑・表決、追加議案上程

## 2. 付議事件

議案番号	事	件	名
報告第 1 号	令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告について		
承認第 1 号	専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて		
承認第 2 号	専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについて		
議案第 1 号	日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて		
議案第 2 号	市道の路線の認定について		
議案第 3 号	日置市個人情報保護条例の一部改正について		
議案第 4 号	日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について		
議案第 5 号	日置市国民健康保険税条例の一部改正について		
議案第 6 号	日置市地区公民館条例の一部改正について		
議案第 7 号	日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止について		
議案第 8 号	日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について		
議案第 9 号	日置市一般住宅条例の一部改正について		
議案第10号	日置市手数料徴収条例の一部改正について		
議案第11号	日置市都市下水路条例の一部改正について		
議案第12号	日置市立学校設置条例の一部改正について		
議案第13号	日置市体育施設条例の一部改正について		
議案第14号	日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について		
議案第15号	令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）		

- 議案第16号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第18号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第19号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第20号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第21号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
- 議案第22号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第23号 令和4年度日置市一般会計予算
- 議案第24号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 議案第26号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 議案第27号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 議案第28号 令和4年度日置市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 令和4年度日置市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和4年度日置市下水道事業会計予算
- 議案第32号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 陳情第1号 分煙環境整備に関する陳情
- 陳情第2号 吹上浜沖風力発電建設計画に反対を求める陳情書
- 陳情第3号 特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書
- 陳情第4号 吹上浜沖洋上風力発電所建設計画に賛成を求める陳情
- 請願第1号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願
- 決議案第1号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について



第 1 号 ( 2 月 2 2 日 )



## 議事日程（第1号）

日 程	事 件 名
日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告（議長報告・監査結果報告）
日程第 4	行政報告（市長報告）
日程第 5	報告第 1号 令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告について
日程第 6	承認第 1号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて
日程第 7	承認第 2号 専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについて
日程第 8	議案第 1号 日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
日程第 9	議案第 2号 市道の路線の認定について
日程第10	議案第 3号 日置市個人情報保護条例の一部改正について
日程第11	議案第 4号 日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第 5号 日置市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第13	議案第 6号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第14	議案第 7号 日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止について
日程第15	議案第 8号 日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
日程第16	議案第 9号 日置市一般住宅条例の一部改正について
日程第17	議案第10号 日置市手数料徴収条例の一部改正について
日程第18	議案第11号 日置市都市下水路条例の一部改正について
日程第19	議案第12号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第20	議案第13号 日置市体育施設条例の一部改正について
日程第21	議案第14号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第22	議案第15号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）
日程第23	議案第16号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第17号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第25	議案第18号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第26	議案第19号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第27	議案第20号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第28	議案第21号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

- 日程第 29 議案第 22 号 令和 3 年度日置市下水道事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 30 議案第 23 号 令和 4 年度日置市一般会計予算
- 日程第 31 議案第 24 号 令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 32 議案第 25 号 令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
- 日程第 33 議案第 26 号 令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
- 日程第 34 議案第 27 号 令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
- 日程第 35 議案第 28 号 令和 4 年度日置市介護保険特別会計予算
- 日程第 36 議案第 29 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 37 議案第 30 号 令和 4 年度日置市水道事業会計予算
- 日程第 38 議案第 31 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計予算
- 日程第 39 陳情第 1 号 分煙環境整備に関する陳情
- 日程第 40 陳情第 2 号 吹上浜沖風力発電建設計画に反対を求める陳情書
- 日程第 41 陳情第 3 号 特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書

本会議（2月22日）（火曜）

出席議員 19名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
18番	並松安文君	19番	漆島政人君
20番	池満渉君		

欠席議員 1名

17番 坂口洋之君

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

社会教育課長 横 枕 広 幸 君

会計管理者兼会計課長 外 菌 和 代さん

監査委員事務局長 内 山 良 弘 君

農業委員会事務局長 上之原 誠 君

午前10時00分開会

△開 会

○議長（池満 渉君）

ただいまから、令和4年第1回日置市議会議定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（池満 渉君）

これより本日の会議を開きます。

△日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（池満 渉君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって、重留健朗君、福元悟君を指名します。

△日程第2 会期の決定

○議長（池満 渉君）

日程第2、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの36日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの36日間と決定しました。

△日程第3 諸般の報告（議長・監査結果報告）

○議長（池満 渉君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議会の報告及び例月現金出納検査結果報告、定例監査結果報告、随時監査結果報告、公の施設の管理監査結果報告及び財政援助団体に対する監査結果報告につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

以上、ご報告いたします。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4 行政報告（市長報告）

○議長（池満 渉君）

日程第4、行政報告を行います。

市長から、行政報告の申し出がありました。これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

1月7日からの主な行政執行についてご報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策本部会議を1月31日までに6回開催し、感染状況、今後の対応等について協議を行いました。

次に、12月3日から1月19日にかけて、地域づくりに係る市長との意見交換会を4地域で開催し、現状と課題など意見交換を行いました。

次に、12月26日にひおきとプロジェクトの一つであるカメハウス「黒川どんげえ」の開門式典に出席しました。

このカメハウス「黒川どんげえ」は、今後、日置市に移住を検討する方々のお試し住宅の場として活用が期待されています。

次に、1月3日に伊集院文化会館におきまして、令和4年日置市成人式を挙行いたしました。

今年度、新成人を迎えた400人と来賓の方々に出席をいただき、式典の様子をインスタグラムでライブ配信し、新成人の門出を祝いました。

次に、1月9日に日吉運動公園グラウンドにおきまして、日置市消防出初式を挙行し、永年にわたり地域に貢献された消防団員及び消防職員に表彰が行われました。

式には、市消防団員など約300人が参加し、分列行進、規律訓練等を行い、防火への気持ちを新たにすることができました。

次に、1月11日に市長就任後初めての対

面での鹿児島県市長会に出席しました。今後も他市の市長と意見交換を行い、情報共有、連携を図ってまいります。

次に、1月31日に避難所運営のデジタル化を推進し、住民サービス及び避難所運営の効率化を図る実証事業を行うため、Gcomホールディングス株式会社及び行政システム株式会社鹿児島支店と連携協定を締結しました。

このほか、主要な行政執行につきましては、報告書に掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これで、行政報告を終わります。

---

△日程第5 報告第1号令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告について

**○議長（池満 渉君）**

日程第5、報告第1号令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

本件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

報告第1号は、令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告についてであります。

令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

それでは、報告第1号令和4年度日置市土地開発公社事業計画の報告について補足説明を申し上げます。

別紙の1ページを御覧ください。表の左側、収益的収入でございますが、1億1,475万

6,000円を計上しております。内訳は、事業収益では、清藤工業団地と徳重工業団地の貸付料及び住宅団地の販売等を見込みまして、1億1,462万5,000円を、事業外収益では、受取利息や雑収益の合計13万1,000円を計上しております。

次に、右側の表でございますが、収益的支出8,689万1,000円を計上しております。内訳は、土地造成事業原価7,633万円は、吹上地域住宅団地の販売見込額を計上し、販売額及び一般管理費を1,006万1,000円、予備費を50万円計上しております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思っております。2ページの資本的収入につきましては、今年度は計上しておりません。これは、令和3年度におきまして、土地の売却が進んだことにより事業収益があったことなどによるものでございます。

次に、資本的支出1,291万円を計上しております。内訳は、土地造成事業費で、徳重工業団地の工事費、関連費、それと清藤工業団地とのその他の住宅団地造成事業の関連費など、1,191万円を計上しております。また、予備費といたしまして100万円を計上しているところでございます。

資本的収入が資本的支出に対して不足する1,291万円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金で補填するものでございます。

次に、3ページのほうをお願いしたいと思います。現金収支の当初資金計画でございます。受入資金の合計で3億7,353万円は、支払資金の合計で2,347万1,000円となっておりまして、差し引き3億5,005万9,000円の繰越を予定しているところでございます。

4ページ以降につきましては、これらの内訳でございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから報告第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。これで報告第1号の報告を終わります。

- 
- △日程第6 承認第1号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて
- △日程第7 承認第2号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについて

○議長（池満 渉君）

日程第6、承認第1号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについて、及び日程第7、承認第2号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについての2件を一括議題とします。

2件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

承認第1号は、専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについてであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済対策としての子育て世帯への臨時特別給付金事業に伴う民生費の執行について緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億31万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ297億6,319万

4,000円とするものであります。

まず、歳入は、国庫支出金で子育て世帯への臨時特別給付金事業費国庫補助金の増額により、4億31万円を増額計上いたしました。

次に、歳出は、民生費で子育て世帯への臨時特別給付金事業費の増額により、4億31万円を増額計上いたしました。

次に、承認第2号は、専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについてであります。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済対策としての子育て世帯及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業に伴う民生費の執行について緊急を要したため、予算措置したものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億2,630万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ305億8,949万6,000円とするものであります。

まず、歳入は、国庫支出金で住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額により、8億1,430万円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の増額により、1,200万円を増額計上いたしました。

諸収入では、雇用保険料の増額により2,000円を増額計上いたしました。

次に、歳出は、民生費で子育て世帯への臨時特別給付金特例給付受給者等分事業費及び住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業費の増額により、8億2,630万2,000円を増額計上いたしました。

以上2件、ご審議をよろしく願います。

○議長（池満 渉君）

これから承認第1号及び承認第2号の2件

について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。承認第1号及び承認第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号及び承認第2号の2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、承認第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第1号を、採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第1号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第12号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

これから、承認第2号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号を、採決します。お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、承認第

2号専決処分（令和3年度日置市一般会計補正予算（第13号））につき承認を求めることについては、承認することに決定しました。

---

△日程第8 議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

○議長（池満 渉君）

日程第8、議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第1号は、日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてであります。

郵便局における証明書等の交付に係る事務を廃止するため、日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消したいので、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項において準用する同条第3項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて補足説明を申し上げます。

平成19年度から実施しております郵便局における証明書等の交付に係る事務を廃止するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項の規定により、日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消したいので、提案するものでございます。

指定を取り消す郵便局は、下伊集院郵便局、

伊集院北郵便局、吉利郵便局、吹上永吉郵便局の4郵便局になります。指定を取り消す日は、令和4年4月1日となります。

郵便局等での証明書発行につきましては、平成19年度から市内24か所、4つの郵便局、それと20の地区公民館において、住民の利便性を図るために証明書発行の取扱事務を行ってまいりました。設置後14年を経過いたしまして、郵便局、地区公民館ともに利用者が年々減少している状況となっております。

一方、マイナンバーカードの普及によりまして、コンビニ交付での証明書発行については、年々増加傾向にある状況にあります。

このような中、令和3年10月に日本郵便株式会社から、事務手数料について大幅な手数料の改定が示されたところでございます。

市では、利用者の減少や通信機器の更新経費、そして、将来の維持管理経費の増加が見込まれること、また、マイナンバーカードを活用したコンビニ交付を推進しているということ、そして、今後、デジタル化により自宅からオンライン申請により請求できるような環境構築に取り組むことなど、総合的に勘案いたしまして、郵便局における発行事務を令和4年4月1日から廃止するものでございます。

以上ご審議をお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

議案第1号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第9 議案第2号市道の路線の認定について

**○議長（池満 渉君）**

日程第9、議案第2号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第2号は、市道の路線の認定についてであります。

開発造成工事に伴い、1路線を認定し、集落道及び農道からの移管に伴い3路線を認定し、並びに既認定路線の一部通行制限に伴い1路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

議案第2号市道の路線の認定について、別紙により補足説明を申し上げます。

それでは、別紙をお開きください。今回、市道の認定をしたい路線は5路線になります。

まず、市道認定番号1ハートフルヴィラ伊集院線は、民間開発造成工事に伴い、市に寄附採納されたもので、延長を300mとするものです。

次に、番号2から番号3は、農地整備課が狹隘道路整備等促進事業飯牟礼地区で整備した集落道になります。

番号2迫畑線は延長を109m、番号3和田堀線は延長を249mとするものでございます。

番号4の狩谷梅里線は、県営事業による半島基幹農道整備事業吉利地区で整備した農道になります。吉利から永吉までの区間、延長を4,032mとするものです。

番号5向湯田上水流線は、市道橋の廃橋に伴う代替路線を、令和4年度社会資本整備総合交付金事業を活用し整備するため市道に認定するものであります。延長を197mとす

るものでございます。

それぞれの起点、終点は、別紙資料のとおりでありますので、説明は省略いたします。

資料として、市道認定路線位置図及び市道認定路線図があります。市道認定路線を朱色の実線で表示してございます。丸が起点、矢印が終点になります。

今回、市道として認定し、供用、管理を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

議案第2号は、産業建設常任委員会に付託します。

---

△日程第10 議案第3号日置市個人情報保護条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第10、議案第3号日置市個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第3号は、日置市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

それでは、議案第3号日置市個人情報保護条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、国のデジタル社会形成整備法の改正により国の法律の引用箇所についての改正になります。

第4条は、国の法改正により、これまで独立行政法人等や国の行政機関等それぞれの機関において個人情報保護法があったものが今回廃止されまして、新たにデジタル社会形成整備法の個人情報保護法に統一をされることから、国の「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第1項」に改めるものでございます。

ただいま申し上げました個人情報保護に関する法律第2条第9項を第1項と申し上げましたが第9項に訂正をお願いいたします。

次の段落の、第40条の改正についてでございます。第52条第1項、これについては、国の統計法について規定をされているところでございます。「第52条第1項」を「第52条」に改める改正ということで、今回、国の法改正によりまして個人情報保護法が統一をされることに伴います改正ということでございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行するとしております。

以上ご審議をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第3号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号日置市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第11 議案第4号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第11、議案第4号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第4号は、日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

報酬の支給方法及び支給期日並びに投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を見直すため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第4号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤職員の報酬の支給方法及び支給期日並びに投票所及び期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬を見直すため、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、別紙を御覧いただきたいと思います。第1条は条文整理でございまして。次に、第3条第4項は、報酬の支給方法で、月の途中で辞められる非常勤職員の日割計算を明確にするものでございまして。次に、第3条第5項から同条第7項は条文整理でございまして。次に、第4条は報酬の支払期日の規定で、第4条第1号は、日額報酬の支給期日について、これまで日額報酬の支払いは、勤務をした日に支給するしかなかったものを、支払期日を「勤務をした日」から「勤務をした日後30日以内」に改め、また、ただし書で同一月に2日以上勤務することが明らかな場合は、月末締めとし、その月の勤務日数分を一括して翌月の10日までに支給できるように改めるものでございまして。

第4条第2号は、月額報酬の支払い期日について、その月において勤務した日の最後の日をその月分を翌月10日までに支給するよう改めるものであります。

次に、第5条及び第6条は、条文の整理でございまして。

次に、別表の1報酬について、令和4年7月からの選挙における投票区の見直しということで、38か所から8か所に見直す予定としておりますが、移動期日前投票所ややむを得ない事情で、途中辞職等に係る報酬に対応するため、改正するものでございまして。

投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所

の投票立会人の日額報酬について、それぞれ報酬額の上限は変更せず、現行、報酬額の範囲内で市長が定める額としております。これは、短時間勤務の場合でも報酬額を時間給で支給できるように、市長が定める額としたものでございます。

附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行するものとし、経過措置として、条例の施行の日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例によることを規定するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第4号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第4号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第

4号日置市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第12 議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第12、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第5号は、日置市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の改正の主な概要は、国の地方税法の改正に伴いまして、子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児のいる世帯に係る被保険者均等割を5割軽減するものでございます。

なお、国民健康保険税は、低所得世帯に対して均等割と世帯別平等割を7割、5割、2割の軽減措置が講じられているところでございますが、今回、未就学児のいる世帯に對しまして、基礎課税額、医療分でございますが、それと後期高齢者支援金等課税額、支援金分の均等割につきまして、その軽減後の保険税額の5割を上乗せで軽減するというものでございます。

未就学児の定義は、6歳に達する日以後、

最初の3月31日以前である被保険者となります。

それでは別紙をお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税は、基礎課税額、医療分と後期高齢者支援金、支援金分とっておりますが、それと40歳以上65歳未満の方は介護納付金課税額のその3つの合計額で計算をされております。そして、これらの保険料は、応能、応益の負担ということで、それぞれの所得割、資産割、均等割、平等割で構成されているところでございます。

第3条は所得割の見出し、そして、第4条は資産割の見出し、第5条は均等割の見出し、次の第5条の2は平等割の見出しの改正で、医療分に相当する課税額として「基礎課税額」を見出しに加えた規定の整備でございます。

そして、第5条の2の条文中「第23条」を「第23条第1項」とする改正でございますが、現行の「第23条」が国民健康保険税の均等割と平等割について、所得に応じて7割軽減、5割軽減、2割軽減することが規定をされております。

今回、未就学児に係る国民健康保険料の均等割額の減額措置を2項として新たに設けたため、従来の軽減措置分、7割、5割、2割の軽減措置でございますが、その規定が第23条第1項に改正されたため、これに伴う条文の整理でございます。

次に、第6条、第13条は条文の整理となります。

次に第23条中の「第703条の5」を「第703条の5第1項」に、これにつきましては、国の法律の引用箇所、国の地方税法においても、新たに未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の減額措置についての規定を第2項として新たに設けたため、従来の軽減措置分を「第703条の5」から「第

703条の5第1項」に改正され、これに伴う条文の整理でございます。

そして、条文中の被保険者均等割額を基礎課税額の被保険者均等割額に、世帯別平等割額を基礎課税額の世帯別平等割額に規定の整備をしたものでございます。

さらに、第23条の2項で、先ほど申し上げました、未就学児に係る減額措置を新たに加える規定の整備でございます。

(1)で、第1号でございますが、未就学児に係る基礎課税額の均等割額で、それぞれ未就学児1人につき、次に定める額を減額するものとしております。

被保険者の基礎課税額の均等割額は1人につき年2万1,500円となっております。第1号アは7割軽減された世帯の軽減額3,225円、第1号イは5割軽減された世帯の軽減額5,375円、第1号ウは2割軽減された世帯の軽減額は8,600円、第1号のエは、軽減を受けていない世帯の軽減額1万750円を規定しております。

(2)は、第2号でございます。後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について規定してあります。次のページになります。後期高齢者支援金等課税額の均等割額、これにつきましては、被保険者1人につき8,000円でございますが、条文には、第1号で説明いたしました基礎課税額分と同様に軽減された金額を記載しております。第2号アは、7割軽減された世帯の軽減額1,200円、第2号イは、5割軽減された世帯の軽減額2,000円、第2号ウは、2割軽減された世帯の軽減額3,200円、第2号エは、軽減を受けていない世帯の軽減額4,000円を規定してございます。

以下、第23条の2から、附則の改正は、規定の整備を図るための改正、附則の第1号で施行期日として、この条例は、公布の日から施行する。ただし、未就学児に係る国民健

康保険料の均等割額の減額措置に関する改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

また、第2項で適用区分といたしまして、この条例による改正後の日置市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例によるとしております。

今回の改正に伴いまして、軽減分の公費負担割合は、国が2分の1、県と市が4分の1を負担することになります。今回の軽減措置の対象者は177人と、減免予定額は162万5,450円でございます。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第5号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号日置市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第13、議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第6号は、日置市地区公民館条例の一部改正についてであります。

日置市地区公民館における証明書等の交付に係る事業を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしく願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第6号日置市地区公民館条例の一部を改正する条例について別紙により補足説明を申し上げます。

主な改正内容は、平成19年度から住民サービスの一環として20地区公民館で実施してまいりました住民票等の各種証明発行の業務について、利用者の減少、維持管理費の増加により令和4年度から取扱業務を廃止するものでございます。

利用状況は、東市来地域以外の地区公民館の利用がほとんどない状況にあるということでございます。

今回、利用者が減少していること、通信機器の更新経費や将来の維持管理経費の増加、それと、マイナンバーを活用いたしましたコ

ンビニ交付を推進していること、そして、今後、自宅からオンライン申請により請求できるよう環境構築に取り組むことなど総合的に勘案いたしまして、地区公民館における各種証明発行事務を廃止するため、今回、条例の一部を改正するものがございます。

それでは別紙でございます。第3条は、地区公民館の事業について規定をしてありますが、地区公民館におきましては、地域づくり活動、あるいは生涯学習に関することなど様々ございますが、第4号で証明書等の交付請求の受付、証明書の引き渡しに関する規定を削除し、第5号から第7号までの規定を1号ずつ繰り上げるものがございます。

次に、第4条は、使用時間及び休館日の規定で、証明書の取扱い日と時間について規定した第4項を削るものがございます。

次に、第11条及び第12条は、証明書等の交付申請及び証明書交付の際の手数料の徴収の規定で、この2条は削除いたしまして、第13条から第19条までを2条ずつ繰り上げるものがございます。

次に、第20条は、地区公民館の管理を指定管理者に行わせる場合の規定の改正で、証明書等の発行業務の規定を削除したことに伴います条文整理と、あと同条を第18条に繰り上げるものがございます。

次に、第21条、第22条、第23条、別表第2については、第11条証明書等の交付申請の規定と第12条証明書交付の際の手数料の徴収の規定の2条を削除したことに伴います条文整理、これらの規定を2条ずつ繰り上げるものがございます。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日に施行するとしております。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

議案第6号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第14 議案第7号日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止について

**○議長（池満 渉君）**

日程第14、議案第7号日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第7号は、日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止についてであります。

日置市日吉デイサービスセンターを廃止するため、条例を廃止したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、日吉支所長に説明させていただきますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○日吉支所長（丸田明浩君）**

それでは、議案第7号日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止について補足説明を申し上げます。

日吉デイサービスセンターは、平成8年旧日吉町におきまして、当時の社会情勢などを踏まえ、日吉町内にデイサービス事業を行う事業者がなかったことなどから、町において施設を設置し、平成17年の合併により、日置市へ引き継がれたものがございます。

また、本施設におけるデイサービス事業の運営につきましては、設置当初の平成9年4月から旧日吉町社会福祉協議会へ委託し、

その後、日置市社会福祉協議会へと引き継がれました。

さらに平成19年度から日置市の指定管理者制度導入に伴い、日置市社会福祉協議会が指定管理者として、引き続き事業運営を行っています。

この日吉デイサービスセンターは、設置から25年間、高齢者などの心身機能の維持向上を図るとともに、地域の福祉向上に努めてまいりました。現在の状況としましては、日吉デイサービスセンターにおけるデイサービス事業は、利用者の減少などにより令和2年度から2年間事業を休止していること、近年、日吉地域内をはじめ市内全域におきまして各種のサービス対応が可能であること、今後において本施設でデイサービス事業を実施する予定がないことなどを踏まえまして、今回、条例を廃止するものでございます。

それでは、別紙をお開きください。日置市日吉デイサービスセンター条例を廃止する条例、日置市日吉デイサービスセンター条例は廃止する。附則としまして、この条例は令和4年4月1日から施行する。

以上で補足説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第7号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第7号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号日置市日吉デイサービスセンター条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時5分とします。

午前10時55分休憩

午前11時05分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第15 議案第8号日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第15、議案第8号日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第8号は、日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正についてであります。

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、市民福祉部長に説明させていただきますので、ご審議をよろしく願います。

します。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

それでは、日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

別紙を御覧ください。日置市子ども・子育て会議設置条例の規定に、第6条中、現在、市民福祉部福祉課というふうに規定をしておりますけれども、4月の1日の組織改編によりまして、こども未来課として取り扱うこととしておりますので、それに基づきまして「福祉課」を「こども未来課」と改めるものでございます。

ご審議方、よろしくお願ひいたします。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。

発言通告がありますので、佐多申至君の発言を許可します。

**○6番（佐多申至君）**

議案第8号日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について、市民福祉部に新たなこども未来課を設置するに至った目的は何か。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

少子高齢化は、これまで以上に急速に進展し、行政運営に大きく影響を及ぼす恐れがございます。また、子どもや家庭を巡る問題は、複雑多様化しておりまして、今後、さらに安心して子育てできる環境づくりを推進するため、専門職の配置を含めて、新たにこども未来課を設置して、子育てに関する部門の強化を図りたいというふうに考えております。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

今、専門職をというお言葉もいただきましたが、実際、これは令和4年4月から施行されるということで、あと僅かですが、この職員の配置については、先ほど、専門職をということがございましたが、この未来課が子ども

も福祉課とこども支援課に分かれるということで、こないだの全員協議会のほうでも説明されたところでございますが、今後この、今、先ほど終わりました、多様化する、いろんな問題が多様化する中で、経験等や職員のいろんなそういった人数とか、いろんなそれについては、今後、配慮されたものになっているのでしょうか、伺います。

こども未来福祉係と子ども福祉支援係に分かれるということですが、その配属については考慮されたものになっているのでしょうか、訂正させていただきます。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

まず、新設のこども未来課においては、現況の福祉課の中にある子ども福祉係、それから子育て支援係、この2つの係を入れるという予定でございます。

まず、子ども福祉係のほうは、保育園等の転園等に関する課題に対応したいというふうに考えております。

それから、子育て支援係のほうでは、妊産婦、子育て世帯、それから子ども、こういった一体的な相談支援など、子育て世代包括支援センターチャイまるに、子ども家庭総合支援拠点の機能を持たせて、必要な支援に対応できる体制づくりを進めてまいります。こういった中で、専門職の配置も考えているというところでございます。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

**○14番（黒田澄子さん）**

私も、このこども未来課ができるということで、お尋ねを2点したいと思っております。

今、同僚議員からもるお尋ねがあったので、専門職を置かれるとか、そういったことは分かったところでございますけれども、子ども福祉係と子育て支援係、係の仕事から見ますと、これまであった福祉課のほうからこの2つの係が移動して、新しい課になるとい

うふうに見えるわけなんですけれども、また新たな係を今後つくっていく考えがあって、入り口としてはこの2つの係なんだけれどもというような流れなんでしょうか。その点ちょっと、新たに課をつくるのであれば、そう言ったことも考えにあるのかどうかお尋ねをいたします。

また、こども未来課が新たにできることで、どのような市民サービスの向上が期待されることになるのか、その点について2点お尋ねをいたします。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

独立した課になることで、体制が強化されるというふうには考えております。令和4年度においては、新たな係は増設されず、福祉課の、先ほど申し上げました子ども福祉係と子育て支援係がこども未来課へ移管される予定でございます。今後、子どもの総合支援拠点の動き等も見ながら配置と、係の配置等は考えていきたいというふうに思っております。

それから、市民サービスの向上がどういった期待ができるのかということでございますが、先ほども答弁いたしましたけれども、まず、子ども福祉係のほうでは、やはり保育園の定員、それから認定要件に対する課題、こういったものがございますので、それについて検討してまいりたいというふうに考えております。

また、子育て支援係では、先ほど申し上げましたチャイまるに拠点の機能を併せ持たせて、妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談に対し、特に要支援、要保護児童等への支援を強化してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

大まか分かりました。一般質問もこれされるようになっていきますので、余り深くは聞かないんですけど、先ほど、専門職を入れると

いうお話でございました。これは、常勤の職員を入れられるお考えなのか、その点についてだけお尋ねをして終わりたいと思います。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

上記の資格を持った職員を希望していく予定としているところでございます。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第8号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第8号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第8号日置市子ども・子育て会議設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第16 議案第9号日置市一般住宅条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第16、議案第9号日置市一般住宅条

例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第9号は、日置市一般住宅条例の一部改正についてであります。

皆田一般住宅のうち1戸を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

それでは、議案第9号日置市一般住宅条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

今回の条例改正の対象となっている皆田一般住宅1号は、昭和56年度に校長住宅として建設されたものであり、皆田小学校の廃校に伴い、平成19年度から一般住宅として貸し付けを行ってまいりました。平成29年1月の退去を最後に入居者はいらっしゃらず、現在空室の状況でございます。

地域からは当住宅を解体して、地域事業施設への運搬通路を確保してほしいという要望が上がっており、また、建築から経過年数が40年と公営住宅を参考にした際の耐用年数をすでに経過している状況であることから、廃止しようとするものでございます。

なお、附則として、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

以上で、補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第9号について、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第9号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第9号日置市一般住宅条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第17 議案第10号日置市手数料徴収条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第17、議案第10号日置市手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第10号は、日置市手数料徴収条例の一部改正についてであります。

手数料の徴収においてキャッシュレス決済を導入するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、総務企画部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいた

します。

**○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）**

それでは、議案第10号日置市手数料徴収条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

手数料の徴収につきましては、窓口におきまして住民票等各種証明27件を発行しております。手数料として現金のみで徴収の取り扱いをしているところでございます。

今回の改正は、第3条手数料の徴収時期について、現行条文が現金のみの規定であるために、キャッシュ決済でも対応できるように改正し、住民サービスの向上と事務の効率化を図るものでございます。

附則で、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第10号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第10号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第10号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第10号日置市手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

---

△日程第18 議案第11号日置市都市下水路条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第18、議案第11号日置市都市下水路条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第11号は、日置市都市下水路条例の一部改正についてであります。

下水道法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をし、併せて、条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、産業建設部長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

それでは、議案第11号日置市都市下水路条例の一部改正につきまして、補正説明を申し上げます。

本案件につきましては、都市下水路の維持管理に関して必要な技術上の基準を定める、下水道法施行令第18条「（都市下水路の維持管理の基準）」が改正されたことに伴い、この基準を参酌して定めています、日置市都市下水路条例の一部を改正するものでございます。

改正の概要といたしましては、気候変動の影響による降雨量の増加等へ対応するため、

排水施設を補完する施設のうち、河川等からの逆流を防止するために設けられた樋門等の点検を1年に1回以上行うことの規定を追加するものでございます。

また、併せまして第13条（罰則）の第1項第2号の規定中、条の誤りがあり「第7条」を「第8条」に改めるものでございます。

なお、附則では、本条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、補足説明を終わります。ご審議、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（池満 渉君）**

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

したがって、議案第11号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第11号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第11号を、採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、議案第11号日置市都市下水路条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第19、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第12号は、日置市立学校設置条例の一部改正についてであります。

日置市立上市来中学校を廃止するため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号及び日置市立学校設置条例第2条の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北 浩一君）**

それでは、議案第12号日置市立学校設置条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明を申し上げます。

初めに、これまでの経緯について申し上げます。

上市来中学校の統廃合につきましては、平成26年8月に上市来中学校統廃合検討委員会が設置され、上市来小学校、上市来中学校PTAに対し、要望やアンケート調査が実施されるなど、様々な協議がなされ、令和3年1月、上市来中学校の統廃合に関する要望書が、市長、教育長宛に提出されました。

令和3年7月にこれまでの検討委員会から上市来中学校統廃合推進委員会として統廃合に向けた小委員会等が設置されるなど、統廃合に向けた詳細な事項について協議が進められております。

当年10月、統廃合期日につきましても、

令和5年4月1日に向けたスケジュールで進められている文書もいただいているところがございます。

これら、上市来中学校統廃合推進委員会からの要望書等を受け、令和3年11月の教育委員会定例会におきまして、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第4項の規定に基づき、議決を得たところでございます。

今回の改正の内容としましては、日置市立上市来中学校を令和5年4月1日廃止し、同日から日置市立東市来中学校と統合することに伴い、日置市立学校施設条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、別表をお開きください。別表、中学校の部、日置市立上市来中学校の項を削るものでございます。附則の第1項といたしまして、この条例は、令和5年4月1日から施行することとし、第2項で日置市立学校施設使用条例の別表を日置市立上市来中学校の項を削る一部改正を併せて行うものでございます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（池満 渉君）

これから、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

議案第12号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第20 議案第13号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第20、議案第13号日置市体育施設条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第13号は、日置市体育施設条例の一部改正についてであります。

日置市東市来総合運動公園に屋内運動場を設置することに伴い、条例の一部を改正したので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いたします。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北 浩一君）

それでは、議案第13号日置市体育施設条例の一部を改正する条例につきまして補正説明を申し上げます。

今回の一部改正は、東市来総合運動公園に新たに屋内運動場を設置したことに伴い、既存の条例に新たな施設として加えるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。別表第3の6国内運動場の項に日置市東市来総合運動公園を加え、それぞれの主要区分に1時間の使用料及び照明料を規定するものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するものであります。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

議案第13号は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△日程第21 議案第14号日置市消防

団員の定員、任免、給与、  
サービス等に関する条例の一  
部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第21、議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

議案第14号は、日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正についてであります。

消防団員の報酬及び費用弁償を見直し、並びに条文の整理を図るため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

内容につきましては、消防本部消防長に説明させますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

○消防本部消防長（福山昌己君）

それでは、議案第14号の日置市消防団員の定員、任免、給与、サービス等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

今回の改正は、消防団員の処遇改善に関する検討会の中で、出動手当の見直しについて、出勤に応じた報酬制度を創設するという趣旨に基づき改正するものです。

大きく変更されるのは、現在の旅費という意味合いの費用弁償から出勤報酬と変更されたことと、出動手当分の地方交付税算定額を1日当たり7,000円から8,000円に変更されたことによる出勤報酬の増額になります。

現在、年報酬額として、団員の階級で3万9,700円、出動手当に関しましては、災害訓練会議など全ての案件に関して5,100円支給しております。

今回の改正で、災害に関しては、1日につ

き8,000円を超えない範囲とし、その他の区分に関しましては、内容に見合った報酬額を規則で定めます。

また、現在まで費用弁償につきましては、前期分と後期分、2回に分けて消防団員の個人の講座に振り込んでおりましたけれども、今後は年3回振り込むように改正いたしました。

出勤報酬の支給制限についての第12条3につきましては、市の職員が消防団員を兼ねている場合、勤務中の出勤報酬は支給されない部分の条文でございます。内容につきましては、従来と変更はございません。

なお、附則としまして、この条例は、令和4年4月1日から施行するとしております。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（池満 渉君）

これから本案について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

議案第14号は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第22 議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）

△日程第23 議案第16号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第24 議案第17号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第25 議案第18号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第26 議案第19号令和3年度日置市介護保険特別会計

補正予算（第4号）

△日程第27 議案第20号令和3年度  
日置市後期高齢者医療特  
別会計補正予算（第3号）

△日程第28 議案第21号令和3年度  
日置市水道事業会計補正  
予算（第5号）

△日程第29 議案第22号令和3年度  
日置市下水道事業会計補  
正予算（第4号）

#### ○議長（池満 渉君）

日程第22、議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）から日程第29、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの8件を、一括議題とします。

8件について、提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

議案第15号は、令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,328万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ306億1,277万7,000円とするものであります。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルスワクチン接種事業や通学路交通安全事業などの予算措置のほか、年度内に事業完成が見込めないものについて繰越明許費の補正など所要の予算を編成いたしました。

歳入の主なものでは、地方交付税で普通交付税の増額により3億8,114万円を増額計上いたしました。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金やワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、保育士等処遇改善臨時特例交付金の増額、児童手当国庫負担金の減額などにより5,267万2,000円を

増額計上いたしました。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や多面的機能支払交付金事業費県補助金の減額、現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額などにより497万1,000円を減額計上いたしました。

寄附金では、大雨災害支援に対する指定寄附金91万8,000円を増額計上いたしました。

繰入金では、歳入歳出予算額の調整による財政調整基金繰入金の減額などにより3億5,289万円を減額計上いたしました。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や社会体育施設整備事業債などの減額により、5,060万円を減額計上いたしました。

次に、歳出の主なものでは、議会費で、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う活動自粛等による減額などにより710万円を減額計上いたしました。

総務費で、財政の健全な運営に資するための財政調整基金や将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金の積立金の増額などにより3億2,341万7,000円を増額計上いたしました。

民生費で、新型コロナウイルス感染症の影響による健康づくり複合施設ゆすいん及び日吉老人福祉センターの指定管理料や保育士等処遇改善臨時特例交付金事業費の増額、児童手当支給事業費や児童扶養手当支給事業費の減額などにより4,838万8,000円を減額計上いたしました。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額、後期高齢者医療費やがん検診等事業費の減額などにより6,086万8,000円を減額計上いたしました。

農林水産業費で、住環境整備事業費の増額、多面的機能支払交付金事業や活動火山周辺地

域防災営農対策事業費の減額などにより  
3,216万3,000円を減額計上いたしました。

商工費で、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う繰出金の増額や中小企業者等支援事業費の減額などにより7,929万7,000円を減額計上いたしました。

土木費で、通学路交通安全事業費や土地区画整理事業費の増額などにより4,555万1,000円を増額計上いたしました。

消防費で、自主防災組織育成事業費の補助金の減額などにより2,295万円を減額計上いたしました。

教育費で、小学校建設事業費や（仮称）東市来ドーム整備事業費の減額などにより8,745万3,000円を減額計上いたしました。

災害復旧費で、現年補助農地農業用施設災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費の減額などにより746万8,000円を減額計上いたしました。

次に、議案第16号は、令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,880万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億8,828万3,000円とするものであります。

歳入では、県支出金で、給付見込みによる保険給付等交付金の増額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費で、一般被保険者療養給付費の給付見込みによる増額などを計上いたしました。

次に、議案第17号は、令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,518万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,361万9,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、一般事業費で、会計年度任用職員報酬の減額などを計上いたしました。

次に、議案第18号は、令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の減に伴い、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ904万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,405万3,000円とするものであります。

歳入では、料金収入の減額や一般会計繰入金を増額などを計上いたしました。

歳出では、管理事業費で、会計年度任用職員報酬の減額などを計上いたしました。

次に、議案第19号は、令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,005万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,923万4,000円とするものであります。

歳入では、介護保険料で、現年度分特別徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出では、保険給付費の施設介護サービス給付費で、実績見込みに伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第20号は、令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ173万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,923万2,000円とするものであります。

歳入の主なものでは、後期高齢者医療保険料で、普通徴収保険料の減額などを計上いたしました。

歳出の主なものでは、後期高齢者医療広域連合納付金で保険料の見込み減に伴う負担金の減額などを計上いたしました。

次に、議案第21号は、令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。

収益的収入及び支出については、新型コロナウイルス感染症対策に係る備消耗品費の実績に伴い、総額から、それぞれ3万4,000円を減額し、収益的収入は、総額を9億1,762万3,000円に、収益的支出は、総額を8億6,888万2,000円とするものであります。

収益的収入では、水道事業収益の営業外収益で、一般会計補助金の減額を計上いたしました。

収益的支出では、水道事業費用の営業費用で、消耗品費の減額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、災害復旧工事の実績見込みに伴い、総額から、それぞれ17万8,000円を減額し、資本的収入は、総額を2億1,014万2,000円に、資本的支出は、総額を6億8,877万5,000円とするものであります。

資本的収入では、工事負担金で、一般会計負担金の減額を計上いたしました。

資本的支出では、建設改良費で、修繕費の減額を計上いたしました。

次に、議案第22号は、令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

収益的収入及び支出については、収益的収

入の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を7億5,593万4,000円に、収益的支出では、総額に134万円を追加し、総額を5億3,984万9,000円とするものであります。

収益的支出では、下水道事業費用の営業費用で、報償費の増額を計上いたしました。

資本的収入及び支出については、資本的収入では、総額に940万円を追加し、総額を1億7,410万1,000円に、資本的支出の総額は、既定の予算のとおりとし、総額を3億5,408万4,000円とするものであります。

資本的収入では、下水道事業資本的収入の負担金等で、受益者負担金及び使用者協力金の増額を計上いたしました。

以上8件、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから、議案第15号から議案第22号までの8件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第15号から議案第22号までの8件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。

午前11時53分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別会計委員会は、委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君が、互選された旨の報告がありましたので、お知らせします。

- 
- △日程第 3 0 議案第 2 3 号令和 4 年度  
日置市一般会計予算
  - △日程第 3 1 議案第 2 4 号令和 4 年度  
日置市国民健康保険特別  
会計予算
  - △日程第 3 2 議案第 2 5 号令和 4 年度  
日置市国民宿舎事業特別  
会計予算
  - △日程第 3 3 議案第 2 6 号令和 4 年度  
日置市健康交流館事業特  
別会計予算
  - △日程第 3 4 議案第 2 7 号令和 4 年度  
日置市温泉給湯事業特別  
会計予算
  - △日程第 3 5 議案第 2 8 号令和 4 年度  
日置市介護保険特別会計  
予算
  - △日程第 3 6 議案第 2 9 号令和 4 年度  
日置市後期高齢者医療特  
別会計予算
  - △日程第 3 7 議案第 3 0 号令和 4 年度  
日置市水道事業会計予算
  - △日程第 3 8 議案第 3 1 号令和 4 年度  
日置市下水道事業会計予  
算

○議長（池満 渉君）

日程第 3 0、議案第 2 3 号令和 4 年度日置市一般会計予算から日程第 3 8、議案第 3 1 号令和 4 年度日置市下水道事業会計予算までの 9 件を、一括議題とします。

ここで、議事の進め方について、お諮りします。市長から、提案理由の説明及び施政方

針を聞き、各議案及び施政方針に対する総括質疑は、3月7日月曜日の第2本会議で行うことにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

それでは、9件について、市長の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

本日、令和4年日置市議会第1回定例会に当たり、市政運営に臨む所信と施策の一端を申し上げますとともに、ご提案いたしました令和4年度当初予算案等の概要をご説明し、議会をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきまして、最前線でご尽力いただいております医療関係者の皆様をはじめ、消毒や3密回避等の徹底した感染防止に努めていただいております福祉施設関係者や市民の皆様、そして、営業時間短縮やテイクアウト対応などに協力いただいております事業者の皆様に、改めて心より深く感謝を申し上げます。

鹿児島県では、2度目のまん延防止等重点措置が発令され、いまだ収束が見えない状況であります。

新型コロナウイルス感染症はあらゆる場面に影響を与えています。この2年間で大きな打撃を受けた地域社会を回復させるため、様々な角度からコロナ後の社会に向けた転換を果たす必要があります。

そのためには、まさに行政がこれまで以上に関係する皆様と連携し、オール日置で取り組んでまいる必要があります。今後とも市議会並びに市民の皆様の方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年度は市長就任2年目となります。

就任前からの、市民の皆様お一人お一人の思いや考えを互いに共有する対話と、著しい社会変化の中で年齢、性別などに関係なく誰もが挑戦できるまちづくりを目指し、マニフェストに掲げました8つの柱につきまして取組を実行してまいります。

次に、令和4年度の予算編成の大綱について申し上げます。

本市においては、令和4年度が第2次日置市総合計画の後期基本計画の2年目に当たることから、人口減少の克服と地方創生の取組である日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略を後期基本計画の重点施策として一体的に位置づけ、人口減少に対応する実効性の高い施策とし、引き続き、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」の実現に向けた取組を着実に進める予算編成を行うことを基本としました。

令和4年度当初予算については、今後の社会情勢の変化、国の予算編成及び地方財政対策の動向を見極めた年間予算として編成しました。

また、これまでの厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症等によるさらなる財源不足を乗り越えるため、補助金の削減などの事務事業の見直しを引き続き実施し、歳出削減を図りました。

新型コロナウイルス感染症対策については、感染防止対策と地域内経済活動の両立を図るため、令和4年度も新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して感染拡大防止策や中小企業等の支援等地域の実情に応じた対策を実施してまいります。

今後も、これまで行ってきた歳入・歳出改革の努力について決して緩めることなく、徹底した行財政改革を推進し、将来にわたって弾力的で足腰の強い持続可能な行財政構造を構築するため、限られた財源内で最大限の効

果が得られるよう一層の歳出削減と歳入確保を推進してまいります。

次に、令和4年度の一般会計の予算規模について申し上げます。

令和4年度の当初予算は、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により編成しました。市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性や重要性のある施策・事業等を選択し、予算を編成した結果、令和4年度の一般会計当初予算額は、271億9,000万円となり、前年度と比較し26億4,100万円の増となっています。

これは、前年度の予算編成が骨格予算であったことに加え、これまで6月補正で予算化していた普通建設事業費等の国県補助事業を当初予算で計上する年間予算編成としたことによります。

まず、歳出で、前年度と比較して増減額の大きいものを性質別でみると、物件費が2億4,875万5,000円の増で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費等が主な要因となっています。また、補助費が3億510万7,000円の増で、企業誘致対策費等の増が主な要因となっています。

一方で、普通建設事業費は20億3,954万8,000円の増となっていますが、前年度の当初予算を骨格予算として編成したため、6月補正予算後との比較では、4億2,350万5,000円の減となっています。これは（仮称）東市来ドーム整備事業費や公営住宅建設事業費、保育所等整備事業費などの大規模事業の完了や減額が主な要因となっています。

次に、歳入で、市税については、直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の影響や地方財政計画などを踏まえ、1億2,536万円の増となりました。地方交付

税については、1億円の増で、国が地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保するとしたことが要因となっています。

市債については、将来世代に過度な負担を残さないよう交付税措置のある有利な地方債の活用を図りました。また、臨時財政対策債については、地方交付税額が増額確保され、折半財源不足が解消したことから、発行を抑制しましたが、前年度の当初予算が骨格予算であることから10億2,297万円の増となっています。

次に、主要施策の概要についてマニフェストに基づき申し上げます。

まず、1つ目の柱、コロナ対策であります。昨年度から実施されております新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、円滑に3回目の接種が受けられるよう引き続き医療機関等と連携を図りながら、体制を確保してまいります。

また、国の交付金を有効に活用しながら、市民の皆様が安心して暮らせるよう感染対策に取り組むとともに、プレミアム付商品券の発行やひおきの時間を楽しもうキャンペーンなどにより、飲食店・観光業などの皆様の事業継続の支援や地域経済の好循環を図るための対策を講じてまいります。

次に2つ目の柱、地域福祉であります。高齢化が進む中におきましては、市民の皆様の健康づくりや社会参加、また、安心して生活できる環境づくりを自助、互助、共助、公助のもと進めていく必要があります。

生理の貧困などこれまで支援が十分に届かなかった方々に対するサポートを継続して行うとともに、市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域共生社会の実現を目指し、全庁横断的な連携体制づくりとともに、地域や民間企業等と協働した取組を推進して

まいります。

次に3つ目の柱、子育て支援であります。保育ニーズに対応するため、現行制度の中で、保育の必要性に関する認定要件を検証するとともに、利用定員等の課題に対しても、就学前児童数の推計に基づき、地域の教育・保育施設の意見を聞き、日置市子ども・子育て会議に諮りながら検討してまいります。

また、子ども家庭総合支援拠点としての機能を有する子育て世代包括支援センター「チャイまる」におきましては、複雑多様化する相談等の対応など、支援が必要な児童や保護者等へ迅速な支援強化が必要であります。そのため、子育てに関する担当課を新たに設置し、今後の保育ニーズに対する適正定員を検証するとともに、複雑化する相談への迅速な対応が可能な体制の強化を図ってまいります。

次に4つ目の柱、全世代の教育・学びであります。

コロナ禍でやむを得ず自宅待機せざるを得ない児童生徒や不登校児童生徒の学習を止めない教育環境を構築するため、全児童生徒に配布したタブレット端末を活用し、オンラインで自宅から小・中学校にアクセスして学習を進めることができる体制を整備してまいります。

令和5年に開催される、特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」に向けて、開催機運の醸成を図りながら、市民の皆様とともに盛り上げていけるよう、関係機関・団体と連携し準備を進めてまいります。

次に5つ目の柱、産業活性化であります。ウィズコロナの環境下におきましては、変化の時代を生き抜く産業振興が必要であります。そのため、民間企業から専門的知識や経験を有する人材を受け入れる地方創生人材支援制度を活用し、農産物等の高付加価値化とゼロカーボンシティの実現に向け、それぞれ民間企業から人材を受け入れます。外貨の獲得に

向けた稼げる産業づくりと、地域内での経済循環の推進を通して、産業の活性化を目指してまいります。

また、市の重要作物であるオリーブにつきましては、近年の生産状況を踏まえて、改めて戦略を再構築し、生産実績を踏まえたブランド化に取り組んでまいります。

次に6つ目の柱、オール日置であります。全国の地方自治体が地方創生を旗印に移住者の誘引や関係人口の創出に力を注いでいる状況の中で、本市としましても関係人口創出事業ひおきとプロジェクトを令和3年度に始動させました。

新型コロナウイルス感染症拡大により、往来が困難な状況の中で、本市の多くのファン作りと繋がりを深めるため、WEBサイトひおきとの強化を図るとともに、お試し住宅を市内5箇所を設置することで、市外からのファンとの交流を図ります。

また、ふるさと納税及び企業版ふるさと納税の強化、ガバメントクラウドファンディング等を通して市内でのプロジェクトに市外からのご支援をいただく仕組みを構築してまいります。

次に7つ目の柱、景観・環境・防災であります。本市は、令和3年9月30日にゼロカーボンシティを表明したところであり、令和4年度よりカーボンニュートラルの実現に向け取り組んでまいります。

具体的には、脱炭素型の持続可能な地域循環共生圏の構築並びにエネルギー構造の高度化等に向け、地域脱炭素ビジョン等を策定するとともに、脱炭素まちづくりシンポジウム等の開催など、市民、事業者の皆様とともに2050年カーボンニュートラルの実現に挑戦してまいります。

また、令和4年度からは南さつま市・枕崎市・南九州市と連携して取り組む南薩クリーンセンターの整備も本格化します。循環型社

会の実現に向けて、広域連携も推進しつつ取り組んでまいります。

次に8つ目の柱、財政・行政運営であります。全庁横断の推進体制のもと、デジタルトランスフォーメーション、DXを積極的に推進し、本質的な目標である市民サービスの向上につながるよう庁内の業務の合理化、効率化に取り組んでまいります。

また、職員が能力を十分に発揮できるよう、ハラスメントのない働きやすい良好な職場環境を整備するため、ハラスメントに関する外部相談窓口を設置するとともに、女性職員の管理職への登用や多様な職域への配置を積極的に推進してまいります。

地域づくりにつきましては、現在、各地区自治公民館で第5期地区振興計画を実施しておりますが、令和6年度以降に向けて地区公民館制度の在り方を検討するとともに、自治会単位では、自治会運営・活動の困りごとや地区自治公民館の在り方について検討してまいります。

また、市長がすべてに参加する自治会単位での草の根対話会を、全自治公民館で開催してまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計の予算規模について申し上げます。

まず、国民健康保険特別会計予算であります。国民健康保険事業の運営を持続的かつ安定的に進めていくために、医療給付費の適正化対策や保険税の収納率向上対策に取り組むための予算を計上し、60億9,028万4,000円となりました。

次に、国民宿舎事業特別会計予算であります。職員の人件費、施設の運営費等を計上し、1億6,805万1,000円となりました。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さらに厳しい経営状況が続いておりますが、施設を利用する方に安心してご利用いただけるよう、感染症対策を徹底し、新規顧客

の獲得に向けた営業活動を行い、利用者ニーズを踏まえた事業運営に努めてまいります。

次に、健康交流館事業特別会計予算であります。職員の人件費、施設の運営費等を計上し、1億2,438万2,000円となりました。

本施設も新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、さらに厳しい経営状況の中、国民宿舎吹上砂丘荘と同様に、感染症対策に取り組みながら、合宿等の宿泊利用を含め、温泉、プール、レストランを安心してご利用いただけるよう、事業運営に努めてまいります。

次に、温泉給湯事業特別会計予算であります。維持管理委託料、電気料等の管理運営費等を計上し、504万円となりました。

次に、介護保険特別会計予算であります。

高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、介護予防の推進及び認知症対策の強化、介護給付の適正化を図り、安定的な介護保険事業の運営に努めるための予算を計上し、57億4,245万9,000円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計予算であります。

保険料や低所得者の軽減保険料相当分の保険基盤安定繰入金及び広域連合納付金等を計上し、8億2,847万3,000円となりました。

後期高齢者医療保険の保健事業として、国民健康保険保健事業や介護保険制度における地域支援事業等との一体的な実施によるフレイル対策や疾病予防・重症化予防に取り組んでまいります。

次に、水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額9億6,712万6,000円、支出額8億9,314万1,000円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額4億806万2,000円、支出額

9億5,396万9,000円となりました。

今後も計画的に水道施設整備等を実施し、安全な水の安定供給と効率的な経営に努めてまいります。

次に、下水道事業会計予算であります。収益的収入及び支出の予算につきましては、収入額7億8,235万9,000円、支出額5億3,624万6,000円となりました。

資本的収入及び支出の予算につきましては、収入額1億3,019万1,000円、支出額3億2,956万2,000円となりました。

今後も公衆衛生の向上、生活環境の改善及び健全な水環境の創出に向けて、効率的な経営に努めてまいります。

以上、今後の市政運営について、私の基本的な考え方と令和4年度の施政方針及び当初予算の説明を申し上げましたが、本施策の推進に当たりましては、議会をはじめ、市民の皆様方のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

#### ○議長（池満 渉君）

これで、議案第23号から議案第31号までの、9件の説明を終わります。

---

#### △日程第39 陳情第1号分煙環境整備に関する陳情

#### ○議長（池満 渉君）

日程第39、陳情第1号分煙環境整備に関する陳情を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

#### △日程第40 陳情第2号吹上浜沖風力発電建設計画に反対を求める陳情書

#### ○議長（池満 渉君）

日程第40、陳情第2号吹上浜沖風力発電建設計画に反対を求める陳情書を議題とします。

本件は、総務企画常任委員会に付託します。

---

△日程第41 陳情第3号特別養護老人  
ホーム青松苑の運営場所  
に関する陳情書

○議長（池満 渉君）

日程第41、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託します。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

3月7日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後1時26分散会

第 2 号 ( 3 月 7 日 )



## 議事日程（第2号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 15号 令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）
日程第 2	議案第 16号 令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 3	議案第 17号 令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 4	議案第 18号 令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 5	議案第 19号 令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 6	議案第 20号 令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第 21号 令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）
日程第 8	議案第 22号 令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第 9	議案第 23号 令和4年度日置市一般会計予算
日程第 10	議案第 24号 令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 11	議案第 25号 令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 12	議案第 26号 令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 13	議案第 27号 令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 14	議案第 28号 令和4年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 15	議案第 29号 令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 16	議案第 30号 令和4年度日置市水道事業会計予算
日程第 17	議案第 31号 令和4年度日置市下水道事業会計予算
日程第 18	請願第 1号 特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願
日程第 19	陳情第 3号 特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書

本会議（3月7日）（月曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

会計管理者兼会計課長  
農業委員会事務局長

外 菌 和 代さん  
上之原 誠 君

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）

△日程第2 議案第16号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

△日程第3 議案第17号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）

△日程第4 議案第18号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）

△日程第5 議案第19号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）

△日程第6 議案第20号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

△日程第7 議案第21号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）

△日程第8 議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）から日程第8、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの8件を一括議題とします。

8件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

おはようございます。

ただいま議題となっております議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）から、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）までの8件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は、去る2月22日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、2月24日、25日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。その結果を受けて、3月1日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い、審議しました。

初めに、議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）についてご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出総額にそれぞれ2,328万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ306億1,277万7,000円とするものであります。

歳入について主なものは、地方交付税で普通交付税の増額。

国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金やワクチン接種体制確保事業費国庫補助金、保育士等処遇改善臨時特別交付金の増額、児童手当国庫負担金の減額。

県支出金では、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金や多面的機能支払交付金事業県補助金の減額。現年補助農地農業用施設災害復旧事業費県補助金の増額。

寄附金では、大雨災害支援に対する指定寄附金を増額。

繰入金では、歳入歳出予算額の調製による財政調整基金繰入金などを減額。

市債では、現年補助農地農業用施設災害復旧事業債や社会体育施設整備事業債などを減額いたしました。

歳出について主なものは、議会費で、新型

コロナウイルス感染症拡大に伴う活動自粛等による減額などによる減。

総務費で、財政の健全な運営に資するための財政調整基金や将来の公債費の償還財源を確保するための減債基金の積立金の増額などによる増。

民生費で、新型コロナウイルス感染症の影響による健康づくり複合施設ゆすいん及び日吉老人福祉センターの指定管理料や保育士等処遇改善臨時特例交付金事業費の増額、児童手当支給事業費や児童扶養手当支給事業費の減額などによる減。

衛生費で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額、後期高齢者医療費やがん検診等事業費の減額などによる減。

農林水産業費で、住環境整備事業費の増額、多面的機能支払交付金事業や活動火山周辺地域防災営農対策事業費の減額などによる減。

商工費で、国民宿舎事業特別会計や健康交流館事業特別会計の事業収入の減に伴う繰出金の増額や中小企業等支援事業費の減額などによる減。

土木費で、通学路交通安全事業費や土地区画整理事業費の増額などによる増。

消防費で、自主防災組織育成事業費の補助金の減額などによる減。

教育費で、小学校建設事業費や（仮称）東市来ドーム整備事業費の減額などによる減。

災害復旧費で、現年補助農地農業用防災災害復旧費や現年補助公共土木施設災害復旧費などを減額計上いたしました。

次に、3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

企画課所管では、委員より、委託料の情報管理費、地域情報化推進事業費において、832万4,000円の多額な減額補正となっているが、当初予算の額と差が出た理由は何かとの問いに、電算システム機器の保守業務及び光ケーブル保守業務委託を合わせて

23の業務で委託契約をしており、その中でも、電算システム機器の保守業務の見直しによる委託料の減額が大きかったとの答弁。

地域づくり課所管では、委員より、歳入の過疎地域対策事業債において、乗合タクシー運行事業の執行見込みにより60万円が減額補正されているが、歳出の負担金補助及び交付金において、交通政策費で、運行実績による確定額57万8,000円が増額補正されている。関連しているのかとの問いに、交通政策費の増額は、地方公共交通に関する路線バスの補助金である。乗合タクシーの減額補正については、国の補助金で賄うため、過疎地域対策事業債で補填する必要がなくなったので減額補正したとの答弁。

商工観光課所管では、委員より、商工業振興費や観光費において、支援金や補助金などの相談を受ける中で、今後の要望等の集約はできており、今後の支援策等についての考えも計画できているのかとの問いに、逼迫している市内業者の支援は引き続き行いながらも、今後、先々を見据えた事業展開に対する支援も考えていかなければならないと感じているとの答弁。

消防本部所管では、委員より、委託料の914万2,000円の減額補正について、基準改正によりと説明があったが、どのようなことかとの問いに、庁舎増改築工事設計料については、建築基準の対象が消防署でなく、事務所扱いになったことと、官庁施設の設計業務の積算基準改正に伴う算定見直し、入札執行残の3点と、地質調査については、現在の建物建設時の地質調査が有効であったため、ボーリングでの調査でなく、サウンディング試験を済んだための減額であるとの答弁。

市民生活課所管では、委員より、現在のマイナンバーカードの取得者数はとの問いに、申請件数は2万790枚で、43.5%の取得率であるが、申請をされても受け取りに来

られない方が約900人いるとの状況で、実際手元にある人は39.3%であるとの答弁。

福祉課所管では、委員より、障がい者自立支援給付費が増えた理由は何かとの問いに、就労移行やB型施設の就労施設支援など、地域に出ていこうという人が増えたことと、グループホームに入所する人が増えたためであるとの答弁。

健康保険課所管では、委員より、ロタウイルスに関連するシステム改修とあるが、内容はどのようなものであるかとの問いに、ロタウイルスの予防接種については、これまでの任意の接種であったが、定期予防接種の変更になったことに伴う副本登録のシステム改修であるとの答弁。

介護保険課所管では、委員より、認知症高齢者グループホーム等の防災改修等支援事業で、1件の不採択の理由は何かとの問いに、県に優先順位をつけて2件の申請を行ったが、優先順位で2番目の施設が不採択になったとの答弁。

教育委員会、教育総務課所管では、委員より、教育振興費扶助費の給食費援助費に執行残があるが、例年余裕を持って予算化しているかとの問いに、前年度の実績を加味して予算を組むが、毎年増減があるためであるとの答弁。

社会教育課所管では、委員より、民俗芸能伝承活動支援事業の実績と、今後の見込みはどうかとの問いに、実績で実施済みが14団体で377万6,000円、今後の見込みは検討団体が3団体で40万円である。

農業委員会所管では、委員より、タブレットの備品購入が計上されているが、27台購入の根拠は何かとの問いに、農地利用状況調査を27組の班で調査を行うためである。農地利用状況調査はこれまで紙で行っていたが、今回からタブレットで地図を見ながら現況を直接入力することができるようになる。調査

員の負担軽減及び職員の集計も事務軽減できるとの答弁。

農林水産課所管では、委員より、ガソリン価格の高騰で、ハウス栽培の方や水産業の方々への市の補助等の話は出ていないのかとの問いに、今のところ直接聞いていない。果樹農家は基金事業があり救われているが、会議等で、生産農家の代表から補助金が減額になったのは残念であるとの意見があったとの答弁。

農地整備課所管では、委員より、多面的機能支払交付金事業の交付率が当初予算の85%から引き下げられているが、県の算出根拠はあるのかとの問いに、県内40市町村で取り組まれており、693ha増えている。交付金全体で増額しているが、全国的に取り組み面積が広がっているため変動しているとの答弁。

建設課所管では、委員より、通学路の交通安全対策について、通学路プログラムで修繕しないといけない路線はどれぐらいあるのかとの問いに、実質継続で動いているのは4路線になる。令和4年度から日吉学園の部分も新規で上がり、令和5年度からは吹上方面の路線が出てくる。令和5年度まで見ると、6路線を取り組む予定である。この事業は毎年見直しを行うとの答弁。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、マイナンバーカードを申請されても、受け取られていない人が900人いるとの答弁であったが、その理由等について質疑を行っているかとの問いに、来られない方に通知を送っているところであるが、なかなか取りに来られない。理由等について質疑は行っていないとの答弁。

自由討議の後、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

しました。

なお、総務企画分科会の自由討議で、今回執行残による多額の減額補正が幾つも見られた。予算組みも厳しい中なので、法改正の情報収集や積算、見積もりを精査していただくようお願いしたいとの意見があったことを申し添えます。

次に、議案第16号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ8,880万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ64億8,828万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免の特例措置に伴う災害等臨時特例補助金、保険給付費等交付金の給付見込み、一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金の交付決定、財政安定化支援事業繰入金の増などになります。

歳出の主なものは、一般被保険者療養給付費の負担金の増、出産育児一時金の負担金の減などは、いずれも給付支給見込みに伴う補正であります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、出生育児一時金の減額は、単純に出生数が減ったという理解でいいのかとの問いに、当初30件を見込んでいたが、12月末に10件の実績、また3月まで5件の見込みがあるため、差引き残額分を計上したとの答弁。

その他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会で報告しましたが、質疑はなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第17号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,518万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,361万9,000円とするものであります。

歳入の主なものは、料金収入の減及び一般会計繰入金が増などになります。

歳出の主なものは、総務事業費の会計年度任用職員報酬の減などになります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今年度一般会計からの繰入れ見込額はとの問いに、現時点で、今回補正に表示して5,985万5,000円となる見込みであるとの答弁。

その他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会で報告をし、質疑を行ったところ、委員より、会計年度任用職員の報酬の減額があったが、当初何人任用予定で、何人分の減額を行ったかという質疑を行ったのかとの問いに、当初は三十五、六人の任用予定であったが、辞められた方の補充ができなかったり、時間外の勤務がなかったりということで、報酬の減額を行ったので、何人分という数字は出せないため、執行見込みに応じた減額を行ったとの答弁があったとの答弁。

その後質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ904万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億1,405万3,000円とす

るものであります。

歳入の主なものは、料金収入の減及び一般会計繰入金の増などになります。

歳出の主なものは、管理事業費の会計年度任用職員報酬の減などになります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、老人福祉センター機能としての利用はどうかとの問いに、コロナ禍で高齢者クラブ等の利用が減っている状況であるとの答弁。その他にも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑は終了。その後、特別委員会で報告をしたところ、委員より、会計年度任用職員の報酬の減額があったが、当初何人任用予定で、何人分の減額を行ったかという質疑は行ったのかとの問いに、当初は三十五、六人の任用予定であったが、現在は三三人の任用であるとの答弁。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第20号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご報告いたします。

歳入歳出の総額から、それぞれ173万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ7億6,923万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、特別徴収保険料の増、普通徴収保険料の減などになります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の減などになります。

当局の説明で了承し、質疑を終了。その後特別委員会で報告をしましたが、質疑はなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきもの

と決定しました。（「委員長、19号を飛ばしたが。次に19号を言って21号に」と呼ぶ者あり）

失礼しました。19号を飛ばしましたので、再度報告させていただきます。

次に、議案第19号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご報告いたします。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1,005万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億8,923万4,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金の介護給付費国庫負担金の増、介護給付費県負担金の減などになります。

歳出は、施設介護サービス給付金の減額などになります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、介護認定審査会の報酬等が減額になっているが、コロナ禍による影響があるのかとの問いに、認定審査会の報酬等については、研修会が書面開催になったことから減額となっている。審査件数や申請件数は昨年度とほぼ横ばいになっているとの答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会で報告をしましたが、質疑はなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第21号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）についてご報告いたします。

今回の補正は、昨年5、6月に豪雨による排水設備の災害復旧に係る工事費見込みの減と、新型コロナウイルス感染症対策として、上下水道課庁舎の衛生環境向上事業に係る国

からの臨時交付金の執行額の減になり、この項目の補正により、予算書第2条において、収益的収入及び支出では、収入予定額を9億1,762万3,000円に、一方、支出予定額を総額8億6,888万2,000円とするものであります。また、第3条の資本的収入及び支出では、収入予定額を総額2億1,014万2,000円に、支出予定額を総額6億8,877万5,000円とするものであります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、上下水道課庁舎の工事内容はどうのようなものであったのかとの問いに、トイレ手洗い場の自動水洗化を整備した。また2階に手洗い場がなかったため、新たに設置したとの答弁。

このほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑は終了。その後特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、麦生田地区の未普及地域の解消が計画的に進んでいると思うが、収益的収入に反映したのかという説明や質疑があったのかとの問いに、議案に沿って説明であるので、そのような説明も質疑も行っていないとの答弁。

その後質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）について、ご報告いたします。

今回の補正額については、民間団地造成等に係る受益者負担金及び使用者協力金の徴収によるもので、第2条の収益的収入及び支出では、既定予算額に134万円を追加し、支出総額を5億3,984万9,000円とするものであります。

また、第3条の資本的収入及び支出では、

収入の既定予算額に940万円を追加し、総額を1億7,410万1,000円とするものであります。

次に質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、受益者負担金の内訳はどのようなものかとの問いに、受益者負担金を支払う47人のうち、一括納付によるものが26件、分割納付が20件となった。1件分については、まだ納付がされていないとの答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後特別委員会で報告しましたが、質疑はなく、討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから8件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第15号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和3年度日置市一般会計補正予算（第14号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第16号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和3年度日置市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第17号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和3年度日置市国民宿舎事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第18号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第18号令和3年度日置市健康交流館事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第19号令和3年度日置市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第20号令和3年度日置市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号令和3年度日置市水道事業会計補正予算（第5号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第22号令和3年度日置市下水道事業会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第9 議案第23号令和4年度日置市一般会計予算

△日程第10 議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第11 議案第25号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第12 議案第26号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第13 議案第27号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第14 議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第15 議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第16 議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算

△日程第17 議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算

○議長（池満 渉君）

日程第9、議案第23号令和4年度日置市一般会計予算から日程第17、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

この9件については、さきの本会議において提案理由の説明及び施政方針を聞いてから質疑することになっておりましたので、これから総括質疑を行います。

発言通告がありますので、まず黒田澄子さんの発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

それでは、せんだって市長のほうから、今回の予算に対する方針など、るるご説明がございました中で、4点にわたってお尋ねをしたいと思います。

令和2年度決算の経常収支比率が92.1というふうに明記されております。これは、非常に内容を見ると、あまりよろしくない数字だと。どんどん増えていっているのかなということを少し心配するわけです。本市の対策は、これどのようにされていかれるのか、まずはお尋ねしたいと思います。

また、今回、新規で地域活性化企業人材事業の農林水産課、また企画課への2年間の受

入れ、民間の受入れ、これについて文章的には、市民所得向上につなげる事業とございます。

民間の方が2年間入ってこられて、日置市のために頑張っていたくことには大賛成でございますけれども、この2人に課せられるミッションとしては、非常に過大ではないかと思えるような文言が書いてございましたので、若干この点で、現場でのこの2人の仕事の内容の詳細等をお尋ねしたいと思います。

3点目、4点目は、森林環境譲与税の歳出の部分でございます。

まず、ひおきとプロジェクト事業の詳細と今後の活用について、同様に、そのような活用をしていくのか。

また、森林環境譲与税の同じく歳出の観光振興費の事業の詳細ということで、これまで森林環境譲与税の部分では、このような支出は初めてでございましたので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

#### ○財政管財課長（東 正和君）

1点目の経常収支比率についてでございます。

経常収支比率は、本市では、合併当初96.6%でございましたが、徐々に低下をいたしまして、平成22年度には85.8%になりました。その後、徐々に上昇に転じまして、近年は90%程度で推移をしているところでございます。

県平均あるいは全国平均の推移についても同様でございますが、ご指摘のとおり、本市におきましては、令和2年度決算で92.1%、県平均が91.9%、全国平均が93.1%となっています。

今後も高齢化に伴う扶助費の増加、それから新クリーンセンター建設などに伴う公債費の増加が見込まれることから、経常収支比率につきましては、しばらくは高止まりが続くものと考えています。

対策といたしましては、財政健全化計画に基づく普通建設事業費の抑制による長期的な公債費の削減が重要であると考えています。

また、徹底した行財政改革や市税等の収納率の向上、公共施設の使用料の見直しなど、一般財源の確保に引き続き取り組んでまいります。

#### ○企画課長（上村裕文君）

2点目の地域活性化企業人材事業についてお答えいたします。

農林水産課での業務としましては、地域外からの所得が獲得できるよう特産品の販売ルートの拡大をはじめ、PRを加速化し、市場に適応した付加価値の高い商品への品質向上などに従事していただくことを考えております。

また、企画課での業務としましては、エネルギー消費において、エネルギー代金が地域外へ流出していることから、再生可能エネルギーによる脱炭素社会に向けた地域脱炭素ビジョン作成支援や、地域の電力会社との新たな取組の検討などに従事していただくことを考えております。

以上です。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林環境譲与税の用途につきましては、間伐などの森林整備や林業の人材育成の確保、また木材利用の促進、その普及啓発などに充てるものとされております。

今回、令和4年度において、地域づくり課と商工観光課より、木材利用の促進の観点から財源充当の相談がありまして、県にも確認した上で活用することとしております。今後も当該譲与税の用途に該当する事業におきましては、同様に活用してまいりたいと考えております。

それぞれの事業の詳細につきましては、担当部署のほうから回答いたします。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

ひおきとプロジェクト事業についてでございますが、今回、新たな関係人口創出事業といたしまして、現在、4地域にお試し住宅を設置しております。そのお試し住宅にて、県産材を活用したD I Y講座を開催する計画であります。

以上です。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

観光振興費におきましては、吹上浜魅力発信スポット造成事業におきまして、県産材を活用しまして、吹上浜エリアに魅力発信スポットといたしまして、モニュメントの設置や景観に配慮し、統一した誘導サイン等の整備を計画しています。

以上でございます。

#### ○14番（黒田澄子さん）

4点にわたってご説明をいただきました。その中で、森林環境譲与税についてはまだあまり始まって時間がたたないもので、基金積立てを着々とやっていくものかなと思っておりました。

今回は、昨年度までとすると積立ては半減されていくわけですが、この辺に対する今後の展望というのは、積立てをしていくという考えよりかは、このように県産材などで使っていくことのほうが重要だと考えておられるのか。積み立ててずっといかれるのかなというふうに考えていましたので、今回、新たに使い道がまた大きく変わったなという点を思っておりますが、その点、いかがお考えかという点と、あと、ひおきとプロジェクトで、私は、今後もこのような県産材を使ったやり方が、また同様にされていくかという点でお答えがあっておりませんので、そこをお尋ねしたいことと、あと、吹上浜のモニュメント、これを木製で造るという部分で、造ったけれども、木製でございますので駄目になったと。もう数年後に駄目になったということがありはしないかと若干心配はするわけですが、そ

の点はどうなのか。このようなモニュメントが、木材を使ってどんどん設置されていかれるような今後の展望があるのか、その点について最後にお尋ねをしたいと思います。

#### ○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）

森林環境譲与税につきましては、令和6年からだったと思いますが、全国民から税金を頂くということになっております。

この譲与税につきましては、積み立てるものではなくて、やはり国民に理解が得られるように、当初の目的の用途どおりにどんどん活用していくという方向で、国からの指示も出ているところでございます。

以上でございます。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

ひおきとプロジェクトとしましては、令和4年度日置地域にありますお試し住宅と、引き続き、令和5年度に吹上地域にありますお試し住宅のほうで、森林環境譲与税を活用したD I Y講座を現在計画しているところでございます。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

今回のこのモニュメント等の造成におきましては、今回、木材を使用した景観に配慮したものを作成したいというふうに考えておきまして、十分この防腐剤等も利用しながら作成していきたいと思っておりますけれども、こういった統一した趣のある木材を使用したサイン等の整備によりまして、実証という意味でもやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、山口初美さんの発言を許可します。

#### ○16番（山口初美さん）

私は、令和4年度日置市一般会計予算に対する総括質疑を行います。

ロシアでは、ロシアのウクライナ侵略で、一般市民や子どもたちが犠牲になっています。

世界中で平和を強く訴える声上がる中での日置市議会となっております。

日置市民も平和なこの町で本当に安心して暮らしたいと願っていますが、その市民の願いをかなえる予算にしていかななくてはなりません。何事も平和的な外交努力で解決すべきであります。

私は、今回は、コロナ対策について1点に絞って総括的に質疑をさせていただきます。

全力で先手先手でコロナを収束させる予算になっていますでしょうか。新型コロナウイルスの感染が拡大し続けています。無症状の感染者が、自分の知らないうちに感染を広げてしまうのが、このコロナの最大の特徴となっています。誰もが一日も早くコロナが収束することを願っております。

今日の南日本新聞にも、プラス12名、そして693名、トータルで。日置市も感染者が計上されておりました。ワクチン接種と並行してPCR検査や抗原検査がいつでも可能な環境を整え、誰もが無料で自己負担なしで、安心して検査を受けられるような社会的検査体制で、先手先手でコロナ禍に備えることがどうしても必要と私は考えます。

感染を早期に発見し、その拡大を防ぐためにも、迅速に検査を行うことが必要ですが、このようなコロナ禍に先手で備える予算になっているのか、その点について伺います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

令和4年度の当初予算案の中には、PCR検査等の予算は計上しておりません。

現在、県の事業として感染に不安を感じる県民の方々を対象とした無料のPCR検査等が行われておまして、日置市内では8か所開設されております。

#### ○16番（山口初美さん）

再度、伺います。

オミクロン株によりまして急激に感染者が増加しました。子どもたちへの感染が広がり、

学校や学童保育、幼稚園、保育園など、学級閉鎖、休園などが相次ぎました。医療現場をはじめ、子どもを抱えて仕事に行くことができない人が増えました。子どもから若い世代には重症化ケースは少ないですが、家庭内感染も広がりました。

子どもたちへのワクチン接種も始まりましたが、ワクチン接種をためらうケースも多いのが現状です。副作用などが心配で、ためらうケースが結構あるようですが、ワクチンだけに頼っているのは、コロナを収束させるのは大変難しい現状だと考えております。

県と協力をして検査体制ができているというご説明で安心をいたしました。日置市がしっかりと検査が大事なんだということも位置づけて、社会的検査体制を整える、そして国や県とも連携していく。そういう令和4年度の日置市の一般会計予算にさせていただくことを期待しております。

その点について、再度伺って質疑を終わりたいと思います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

いつでも誰でも無料で検査が受けられるということは、当然安心につながると思います。市単独でこうした体制を整えるということには、それなりの費用負担も伴いますので、今は3回目接種を進めておりますので、希望する方が早期に接種が終わるよう、そちらのほうに力を注いでまいりたいというふうに考えております。

#### ○議長（池満 渉君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第23号から議案第31号までの9件については、全議員20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。ご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、20人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分といたします。

午前10時55分休憩

---

午前11時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会は、委員長に坂口洋之君、副委員長に佐多申至君、是枝みゆきさん、福元悟君が互選された旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

---

△日程第18 請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願

**○議長（池満 渉君）**

日程第18、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）**

ただいま議題となっております請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本請願は、東市来町長里在住、青松苑利用者家族会代表、北山幸子氏、伊集院町下谷口在住、同じく家族会副代表、木村槇子氏、東市来町伊作田、社会福祉法人恵里会理事長、前原くるみ氏の3名の連名で提出され、紹介

議員は、代表元山寿哉議員ほか、中村清栄議員、富迫克彦議員、重留健朗議員、中村尉司議員、留盛浩一郎議員、黒田澄子議員、下御領昭博議員、並松安文議員、以上9名の議員であります。

令和3年12月21日の12月議会最終本会議において、本委員会に付託され、直ちに委員会を開催し、閉会中の継続審査とすることに決定。その後、令和4年1月12日と2月9日の2回にわたり、委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

委員会では、紹介議員代表に説明を求め、また、執行部にもこれまでの経緯と見解を求め、質疑、自由討議の後、討論、採決を行いました。

まず、紹介議員代表の元山寿哉議員が本委員会に所属しておられるため、請願の願意と理由について説明を求めました。

請願の願意等について、主なものをご報告いたします。

本請願の願意は、特別養護老人ホーム青松苑の改築に併せ、総合医療機関との近接連携体制に向けて、その運営場所を指定する移管条件の変更を請願するものであります。

施設移管の条件である、1、入所者に対する処遇の維持・向上、2、家族・身元引受人からの信頼や期待に応えるため最善を尽くすこと。また、地域包括ケア体制の確立の観点から、地域医療機関との連携を図ることは尊重しなければならない。そのためには、老朽化した施設の更新と、国も提唱する救急医療体制との近接連携は不可欠であります。

現在の施設及び日吉地域での運営では、移管条件を満たすには無理があり、最上の特養施設で最上の処遇を提供することに限界を感じている。

また、非木造社会福祉施設の老朽度調査報告書によると、青松苑は老朽度区分Aで、緊急に改築を要する水準に該当するという調査

報告でありました。

建物の具体的損傷内容は、過去の地震などに伴う、柱やはり、壁の損傷、さらには、基礎部分の一部に不同沈下が疑われるとの内容でありました。

このような調査結果と状況より、将来にわたり大きな地震などに被災した場合、建物の安全性、入居者及びスタッフの生命の安全確保については補償することはできないと考え、緊急な改築整備が必要と考えます。

令和元年9月議会において、青松苑の民間譲与議案を議決いただいた議会の皆様に、施設の現状を鑑み、市有財産譲与契約書において明記されている移管条件の一部について、その変更を請願するものでありますとの説明がありました。

紹介議員への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、どの時点で移転計画が決まったのか。また、日吉地域の方々は、ほとんど知らない状況だが、紹介議員として地元の方々の意見を聞くようなことはされなかったのかとの問いに、移転は、運営母体である社会福祉法人恵里会の判断であり、紹介議員としては、運営に携わっているわけではないので、回答しかねる。紹介議員の代表として、この請願を提出した時点が移転に関する議論のスタート地点だと考える。地元住民の意見は聞いてはいないが、これから議論し決定していくことであるとの答弁。

委員より、青松苑が今、運営している日吉地域と伊集院地域へ移転した場合のメリット・デメリットを伺うとの問いに、病院母体が運営していない特別養護老人ホームは、医療連携が非常に弱いデメリットがある。入所者のご家族が、青松苑への入所を希望する決め手は、病院母体が運営をしており、医療連携により積極的治療を望まれていると聞いているとの答弁。

また、現在の日吉では、隣接しているひおき診療所は、夜間、開いておらず、緊急搬送があれば、伊集院の総合病院へ職員が搬送したり、救急車により対応している。日吉、伊集院というより、ご家族が望む環境を整備する意味では、伊集院が最適であるとの答弁。

委員より、厚生労働省のホームページによると、特別養護老人ホームはついの住みかであるとの説明もあり、入所も長期間にわたる方もおられる。医療機関の隣接した場所への移転はどう理解すればよいのかとの問いに、特別養護老人ホームは、必ずしもついの住みかではないと考える。積極的な治療を望まれるご家族と、みとり介護で最後を過ごすという2つの選択肢があるべきと思うとの答弁がありました。

次に、執行部に対し、所管する市民福祉部長、各担当課長及び日吉支所長に出席を求め、青松苑に関するこれまでの経緯と見解について、説明を求めました。

青松苑は、昭和61年5月、現在地に日吉町立特別養護老人ホームとして開所し、平成24年度から5か年、ひおき診療所とともに指定管理者制度を導入し、市の福祉と介護を担ってきた。その後、青松苑の指定管理期間が平成29年から3年間延長されたことを受け、青松苑民間移管選定委員会において、募集要項の内容や選考の際の採点方法などを協議。

令和2年度から民間移管に向け、令和元年9月議会において、市有財産の譲与についての無償譲渡議案が議決されたことに基づき、社会福祉法人恵里会と移管に関する協定書が交わされている。

協定書の第7条、移管の条件には、日置市特別養護老人ホーム青松苑の民間移管に係る募集要項に定める移管の条件と記載されており、協定書をはじめとする各種契約書に係る一連の移管に関する条件は、全てこの募集要

項に定められた内容が基本となっている。

その内容は、移管の趣旨、移管の期日、移管の方法と詳細方法、移管の条件、その他重要事項など16の項目である。

その中の移管の条件として、適用期間は、移管日から15年経過するまでの間に限り適用し、適用期間中に建物の建て替えを行うときの遵守事項として、1、あらかじめ市と協議すること。2、建て替え地は、協議により市が定める土地とすることとなっている。

今回、社会福祉法人恵里会から市に対して、10月27日から3回にわたり、伊集院地域に移転したい旨の要望書は出されているが、あらかじめの打診はなかった。また、建て替え地は、市が定める土地とすることとなっており、これが今回、請願の願意に関する項目になるのではないかと認識している。

社会福祉法人恵里会からの改築移転要望の主な理由としては、1、施設の老朽化、2、医療ニーズの高い入所者やご家族が多いこと、3、入所者と職員の命と安全という、大きく分けてこの3つであると理解している。

施設の老朽化に対する認識は、恵里会から提出された建築士による老朽度調査の結果を見ましても、市としても認識は十分持っていますが、現段階で利用に耐えないほど急を要するかどうかということに関しては、見解が分かれていると考えているとの説明がありました。

次に、執行部への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、10月27日の要望書の提出以降、どの課が対応されたのか。また、市としては認めなかったということでの請願提出となっているが、認めなかった理由について伺うとの問いに、譲渡の際に、福祉課が担当した経緯があることから、現在、福祉課を窓口とし、健康保険課、介護保険課の3課で協議しており、また、今回の請願を受けて、今後、

検討することになると考えている。また、市が、認める、認めないということではなく、移転して新築される際に、県の建築に対する補助金が出るようになっており、そこに市の副申が必要であるとお聞きしたが、提出の判断のところで、約定にある事前の相談がなかったため、認める、認めないではないと認識しているとの答弁。

委員より、協議がなされていないとのことだが、譲与契約書の第11条に、やむを得ない事由により、用途指定変更又は解除する必要がある場合は、詳細な事由を付した書面により甲に申請することになっている。書面とは、この請願という理解でよいのか。それ以外に、用途指定の変更や移転をしたいという書面が出されたのかとの問いに、恵里会側は、要望書という形の書面が出てきていると認識している。ただし、事前の協議はなく、突然、要望書という形で来られたと考えているとの答弁。

委員より、老朽度調査で報告が出ているが、写真で見ると、地盤沈下の影響か亀裂等が入っている。この2年間程度で起こったこととは考えられない。要介護3から5の方が住んでいるが、なぜ改修されなかったのかとの問いに、老朽化により、いずれ建て替えが必要な施設になることも含めて募集要項にも記載がしてあり、建て替え条件まで書いてあるということで、現在もその旨は変わっていないと理解しているとの答弁。

委員より、この移転に関して、地元の方々の理解、協力はどのように考えているか。市と事業者だけの話合いでよいのか。現在の状況と考え方を伺うとの問いに、この移転問題については、地元では、まだ知り得る情報が少なく、ほとんど知っている方はいないと認識している。今後、行政からもどのような形で伝えるか、まだはっきりしていない。まずは、自治会長の会合等で経緯説明の要望が来

ているので、請願が提出される状況と、文教厚生委員会で審査中であることの情報は伝えたいとの答弁。

委員より、老朽化の非常に激しい建物だと判定されたことが、譲与契約書の第11条、やむを得ない事由により、解除と求められた請願書だと考えるが、市の考えを伺うとの問いに、今、この場で、やむを得ない事由に当たるかどうかの回答は、まだできないと考える。請願の状況を踏まえて内部で協議を行っている。弁護士等とも相談をしながら検討していく必要があると考えているとの答弁。

そのほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

次に、自由討議を行いましたので、その一部を報告いたします。

今回の請願書の論点は、総合病院との近接連携体制に向けて青松苑を改築移転する必要性を問うことではなく、青松苑への譲与契約の中で定めてある運営場所を改築に伴い、現在地から伊集院妙円寺団地にある前原総合医療病院の隣接地に移転することの是非を問うことと認識している。

老朽化による建て替えが必要であることは認識するが、問題は、甲・乙の相互間で協議することが基本である。請願書の論点となる運営場所の移転問題が契約書の中に現在地が明記されているが、やはり契約書や要項に記載されている約束事に基づいて事前に協議を行い、一つ一つ進めていくのが大事なことであるとの意見。

また、365日住民が住んでいる施設の民間譲渡はこれまでなかった。県からの交付金を受けず、手も加えられず、15年間この場所にいなければならないとなった場合、今後、続けられない状況になるのではないか。

同じ系列の誠心会が運営している診療所は夜間診療がないため、救急車を呼ばなければならない。移管希望先も同じ日置市内であり、

施設に住む人にとっては、しっかりとしたサービス体制があるところであればよいと思われるのではないかと意見。

建物の危険性は行政側も承知であるが、事前に協議をすることが募集要項にあり、建物の問題も、県の交付金申請の問題も前提にして協議がなされるべきである。議会として、今後の行政として譲渡契約等の在り方が心配であるとの意見。

変更を希望する場合、事前に協議を行うという約束がある。診療所も、もともとは入院施設があったが、譲渡するときはその条件で移管されたと思う。青松苑が移転してなくなると、診療所までなくなるのではないかと心配だが、地域住民の心情であると察する。最低限、事前に協議を行い、地元への説明、関係医療機関にも説明を行い、移設については丁寧なプロセスを取ってほしい。約束事は信頼関係に基づくものなので、契約を形骸化することはよくないと考えるとの意見。

地元の方々が、ほとんど知らない状況で決まることに大きな不信感がある。慎重に審議したほうがよいと考えるなどの意見が出され、継続審査としました。

引き続き、2回目の委員会審査を2月9日に委員全員出席の下、開催し、紹介議員代表及び所管課へ、第1回目の委員会審査後の状況等について補足説明を求め、質疑、自由討議の後、討論、採決を行いました。

まず、紹介議員代表、元山寿哉議員より補足説明を受け、恵里会では、前回の委員会審査の中で、地域住民への説明が不足しているのではないかと指摘や、募集要項に、地域医療機関及び自治会等との連携を図ることが明記されていることから、自治会長の方々に説明会を開いた旨の説明があった。

また、前回、当局より、事前協議の段階に至っていないという見解が述べられたが、恵里会側の事前協議についての認識は、要望書

の提出に併せ、事前協議をしたという認識であるとの報告があった。

続いて、執行部にもその後の取組状況について説明を求めました。

市としての対応を確認する意味もあり、重要案件を協議する企画調整会議に付議いたしました。

その中で、診療所と特別養護老人ホームの移管に関するこれまでの経緯を鑑み、日吉地域の住民と日置市医師会に対して、青松苑の利用者家族会及び社会福祉法人恵里会から改築移転の請願が出されたことと、青松苑の無償譲渡の約束事について説明をするようにとのことから、まず日置市医師会理事会で話を行い、また、2月14日午後からの日吉地域自治会活動研修会において、自治会長さん方に対しまして説明をする予定であります。

そのほか、青松苑側とは、契約の約定に関することについて、違反することになることを相互に確認しました。

次に、執行部への質疑の主なものを報告いたします。

委員より、前回、行政側より事前協議はされていないと理解しているとの回答だったが、現時点もそのような回答かとの問いに、一般的に行政のほうで取り扱う事前協議というものは、なされていないと認識する。3回の要望書の内容をもって事前協議に当たるといふみなしはしていくことができるが、今後、詳しい話は聞いていく必要があると考えるとの答弁。

委員より、日吉地域の方々へは、どのような内容を説明するのかとの問いに、これまでの経緯と、契約上の約束事についての説明を考えているとの答弁。

委員より、恵里会側は、要望書を3回も提出され対面もされているが、一般的に行政が取り扱う協議の定義とは何かとの問いに、一般論として、打合せをされて要望書が出され

る流れが自然な流れではと考える。要望書が出される前に話があればよかったと考えるが、要望書をもって市長とも話をされた経緯があるので、その要望書をもって協議をされているという認識ではいる。

また、今回の改築に関して、県から老人福祉施設整備事業に関する建て替えの補助金申請、要望の調査があったが、県からの案内文には、市に対して事前に相談することと記載されているが、市には事前の相談はなく、県から市への報告により確認した状況であるとの答弁。

ほかにも多くの質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に入る前に、自由討議を行い、出された意見をご報告いたします。

建て替えは、現在の運営地の日吉地域では駄目なのかという意見に対し、現在、日置市内には5つの特別養護老人ホームがある。各施設に入居されている方の住所地を聞き取りした結果、日吉地域の青松苑のみが、地元地域の方の入居率がトップを占めていないという結果であった。このことから見ても、特に日吉地域に地域性を持たない特別養護老人ホームということが考えられるので、青松苑を日吉地域に必ず置いているという地域性は薄いのではないかと考えるとの意見がありました。

また、現在、継続審査中であるが、質疑もほとんど出尽くした。委員から日吉地域の方々への説明や理解はどうかという意見を受け、恵里会は、日吉地域の会合や電話等で説明を行い、地域の方々はおおむね了解していただいたと聞いている。これ以上、審査を継続する必要はないと判断し、採決を求めるとの意見がありました。

会議を再開し、継続審査とすべきか、採決すべきかを諮った結果、採決すべきと決定し、自由討議を終了。その後、討論に付しました

ところ、反対討論といたしまして、今後、恵里会及び行政から、地元の方々や関係団体についても説明を行い、移転の必要性和契約条項の中身を理解した上で、甲と乙、双方と地域が納得した上で判断すべきである。平成27年の青松苑在り方検討委員会でもどちらも存続が望ましいとの答申が出されており、市、恵里会、日吉地域で話合いの場を持たれ判断すべきと考える。

また、令和2年度に、青松苑に運営を移管することを議決した日置市議会としても、移管条件に示された募集要項、協定書等の変更事項は、当事者双方による協議事項であり、議会の権限事項に属さないと考え、反対する。

次に、甲である日置市と乙である恵里会との間での契約事項なので、甲と乙が認めれば法的に問題はないということは、法律行為になるために議会が介入し採決すべき事項ではないと考える。

現在、継続審査中であるが、審議未了、廃案も一つの選択肢ではあるが、9名の議員が賛同されている案件を審議未了とするべきではないと判断する。地方自治法第96条15項の上位法による権限や、議会の権限に属さないものは不採択とするほかないと議員必携にも明記されていることから、反対する。

続いて、青松苑は、築36年が経過し、老朽化も進行していることから安全性確保の上で、改築の必要性は十分理解している。

また、前原総合医療病院の隣接地に移転を要望されることも、医療と介護の連携の必要性から、このことについても十分理解はする。

一方、行政側においては、仮に、市長が請願者の要望に応えた形で同意すれば、青松苑の移管に関する協定書の内容はどういった内容だったのか。

また、合意に至るまでの経緯や理由、移転後に残された施設の処理の在り方など、地域住民や関係者各位、団体等に細かく説明をし

て理解を得る必要が出てくる。

合意に向けてのプロセスとして、青松苑の移管に関する協定書につながる募集要項の移管条件の中に、契約の適用期間中に建物の建て替えを行うときは、あらかじめ協議をすることになっている。

協定書に基づいて、あくまでも当事者間の協議で合意点を見出し、解決していくことが基本であり、2年前に青松苑の譲与に関する議案を議決した議会が、この問題に口出しすべきではないとの理由で、本請願書は不採択とするとの3件の反対討論がありました。

賛成討論としましては、次に、令和元年9月の市有財産の譲与議案として上程される際に、施設の建て替えも予測され、建設費用に約11億5,800万円が見込まれていた。当時の評価額は約1億2,600万円であり、民間へ有償譲渡した場合、国への返納金が発生し、約2,500万円の損益が生じるという背景の下、恵里会へ無償譲渡しようとする議案を議会に提案された経緯がある。

契約書の15年間について、弁護士に直接会って伺ったところ、甲である日置市と、乙である恵里会の問題であるので、甲と乙が協議し、認めれば問題はないとの見解であった。

今回、一番重視した点は、特別養護老人ホームは誰のための施設か。近接の診療所も夜間や休日には閉まることから、体調不良時にも往診してもらえない現状である。請願者の救える命を救いたいという医療者の思い、本人や家族の思いは十分理解でき、国も進める救急医療を併せ持つ総合医療病院のそばへの移転は、あるべき姿と考え、市が改修移転を認めることを切に願い、賛成。

続いて、青松苑は、地元日吉地域の方の入居割合が上位を占めていなかったというところで地域性が薄いという点。また、医療法人グループが母体で経営されている特養に入所されるご家族は、最後まで積極的治療を望ん

で入居される方が大半であり、最適な環境を整えるということでは、今回の改築移転案は推奨すべきである。

市有財産契約書の第11条にある、やむを得ない事由については、今回、請願者が訴えていることも盛り込むことは可能であると思う。

15年間の縛りに縛られている以上は、運営が厳しいという請願者の訴えを市としては、真摯に受け止めるべきであると考えます。

行政が設置した特養としての貴重な福祉資源をないがしろにせず、環境的に充実した総合医療機関へ隣接する利用者には選ばれる特養として、広く市民の利益につながることを主眼とし、協定書の変更や解除として捉えず、今後50年を見据えた協議であるべきと考え、賛成であるとの2件の賛成討論がありました。

計5人の委員が討論を行い、討論を終了。採決を行った結果、賛成3人、反対3人で、採択、不採択が同数でありました。したがって、可否同数により、日置市議会委員会条例第17条第1項の規定により、委員長が本案に対し決裁を行い、委員長は不採択と採決することに決定しました。

よって、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願については、不採択すべきものと決定しました。

以上で、文教厚生常任委員会での審査経過と結果の報告を終わります。

#### ○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから請願第1号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、元山寿哉君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○2番（元山寿哉君）

私は、請願第1号、原案に賛成の立場で討論いたします。

今回の請願につきましては、施設老朽化に伴う改築については、付託された文教厚生常任委員会、委員全員異論はなく、伊集院町妙円寺にあります前原総合医療病院の隣接地に移転すべきかどうかの是非に絞られます。

他自治体の例を挙げますと、名古屋市において、2015年から特別養護老人ホーム入所条件が介護度3以上との改正を受け、今後、医療ニーズの高い方の住まいの確保が課題となるとの認識の下、2018年から在宅介護が困難な方へ対応するべく、医療対応型特別養護老人ホームの整備を推進しております。

特別養護老人ホームは、ついの住みかとすることは、あくまでも入居者、そのご家族の判断によって、最期までその施設でのみとりを望むのか、最期まで積極的な医療処置を望むのか、当事者の判断に委ねられるべきです。人によって死生観は様々であるので、選択肢は多いほうが良いと考えます。

医療法人グループが運営する特別養護老人ホームに入所される入所者のご家族は、最期まで積極的治療を望み、期待し、入所先を決定する方が大半です。

その意味でも、介護に関わるストレスを緩和し、安心が担保されるベストな環境を整えるという観点から、今回の移転は推奨すべきだと考えます。

また、本件は、本来、市が運営すべきであった福祉サービスの現状について、後任の運営者からの現状報告であると捉えるべきです。このままでは運営が厳しいという訴えであります。

実際は、社協の自主事業でありましたが、市が運営に大きく関与する日吉デイサービス事業は、業務廃止されています。同様に市は、後任である現在の運営者からの現状報告を真

摯に受け止める責務があります。民間独自の努力、試行錯誤の末、事業再建計画を立てた上での訴えであります。

また、補助金利用に関しても、無償譲与が議会で可決された令和元年9月定例議会、当時の文教厚生委員長報告から、補助金を利用するの建て替えについては、民間への譲与の一つの根拠として、市も推奨しているという解釈ができます。

協定書上、双方合意によって契約内容の変更は可能です。市有財産譲与契約書の第11条、今回請願者が訴えていることをやむを得ない事由に含めるか、一般的にやむを得ない事由については、天変地異、災害の範疇でしか語られない傾向がありますが、本件は何より人命に関わることであり、このやむを得ない事由に十分該当すると考えます。

これらを踏まえ、15年間の約定に縛られている上では、協定書上、移管の条件である創意工夫により入所者に不安感を与えないための努力を行うこと。入所者に対する処遇の維持向上を最優先させることを現運営者が遵守されるためには、現状では運営が難しいという請願者の訴え、これを真摯に市としては受け止めるべきであると考えます。

最後に、本市合併前、旧日吉町時代からの公設特別養護老人ホーム設置の歴史、または日吉地域住民の方々の思いを決して軽視しているわけではありません。

今後、30年、50年を見据えて、当初行政が先進的に設置した貴重な福祉資源を決してないがしろにせず、時代のニーズに合致すべく総合医療機関に隣接させることで、環境的な充実を図り、幅広く利用者を選ばれる特別養護老人ホームとして、広く市民の利益につながることを、こちらを主眼とします。

今回は、契約書、協定書の破棄とは捉えず、前向きに今後30年、50年を見据えた協議の成果であるべきだと考え、賛成討論といた

します。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の反対討論の発言を許可します。

#### ○11番（山口政夫君）

私は、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願について、反対の立場で討論いたします。

青松苑は、開業36年を迎え、老朽化が進行し、改築の必要性、入所者や家族の皆様が医療施設の隣接地に移転を望まれていることについても十分理解しています。

不採択の理由について申し上げます。

議会の進め方、議会運営の手引き等について、各都道府県、県町村議会議長会が刊行しております議員必携、ルールブックではありますが、この第4章、請願・陳情の審査に請願の願意が妥当であるか、実現の可能性があるか、町村の権限、議会の権限に権限事項に属することであるかについて、慎重に審査した結果、契約については、地方自治法第2章第96条第1項に、普通地方公共団体の議会は次に掲げる事件を議決しなければならないと15項目が明記され、議員必携でも第2章、議会の権限で11項目に要約された議決事項が示され、双方ともに契約事項は確認できませんでした。

また、委員会の質疑で、議会では募集等について説明をしている契約内容は、議決をする事項ではないと執行部も説明されています。

このようなことから、契約案件は、いずれも議会の権限に属する事項ではないと考えます。

その裏づけとして、令和元年9月議会の議案第51号市有財産の譲与について、青松苑を社会福祉法人恵里会に譲与する議案案件のみが審議の後、議決されています。

募集要項、譲渡条件、契約内容については、議案として審議や議決もされていません。こ

のことは、令和元年9月議会時に在職されていた本日出席の議員の皆様は、ご承知のとおりです。

青松苑は、令和2年3月19日に、市有財産譲与契約書が双方で交わされ、その後、社会福祉法人恵里会で登録された私的財産であります。その私的財産の取扱いについて、議会が是非を示すべきではないと考えています。

願意が妥当性を欠き、議会の権限に属さない事項に係るものは、不採択とするほかないと、この議員必携——これ議員の皆さんはお持ちです。明記されております。

議員必携の第4章、請願・陳情の審査に明記されています。

また、日置市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の議会の議決に付すべき契約第2条には、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とするとあり、契約内容は含まれていません。

この請願第1号の願意、運営場所を指定する移管条件の変更については、議会の立場として是非の判断に属する事項ではないと申し上げます。

このようなことから、日置市所有財産譲与契約に至った募集要項、協定書の各項目に、日置市役所と社会福祉法人恵里会の当事者双方が合意し、契約に至り、恵里会の法人資産となっています。

この請願に9人の議員が紹介議員として署名押印され、市長に要望書を3回提出され、協議が行われていないとのことですが、要望書は改築移転先について同意を求めたもので、事前協議ではないものと私は考えます。

移管条件に建物の建て替えを行うときは、次に掲げる事項を遵守すること。1、あらかじめ市と協議すること。2、建て替え地は協議により市が定める土地とすることとあります。

また、青松苑の管理者からの問合せがあり、この状況であれば、約定に違反していることになるかと双方で認識していると確認させていただき、一致したと説明されました。

この青松苑の改築移転に係る契約内容変更及び移転先については、社会福祉法人恵里会と市役所は、約束事である契約時点に立ち戻り、双方が事前協議の話し合いの席に着き、丁寧な協議を重ね、解決策を導き出し、双方で関係団体や地域の理解も得られるよう説明に努めるべきであると申し添え、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願については不採択とするほかないと申し上げ、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

傍聴席の皆様にも大変お忙しい中に、休憩時間を挟みますけれども、いましばらく午後1時まで休憩をお願いをしたいと思います。

午前11時56分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、黒田澄子さんの賛成討論の発言を許可します。

○14番（黒田澄子さん）

私は、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願について、賛成の立場で討論いたします。

さて、昭和61年建築の青松苑は、令和元年9月、市有財産の譲与の議案として議会も議決した案件であります。その前に診療所と青松苑がセットでの民間譲渡が提案され、議会で議決。その後、公募により譲渡先も決まり、それを議会も議決した後に医師会からのご意見があったとのことで、前代未聞の再度2つの施設を分けて、診療所から公募が実

施され、青松苑は3年間の指定管理に入り、民間譲渡が延期された経緯があったわけです。

当時から建て替えも予想されていたものを建設費用の見込額が11億5,282万円で、当時の青松苑の評価額が1億2,608万円、市が建て替えると多額の財源確保が必要なために、市は建て替えを断念され、民間へ有償譲渡した場合は、国への返納金が2,463万円生じるとい背景があり、無償譲渡であれば返納金が要らなくなる点で、市は全く手出しのない無償譲渡を決めて、再度令和元年に議会に提案されたわけです。

これまで、公共施設で無償譲渡された保育園や、また今回令和4年度から無償譲渡される江口蓬莱館、城之下物産館など、この青松苑以外は全て15年間持ちこたえるだけの改修に多額の予算化をして、改修を終えた上で譲渡されてきています。

しかし、青松苑だけは、市が譲渡前に全く改修せず、当たり前のように民間の多額の建設費用を負わせる形の譲渡でありました。これは、民間ならば、国・県の補助金等が活用できることもあったとっております。

今回、社会福祉法人恵里会から提出された一級建築士事務所2社の調査に基づく老朽度調査報告により、老朽度Aで緊急を要するとの診断がなされました。老朽度Aは緊急を要するという診断ですが、その上の特Aが、特に緊急を要するとのことで、これが一番危ない状態です。

委員会では、老朽化は理解しているとのことで現地調査を行っていませんが、私は、紹介議員とともに一級建築士の説明を受けながら現地調査もさせていただきました。各部屋をはじめ、建物を内外に予想を超える数え切れないほどの多数のひびと、建物周辺の不同沈下があることを実際に目視して、Aの定義に当てはまる事実を驚きながら確認したところです。

委員会も当局も老朽化のための改修については、理解したものと委員で共有したところ です。

次に、日吉地域の住民への説明がなされているのかとの委員からの質疑があった点でした。この点について、紹介議員代表者とともに請願者にお伝えしましたが、コロナ禍で医療者が人を集めることはできないとの結論でした。

しかし、理事長自ら努力をされて、1月14・15・16・27日に自治会長、地区公民館長、日新地区運営委員専門部会、また移転先の妙円寺地区の自治会長に対して電話での説明をされたり、2か所の地区公民館での会議に説明をされるように伺い、また質問にも答えられ、おおむねご理解いただけたとの報告をいただいております。

また、2月14日には、日吉地区自治会活動研修会にて説明もされておりました。

もう一点の移転について、契約の変更の部分で議論される重要な点となっておりますが、市有財産譲与契約書第9条の譲与物件を指定期日の翌日から、15年間指定用途に供さねばならないとの点が、法的にどうなのかが不明確であると委員会でも論点となりました。

この点について、私も紹介議員代表者と顧問弁護士さんに直接会ってご見解を伺いました。

結論から言いますと、甲、日置市と、乙、社会福祉法人恵里会との間の契約なので、甲と乙が認めれば問題はないとお話でした。

この請願で私が一番重視した点は、特別養護老人ホームは一体誰のための施設なのかといった点であります。

要介護3以上の方が入所される条件の施設ですが、現地に行って寝たきり状態や、胃ろうや、たんの吸引を必要とされている要介護5の入所者様が多いと感じたところでした。

近接の診療所は、夜や休日には閉まってお

り、体調不良時に即座に往診してもらえない場合もあり、救える命を救いたいと訴える医療者の思い、また、救ってもらいたいと願う本人やご家族の思いは、十分に理解でき、国も進める救急医療を併せ持つ総合病院のそばへの移転は、当然あるべき姿であると私は考えています。

誰もが、親は少しでも長生きしてほしい、どんな状況でも生きてそこにいてほしいと願うものです。

また、今回この願いがかなえられなかった場合、民間の恵里会が10億円を超える多額の工事費を使つての建て替え自体が頓挫し、現状のままでは社会資源の80床の入所と12床のショートステイできる特養が、不同沈下もあるため修繕だけで持ちこたえられるとは考え難く、いずれ老朽化によって人を住まわせることや、また職場として働く医療従事者の環境に不安が大きくなり、結果、経営を断念せざるを得ないときも、近い将来、起こり得る可能性も過分にあるように思います。

既に民間所有であり、病院やデイサービスのように通う施設ではなく、入所して人が住まわれる施設です。地域にこだわるよりも日置市内に、それも車で15分の近場に移転し運営することは、何ら問題ではないと思います。

超高齢化社会はまだまだ続き、団塊の世代が後期高齢者に突入する日は、3年後となりました。特養は低い負担で充実したサービスが受けられる人気の施設であり、今後多くのニーズがあることを考えると、市民にとって大きな財産の損失になるのではとも考えます。

当局は、委員会審査でも、10月から3回にわたり要望書を持参され、お願いに来られている恵里会の行動に対して、事前の協議がなされなかったという点を強調し、繰り返し説明されたので、委員会で事前の協議の定義は何かと問うと、行政の慣例であり定義はな

いと答弁され、定義のない事前の協議など、民間に行政の慣例などが分かるはずもなく、足を運んでいることを軽々に取り扱っているかのように映りました。

結果、3回にわたって要望書をもって協議書とみなすと答弁されましたが、これが可とか不可とかということ以前に、いまだ両者の協議に入れていない今の状況は看過できない状況であるとも考えます。

私は、民間の社会福祉法人からの請願に対して、診療所は全く関係ない。医師会への報告を理事会にて行っており、不思議な点で理解できません。

契約違反との自治会長会への報告も、そうならないための要望書提出であり、まだ何も行われていない中で、市側が契約違反と断定された発言をされたことも違和感が残ります。

長くなりましたが、以上の点で、市が改修移転についての契約書の11条にのっとり、やむを得ない事由による用途変更の申入れに値すると捉えられ、契約の一部変更を認められることと、早急に協議に入られることを切に願ひ、賛成討論といたします。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、長倉浩二君の反対討論の発言を許可します。

#### ○4番（長倉浩二君）

私は、請願第1号に反対の立場で討論いたします。

本請願は、令和元年9月議会で議決された青松苑に係る市有財産譲与契約書に記載されている運営場所の変更を請願するものであります。

一般的に契約は、当事者間の意思に基づき結ばれるもので、干渉せずその内容を尊重すべきものと考えます。変更に関しても同様であると考えます。

ただし、地方公共団体が締結する契約で、一定の要件を満たすものは、議会の議決が必

要です。それは、重要な契約が地方公共団体の財政運営に与える影響を考慮して、契約が住民代表たる議会の意思により適正になされるために議決事項として及ぶものと考えます。

当該契約では、15年間は、現在地で特別養護老人ホームとして供することになっています。請願の趣旨である運営場所の変更、すなわち移転、建て替えであります。この契約の基になっている移管に関する協定書及び募集要項によれば、全く建て替えを排除しているわけではありません。また、その場所も協議によるとされております。

契約の当事者が信義を重んじ、誠実に当該契約を履行する気持ちがあるならば、これらに基づき協議を重ねていけば、契約書中の運営場所の変更という方法を取らずとも道はあったのではないかと考えます。ボタンの掛け違いがあったのではないのでしょうか。

さらに、万が一、この請願が採択されるようなことがあれば、今後、出てくるであろう市有財産の民間移管に関する議案の審議、採決に大きな影響を与えることは必至であります。

そして、何より多くの地域住民の方々が地元での存続を望んでおられることを日吉の人間の一人として、また日吉の代表として見過ごすことはできません。

移管条件の一つである地域住民等からの信頼や期待に応えるためにも、事業運営者にはその能力を発揮していただきたい。

以上のことから、私は、請願第1号に反対します。

○議長（池満 渉君）

次に、賛成討論の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

それでは、次に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっております請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願書について、反対の立場で討論いたします。

初めに、日置市特別養護老人ホーム青松苑は、平成24年度から令和元年度までの8年間、社会福祉法人恵里会が指定管理者となって運営がなされておりました。

その後、令和2年4月からは、必要な手続を終えて、同じ社会福祉法人恵里会が建物も含め、運営が移管され現在に至っております。

そこで、既存の青松苑本館は、築36年が経過し、老朽化も進行していることから、改築の必要性は十分理解しております。

また、請願書の願意でもあります特別養護老人ホーム青松苑を、紹介議員の説明でもありましたが、伊集院町妙円寺に所在する前原医療総合病院隣接地に改築移転を要望されることも、医療と介護の連携の必要性から十分理解いたします。

一方、日置市側においても、仮に市長が請願者の要望に応えた形で同意した場合、青松苑の移管に関する協定内容をはじめ、合意に至るまでの経緯や移転後に残された施設の処理の在り方など、地域住民や関係者各位団体等に細かく説明し、理解を得る必要があります。

しかし、青松苑を前原医療総合病院隣接地に改築移転することについては、いまだ当事者間において合意に至っていない状況です。

そこで、合意に向けてのプロセスとして、青松苑の移管に関する協定書につながる青松苑の移管に関わる募集要項の移管条件の中に、契約の適用期間中に建物の建て替え等を行うときは、あらかじめ市と協議すること。また、建て替え地については、協議により市が定める土地とすること。このことが記載されております。

しかし、さきの委員会審査における市側の

回答では、あらかじめその協議がなされたとは認識していない趣旨の回答がありました。

したがって、この件については、青松苑の移管に関する協定書に基づき、協定を締結した当事者間で丁寧な協議を重ねた上で合意点を見出していただく必要があるのではないかと思います。

あくまでも、この問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、青松苑の移管に関する協定を締結した当事者間で協議し、解決していくことが道理にかなった、また基本的なやり方だと認識いたします。

したがって、協議もまだなされていない以前に、議会が青松苑の改築後の移転先等について関与すべきでないという理解で、請願第1号については、反対いたします。

以上で討論を終わります。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

#### ○16番（山口初美さん）

私は、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願に対して反対討論を行います。

私は、特別養護老人ホーム青松苑が、民間へ無償譲渡される際にも、議会の中でただ一人反対をいたしました。この問題は、地域の医療・福祉はどうあるべきかが問われる問題です。

元日吉町立病院と青松苑は、共に日吉の医療・福祉のための拠点施設であり、日吉の宝でありました。市が公的に責任を持って管理し運営すべきだという理由で、私は無償譲渡に反対した経緯がございます。民間に丸投げし、責任を投げ捨てた市の責任は重大であります。

今回のこの請願は、青松苑の移転を求める内容となっておりますが、日吉地域の住民は、青松苑が日吉からなくなることを望んでいません。日吉にあってこそその特別養護老人ホー

ム青松苑だと私も考えます。

この請願を私は認めることはできませんので、反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

#### ○議長（池満 渉君）

下園和己君の反対討論の発言を許可します。

#### ○5番（下園和己君）

私は、特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願に関しまして、反対の立場で簡潔に討論いたします。

この請願は、施設の利用者家族会の代表者並びに副代表者、併せて運営している社会福祉法人から出されており、私も記載内容、特に命の大切さ等は十分に理解しております。

しかしながら、そもそもこの件は、2年前に日置市議会は慎重な審議の結果、民間の社会福祉法人への無償譲渡を承認した経緯がございます。そのため、現在は、社会福祉法人という一民間の所有物であり、日置市議会といたしましては、民間の所有物のいかなる事象にも直接関与すべきでないとは考えます。

また、契約内容の変更につきましては、甲と乙との協議事項となっており、日置市議会が関与することは、越権行為ともとらわれかねません。

私は、そもそも今回の請願は、地方議会の権限外の事務事項と考えます。よって、この請願に過半数近くの議員の方々が名前を連れていることが、いまだに理解できないところです。

本来、この種の請願には、議会が関与しないことが理想であります。本日の採決に際しまして、この請願を採択するということは、一度民間への譲渡を議決した議会が、再度民間財産に関与するという不合理が生じるため、日置市議会の信頼性を失うおそれがあります。さらには、議会の本質を問われることとなりかねません。

よって、今回の採決は、反対すべきが日置

市議会議員のとるべき姿であると私は考えます。

以上で、私の反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。請願第1号を採択とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、請願第1号特別養護老人ホーム「青松苑」の改築移転に関する請願は、採択とすることに決定しました。

---

△日程第19 陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書

○議長（池満 渉君）

日程第19、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書を議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております陳情第3号

特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書につきまして、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本陳情は、日吉地域5地区自治公民館長代表、日置地区自治公民館長、中原章登氏、日吉地域17自治会長代表、熊野自治会長、田畑良弘氏より提出され、2月22日の本会議において本委員会に付託され、2月28日に委員全員出席の下、委員会を開催し、市民福祉部長、担当課長等の出席を求め、質疑、自由討議の後、討論、採決を行いました。

陳情項目は、1、青松苑の建て替えに関し、事業運営者である社会福祉法人恵里会から協議の申出があった場合は、これまでの経緯と日吉地域の現状を十分ご検討いただき、地域住民が十分理解・納得された上で場所を定められることとあります。

主な内容は、現在、社会福祉法人恵里会の運営の下にある特別養護老人ホーム青松苑は、昭和40年5月に県内初の公立の特別養護老人ホームとして開園し、これまで近接の医療・福祉施設と連携を強化し、地域の医療・福祉の拠点として地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきた施設である。

移管に当たっては、条件として、日置市特別養護老人ホーム青松苑の移管に関する募集要項において、15年間は、必要な改修・補修等を行いながら運営すること等が定められている。また、その期間中に、建物の建て替えを行うときは、あらかじめ市と協議し、この協議により市が定める土地とするとある。

青松苑は、今後も地域の医療・福祉拠点として必要であることは言うまでもなく、また、地元の雇用、関係する地元事業者等と経済的にも日吉地域にある大切な資源であるため、地域住民の多くは、現地または近隣での存続を強く求めているものであります。

委員会では、さきに提出された請願第1号

に相反する内容の陳情であったため、執行部へ請願第1号の審査以降の動向について説明を求めました。

執行部より、2月14日、午後から開催された日吉地域自治会活動研修会で説明の機会をいただいた。説明の内容は、青松苑の改築移転に関する請願が提出されたことを受けて、市として、青松苑に関わるこれまでの経緯と、現在、文教厚生常任委員会で審査中である旨の対応等について話をさせていただきました。

なお、その際に質疑をいただき、法人としての収益はどうか。また、指定管理期間以降、雨漏りや床のひずみ等は修繕ができなかったのかとの問いに、収益は、全て社会福祉法人恵里会が管理すべきもので、市では詳細は分からない。また、修繕は、法人の予算で計画的に修繕されるものであると認識しているとの答弁を行ったとの報告がありました。

次に、執行部への質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、説明の際、自治会長さん方の反応はどのような感じであったのかとの問いに、当日14日の午前中に、議題となっている陳情が出されたタイミングもあり、関心の高さや熱量は感じたとの答弁。

委員より、同じ会で、恵里会も話をされたと聞いているが、どのような説明や質疑があったのかとの問いに、自治会活動研修会を閉じた後に、恵里会理事長から、約20分程度説明をしていただいた。自治会長さん方から、まず事前に説明があるべきだった。恵里会の言われることは理解はできるが、日吉から施設がなくなることは寂しい。妙円寺までは近いと言われるが、やはり地元の方はすぐそこにあるのがありがたい。入所者が減っているが、青松苑は大切な地域の施設、社会資源である。また雇用する場も失われる。日吉地域に残してほしい。地域医療として、ひおき診

療所がどうしても不可欠であるというような意見があったとの答弁。

委員より、説明する日の午前中に陳情が提出されることに違和感を感じるが、午後から説明が行われるということを知りながら、自治会長の方々はご存じなかったのかとの問いに、早い段階で定例研修会の通知を行っているため、役員や一部の方でご存じの方もいらっしゃったが、全ての自治会長の方々には、説明が行われるという認識はなかったと知っているとの答弁。

また、恵里会側から、5年・10年・15年先を考えたときに、果たしてそれでよいのかと判断をし、入所者の命、入所者の家族の思いを一番に考えるということで移転を考えている。診療所をなくするようなことはないとの説明がありました。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に入る前に自由討議を行い、出された意見を一部ご報告いたします。

委員より、さきの請願、今回の陳情と相反する要望が出され、委員会としても賛否の判断は分かれる部分があった。しかし、最終的には、協定を締結した市と恵里会との当事者同士で早急に協議を行うことが、この問題の解決を前進させると考える方向性は同じであると理解する。

よって、議会での請願・陳情の可否の判断にかかわらず、早急に当事者間において、感情的にならず、丁寧かつ建設的な協議がなされることを強く要請することの意見を委員会から附帯意見として付して提出できないかとの提案があった。

委員より、逆に、この陳情だけに附帯意見をつけるのはおかしいのではないかと。つけるのであれば、請願のときにも提案されるべきではないか。

そもそも請願が出されたのは、市側が全く協議に応じない現状が2か月以上も続き、話

合いの場を設定してもらえないため、恵里会側が何も手を打つ方法がない苦しい切実な思いから議会に提出した請願と理解している。これは、早急にされることを願うものである請願と受け止め、今回の附帯意見案には賛成しかねるので必要ないと判断するとの反対意見があった。

また、委員より、その逆の考え方で、議会は、請願・陳情が出た以上どちらか採択をしないとイケない。結果的に、双方による協議がまだできていない現状である。それを議会として協議の場を持ちなさいという附帯意見をつけることは大事ではないか。双方が交わした契約条項の協議を前に進めるために、委員会として附帯意見を付して報告すべきであるという捉え方をしていただけませんかとの意見。

また、請願の審査を委員会に差し戻し、再度審査をやり直し、請願と陳情の両方に附帯意見を付して報告することが可能であれば、賛成であるとの意見があったが、以上のことから、附帯意見を付す提案には、全会一致には至らず、附帯意見はつけずにそれぞれの討論に委ねることといたしました。

ほかにも多数の意見がありましたが、委員間の了承で自由討議を終了。会議を再開し、継続審査とすべきか、採決すべきか、諮った結果、採決すべきと決定。

その後、討論に付しましたところ、反対討論として、特別養護老人ホームは、今後、超高齢化社会に突入する中、利用者も増加する傾向が想定される施設であると考え。現在地より車で15分ほどの市内に移転したとしても大きな影響はなく、それよりも急変した入所者がすぐに手当てをしてもらえ、安心して暮らせる環境が得られる場所のほうが、家族も安心であることは間違いないと考える。

民間である恵里会が日吉町から離れることをやむなしと考えられた思いと早急に解決し

てほしいという思いに賛同し、陳情第3号は反対とする。

また、青松苑の移管条件の中に、15年間の契約期間中に建て替えを行うときは、あらかじめ市と協議し、この協議により市が定める土地と明記されている。しかし、さきの委員会で審査した段階では、行政側の答弁として、あらかじめ市と協議がなされたとは認識していないとの回答であった。

今回、陳情書の中に、地域住民の多くは、現地または近隣での存続を強く求めているところであり、恵里会からの申出があった場合は、これまでの経緯と日吉地域の現状を十分に検討し、地域住民が十分理解、納得した上で場所を定められることとあります。

このことは、まずは、協定を締結された当事者間で早急に丁寧な協議を行い解決することが基本であり、その協議により、改築後の運営場所等については市長が提案されることと認識する。

日置市は、適正で効率的な市政運営を行っていくため、多くの団体や法人と必要な契約書や協定書を締結しており、その中には、契約期間中に不可抗力による問題が発生することは十分想定される。

今後、そのような際にも、協議もなされない以前に、議会がどうこうあるべきと関与することは控えなければ、行政運営の秩序は維持していくことはできなくなると考える。

したがって、議会が、この陳情書の可否の判断に関与すべきではないと考え、陳情第3号は不採択とするとの反対討論がありました。

次に、賛成討論としまして、青松苑の移転については、基本的に、甲である日置市と乙である恵里会の間で協議しなければならない。その中で、当然、地元日吉地域の意見も把握する必要があると考える。今回の陳情書は、日吉地域5地区公民館長、そして17自治公

民館長が陳情の趣旨に賛同された中での提出であり、日吉地域地元住民の意見は非常に大事であると考え、陳情第3号には賛成であるとの賛成討論がありました。

そのほかに討論はなく、討論を終了。採決を行った結果、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書については、賛成少数で、不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会での審査経過と結果の報告を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第3号について討論を行います。

発言通告がありますので、まず、坂口洋之君の賛成討論の発言を許可します。

**○17番（坂口洋之君）**

陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書について、賛成の立場で討論いたします。

私は、移転の場所については、議会で議論すべきではなく、あくまでも当事者同士の話し合いで判断すべきと考えております。

青松苑の移転の条件については、15年、必要な改修、補修等を行いながら運営することが定められ、地域の行政機関、市役所及び自治会を含む関係機関との連携に努めることとなっています。

甲である市と乙である恵里会と協議をし、移転の場合については、市が定める土地に移転が可能となっています。

今回の陳情については、かつて旧日吉町へ特別養護老人ホーム青松苑という経緯から、日吉5地域自治公民館長、また日吉17自治

会長から、陳情事項については、これまでの経緯と日吉地域の現状を十分検討していただき、地域住民が十分理解、納得された上で場所を定められることという内容で陳情が出されました。

日吉地域の方からも、自分たちの住み慣れた日吉地域で最期を迎えたいという声もございます。老朽化が進む青松苑の新築移転は急務です。

また、恵里会が、移転の根拠の一つである、日吉地域では人材が集まりにくい、今後の労働力人口、深刻な介護現場の人手不足も、今回の請願・陳情を通して幅広く市民みんなが考える必要性もあると考えます。

地域住民のこのような声もあり、甲である市役所は、選定に当たり地域の幅広い意見の中で最終的に場所の選定を判断し、また恵里会と誠実に協議をしていただき、判断材料と考え、今回の陳情については、私は賛成いたします。

**○議長（池満 渉君）**

次に、中村清栄君の反対討論の発言を許可します。

**○1番（中村清栄君）**

私は、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書に対して、反対の立場で討論させていただきます。

さきの請願書を取り扱う中で、委員会では、地元への説明を求める委員の声があり、陳情書が提出された同日の16時から、日吉地域自治会長連絡協議会において、説明の場を持たれています。

この陳情書は、説明を受ける前に提出されている点に若干の違和感を感じます。

私は、陳情者が恵里会の説明を聞かれてからの陳情書でないことを確認したところです。

まず、陳情趣旨には、地域住民の多くの方は、現地または近隣の存続を強く求めていますとあります。地域の方は、特別養護老人

ホームが日吉地域に建ってほしいという思いは理解できるところであります。

また、陳情事項にこれまでの経緯と日吉地域の現状を十分にご検討いただき、地域住民が十分理解、納得された上で場所を定められることとあります。

さきの請願書において、社会福祉法人恵里会は、入所している方の命を最大に重んじ、医療者として救える命を救っていききたいとのことで、総合病院のある伊集院に移転することを契約上、変更していただきたい旨のものが書かれていました。

特別養護老人ホームは、今後、超高齢化社会に突入する中、利用者も増加する傾向が想定される施設であると私は考えます。

年金世代に入り、低所得になっても、安心して暮らせる環境が得られる場所です。現在地からも車で15分ほどの日置市内に移転したからといって大きな影響があるとは考えにくいです。それよりも急変した入所者様がすぐに手当てをしてもらえるところのほうが、家族も安心であることは間違いありません。私の親が、もし入所していても命を救ってほしいと思うのは、家族の思いです。

以上のような理由で、請願第1号に賛成した一人として、陳情者たちの地域に対する思いは十分理解できますが、民間である社会福祉法人恵里会が、引き続き特別養護老人ホームを運営される上で、日吉町から離れることをやむなしと考えられた思いと、早急に判断して結果を出してほしいという思いに賛同し、陳情第3号は反対とさせていただきます。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、長倉浩二君の賛成討論の発言を許可します。

#### ○4番（長倉浩二君）

私は、陳情第3号に賛成の立場で討論します。

特別養護老人ホーム青松苑は、令和元年

9月の日置市議会で、市有財産譲与契約が議決され、現在、社会福祉法人恵里会の所有、運営の下にあります。

そして、昨年12月13日、その運営場所を指定する移管条件の変更に関する請願が提出されたところであります。

これを受けて、私は地域の方々に請願の内容についてご意見を聞いて回りましたが、ほとんどの方が知らないのはもちろん、これはご主人が入所されている奥さんのところに行ったんですけれども、利用者のご家族の中に、「初めて聞いた。もしそうなれば遠くなるね」という方もいらっしゃいました。

譲与契約書、移管協定書等によれば、青松苑は、15年間は必要な改修・補修等を行いながら運営することが定められています。また、その期間中に施設の建て替えを行う必要が生じたならば、あらかじめ運営事業者は市と協議することが定められています。そして、その協議により市が定める土地とするとあります。

当該陳情は、その土地を指定する際には、地域住民の理解と納得を得て指定してくださいというものであり、具体的場所を想定しているものではありません。ただ、説明責任を果たしてくださいというものであり、現代社会においては当然のことです。よって、反対する理由が見つかりません。よって、私は、陳情第3号に賛成します。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、漆島政人君の反対討論の発言を許可します。

#### ○19番（漆島政人君）

ただいま議題となっています陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書について、反対の立場で討論いたします。

初めに、先ほども申し上げましたが、既存の青松苑本館は、築36年が経過し、老朽

化も進行していることから、改築の必要性は十分理解しています。

また、このことについては、青松苑の移管に関する協定を締結した当事者間においても、15年の契約期間中に改築の必要性が発生することを想定されてのことだと思いますが、青松苑の移管条件の中に、「契約期間中に青松苑の建て替えを行うときは、あらかじめ市と協議し、この協議により市が定める土地とする」と明記されています。

しかし、さきに委員会で審査した段階では、行政側の答弁として、あらかじめ市と協議がなされたとは認識していない。そういった趣旨の回答でありました。

そうした状況の中で、今回提出された陳情書の中に、地域住民の多くは、現地または近隣での存続を強く求めています。

よって、青松苑の建て替えに関し、事業運営者である社会福祉法人恵里会から協議の申出があった場合は、これまでの経緯と日吉地域の現状を十分にご検討いただき、地域住民が十分理解、納得された上で場所を定められることとあります。

地域住民の皆さんの思いも十分理解いたします。でも、あくまでも協定を締結した当事者間で丁寧な協議を行っていただき、その中で改築後の運営場所等については、市長が提案されることではないかと認識いたします。

したがって、この協議もなされていない以前に、議会がこの件に関与すべきではないと思うところです。

その理由としまして、日置市も市有財産の譲与や賃貸借、また業務委託など、適正で効率的な市政運営を行っていくために、必要な契約書や協定書を多くの団体や法人と交わしています。

当然、その中には契約期間内に不可抗力による突発的な問題や、社会環境の変化等により契約の中身を見直すべき問題が発生するこ

とは、十分想定されます。そのときは、まず当事者間で協議をして解決することが基本であり、協議もなされない以前に議会がどうあるべきと関与することは控えなければ、行政への秩序は維持していけなくなります。以上の理由により、陳情第3号は反対といたします。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（池満 渉君）

次に、山口初美さんの賛成討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書に対する賛成討論を行います。

陳情者である日吉地域住民の皆さんの思いは当然のものと私は受け止めます。もし青松苑が、ほかの地域に移転してしまえば、すぐ近くにある診療所の存続もとても心配されます。どちらも日吉になくってはならない医療・福祉の拠点であり、日吉の宝です。

民間に無償譲渡して公的な責任を投げ捨てた市の責任が改めて問われます。

私は、この陳情の趣旨に賛成であることを申し上げ、簡単ですが、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、反対討論の発言の希望する方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

それでは、次に下園和己君の賛成討論の発言を許可します。

○5番（下園和己君）

私は、特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書に関しまして、賛成の立場で簡潔に討論いたします。

この陳情書は、日吉地域内の地域住民から、おのおの信任を得ている5名の地区自治公民

館長と17名の自治会長から出されており、十分に地域住民の意思を反映しているものと推察されます。

甲と乙との協議事項に議会が関与することは望ましくないのですが、私ども地方議員は、合議制の住民代表機関として地域の民主的な合意形成を推し進め、民意を集約して団体意思を決定するという重要な役割を有しております。

したがって、この陳情書を採択しないということは、住民にとって身近であるべき議会に住民の理解と関心が得られない状況を生み出すこととなりかねません。

このことは、地方自治、住民自治の根幹を揺るがす深刻な問題となり、日置市議会の本質を問われるおそれがあります。

そのようなことから、この陳情は、先ほどの請願・採決は決して連動すべきものではなく、地域住民からの一陳情書として取り扱い、先ほどの請願・採決と切り離して、陳情書として純粋な気持ちで判断すべきものと私は考えます。

したがって、この陳情は地域住民の意思を十分に尊重し、賛成すべきが良識ある日置市議会議員のとるべき姿であると私は強く思います。

以上で、私の賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから陳情第3号を採決します。この採決は、起立採決に代わり電子表決により行います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採択します。陳情第3号を採択することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押して

ください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成少数です。したがって、陳情第3号特別養護老人ホーム青松苑の運営場所に関する陳情書は、不採択とすることに決定しました。

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後1時55分散会

第 3 号 ( 3 月 8 日 )



議事日程（第3号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（17番、6番、14番、8番）
-------	---------------------

本会議（3月8日）（火曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

会計管理者兼会計課長  
農業委員会事務局長

外 菌 和 代さん  
上之原 誠 君

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、17番、坂口洋之君の質問を許可します。

〔17番坂口洋之君登壇〕

○17番（坂口洋之君）

皆さん、おはようございます。12月議会も一般質問1番目でした。今年もまた1番目となりました。

2月21日、ロシアがウクライナへの侵攻が始まりました。私たちは連日、テレビ、新聞等を通して、ロシア軍の攻撃によりウクライナ国民が戦争に巻き込まれ、多くの民間人を含めて亡くなっています。国際法の法の秩序を守らず、原子力発電所の攻撃や民間施設の攻撃など、決して許されるものでございませぬ。早急な収束と国際平和を願うところがあります。

私は、社民党の自治体議員として、市民の命と暮らし、平和と雇用を守る立場で68回目の質問を2点いたします。

1つ目でございます。コロナ感染の長期化と所得や経済的な格差が広がる中での市民への支援策について、6項目お尋ねいたします。

令和3年度の個人市民税・法人市民税・国保税の失業・収入減少等による猶予・軽減・滞納の状況と、経済的に支払いが厳しい納税相談の状況を伺います。

2つ目でございます。社会福祉協議会の緊急小口資金、短期貸付金等の令和2年度以降の利用件数は延べ何件か。また返済状況を伺います。

3つ目です。令和3年度の生活保護の相談状況と実際の認定件数はどうか。また許可されない理由は何か伺います。

4つ目でございます。生活困窮者自立支援法の要保護世帯を対象とした学習支援を、準要保護世帯まで対象を広げ、子どもの学びの格差を是正すべきではないか伺います。

5つ目でございます。現在の子ども食堂の食糧支援の状況を伺います。

6つ目です。フードドライブの取組状況を伺います。

2点目でございます。日置市内の外国人との共生・協働について、3項目お尋ねいたします。

1つ目でございます。現在、日置市内に住民登録されている外国人の状況はどうか伺います。

2つ目でございます。コロナ感染防止により就労外国人の入国が制限されております。地元企業への影響、また今後も外国人雇用へのニーズはどうか伺います。

3つ目でございます。県内では、就労外国人が多い鹿屋市・さつま町・大崎町・いちき串木野市等では、自治体として外国人との共生協働に向けて先進的に取り組んでおります。本市の状況と基本的な考えを2点伺いまして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

回答します。

質問事項1つ目、コロナ感染の支援策についてのその1、納税相談の状況について回答します。

令和3年度の失業、収入減少などによる猶予、軽減、滞納の市税状況ですが、市税の猶予については、猶予申請件数が2法人のみであり、猶予額が143万200円であります。令和2年度と比較しますと、法人が15、個人が2人減少し、猶予額は6,412万

2,300円減少しています。

国民健康保険税の軽減については、8世帯であり、令和2年度と比較しますと、17世帯減少し、減免額は204万円4,900円で、令和2年度より299万3,300円減少しています。

滞納状況は、令和3年4月1日時点の滞納者2,710人が、令和4年2月21日現在では、1,976人となり、734人減少しています。

分納誓約された件数は464件で、令和2年度より413件減少しています。

納税相談については、コロナ禍による収入減少の相談ではなく、過年度からの未納に伴う相談がほとんどであります。

続いて、その2、緊急小口資金、短期貸付金等の利用件数について回答します。

日置市社会福祉協議会に確認したところ、令和2年度から令和3年度12月末までで、特例貸付の緊急小口資金、総合支援資金の利用件数は448件となっています。

償還については、令和4年3月末としていた据置期間が、令和4年12月末まで延長されたことから、現在、返済は始まっていないところです。

その3、生活保護について回答します。

相談件数は、1月末現在で61件、申請が51件、うち認定件数は42件となっております。認定されなかった件数は9件で、取下げが2件、却下が7件です。

却下の理由としては、主に預貯金や生命保険の解約返戻金の判明など、最低生活を維持できる状況にあると判断された場合となっております。

その4、学習支援について回答します。

令和3年度は、生活保護世帯の中学生21人に参加案内し、参加希望者5人を登録しています。ただし、実際の出席は二、三人にとどまっている状況です。

対象の拡大については、令和4年度、学習機会提供の早期化、意欲の向上を目指し、対象を生活保護世帯の小学校高学年まで広げ、実施地域を伊集院・東市来の2か所に増やすことで、参加しやすい環境を整備したいと考えております。

その5、子ども食堂について回答します。

子ども食堂とは、子どもやその親、地域の人々に対し、無料または低価格で食事や温かな団らんを提供するための社会活動です。

本市においては、地域コミュニティの場として、各地域において4つの子ども食堂が月1回程度活動しております。コロナ禍ということもあり、現在は、主に弁当に切り替えて実施しています。

その6、フードドライブについては、教育長より回答いたします。

質問事項2、外国人との共生・協働についてのその1、住民登録について回答します。

令和4年2月末の外国人の住民登録状況は296人で、うち男性181人、女性115人です。

昨年の同月末と比べますと、人数で47人、率にして14%の減少となっています。

外国人登録者のうち、東南アジア圏の方がおよそ4分の3を占めている状況です。

その2、就労外国人の入国制限に係る地元企業への影響について回答します。

伊集院公共職業安定所管内における外国人労働者数は、令和3年10月末時点で411人となっており、昨年同時期と比較し77人増加しています。

地元企業から直接的な声は市には届いておりませんが、県内の状況等を見ますと、新型コロナウイルス感染症の影響による新規入国者減少の影響は多少なりともあるものと考えられ、また、今後においても、人口減少に伴う労働力確保などの観点からもニーズはあるものと考えています。

その3、本市の状況と基本的な考えについて回答します。

本市としましては、日置市外国人生活ガイドブックを配付し、ごみの出し方や防災に関する事など、情報提供に取り組んでおります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、お尋ねのフードドライブの取組状況についてお答えをいたします。

平成28年度から、伊集院地域各種女性団体連合会において、食品ロス削減活動の一環として、フードドライブ活動が実施されています。

取組につきましては、年3回、12の加盟団体に呼びかけ、家庭で余った食品や使わない食品の寄附を受けたり、企業から提供されたものを、福祉課や子ども支援センターなどと連携をし、食品を必要とされる人たちに届けられています。

以上でございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

市長、教育長に1回目ご答弁を頂いたところでございます。

引き続き、2回目の質問をいたします。

新型コロナの感染の拡大が3年を迎えました。感染からこの影響がこんなに長くなるとは思いもしませんでした。

また、ウクライナ情勢による原油の高騰、それに伴うガソリン、重油、軽度等の値上がり、また、生活必需品の近年の値上がりが市民生活に大きな影響を与えていると感じております。

そういった中で、地域を回りますと、市民の皆様方から切実な声を聞いております。幾つかご紹介いたします。

国民年金のみの生活費で少しの蓄えがあるが、年金額が4月から減額する。一方でガソ

リン代と物価の値上がりで生活が年々厳しいというそういったご意見もありました。

また、若い世代です。なかなか給料が上がりません。雇用が本当に不安です。そういった中で、何歳まで働かなければならないのか。若い世代は将来的に雇用と年金が不安だという、そういった若い世代の声がございます。

そういった先行きが不安と感じる市民の方が近年非常に増えていると感じております。

市長は、現状について、どのようなご認識を持っていらっしゃるのか、まず伺います。

#### ○市長（永山由高君）

私の元にも、ガソリン代の値上がり、それから長引くコロナによる長期的な暮らしの不安を訴えられる方々の声、耳に届いておると。非常に厳しい状況にあられる方々がいらっしゃるということについては認識をしております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

今回、質問に当たりまして、幾つかの項目を見ますと、具体的な数字をお示ししまして、生活の実態が少しは把握できたのかなと思っております。

そういった中で、この生活困窮の問題につきましては、1自治体で解決できる問題ではございません。まずは、やはり生活の厳しい方の支援という形で解決するのが自治体の役割だと私は感じております。

先ほどの1回目の答弁に示された数字につきまして、市長も認識されてきたと思えますけれども、生活困窮者の支援について、令和4年度どのような思い、考えで4年度の予算に反映させたいと思うのか、市長自身の考えを伺いたいと思えます。

#### ○市長（永山由高君）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活が苦しくなった方々に対して、これまでと同様、各種の相談機関による寄り添った支援、

これを継続的に行っていくことが重要であるというふうに感じています。

そのためには、各種相談機関のさらなる周知も必要であろうと思いますし、令和4年度におきましても、本市や各関係機関、市民の皆様とアイデアを出し合いながら、このコロナ禍という難局を共に乗り越えていくことができるといふふうに考えています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活困窮の問題については見えづらいし、またなかなか知られたくないという市民感情がございますので、そういったこの見えづらい問題についても、しっかり把握していく必要があるんじゃないかと思っています。

次に、先ほどの納税状況についてご答弁があったところでございますけれども、分納誓約された件数が令和3年度は464件、令和2年度は413件ということで、令和2年度に比べて減少になっておりますけれども、分納誓約の減少について、担当課としてどのような要因があったと考えてよいのかお伺いいたします。

#### ○税務課長（松元基浩君）

先ほど、滞納状況につきまして市長からの答弁もありましたが、令和4年2月21日現在では734人減少しているところでございます。分納誓約の減少につきましては、この減少に起因するものと考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど、その状況については担当課から説明があったところです。

次に、社会福祉協議会の緊急小口、短期貸付金の利用状況について、1回目お尋ねしたところでございます。

この社協の取組につきましては、基本的には行政は関わっておりませんので、数字だけを私も毎回聞いているところでございます。

引き続き、この総合緊急小口資金について

は、国の動向等がございますので、しっかり注視していただければと思っております。

次に、生活保護について再度伺いたいと思っております。

私、この生活保護の問題について、これまでも議会の中で質問をさせていただきました。先ほどのご答弁の中で、1月末の相談件数が61件、申請が51件、そして認定件数が42件というご答弁を頂いたところでございます。

そういった中で、再度お伺いしたいと思っております。

生活保護制度につきましては、国や自治体が健康で文化的な最低限度の生活に国民が保障する公的扶助制度であります。先ほど、申請数と却下数の状況についてご答弁がありました。却下された方は、生活保護基準が満たされなかった方と考えております。

そこで、再度質問いたします。

申請に関して、預貯金、持ち家、車の保有の基準がございます。原則、預貯金、資産性の高い住宅、車は原則保有できないが、一定の基準があった場合については可能でございます。

本市としての生活行政の預貯金、持ち家の場合、車保有についての申請に当たっての本市の考え方を伺いいたします。

#### ○福祉課長（瀧崎慎一郎君）

生活保護の申請時の取扱いにつきましては、国の制度にのっとりまして判断をしております。

預貯金につきましては、その世帯が預貯金等によりまして最低限の生活を半年以上営めるかというところで判断をしているところでございます。

また、住宅につきましては、最低限度の生活維持に活用している居住用住宅の場合には、保有を容認しているというところでございます。

自動車につきましては、自動車による以外の通勤手段がなかったり、公共交通機関の利用が困難であったりする場合には、通勤用自動車として保有を認めているというところがございます。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほど、いろんな基準によりまして、却下された件数が7件、取下げが2件ということなんですけれども、こういった中で、やはり生活保護を申請をされる方もいらっしゃるんですけども、されない方もいらっしゃいます。

そういった中で、再度質問いたします。

1つ、生活保護の申請にネックになっているのは、扶養照会でございます。

先般、昨年も私もこの質問をいたしましたけれども、保護申請は、扶養照会が当事者から見ればネックになっております。特に、地方に行けば行くほど、この扶養照会が大きなネックになっているのではないかと感じております。

日本の生活保護申請は、厚生労働省が令和3年発表した数字を見れば、100人当たり1.63人と捕捉率が1.63%と先進諸外国と比べて非常に低い状況になっております。

その要因として、扶養照会制度、2親等親族、場合によっては3親等まで支援ができませんかと照会活動を親族に実施しております。それが生活保護申請に至る扶養紹介です。

国は、2021年3月に扶養照会の見直しをして、各自治体に通達をしております。

その内容は、特に丁寧な聞き取りを行い、照会しない場合に当たるか検討するというものがございます。

扶養照会につきましては、自治体によっては判断基準が異なるようでございます。日置市の生活保護行政におきます扶養照会の基本的な考えを伺います。

また、申請却下、取下げの中で、基準は満

たしてありますが、扶養照会をすることによって理由を取り下げられたような、そういった事例は本市ではなかったのかお伺いしたいと思います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

扶養照会とは、生活保護を申請しようとする人や、生活保護で暮らしている人に対し、親族で援助ができないか確認をする作業をいいます。

本市においても、2021年3月の扶養照会の見直しを受けまして、これまでより弾力的な運用をしているところでございます。被扶養者に対して、一律に扶養照会をすることはなくて、要保護者から聞き取りによりまして扶養の可能性を確認した後、扶養義務の履行が期待できる方に対して扶養照会を行っているというところでございます。

なお、申請却下、取下げの中で、扶養照会が理由となって取り下げられた事例というのはございません。

#### ○17番（坂口洋之君）

扶養照会につきましては、各自治体の事例を見ましても、判断がちょっと把握しづらいケースもございます。

そういった中で、特に地方に行けば行くほど、この生活保護申請におきます扶養照会がネックになっております。

そういった中で、まず、申請そのものが恥という文化が根強く、親、兄弟に知られ、関係が疎遠になるケースも多いです。

申請をためらう市民も多いのではないかと思いますけれども、そういう傾向は本市ではないのか伺います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

本市でも、そういったためらいというか、申請時に相談がある場合はございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活保護、積極的な受けるということではございませんけれども、基準に満たす方につ

きましては、可能な限り申請を認めることも大事ではないかと思っています。

生活保護につきましては、都市部は捕捉率が高く申請される方が多い一方で、地方都市になれば、まず車がないと駄目だとか、土地や持ち家があればなかなか申請基準に満たさないなど、なかなか申請できにくいというそういった環境がございます。

このことにつきましては、1自治体で判断すべきではございませんけれども、やはり特に丁寧な聞き取りをしながら、照会をしない場合に当たるか検討するという厚生労働省の達しがございます。扶養照会を見直すことにより、生活保護受給者が増えるのではないかという一方で、基準があっても申請そのものを萎縮する雰囲気は地方都市ではございます。弾力的な見直しが自治体として今必要ではないかと私は考えております。

この制度につきましては、国が基準を決めるものでございますけれども、自治体の市長として、この扶養照会については、緩和、見直し等を、市長として求めていく必要が求められるのではないかと思いますけれども、自治体の市長として、市長の考え方を伺いたいと思います。

#### ○市長（永山由高君）

まず、先ほど来申し上げておりますように、基本的には厚生労働省の通達に基づき実施しているという状況でございますが、現状、この通達の中でも、市町村の中での運用という部分にある程度の裁量と申しますか、各市町村の違いが出てきているのが現状であるというふうに認識をしております。

その中で、申請時に扶養照会を拒まれることもあります。そういった場合には、一定の配慮をする。生活保護が決定した後に、ケースワーカーとの信頼関係を築きながら、保護者との聞き取りを重ね、保護者の理解を得た上で実施するように取り組む。

そういった形で、現場で対応できること、これをしっかり今は積み上げていく必要があるであろうというふうに認識をしております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

生活保護の申請状況につきましては、日置市は比較的高齢者の方が多いというそういった実態がございますので、やはり生活基準に満たす方があれば、やっぱり弾力的な取組を今後ともしっかりとした形で、日置市の生活保護行政にしっかりとした形でつくっていただければと思っております。

次に、生活困窮者自立支援法の要保護世帯を対象としました学習支援を、準要保護世帯まで対象を広げ、子どもの学びの格差を是正すべきではないかということについて、再度お伺いをしたいと思っております。

まず、先ほどのご答弁で、令和3年度の学習支援につきましては、参加対象者が中学生で21人参加を案内し、参加希望者が5人を登録し、実際は二、三人だという、そういった状況というご報告がございました。

数字を見ても、なかなか参加が少ないような感じがいたしますけれども、市として参加状況についてこういった形で分析されているのか伺います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今先ほど答弁いたしましたように、案内自体は多くの方にしておりますけれども、なかなか実態として、来ていただく状況にないという現状がございます。

やはり、この学習支援事業というのは学習習慣を早い段階から身につけて、意欲の向上を図る必要があるというふうに考えております。なので、やはりその学習支援事業に来ていただく楽しみというか、来るのが楽しみだというような環境を早くからつくっていく必要があるというふうに考えておまして、現状としては、課題がやはり取り組む中である

というふうに認識をしているところがございます。

○17番（坂口洋之君）

生活保護を対象としたということになってきますと、どうしても対象者が限定されて、場合によってはなかなかこの事業そのものに抵抗感を感じるような家族や子どもたちがいるのかもしれないけれども、その辺のことについて市長、抵抗感どうでしょうか、問題がないでしょうか。それについては市長自身の考えを伺いたいと思います。

○市長（永山由高君）

抵抗感が感じられる前提での制度設計をすべきものではないなというふうに感じておりますので、抵抗感を持たれないような運用が必要であろうというふうに認識をしています。以上です。

○17番（坂口洋之君）

この事業につきましては、令和4年度につきましては、学習機会提供等の早期化、意欲の向上を目指すということで、来年度から伊集院、東市来の2か所に増やすということで、より参加しやすい環境を整備するという点については、非常に評価したいと思います。

一方で、行かれていない方につきましては、学習塾等に行かれてこの事業に参加していないという声も多少聞いておりますけれども、例えば、学習塾に通う方で、生活保護の方が、自治体によってはそういった形で塾代の補助を実施しているような自治体もございますけれども、こういった塾代の補助につきましては、生活困窮者支援の学習支援の対象になるのか、ならないのか、その点について伺いたいと思います。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

生活保護の中で、基本的には塾代というものは認められていない状況でございます。

以上です。

○17番（坂口洋之君）

子どもたちの教育環境の格差につきましては、私も非常に危惧しているところがございます。経済的に厳しくて、習い事とか学習塾に行きにくい環境の方もいらっしゃるのも事実でございます。

そういった中で、教育長に1点だけお尋ねをいたします。

子どもたちの教育環境、小学校、中学校において、要保護、準要保護という形で、学習面につきましては経済的な支援がされております。学校現場の先生にお話を聞きますと、学習塾への通塾状況、部活動、習い事等、経済的な格差が広がりつつあるというのを学校の先生が述べられました。

実際、教育長はどのような認識を持たれているのか、差し障りのない範囲でご答弁を頂きたいと思います。

○教育長（奥善一君）

ただいま議員がおっしゃいましたように、全ての子どもたちに同じように分け隔てなく教育の場が与えられるということはとても大切なことで、大前提でございます。

公教育、いわゆる小中学校におきましては、そういう意味で、学校におきましてどの子どもたちにも同じような良質の教育がなされなければならないというふうに考えております。

また、学校外の活動におきまして、例えばもっと学びたい、あるいはもっといろいろな活動がしたい、そういう子どもたちがいるけれども、いろんな条件によってそれが思うようにできないというようなことも、場合によってはあるのではないかなというふうに思っております。先ほど、子ども食堂の取組についてもご紹介がありましたけれども、あのような形で取り組んでおられることに大変敬意を表するわけでございますけれども、同じように、子どもたちにそういう場を提供するというのを、どのようなことができるのかというのを、いろいろな方々のご意見も伺い

ながら考えていくことはとても大切なことだろうというふうに考えています。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

ちょうど五、六年前だったと思うんですけれども、部活動のテニス部の顧問の先生とちょっと話す機会がありました。毎年新入生が部活動の見学をして、どの部活に入るか決める、そういった体験があるんですけれども、テニスの場合は結構ラケットからいろんな服装から、結構お金がかかりまして、経済的な理由でちょっと、本当は子どもはしたかったんですけども、ちょっと経済的な理由で断念するような、そういった子どもが毎年数人出ますよというのをお聞きしました。

なかなかこの問題については見えづらいんですけれども、やっぱり教育長として、現場の実情をしっかり把握をしながら、こういった問題についてももしっかり取り組んでいただきたいと思います。

子どもの学習支援につきましては、来年度予算書を見ますと223万5,458円が計上されております。今年度については、要保護対象者の中で、対象者を増やす取組の中で、小学生から中学生まで対象を広げるということでございます。

一つは、学びの場もなんですけれども、やはり学習以外の楽しめるような工夫、そして対象者が学びたくなるような工夫が求められております。

具体的な形で、今後参加人数を増やすための取組を考えているのか、本市の考えを再度伺いたいと思います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

これまでも答弁してまいりましたが、令和4年度については、学習機会の提供の早期化、これを目指しまして、募集範囲を生活保護世帯の中学生のみから小学生の高学年のほうまで広げたいというふうに考えておりま

す。

また地域を、これまで伊集院だけだったんですけれども、伊集院と東市来に増やすということも考えております。

また、実際の取組の会場、これも例えば中学生のクラス、小学生のクラス、そういったところに分ける必要もひょっとしたらあるのかなというふうにも考えておりました、中学生はしっかりと勉学に取り組む、それから小学生の場合は楽しみも入れながら、学習機会の提供、早くからの学習意欲の向上を目指していただくような環境をつくっていきたいと思います。

来年度になりますけれども、子どもたちが楽しく学べる工夫をすべきだというふうに感じておりますので、運営関係者ともしっかりと協議をしてまいりたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

来年度につきましては、東市来が実施されていくということでございますけれども、今後ともどういった形で取り組むか分かりませんが、今回来年度は少なくとも日吉、吹上は実施しないわけでございますので、少しでも学べる環境、そして学びと同時に楽しめる環境についてももしっかり努めていただければと思うところでございます。

次に、子ども食堂とフードドライブについての質問について、再度伺います。

これは関連いたしますので、併せて質問してまいりたいと思っております。

現在、日置市には伊集院こども食堂、東市来にはゆの庵ダイニング、日吉はキッチン八幡、2月23日には吹上地域に子ども食堂てんとう虫が開設され、各食堂が月1回活動をされております。

伊集院こども食堂は、日置市の中央公民館の調理室を借り、大変助かっているところでございます。

コロナ禍のお弁当を配付し、併せて、フードバンク等から企業から頂いた食材を合わせて無料で配付をしております。

市と4つの子ども食堂の連携の状況などはどうなのか、お伺いしたいと思います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

日置市の子ども食堂は、地域の皆さんが気軽に立ち寄れる地域コミュニティだというふうに考えております。

現在、それぞれの子ども食堂が独自の活動に取り組んでいただいておりますけれども、市といたしましては、今後におきましても各子ども食堂の自主性を尊重しながら、広報等での周知、イベントの支援、女性団体等の連携など、サポートしていきたいというふうに考えております。

#### ○17番（坂口洋之君）

皆さんで力を合わせながら、こういった形の取組がより充実できればと思っています。

そういった中で、フードバンクの、子ども食堂の取組の中で、経済的に厳しい方への食糧支援も実施をしております。

そこで提案したいんですけれども、まだ子ども食堂のこういった食材の支援ということにつきましては、知らない市民の方も多いようございませう。例えば、生活が厳しい世帯に紹介していただければ、もっとこの活動が充実するのではないかという声がございませう。

例えば、ひとり親世帯、生活保護受給者の自宅に配付する市からの行政文書の中に、対象者の尊厳を守りながら、4つの子ども食堂が取り組む食料支援の活動をしている取組や、食料支援の個別相談をしている子ども食堂もございませうので、行政文書と併せて同封し紹介することができないのか。子ども食堂からも活動内容を紹介するチラシは新たに作成できますという、そういった声も頂いておりますので、本市としてこのような取組ができないのか伺います。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

デリケートな部分もありますので、慎重に考えていけないといけないというふうには思っております。

ただ、子ども食堂は貧困対策もですが、先ほども答弁しましたように、地域住民のコミュニティの場という部分もあります。

よって、生活保護世帯に限定せずに広く住民に周知する必要があるというふうに考えております。昨年、広報ひおき10月号に市内の子ども食堂の取組の記事を掲載しております。

今後におきましても、多くの市民の方々にこの子ども食堂の取組、自主的にやっていただいておりますので、そういった部分を尊重しながら、広報啓発に努めてまいりたいというふうに思っております。

#### ○17番（坂口洋之君）

先ほどご答弁いただきまして、幅広い形で支援する取組になっているということをご報告いただきました。

そういった中で、市と社協、そして合わせて4つの子ども食堂、そしてフードドライブに取り組む女性団体と合わせた形で、今後日置市としてどのような形が支援できるのか、話合いのテーブルを持つような仕掛けができないのか。

他自治体の取組では、社協が中心となり、フードバンクから子ども食堂に食材が提供され、経済的に厳しい方に自宅で直接配付したり、ボックスに取りに来ていただき受け取る仕組みをされているような取組もございませう。

子ども食堂もぜひ協力していいということをお聞きしておりますけれども、当然このことにつきましては市民の人権をやっぱり配慮する必要がございませうけれども、そういった4つの団体等が合わせた形でどんな支援ができるか、そういった話合いのテーブルを持ってないだろうかということをご提案したいと思

ますけれども、市長に考えを伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

先ほど来、答弁の中でも出ておりますけれども、基本的には各運営団体の自主性を尊重するということが、コミュニティとしての子ども食堂の価値を守るためには大切なことであろうというふうに認識をしております。

その観点では、各子ども食堂の運営団体の方々からそういったお声があられるようであれば、ぜひ市としても支援をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

次に、外国人との共生・協働について再度伺います。

私も、この外国人の共生・協働につきましては3回目の質問となります。

まずそこで、日置市長に、日置市内の外国人との共生・協働について、市長自身の基本的な考え方を伺います。

市内事業者から、働く人手が非常に不足をしております。日本人を募集してもなかなか人が集まりにくいというそういった声がございます。

就労外国人なくして事業が成り立たない現状について、市長自身、どのような認識を持たれているのか伺います。

**○市長（永山由高君）**

生産年齢人口の減少という構造的な課題においては、中長期的に人手不足を補う形で、就労外国人の方々に地域経済を支える貴重な人材として活躍をいただくという状況、これは中長期的に続くものというふうに考えております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

先ほどのご答弁で、日置市に現在296人の外国人の方が生活されているというご答弁

でございました。就労外国人が今後も増加すると思われまますけれども、外国人の方が日置市で生活する上で、住みよい日置市になっていると考えるのか、不足している点はないのか、市長自身の考えを伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

現在、市としては、先ほど申し上げたように、外国人生活ガイドブックなどの配布を行うといった形で対応をしておる次第でございます。それでもやはり住んでいる外国人の方々にとって不安がある可能性はあるというふうに思いますので、やはりそこには対話が必要であろうというふうに認識をしております。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

先ほど市長は対話が重要だということ述べましたけれども、具体的に外国人の方とどういった形で対話をつくっていきたいと考えているのか、市長の考えを再度伺います。

**○市長（永山由高君）**

就任後、日置市内の様々な場所に私自身が赴いて、対話をさせていただく機会もございますが、どうしても既存の枠組みの中でそういった場をつくると、外国人の方々が入りづらいというような状況はあるように感じています。

ですので、社会の、新型コロナウイルスの動向等も踏まえながらになりますけれども、外国人の方々のお話をお聞きする場をつくってまいりたいというふうに考えておる次第です。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

外国人の方もなかなか入りづらい。また、外国人の方と自治会としてどう接していいのか分からないという、そういった声もお聞きしておりますので、来年度についても、市長もしっかり地域を回りながら、いろんなこと

を聞いていただきたいと思います。

そういった中で、まず外国人の4地域ごとの在住人数と国別の状況はどうか。また、自治会の加入率につきましては、前回の答弁では、自治会長への聞き取りの調査の中で75%程度は加入されているとのご答弁でございました。現時点での自治会の加入状況はどうか伺います。

また、自治会加入につきましては、企業判断で自治会加入されているケースもございません。差し障りのない範囲でお答え願いたいと思います。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

外国人の方々の人数等についてお答えをいたします。

1問目で市長がお答えいたしましたように、3月1日現在で296人が登録されておりますが、地域ごとでは、東市来が73人、伊集院が156人、日吉が36人、吹上が31人というふうになっております。

国別では、多い順に、ベトナムが135人、インドネシアが48人、フィリピンと中国がそれぞれ21人となっております。

以上です。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

外国人の自治会の加入状況でございますが、毎年7月に自治会長様宛てに調査を行っているところでございます。その調査の中からは、外国人の方で自治会に加入していると回答があった自治会は37自治会で、81人の外国人の方が自治会に加入していると回答がありました。

あと、さきの議会での在留外国人の75%のところですが、さきの議会で在留外国人10人以上の4自治会のみ聞き取りの調査内容での75%という回答でございました。

あと加入されない理由というところなんです、一番多かった、その調査の中で一番多かった理由が、言葉の壁です。自治会加入に

ついで細かい説明であったり、会費の徴収など、詳細な説明とか意思疎通ができないこと。あとまた、在留期間ですとか勤務体系とか、短期での居住地を離れるなどの雇用形態によるところも理由として上げられておりました。

あと事業所内に寮が設けてあるとか、1戸の住宅をシェアハウスとして活用しているものですから、地域となかなか交わりがないと、交流がないというようなところがあって、様々なケースから、自治会としても積極的な加入促進が慎重になっていたりとかで、加入の促進ができないという実態があると聞いております。

以上です。

#### ○17番（坂口洋之君）

後ほど述べるんですけども、いちき串木野市につきましては、共生・協働ということで、かなり地元企業と市と連携をしながら、地域との共存共栄ということで、自治会加入に入られている方も多いというのを聞きしておりますので、例えば日置市の中のそういった外国人を受け入れる企業に対して、自治会加入の協力等はできないのでしょうか。そこら辺についての市の考えを再度伺いたいと思います。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

自治会加入の促進については、外国人の方のみでなく、全体として課題があると認識しております。自治会加入率の低下の要因は様々なんですが、特に就労での外国人の方に特化しての課題は、先ほども申したとおり、言葉の壁というところが大きくて、自治会加入についての意思疎通が難しいことや、滞在期間、勤務形態、短期間で居住地を離れるなどの雇用形態があり、地域との関わりが特に持てないことだと考えてはいるところでございます。

ただ、直接の意思疎通が図れない場合でも、

就労先の企業との連絡調整が取れている状況もあるようです。先ほどの調査の中で、そういう企業と調整が取れているというような回答もあったところでございます。

自治会の加入促進については、また自治会長連絡協議会や、そういうところで調整、調査の中身を、出た意見を参考にしながら、今後行政としても支援していければと考えているところです。

#### ○17番（坂口洋之君）

なかなか外国人の自治会加入につきましては、なかなか企業の理解もあるので、非常に難しい面もございますけど、引き続き行政として努力できる点につきましては努力していただきたいと思います。

あわせて、外国人の方が住みよい日置市をつくらなければいけません。そういった中で就労外国人の方は、就労外国人等が自治会で積極的に交流されている自治会を紹介し、就労外国人が会社で頑張っている様子等を広報紙、ホームページで掲載できないものか。

また、現在、日置市では、ベトナム人の方が日本人の次に多い国の出身なんですけども、日置市のホームページでベトナム人、ベトナムの言語の翻訳がされていない状況でございますので、そういった取組ができないのか提案したいと思います。

#### ○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

ベトナム人について135人ということでございます。広報紙の関係でございますけれども、就労外国人等を広報紙で紹介すること、これにつきましては今多様性が求められている時代であるということで、外国人ということではなくて、日置市民ということで、分け隔てなく対応することが大切であるというふうに考えています。

広報等につきましては、外国人との交流事業、そういった話題性のある内容であれば、広報紙の中に「まちの話題」というコーナー

がございますので、そういったところで取り上げていきたいというふうに考えています。

あとベトナム語の関係でございますけども、市のホームページは、今ベトナム語の翻訳には対応できていない、そういう状況でございますので、行政情報を市民に発信する手段ということで、現在、その検討を進めているところでございます。今後、多言語対応へのアプリ、多言語化について検討材料として進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

#### ○17番（坂口洋之君）

先般、私は、今回質問するに当たりまして、就労外国人を4名雇用されております、日置市内の農業生産をされている、日本人を含む、従業員が17名の会社を訪問してまいりました。その中で頂いたご意見を少しご紹介させていただきます。

外国人の技能実習生はよく働く。今はベトナム人が多いが、国が近代化しており、数年後には母国で働くことも想定され、ベトナム人の方も今後来なくなる可能性がある。最低賃金であるが、残業時間は45時間までとなっている。労務管理が徹底され、不正労働については、大使館に連絡が行くことになっている。経営者が不当な労働ができない状況になっております。

この企業につきましては、受入れ事業者が広島県の福山市の事業者が窓口になっております。事業者負担も大きくて、お聞きしますと、月額賃金を含めて、1人当たり30万円ほどかかるということで、外国人を雇うことは、日本人よりむしろコストがかかるということをお聞きしました。しかし、それでもなかなか日本人が来てもらえないという、そういった実情でございます。

そういった中で、私、今回、いちき串木野市の取組についてご紹介しております。いちき串木野市では、いちき串木野市多文化共生

推進計画というのを作成をされております。令和4年度から具体的な計画が実施される予定でございます。

日置市としても、こういったいちき串木野市の多文化共生推進計画をまずは、まずしっかりした形で把握をさせていただきたいと思っておりますけれども、いちき串木野市のこういった取組について、市としてどのような形で把握をされているのか伺いたしたいと思います。

**○企画課長（上村裕文君）**

いちき串木野市の取組でございますが、県によると多文化共生社会に対する単独プランは、こういった取組というようなもので、初めて作成を進めていらっしゃるというふうなことで、情報は担当者を通じてお聞きしているところでございます。

市といたしましても、多様な団体とそのような共生・協働の在り方を考えていくことは重要なことであると認識しているところでございます。

以上です。

**○17番（坂口洋之君）**

最後に、市長に質問して終わりたいと思います。いちき串木野市は、私も調べてみましたら、神村学園があるということと同時に、食品関係の企業が多くて、どうしても外国人に頼らなければ企業は持続可能できないという、そういった実情がございます。

いちき串木野市と比べて日置市は、若干であります。受入れ企業の考え方もあるかもしれないけれども、遅れているのではないかと思います。そういった意味でも、今後、日置市として外国人との共生・協働について、こういった形で具体的に進めていく考えなのか、市長自身に最後にお尋ねをいたしまして、私の一般質問は終わります。

**○市長（永山由高君）**

多文化共生というテーマにおいて扱われるべきは、外国人の暮らしだけではないという

ふうに認識をしております。外国の方々も住みやすい町であるということは、多様な立場にいらっしゃる少数な、マイノリティーな市民の皆様の暮らしの幸せを考えるとということにもつながるというふうに認識をしております。いちき串木野市の事例もしっかりと参照させていただきながら検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番、佐多申至君の質問を許可します。

〔6番佐多申至君登壇〕

**○6番（佐多申至君）**

皆さん、おはようございます。

今回は、昨今市民との対談で頂いた意見をまとめた中から、市長のマニフェスト、いわゆる当初予算の主要施策に関するものをお尋ねしてまいります。

1、市長のマニフェスト、当初予算案の主要施策における今後の挑戦について。

1、コロナ対策について。

ア、コロナ対策専門チームとは、その目的と進捗状況は。またその構成メンバーは。

イ、感染対策、経済対策、生活困窮者支援などの検討について、コロナ禍での現状の検証と本市の今後の方針、方向性について、それぞれ説明せよ。

2、地域福祉について。

ア、地域包括ケアシステムの強化とは、今後どう取り組み進めていくのか。

イ、民間企業と連携した移動式スーパーな

ど高齢世帯の買物環境の整備について、どうこれまでを検証し進めていくのか。

ウ、地域公共交通会議では、コミュニティバス運営の在り方について、関係者会議でどう協議され、今後の路線整備の方向性がどう示されているのか。

### 3、子育て支援について。

ア、妊娠、出産、子育て相談窓口の一本化について、ワンストップ窓口体制（チャイまる）のこれまでの検証と今後の一本化体制への課題と方針は。

イ、地域で子育てを支援し合う仕組みづくりなど、子育て世代の不安に寄り添う体制の構築について、今後どう進めていくのか。

### 4、全世代の教育・学びについて。

ア、小中高生による日置市若者未来会議は重要と考えるが、その創設と進捗状況は。

イ、PTA、教職員、児童生徒、地域は、それぞれの立場やことの捉え方に違いはあると考えるが、4者での教育環境の語り合いや環境づくりとはどのようなものか。

### 5、産業活性化について。

ア、商工会、観光協会、金融機関と連携し、商品開発やPRを推進し、魅力を生かした経済循環と事業展開の促進については具象化に乏しいと考えるが、どう連携して取り組み、どう支援していくのか。

イ、地域の観光力アップにおいて、コロナ禍での社会変化に学び、改めて地元資源を見直し、それを生かすマイクロツーリズムなど目標に掲げた施策へオール日置で動き出す必要があると考えるがどうか。

### 6、景観・環境について。

ア、コロナ禍に学び、地域の身近な環境美化にもっと努めるべきと考えるがどうか。

イ、街路樹整備において、技能指導者をつけた適切な作業法や管理判断等、統一した体制整備を徹底すべきと考えるがどうか。

### 7、財政・行政運営について。

ア、民間活用による公共施設の維持管理コストの最小化とは、具体的に今後どう重点を置き進めていくのか。

イ、公共施設管理計画において、推進維持管理が増加していく中、令和7年度まで保有面積の10%削減へどう絞って進めていくのか。

ウ、女性職員の活躍の場と子育て世代の育児参加の促進について、現場環境の現状をどう検証し、今後を見据えた促進への取組は。

エ、本市の厳しい財政状況において、市長は主要施策をどう進め具現化していくお考えか。

以上、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

### ○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1、マニフェストについてのその1、コロナ対策についてのア、コロナ対策専門チームについて回答します。

コロナ対策は、商工、総務、福祉、教育など総合的に行う必要がありますが、一つの部署で全てを行うのではなく、各部、各課が重層的に連携したチームとして柔軟に対応しています。全庁的な連携をより強化するため、一部の職員には兼務辞令を発令し、コロナ対策を積極的に推し進めているところでございます。

進捗状況としては、市民の皆様へ、市のホームページにコロナボードを用いて市が取り組む様々な施策を一元的で分かりやすく情報発信しており、現在も継続中でございます。

続いて、イ、現状の検証と今後の方針、方向性について回答します。

市内でクラスターが発生した場合や、国や県の感染警戒基準の見直しなど検証が必要なタイミングにおいて、市の対策本部会議を開催し、現状の分析と今後の対策を協議しております。

現在は、第6波により市内の感染者も増加しており、市民の皆様へはこれまで以上に感染防止対策への注意を促すとともに、3回目のワクチン接種が感染拡大防止の有効な手段であることから、希望する方が早期に接種できるよう前倒しで進めております。

また、国の交付金等を有効に活用しながら、非課税世帯や独り親世帯、独り親家庭などへの支援のほか、市民の皆様が安心して暮らせるよう感染対策に取り組むとともに、プレミアム付き商品券の発行や、ひおき時間を楽しもうキャンペーン等により、飲食店、観光業などの皆様の事業継続の支援や地域経済の好循環を図るための対策を講じてまいります。

その2、地域福祉についてのア、地域包括ケアシステムの強化について回答します。

現在、第8期介護保険事業計画に基づき、関係する事業の取組を進めているところです。そのような中、今年度、地域包括ケアの体制づくりを目的に、厚生労働省職員派遣等による市町村支援を受け、今年1月、全部局の課長等を対象に地域包括ケアシステム構築のための庁内連携研修会を開催しました。

これまで関係課との連携は取れていましたが、今後、地域包括ケアシステムの強化を目的に、全庁横断的な体制をつくり、部局どうしがつながり連携するとともに、地域や民間企業等との対話を重ね、既存事業の充実や必要な取組を進めていきたいと考えております。

続いて、イ、買物環境の整備について回答します。

現在、民間企業と連携した移動販売による買物支援については、地区自治公民館の地区振興計画事業（ソフト事業）により、複数の地区で実施されています。今後の整備については、地域からの希望に応じて、ソフト事業による実施状況等の情報提供を行い、支援したいと考えております。

ウ、コミュニティバス運営の在り方につい

て回答します。

令和3年度は、地域公共交通計画の策定年度であり、市民アンケートやこれまでの運行実績などを基に、JR、路線バス、コミュニティバス、乗り合いタクシーなどの地域交通の将来像及び利用促進などを協議しております。

本計画の中で、コミュニティバス運営の在り方については、利用者の減少や財政負担の観点から見直しを行い、年々需要の高まっている乗り合いタクシーの充実を図る方向で進めております。

その3、子育て支援についてのア、相談窓口の一本化について課題と方針を回答します。

子育て世代包括支援センター「チャイまる」では、主に妊娠、出産、子育て相談などについて対応しています。チャイまるは、基本型と母子保健型に分かれ、福祉課では基本型として、主に子育てに係る福祉制度の案内や子育てに関する各種相談などに対応しています。母子保健型は、健康保険課において、妊娠、出産、育児における各種相談などに対応しています。相談内容によっては、子どもと保護者、双方の立場で支援できるよう部署を越えた連携により困り事に対して解決できるよう努めているところです。

課題といたしましては、相談内容が複雑、多様化しており、複合的な課題を抱えているケースもありますので、各部署の相談窓口との連携強化が必要であると認識しています。

続いて、イ、地域で子育てを支援し合う仕組みづくりについて回答します。

子育て世代等と意見交換などをさせていただく中で、どのような要望や課題があるのか把握に努め、今後の対策等に活用していきたいと考えています。令和4年度からは、安心して子育てできる環境づくりを推進するため、こども未来課を設置し、既存の制度や仕組みの中で、市民の要望等にどういった対応がで

きるのか、地域の社会資源も活用しながら、子育てに係る各種課題等に対応してまいります。

その4、全世代の教育・学びについてのア、日置市若者未来会議について回答します。

子どもたちが未来の日置市の在り方について真剣に考え、一人一人がまちづくりの主役であるという意識づけを目的として、まずは昨年7月に、小中学生によります子ども議会を開催しました。今後は、高校生や地域に暮らす若者の参画も視野に入れ、若者が主体的に取り組む日置市若者未来会議の在り方について、検討を進めてまいります。

その4、イにつきましては、教育長より回答いたします。

その5、産業活性化についてのア、商品開発やPRについて回答します。

商工会及び観光協会などと連携し、各地域の特色を生かしたイベントの開催支援や、県外商談会への出展支援などに引き続き取り組むとともに、新たな商品開発や物産展等の出展に係る経費を助成するなど、特産品の認知度や売上の向上、新たな販路開拓等を支援してまいります。

また、令和4年度から実施する民間企業等の社員を活用する地域活性化企業人事業においても、特産品の高付加価値化や販路開拓等に取り組むとともに、各関係機関と連携し、民間のノウハウや知見を生かした取組を推進してまいりたいと考えております。

続いて、イ、地域の観光力アップについて回答します。

令和4年度においても、県内観光客向けのひおき時間を楽しもうキャンペーン事業等を実施し、マイクロツーリズム需要の獲得に向けた取組を実施してまいります。

また、日置市観光協会をはじめとする関係団体と連携を深め、情報共有を図りながらマイクロツーリズムを主軸に据えた観光戦略を

新たに策定し、今後の観光需要獲得に向けオール日置での取組を推進してまいります。

その6、景観・環境についてのア、身近な環境美化について回答します。

新型コロナウイルスは、経済や地域社会など私たちの日常生活の在り方に大きな影響を与えています。長引く自粛生活を一因として、本市の家庭ごみも増加傾向にあります。

日置市環境基本計画に掲げる環境目標の一つである環境負荷の少ない暮らしを実践し、循環型社会を構築するために様々な機会を捉えて、再使用や再生利用、資源の有効活用などに対する市民の意識の醸成に努め、持続可能な環境づくりに取り組みたいと考えています。

そのイ、街路樹整備について回答します。

街路樹の維持管理につきましては、市道路線ごとに道路作業員による作業、またはシルバー人材センターや市内造園業者に委託して実施しております。造園業者等への委託については、統一の仕様で発注していますが、路線ごとに街路樹の大きさやカヤなどの雑草の状況が異なるため、剪定後の仕上がりにも違いが出てきております。

その7、財政・行政運営についてのア、公共施設の維持管理コストについて回答します。

昨年から実施しております全ての市有財産を対象にしたサウンディング型市場調査を活用し、民間提案による新たな資産運用の視点も参考にしながら、民間によるサービス提供や活用が可能な施設は、引き続き、売却等による歳入確保に努めます。

また、今後も、市が継続保有する施設につきましては、空きスペースの有効活用や指定管理者制度などを導入し、維持管理コストの最小化に努めてまいります。

続いて、イ、公共施設等総合管理計画について回答します。

昨年度の公共施設活用計画及び個別施設計

画などの策定の際に行った分析により、利用評価、管理評価がいずれも低く、用途廃止や他施設との複合化など早急に対応が必要という結果が得られた施設を中心に、保有面積の削減を進めてまいります。

このほか、一般住宅、教職員住宅及び旧消防団車庫などのうち、用途廃止が可能な物件につきましては、条件が整い次第、早期の売却に引き続き努めてまいりたいと考えております。

続いて、ウ、女性職員の活躍の場と子育て世代の育児参加の促進について回答します。

女性職員の活躍につきまして、日置市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画で、管理職の割合を10%以上、課長補佐級の割合を20%以上にするという目標を掲げ、令和3年4月時点で、それぞれ3.3%、17.8%となっております。女性職員の多様な職域への配置や外部研修への派遣などの取組をさらに進め、女性職員の活躍を推進してまいりたいと考えております。

また、育児参加の促進につながる育児休業につきましては、令和2年度実績で、女性職員は100%取得していますが、男性職員の取得率が低いことが従来より課題となっております。このため、令和3年度から育児休業の対象となる男性職員へ積極的に個別の説明を行っており、取得者が令和2年度は2人に対し、今年度は7人となる見込みであります。今後とも、全職員に制度の周知を行い、子育て世代が育児参加をしやすい職場雰囲気の醸成に努めてまいりたいと考えております。

続いて、エ、厳しい財政状況について回答します。

厳しい財政状況におきましては、可能な限り費用負担が生じないようゼロ予算事業の検討や、国、県の補助事業の活用などにより、最小の経費で最大の効果を上げるよう主要施策の推進に努めてまいります。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目の4番目、全世代の教育・学びについてのイでございます。

本市では、令和4年度から全ての学校でスタートする学校運営協議会において、子ども議会で採択した宣言文を意識して、地域や学校での話し合いなど、様々な活動等を進めていただきたいと思います。

また、子どもたちや教職員が積極的に地域活動などに参加をすることを通して、4者の対話の機会につながっていくものと考えております。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

まず、一つずつ質問させていただきます。

先ほど、専門チームについての回答を頂きましたが、いわゆる専門チームとしては特別に設置していないということで理解してよろしいのでしょうか。

#### ○市長（永山由高君）

専門チームという名称は使っておりませんが、関係する各課に兼務辞令を発令し、所管する健康保険課以外にもチームメンバーを構成した定例的なチームでのミーティングを行っております。名称を専門チームとは名づけておりませんが、実質としてはそういった運用を取っているという次第です。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

コロナ対策においてのアの項目において、今後もコロナ感染に対する社会規律を守りながら、個々の責任ある行動の下、積極的に新たな社会活動をしていくことが求められていきます。本市としては、市民に、この責任意識をどう展開し、進めていくのかをお尋ねいたします。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

新型コロナウイルス感染症が国内で広がり始めまして、既に2年が過ぎましたけれども、その間、マスクの着用は社会的マナーとして定着するなど、市民の皆様のご生活様式は変化しました。今後も、そうした基本的な感染防止対策はお願いしながら、感染拡大のおそれがある局面では、一人一人の責任ある行動が肝要であることも訴え続けていかなければなりません。市民の皆様へは、今後も正確な情報を迅速に、分かりやすく伝えることで、コロナに対する正しい理解が深まり、コロナと共生できる社会活動の実現につながっていくと考えております。

#### ○6番（佐多申至君）

ぜひ、これからのコロナ、ウィズコロナに対して、担当課を中心に、市長をはじめ、正確に、そして迅速に、そして徹底した情報を出し、そして市民の皆様が安心して、そして迅速に、そして安心して行動ができる社会を構築していただきたいと考えます。

コロナ対策のこの項目について、緊急事態宣言やまん延防止措置等で大きな影響を受けた飲食業の方々を中心に、商工会そして観光協会などと連携して、それぞれの立場での検証などを共有して、今後のアフターコロナへの新しき時代への前向きな対策会議というものが行われているのでしょうか。もし行われていなければ、それをやるべきと考えますが、お尋ねいたします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

これまで講じてきました各種支援策につきましては、商工会をはじめ、各関係機関とも情報の共有や連携を図りながら、取組を進めてまいりました。また、今後におきましても、そのような各関係機関と連携をさらに強化していきたいというふうに考えておまして、今後はアフターコロナを見据えた観光戦略を描くなど、観光協会をはじめとする関係機関との連携を強化した対策を講じてまいりたい

というふうに考えております。

#### ○6番（佐多申至君）

ぜひ有言実行、早急に構築に乗り出したいと思っております。

それでは、この項目について、教育委員会のほう、子どもたちへの感染拡大において、保育及び教育への影響はどのような状況でしたでしょうか。お尋ねします。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

保育所等におきましてというところがございます。保育所等におきましては、日々、感染の予防に配慮しながら、保育等を行っていただいているというふうに認識をしております。ただ、本年1月以降、園児や職員が陽性となったことから、その接触者の検査もあり、保健所の指導の下、やむなく休園に至っているという園も発生している状況でございます。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

新型コロナの第6波におきまして、先ほど保育園の話もありましたが、公立幼稚園、市内の小中学校におきましても、子どもたちが陽性者になる、または職員が陽性者になるというケースがありました。併せて、多くの子どもたちが濃厚接触者に特定されるなどしたため、やむを得ず、一定期間、学級閉鎖の措置を取ることがありました。そのため、学習の進み具合が少し遅れたり、また、いろんな行事が中止または延期になったりしたため、子どもたち、そして保護者が不安になったということは少なからずあったと思います。

また、保護者におきましては、子どもたちの自宅待機期間中に、子どもたちの世話であるとか、また学校との連絡等に対応したりするなど、保護者の仕事などへの影響、そして負担といったものはあったと思います。

#### ○6番（佐多申至君）

それでは、その自宅待機する子どもたち個々への学習サポート等や臨機応変な教職員の配置など、現場の対応はどうだったのです

ようか。お尋ねします。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

自宅待機の子どもたちには、プリントやノートだけではなく、タブレット端末を持ち帰らせて、家庭学習に取り組んでもらっています。担任の先生が陽性になったり、また、濃厚接触者で学校を休まなければならないケースもありました。そういったときは、管理職を含め、学校のそのほかの先生方で分担をして、子どもたちの指導に当たっていただいております。また、同じ日に、その学校で複数の学級の学級閉鎖が発生した場合は、より多くの職員を必要とするわけですが、その場合、対応した職員の業務の負担というものは少なくなかったと思っています。

**○6番（佐多申至君）**

今回の第6波に対して、子どもたちの感染については、学校教育課、教育委員会、大変、気苦労、そして尽力をされたと考えております。それをいろいろ検証しながら、今後も適切に対応するための課題とか、今言った検証等、ほかの学校を含めて教職員間で共有できているのでしょうか。

**○学校教育課長（渦尾文輝君）**

市としましては、学校において陽性者や濃厚接触者が特定されたときに対応する対応マニュアルを作成し、学校に配付しております。また、管理職研修会におきましては、具体的なケース、こんな場合はどのように対応するかという、そういったものを管理職のほうに指導しております。今後も学校職員が一丸となって、危機意識を持って感染症対策を行えるよう、教育委員会としては精いっぱい学校への支援をしていきたいと思っています。

3密の回避、また、まもなく卒業式などが近づいてきますが、場合によっては行事の縮小、そして先ほど申し上げた、やむを得ず学級閉鎖にするなどの措置、こういったことは感染症の拡大を食い止めるための措置であり

ますので、引き続き、保護者や地域の皆様方のご理解とご協力をよろしくお願ひしたいと思っています。

**○6番（佐多申至君）**

今回の6波については、市民共々、子どもたちも当然不安だったと思います。市長、教育長をはじめ、そして関係者皆さんがこれまでの対策、そして検証を基に、自信と誇りを持って、不安がっている子どもたち、そして保護者の皆様、市民の皆様に堂々とした態度で、また見識でもって今後も対応していただければと思います。

地域福祉について、イトウと一緒に重ねた形になりますが、地方創生日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略の10ページと11ページに現状と課題及びその対応の方向性が掲示されております。

本市の世帯数の推移は、2015年の調査では、単独世帯が5,481世帯、全体の28%を占め、そのうち3,249世帯が高齢者の単身世帯で、年々増加傾向にあると推測しております。当然ながら、交通及び買い物弱者の増加を懸念しており、市民の幸福度を高めるためにも、多様な人が日置市をフィールドに活躍できる仕組みを構築する取組が重要であると明記されております。その政策は、少しでも進められているのでしょうか。お尋ねします。

**○地域づくり課長（有島春己君）**

お答えします。現在、地区自治公民館において、地区振興計画事業（ソフト事業）を実施しております。行政では気づきにくい地域の課題解決、資源の確認などに取り組んでいただいているところでございます。それぞれの地区自治公民館は、話合いの場であるプラットフォームとして形成されており、交通及び買い物弱者を含め、地域課題解決に向けた取組を、現在、後押ししているところでございます。

○6番（佐多申至君）

本市の地域公共交通会議において、公共交通網形成計画というものがありますが、それに基づく事業実施の結果や各地域の課題の洗い出しなど、貴重な検証や意見が協議され、検討されています。その後はどのような形、そして実現を進めていくのか、お尋ねします。

○地域づくり課長（有島春己君）

お答えします。先ほどの市長の答弁でもありましたが、今年度は来年度から令和8年度までの5年間、地域公共交通計画を策定する年となっております。その中で出されました貴重な意見、アンケートなどを協議会内で議論し、まずコミュニティバスの路線の見直しと乗り合いタクシーの運用の在り方などを協議検討してきました。日置市は人口が減少していく中で、地域公共交通を維持していくためには、市民に積極的に利用をしていただくことが、まず重要であることから、その利用方法の説明、案内、啓発について、予算をかけずに実施していくこととしています。

以上です。

○6番（佐多申至君）

私も以前、自治会長をしているところに、この公共交通会議には幾度か参加させていただいております。そして、計画にも当然意見を出させていただいているところでございます。今、会議の中で様々な委員の方がいらっしゃいますが、重要な段階に来ているところになると、今後、会議に地域民に計画的に参加していただき、現場の声を少しでも早く生かし、現実化できるシステムを検討してみてもどうでしょうか。これについては、様々な代表だったり、高齢者代表、あるいは自治会長代表、ただ、代表の方々というのは、自分の地域は分かるけれども、ほかの地域のことは一切ということではないのでしょうかけれども、なかなか分かりにくい点がございまして、私が言うのは、そこそこ高齢化が進んでいるとこ

ろの自治会長さんに直接会議に参加していただき、現場の声を生かしてみてもどうかということをご提案しているところであります。どうでしょうか。

○地域づくり課長（有島春己君）

地域民の声をというところなのですが、令和3年度中に策定する次期公共交通網形成計画については、4月以降に様々な機会を捉えて、こちらから公共交通の利用方法の説明、啓発を行うことを、今回、計画に盛り込みました。そのときに地域の声を聞く機会も設けていこうと考えているところでございます。

○6番（佐多申至君）

これも有言実行で、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

次に、子育て支援について質問してまいります。まずは、先ほど市長のほうから答弁をいただいたのですが、今後、福祉課と連携を取っていく、複雑多様化に対して部署の相談窓口連携化は必要であるという市長の回答をいただきました。このチャイまるについては、各関係部署、私もいろいろ回って勉強をさせていただいてきたのですけれども、例えば相談が来たときに、電話を取られた方々とか、そういった方を含めて、要は電話を受け取ったときに、どこの部署に回せばいいのか、全職員でそういった共有ができていのでしょうか。その辺の対応ができていないように思うのでしょうか。どうでしょうか。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

今、議員ご指摘のとおり、現時点ではできない場合もあるかというふうに考えております。ただ、今後におきましては、そういった複合的な相談というものもございまして、各部署に配置している相談員が、ある程度、内容を聞いた上で答えられるような形、そういったものをつくっていきたく思いますし、より専門性の高い相談につきましては、配置先である相談員を案内するというようにやっ

ていきたい。今、その動きを始めているというところでございます。

**○6番（佐多申至君）**

電話をされた方の身になると、電話出られる方も、それ相当の意識を持って電話対応をするということに努めていただきたい。

アの項目について少しお伺いします。本市のワンストップ窓口業務においては、子育て世代包括センターチャイマると、本来の福祉課と、今回設置するこども未来課との今後の連携した支援体制については、これまでと何か変わるのでしょうか。お尋ねします。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

今回設置するこども未来課においては、専門職の配置も含め、支援体制の強化を図っていきたいというふうに考えております。相談窓口といたしましては、これまで対応していた相談機関を維持継続しながら、複合的な課題には、先ほども言いましたけれども、部署を超えた連携によりまして、横断的に対応していきたいというふうに考えております。

**○6番（佐多申至君）**

子育て支援のイの項目についてお尋ねします。地域で子育てを支援し合う仕組みづくりの中で、地域に何を求めているのでしょうか。お尋ねします。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

まず、子育ての世代が地域で暮らしていく中で、参加しやすい環境づくりについて検討いただきたいというふうに考えております。例えば、地域行事、それから話合い活動、それぞれの地域でございますけれども、そういったものに参加しやすい日時の設定、地域で子どもを見ていただけるような仕組みづくり、それぞれの自治会でやっております回覧板等の配付方法の検討、そういったことなどを共に助け合うことで、若い世代が過度な負担とならずに、地域で暮らしやすい環境整備が必要だというふうに考えているところでござい

ます。

**○6番（佐多申至君）**

今の中身でいくと、今後は地域づくり課との連携も必要になってくると察するところですが、当然、地域づくり課となると、地区公民館、それぞれ自治会、今現在176自治会、それと26の地区公民館長の今の情報共有と、今後、そういった子育て支援についてのソフト事業になると思うのですが、その辺の展開をぜひ連携して、先ほど横断的な考え方でいくと、連携しながら進めていただきたいと考えます。

子育て支援について、最後にお伺いします。今回のこども未来課の設置は、実情を踏まえ、児童福祉法等の一部改正による市町村子ども家庭総合支援拠点の整備と考えております。多様な家庭支援に対して、幸福度を導くために、柔軟で慎重に、子どもと保護者を支援する体制が重要であり、寄り添う支援はもちろん、その支援環境づくり、居場所づくり、空間の提供・確保が大切だと思いますが、現在、庁舎内、そしていろんな各支所、そうした空間内の状況を見ると、空いているの部屋もあれば、ぎゅうぎゅうのところもあります。市長、この限られた庁舎内の空間状況を見て、その空間づくりをどうお考えなのでしょうか。

**○市長（永山由高君）**

今回、こども未来課を新設するに当たり、やはりスペースが限られている、これは非常に難しい課題を抱えているというふうに認識をしています。一方で、大事なことは、相談に来られた方が安心して相談ができる環境をつくるというところで申し上げますと、例えば庁舎内の会議室を一時的に使うなど、現状、ロビーも含めた対応になっておりますけれども、こういった課題は解決していかなければならないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を  
13時ちょうどとします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（佐多申至君）

全世代の教育・学びについて質問してまいります。

先ほど市長の回答のほうに、一人一人がまちづくりの主役であることという位置づけを目的に、日置市未来、若者未来会議の在り方、これ教育長でした。ごめんなさい。教育長のほうから回答がありました。

この目的については、一人一人が意識を持ってということですけど、この未来会議の目標というのはあるのでしょうか。あれば、お答えください。

○市長（永山由高君）

お答えします。

一人一人がまちづくりの主役であるということによって生じることとして、現状、子ども議会では、政策提言までを子どもさんにいただいているという状況ですが、その実現のための最初の一步を踏み出すといったような動きが各地で見られること、これを目標として、現在は検討を進めているというところになります。

以上です。

○6番（佐多申至君）

これについても、少しずつ着実に、確実に進めていきたい、行っていただきたいと考えます。

教育・学びにおけるこの項目において、これも教育長のほうからだったと思うんですが、子ども議会で採択した宣言文を意識して、また、子ども議会でのいろんな意見なども集約されていच्छゃると思うんですが、これの

子どもたちの意見のこういったものの実現化、具現化の結果、そして経過はどのように報告されるのでしょうか。お尋ねします。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

子ども議会の宣言文については、議員もご存じだと思いますが、学校はもとより、地区公民館等にも掲示してあります。それを意識していただきながら、地域での活動、また学校での普及活動を展開していただいております。このことについてのそれぞれの団体からの報告というのは、教育委員会のほうには上がってこないんですけども、努めて、委員会としてはそういった活動を、チャンスがあれば参加もさせていただいて、評価していると思っています。

○6番（佐多申至君）

今回の質問において、全庁横断化ということもありましたが、全市民で共有しながら、そして子どもたちの意見、そういったものも我々、当然、議員も含め、そういった地区も、地域の方も含めて、共有してマンパワーで頑張れる日置市にしていきたいと考えております。

この項目のPTA、教職員のことについて、地元にお尋ねしましたが、そのことについて、さらにちょっとお聞きします。

地域の視点でいくと、PTA、保護者や児童生徒の方々は、日頃からの地域行事や役員会など接点もあるために、教育環境づくりについての会話や意見交換などもできてはいるのではないかと私的には考えています。

ただ、学校の校長先生、そして教職員の方々との接点は現実的にあまりありません。地域とPTA保護者との情報交換、いわゆる地域の人たちにしてみれば、地域とPTAの保護者の方々からの情報交換が基になることが多いです。様々学校のいろんな雰囲気だったり、地域性だったり、そして校長先生はじめ、教職員の異動などもあることで、全ての

学校が平準化することは難しいと思いますが、学校と地域の双方の情報共有というのは、少し壁があるように思います。そしてその解決策について、教育長はどのようにお考えでしょうか。

**○教育長（奥 善一君）**

ただいま議員がご指摘いただいた学校と地域の連携、これをまさに具現化していくのが来年度で、全ての学校でスタートをする学校運営協議会、これの最も目指すところであるというふうに思っております。特に今、議員もご指摘いただいたように、教職員は、何年かに1回人事異動というのがあるわけでございますけれども、これはまた、新しい風を取り入れるという意味では非常に効果があるわけですが、ただ、教育を継続していく、教育活動の充実を継続させていくという意味で、学校運営協議会が果たす役割というのは、非常に大きいというふうに考えています。

**○6番（佐多申至君）**

実際に、私も地域のことでいろいろ子どもたちに接していたりすることが、私個人的には多いわけですが、その中でいろいろ学校内の問題とか、そういったものがいろいろ目に入ってくるわけです。議員自らがこういった課題に積極的に動くということは控えておりますが、ただ、やはりその学校内の運営委員会、今おっしゃるそういったものの組織がしっかりしていれば、PTAの方々を中心に、そういうものをしっかりしてさえいただければ、我々議員のほうに相談など来ないのではないかなと思います。

ただ、我々の立場立場を理解しながら、あまりにも我々が先に動くと、どうしてもその立場がございますので、やはりその辺の運営委員会、今おっしゃる運営委員会がこの協議会をしっかりと確立していただき、学校内、そして地域との連携を図っていただければと、切に、願うところでございます。

産業活性化について、話を進めてまいります。

先ほど産業活性化のAの項目において、市長の回答を頂いたわけですが、私は総務のほうにいますので、いろいろふるさと納税のこともいろいろ気にしているわけですが、そういった中で事業者のいろんな返礼品の商品開発、いろんなものがございます。そういった中で、当然ながら、このふるさと納税の返礼品の商品開発については、それぞれ目的もあると思います。そのあたりは協力業者を含めて、この日置市内の事業者の今後の母体の強化、そして生産販売の拡大の支援、そういったものも、当然、必要となってくると考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

**○市長（永山由高君）**

お答えします。

現時点では、この新型コロナウイルスに苦しむ飲食や観光業の方々への支援が優先されるものであろうというふうに認識をしております。

一方で、コロナ後において、人の移動が再開し、併せて、昨今のマーケットの状況を鑑みますと、物だけではなくて、こと消費ということがいわれておる次第です。ふるさと納税におきましても、商品、物だけではなくて、こと体験価値も含めて市外の方々に提供していく、そういった体制づくりに市内の企業の皆様方に対する後押しも考えていきたいというふうに思っておる次第です。

以上です。

**○6番（佐多申至君）**

今後の産業活性化については、十分注視しながら、そして全市民、オール日置で乗り越えていかなければならない大きな壁だと思えますので、どうか積極的に活動して、推進して、支援していただきたいと思います。

産業活性化のIの項目について、マイクロ

ツーリズムの話がありました。

私は、最近、友人を通じて登山をすることが多くなったわけですが、いろいろな日置市内に自然に触れて歩いていたり、登山をしていると、必ず、鹿児島市内の方々、南さつま市の方々、川内市の方々、霧島市の方々、多くの方々がヤママップというものを手にして頂上まで上がってこられて、日置市のいろいろな矢筈岳とか、諸正の頂上で、ソーシャルディスタンスを確保しながら話をするわけですが、すばらしいところだと。一般の方々が歩くには、適度に筋力の運動にも、筋力アップにも運動いいし、いい汗がかけると。矢筈にしても、いわゆる吹上の野首の牛頭野岡にしても、先日歩いたらきれいに、適度に整備され、完全に整備されるとなかなかアドベンチャー的に雰囲気がないんですけど、適度に整備されていて、解放感もあり、すばらしいところでした。

皆さんが口を酸っぱくおっしゃるのは、ぜひこういったところを日置市さんアピールされるといいのになと、もう少しPRが足りないんじゃないですかということで、一度来てみると、とりこになりますねとまでおっしゃいました。そういったところも含めて、ぜひPRには、今後もこのマイクロツーリズムを含めて、市長の手腕で、発信力を生かしながら、マイクロツーリズムを観光事業獲得に向けて、取組を推進していただければと、一言添えて申し上げます。

景観、環境について触れていきたいと思えます。

先ほど身近な、地域の身近な環境の美化についてお答えいただいたんですが、その中で、再使用や再生利用、資源の有効活用に対する市民の意識の醸成、いわゆる市民の意識を向上していかないことに努めるということですけど。これが、私も近年、いろんなごみ拾いとかのポイ捨てとかいろんなものについ

てこれまでも質問してきましたが、この市民の意識の向上はかなり難しいと、私は常々感じているところです。しかし、市民の力がなければ、私は美化の完全化はないと思っております。

なぜかという、やはり皆さん日々の日常生活に追われ、目の前に落ちているごみ、ペットボトルも素通りして捨てることもない。寂しい話ですけども、なかなか拾わなければならない理由もございませんので、その辺は厳しいと思うんですが、市長、この意識を向上する醸成に努めるということについてはなかなか厳しい壁だと思うんですが、今後はどのようにこういう意識向上に努めていくおつもりでございませうでしょうか、お尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

日置市は昨年度、ゼロカーボンシティの宣言をいたしました。そして令和4年度には、ゼロカーボンシティの実現に向けて各種施策に取り組んでまいり。その中には、当然、市民の皆様の暮らしの中で、身近な環境、景観、そういったようなものに考えていただくような機会もつくってまいりたいというふうに考えておりますので、併せて取り組んでいきたいと思っておる次第です。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

同じく景観について、先ほど街路樹について回答を頂きましたが、先ほど街路樹の大きさやカヤ等の雑草の状況が異なるために剪定後の仕上がりが違いが出てきておるという市長の答弁は、状況は把握されていらっしゃるんだということで認識しました。しかし、我々、地域に住んでいる我々はそっからが問題なわけです。

いわゆる、業者、さっきのお答え、質問にありましたように、統一した体制整備は徹底できないんですかというふうに質問しているわけですが、そういった各業者の入札

関係があると思いますが、臨機応変にこの業者の対応をしていただく意識の向上は努めることができるのでしょうか、努力できるのでしょうか。お尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

街路樹、植栽帯の剪定につきましては、様々な状況がありますので、その生育状況に合った形で剪定作業は行っているところでございます。その生育状況等を見ながら、また専門業者、市内の造園業者とも連携を図りながら、この指導に当たっていきたいと考えております。

**○6番（佐多申至君）**

確かに、これいろんなやり方あるわけですけど、この間もお話しました、少し窓口に相談に行ったときも、やはりいろんなラウンドアップを使って、からさしているとかいろいろ方法はあると思うんですけど、実際は、地域、動物を飼っていらっしゃる方から見れば迷惑を被るわけです。そういったものも含めながら、情報交換をしながら何が一番策としていいのか、その辺はやはり、いろんな協議をしていかなければならない。市長が言う、どこかでそういった対話の場がないとお互い理解は厳しいと思いますので、ぜひその辺も含めて、今後、この街路樹の管理については、市民との対話の中で、ぜひ前向きに対策を考えていただきたいと思います。地域の方々もやろうと思えば、1つになれば、やることはできると、私は実感しております。

そしてまた、最後に景観について、現状、現状の街路樹維持管理について様々な観点から、今後は地域との共通認識と理解が必要です。専門業者による定期的な街路樹緑化作業と、街路樹を持つ地域や自治会に対して、その補足事業、カヤや雑種木撤去などをして、奉仕作業やシルバー人材センター等、連携した、安全面を考慮した新しい美化作業を展開していく検討をしてみてもはどうでしょうか。

お尋ねします。

**○建設課長（田口悦次君）**

お答えします。

市道愛護作業の一環として、街路樹植栽帯のある地域の自治会に安全面に配慮した上で、可能な場合はカヤなどの除去作業の実施をお願いしていきたいと考えております。

**○6番（佐多申至君）**

財政面の行政運営について、イの項目で、公共施設維持管理計画における保有面積の削減について、令和7年度までに削減対象となるその施設の地元民の共有認識が、当然、必要となってくるとは思いますが、それを理解を含めての段階的なことは進められているのでしょうか。

**○財政管財課長（東 正和君）**

削減対象となる施設につきまして、その地元住民の皆様に対する説明につきましては、その建物なり、施設なりの用途廃止をする段階で、地区公民館ですとか、地区、自治会長連絡協議会などを通じまして地元住民の皆様への情報提供を行い、活用案などの意見を伺っていききたいと考えております。

**○6番（佐多申至君）**

ウの項目において、女性職員の活躍の場で丁寧の説明、回答を頂いたんですが、その中で、こういった男性職員の取得率が低いということは、やはりこの雰囲気や、職場雰囲気を醸成にということで努めてまいることが答えにありました。当然そうだと思います。当然だと思いますが、なかなか簡単なようで難しいことではないかと思いますが、市長、この辺を、醸成、雰囲気づくりというものをどの辺に目標というか、どのようなふうに取り組もうと考えていらっしゃいますか。

**○市長（永山由高君）**

男性の育児休業については、令和2年度が2人であったものに対して、令和3年度が7人となる見込みであると。まずは、この

5名増えているという状況を大切にしたいな  
と思っております。これは、一つ一つやはり  
実績を積み上げていく、そして経験した方を  
増やしていく。そうする中で職場の中での理  
解を促進させていくということが大切では  
ないかというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

7番の7項目の財政・行政運営についての  
エの項目において、厳しい状況において、主  
要施策をこれまで少し市民の意見を交えなが  
ら聞いてきたわけですが、市長、今回、初  
めて3月当初予算、骨格から自分でされてみ  
て、現在の市の行財政について、どのよう  
にお感じになりましたか。素直に率直な意見  
をお願いいたします。

#### ○市長（永山由高君）

財政状況という観点では、楽観視できる状  
況にない。特に、これから南薩クリーンセン  
ターなどの大規模な投資案件があるという  
ところについて、楽観視できない状況にある  
というふうに認識をしています。

一方で、限られた財源の中でもゼロ予算の  
事業を令和4年度から改めて集約をするとい  
う取組を始めた次第です。併せて、国や県の  
有効な補助事業等をうまく活用するという方  
針については、ぶれずに今後もやってまいり  
たいというふうに考えています。

以上です。

#### ○6番（佐多申至君）

最後に、市民に対して、今回の当初予算に  
向けての市長のマニフェストに沿った率直  
な意見と今後の課題、大きな目標をひとつ掲  
げるとすれば、何だと思えますか。最後にお  
尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

お答えします。

まだ足元では、新型コロナウイルス対策、  
これが最優先の課題であるということに変わ

りはありません。ですから、市民の皆様にお  
伝えしたいこととしては、やはり基本的な感  
染対策をしっかりと共に徹底していただき  
たいということが最優先であります。

一方で、コロナの状況を見ながら少しずつ  
対話場の場を増やしていきたいというところ  
は感じておりますので、まずは、令和4年度、  
少しずつ増えてくる対話の機会に市民の皆様  
からの声をしっかりと受け止めてまいりたい  
というふうに感じておる次第です。

以上です。

#### ○議長（池満 渉君）

次に、14番、黒田澄子さんの質問を許可  
します。

〔14番黒田澄子さん登壇〕

#### ○14番（黒田澄子さん）

皆様、こんにちは。公明党の黒田澄子でござ  
います。本日3月8日は、国際女性デーで  
あります。起源は、ニューヨークで女性参政  
権のデモを行ったことのように。イタリア  
では、女性から女性に、また、男性から女性  
にミモザの花が贈られる習慣があるようで、  
町中にミモザが飾られる時期のようです。国  
や民族、言語を問わず、女性たちが達成して  
きた功績を祝福し、ジェンダー平等等を考  
える日ともなっています。ジェンダーギャップ  
指数の2021年の結果は、156か国中、  
日本は120位と低く、まだまだ世界に取り  
残されないように頑張っていかなければなら  
ないと思います。市民の皆様の未来が明るくあり  
ますようにと願い、通告従い、一般質問をさ  
せていただきます。

初めに、市立小学校の制服（標準服）を性  
別を問わぬ制服（標準服）にの1点目ですが、  
以前から先進地を調査し、今の時代背景を考  
え提案をと考えていましたが、コロナ禍で断  
念し、電話調査を行いました。保護者や女子  
生徒からの多くの声がある案件を、今回、問  
わせていただきます。

まず、現在の制服はいつ頃に採用されたものか。また、選ばれた理由はどのようなものでしょうか。

次に、近年の気温上昇による暑さ対策、学校の国際化・性的マイノリティーの生徒への対応、防犯対策、動きやすさという機能性において、現在の制服の課題はどのようなものでしょうか。

3点目に、福岡市が69校中65校で取り入れた性別を問わぬブレザー、スカート、キュロット、スラックスについて、どのようなものか。また、この取組への本市の見解をお尋ねします。

4点目に、本市でも、福岡市同様な市内同じ制服で性別を問わぬ制服の検討に入れないのか、お尋ねをいたします。

次に、永山市長マニフェスト4の全世代の教育・学びについてお尋ねします。

まず、どこともつながっていない不登校児童生徒数と不登校支援の取組の現状をお尋ねします。

次に、私は、令和2年9月議会で提案していましたが、子どもたちの学びたいを守る手だてとしてのタブレットの活用についての詳細について。また、コロナ禍における自宅待機や不登校児童生徒の学びの場を守る体制、計画の詳細についてお尋ねをいたします。

3番目に永山市長のマニフェスト8の中の行政運営において、感染症対策、市民サービスの向上についてお尋ねします。

まず、来庁者が申請書を手書きせずに申請できる書かない窓口を導入する考えはないか、お尋ねします。

次に、感染症対策として、利用者自身が申請手数料を精算できるセルフレジの導入も考えられないか、お尋ねします。

4番目に、断らない相談支援体制の整備についてお尋ねします。

まず、社会福祉法改正により、国は、断ら

ない相談支援を含めた重層的支援体制整備事業を進めようとしています、その概要についてお尋ねします。

次に、重層的支援体制の構築についての本市の現状と課題、方向性についてお尋ねします。

5番目に、お悔やみコーナー設置についてお尋ねします。

まず、私は平成31年3月議会で別府市の調査を基にこの提案をしました。その後の検討はどうなっているのかお尋ねします。

次に、時は流れ、デジタル庁は、死亡・相続ワンストップサービスを進め、市町村を支援するとしていることで、全国的にも年々死亡者増の中、お悔やみコーナーの設置が進んでいます、設置についての本市の見解をお尋ねします。

6番目に、学校、公共施設のトイレの洋式化及び乾式化についてお尋ねします。

まず、本市のトイレ総数と洋式化トイレ数及び全て洋式化されている学校及び施設数は幾らでしょうか。

次に、トイレの洋式化計画実施状況はどうなっていますか。

3点目に、和式トイレは必要と考え残してあるのか。そうであった場合、必要と考える根拠はどのようなものでしょうか。

4点目、感染症がはびこる現状で、トイレの乾式化について見解をお尋ねします。

最後に、がん患者等への医療用ウィッグ購入へ助成を考えられないのか、お尋ねをします。

まず、がん患者等で医療用ウィッグを必要とする人への市の支援はどうなっていますか。

次に、県は、今年度当初予算にがん患者等に医療用ウィッグの購入費の助成を盛り込んでいますが、事業の詳細をお尋ねします。

4点目に、高価な医療用ウィッグを必要としている市民への支援として、本市も助成制

度を考えないかとお尋ねして、1回目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

#### ○市長（永山由高君）

質問事項1及び2については、教育長より回答をいたします。

質問事項3、感染症対策、市民サービスの向上についてのその1、書かない窓口について、お答えします。

行政サービスのデジタル化は、感染対策にも大変有効なツールであると考えます。先進自治体では、申請書等の手書き書類への対応について、タブロイド端末やマイナンバーカードを活用するなど工夫を凝らした事例がございます。

一方で、法律や条例に規定する多種多様な申請書類の整理が課題になってまいります。国のデジタル庁の方向性も勘案しながらDXの推進に取り組む中でオンライン申請を含めて、今後の在り方を検討してまいりたいと考えます。

その2、セルフレジの設置についてお答えします。

ご紹介いただきましたセルフレジを導入している自治体があることは認識いたしております。スーパー等でも一般化してきており、感染対策上も、また職員が現金を扱わないという観点でも有効な手段の一つと言えます。ただし、導入や維持に新たなコストが発生してまいります。市といたしましては、現在、窓口での証明発行手数料におけるキャッシュレス化に向けて機器の導入に取り組んでおりますので、キャッシュレス決済において対応してまいります。

質問事項4、断らない相談支援体制の整備についてのその1、重層的支援体制整備事業について回答します。

重層的支援体制の整備とは、それぞれの自治体における既存の相談支援体制や取組を生

かしながら、複雑、多様化する支援ニーズに対応する属性を問わない包括的な支援体制を構築するものと認識しております。

その2、本市の現状と課題、方向性について回答します。

本市では、各担当部署に各種相談に対応する窓口等が設置され、それぞれの相談に対応できる体制は整備しておりますが、複合的な課題が解決しにくい現状もあると認識しています。

このようなことから、各部署の相談支援センターなど、関係職員による情報共有の場として、令和3年度から日置市相談支援センター支援者ネットワーク会議とする横断的なつながりを持つ場をつくり、定期的を実施しています。

このネットワーク会議は、本市の相談支援の連携強化のため、各相談支援センターの機能を共有した上で相談員同士が顔を知り、つながりを持つところから始めているところです。

質問事項5、お悔やみコーナー設置についてのその1、その後の検討について回答します。

本市では、ご遺族の方が死亡後の手続きに来庁された際、ロビーの記載所でお待ちいただくようにお声かけさせていただき、関係課各係の担当職員が必要書類を持参しながら説明する対応を継続しているほか、各課のシステムにおいて、共通の記載事項が出力されるよう対応しております。別府市のようにお悔やみに特化したスペースの確保は難しい現状ですが、ご遺族の負担軽減に努めており、窓口を回らなくて助かるという声を頂いております。

前回、議員会のご提案に基づき、各種手続一覧を整理した書類も備え、葬祭業者からご遺族に渡していただいております。今後とも葬祭業者と連携して、一層、ご遺族の負担が

軽減されるよう取り組むとともに、書かない窓口の検討も含めて対応してまいります。

その2、死亡・相続ワンストップサービスについて回答します。

デジタル庁では、死亡・相続ワンストップサービスに関して、死亡・相続に関する行政手続の見直し、遺族が行う手続を削減すると述べています。現在のところ、具体的な説明はなされていませんが、死亡届に基づき、市から遺族へ支援なりを通して必要な手続情報が知らされ、そこから電子申請が可能になる仕組みだと理解しています。今後、国の動きを注視して、迅速に対応していきたいと考えています。

質問事項6、トレイの洋式化及び乾式化についてのその1、トイレ総数と洋式化トイレ数につき回答します。

教育委員会所管施設以外の公共施設における総数は、183施設に831基設置しており、487基が洋式、344基が和式となっております。また、51施設が全て洋式化されております。

その2、洋式化計画実施状況につき回答します。

現在、公共施設トレイの洋式化計画はありませんが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和2年度に35基、令和3年度に6基の洋式化を行っております。

その3、和式トイレについて回答します。

公共施設のトイレは洋式化が進み、和式より洋式のほうが使用頻度は高いと思われませんが、中には、便座に座ることに抵抗があり、和式を好む方もいらっしゃると思われれます。また、標準的なトイレを設置する場合に、洋式トイレのほうが和式トイレより20%程度広いスペースを必要とすることから、既存の和式から洋式への取替えができない箇所や取り替えた場合に著しく窮屈になり、洋式化が

進まない箇所もあります。

その4、トイレの乾式化について回答します。

一般的には、乾式の場合は、床面が拭き取り清掃となり水洗いは行わないことから、掃除がしやすく生活感があり、雑菌の繁殖を抑えるなど、感染防止、衛生面で効果があると考えます。

質問事項7、医療用ウイッグ購入について、その1、市の支援につき回答します。

日置市では、医療用ウイッグを必要とする人への支援は行っていません。

その2、県の当初予算案について回答します。

令和4年度の県の予算案の中に、医療用ウイッグの購入費用を助成する市町村に対し、経費の一部を助成する事業が盛り込まれているようですが、事業の詳細については、予算が成立した後にお知らせするとのことでございます。

その3、市民への支援としての助成について回答します。

今後、県から示される要綱等を確認した上で、支援については協議していきたいと思っております。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

○教育長（奥 善一君）

それでは、1番目の中学校制服を性別を問わぬ制服にのその1でございます。

市内中学校に確認をしたところ、吹上中学校においては、当初から現在の制服であったことが確認できましたけれども、その他の中学校において、採用の時期については不明でありました。また、選ばれた理由についても確認できておりません。確認できませんでした。

その2でございます。

各学校へ聞いたところ、活動的な面や性的

マイノリティーへの配慮が課題であるなどの意見が上げられております。

その3でございます。

福岡市の例についてでございますけれども、福岡市は、市立中学校の標準服として、生徒の意見を反映させたブレザータイプで、スカート、スラックスなどを選択でき、安全面や機能性、性的少数者への配慮など、社会変化に合わせたものを採用されているようです。本市においても、今後の課題として捉えております。

その4でございます。

検討に入れないかというお尋ねでございますけれども、まずは、現在の制服に対する課題等についての意見を校長会等で伺っていきたいというふうに思っております。

それから、大きな2番目の全世代の教育・学びについてでございます。

その1でございます。

現在、学校や関係機関などとのつながりがなく不登校児童生徒はおりません。ただ、令和3年度の不登校児童生徒数は、令和4年1月末現在で、小学生が25人、中学生が60人であり、不登校は、本市において喫緊の課題であります。各学校では、学校職員と教育相談人等によるケース会議を定期的に行い、不登校の解消に向けた対応策を話し合うとともに、家庭訪問や電話などを通して、家庭学習の支援や保護者との面談を続けています。

その2でございます。

新型コロナウイルス感染症のためにやむなく自宅待機の措置を取らなければならない場合は、プリントやノートだけでなく、タブレット端末を持ち帰らせ、家庭で学習課題に取り組ませています。また、不登校の児童生徒についても学びの機会を補償するということから、状況に応じてタブレット端末での家庭学習を進めていくとともに、本人や保護者の

希望をお聞きしながら、オンライン授業や面談等を行う体制を整備してまいります。

続きまして、6番目の洋式トイレについてでございます。

まず、数でございますけれども、学校における総数は、洋式、和式合わせて728基、小学校が439、中学校が241、義務教育学校48でございますけれども、そのうち333基が洋式でございます。社会教育施設は、379基のうち、154基が洋式となっております。全て洋式化されている学校及び社会教育施設はございません。

その2でございます。

洋式化計画については策定をしておりますが、令和2年度で2基、それから令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、69基の洋式化を行っております。

その3でございます。

一般的に洋式トイレの割合が増えていくことが予想されますが、全てが洋式化されるまで期間を要することと思います。学校においては、新入学児童に対して和式便器の使い方について教える意味もあり、今しばらくは和式トイレも必要と考えます。また、不特定多数の児童生徒が使用した便座に座りたくないとする児童生徒がいることを考えますと、衛生的な対応も同時に解決していく必要があると考えます。

その4でございます。

乾式化です。本市の学校施設においても、近年、建て替えや改修を行った学校では、乾式化としており、今後も改修等を実施する際に検討をしていきたいと考えています。

以上でございます。

#### ○14番（黒田澄子さん）

市長、教育長にご答弁いただきましたので、2回目以降の質問をさせていただきます。

まず、最初の制服（標準服）の件でござい

ます。

答弁の中で、活動的な面や性的マイノリティーへの配慮が課題であるなどの意見が上げられた。このなどのというのは、ほかにどういったものがあるかお尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

お答えいたします。

そのほかにといいますと、子どもの安全性を考えた服装、それと、寒いときに今、女生徒でありますとスカートとがありますので、一つは機能的というふうになりますけど、そういう部分があるということで認識しております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

伊集院中学校の生徒手帳を見せていただきまして、そこには、制服（標準服）とまたありました。日吉学園のアンケート結果にも、日吉学園標準服アンケートとありましたので、私もそのように質問事項としたところがございますが、まず、中学校は標準服でしょうか、制服でしょうか、お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

今議員のほうがおっしゃられました、日吉学園の後期課程では標準服というような形で選べる制服といいたししょうか、学校生活服となっております。基本的には、中学校での制服（標準服）ということになりますと、制服ということで認識をしております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

微妙な答弁だったと思います。どっちでもいいということなのか、標準服だと思っておりますけれども。

そこで、伊集院中の生徒手帳を見たときに、男子生徒にはない文言として、特に、女子の冬服、夏服では、指定のセーラー服とそうい

った言葉で、また更衣期間もいつ頃というふうに定めるといいうふうに決まっています。

私は、以前、中学校の入学式で、その日は大変暑い日でした。冬服の詰め襟の制服で具合が悪くなった男子生徒がバタバタと5人ほど退場したときがありました。温暖化の中で、多分、詰襟を着るには暑かった日ですが、気温に合わない服を着て出席して、でも、暑くて脱げば先生に注意され、恥ずかしい、そんなふうに思って、具合が悪くなくても仕方ない、こんなところかなと見ながら、ちょっとかわいそうな感じがしました。こういった状況を、教育委員会、どのようにお考えでしょうか。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

確かに、昔と違いまして、環境の面でも夏場は気温が高くなっております。そういうことから、一概にそれぞれの学期ごとに、現在のところは、何学期はいつまでは長袖、いつまでは半袖というような規定がございますが、こういうことも現状を鑑みますと、検討していかなければいけないのかなというふうに感じております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

そうですね。子どもたちの制服より、子どもたちの体調のほうが大事だというふうに私も考えます。

そこで、日吉学園は昨年度、昨年度というか、令和3年度からブレザーが導入されました。その経緯と詳細をお尋ねをいたしたいと思えます。また、アンケートも取られているようですので、結果、どのような内容だったのか、また、賛成、反対も含めてお尋ねをしたいと思います。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

お答えいたします。

日吉学園の開校に当たりまして、日吉学園設置準備委員会を設置しております。その中に総務部会と及び教育課程検討部会の2つの部会におきまして、調査検討及び協議事項について協議行っております。

アンケートにつきましては、生徒、保護者、職員を対象にアンケートを実施しました。その結果、約6割がブレザーの変更を希望し、デザインにつきましても、旧日吉小学校の制服を基本としたものである希望が多かったことから、準備委員会で決定をした次第でございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

令和3年度から導入されておりますので、どんどんそれが導入されて、そろそろことになっていくと思います。今までどおりの学ランや制服を生徒が着ることはできないのか。また、今後の生徒においても、お古で同様な服を着たい子がセーラー服や学ランを着ることはできるのでしょうか、お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

標準服として定めておりますが、特に、在校生ばかりでなく、ほかの学校から転入した生徒等については、そのまま卒業までその制服であってもいいということを含めると、全てがその示された標準服ではなくてもよいというふうなことを考えます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

この日吉学園のブレザー化というのは、教育委員会が主導で行われたのか、その点についてお尋ねをいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

検討委員会を設置したのは、教育委員会ほうで主体的に設置をしておりますが、その中身につきましては、検討につきましては、P

TAの代表者、あるいは学校の校長、教頭も含めてその中で検討した次第でございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

日吉学園は1つの学校でございますよね。だから、私が聞いているのは、教育委員会そこにしっかりかんで、もう教育委員会も関わってやったんですよねというところです。1つの学校だったら、普通、学校内で校長とか教頭先生を中心にやられると思うんですけど、やはりそこに教育委員会がしっかりかんで行われたんですかという点でございます。もう一度、お願いします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

日置市内におきまして、義務教育学校の設置が初めてでしたので、教育委員会もその中に携わっての制服の標準服の決定ということになります。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

価格調整が現状の学校指定の販売店などとの協議はどこがどのようにされたのか、そして結果、価格がどのように決まったのか、お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

価格ということにつきましての詳細については検討をいたしておりませんが、制服を取り扱う業者によりまして、いろんな機能性とか、先ほど言いました性的マイノリティーに対応した制服ということで、業者の方からの指導も頂きながら決定したところでございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

県内19市での標準服に関する考え方はどのようなものなのか、また、全国的な傾向についてお尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

県内18市に制服についての調査を行いました。今後の変更について検討を行う予定があると回答した市が7市、変更についての検討の予定がない市が9市、2市からは回答を頂いておりません。

それと、全国的な傾向等についてでございますが、公正取引事務局が平成29年11月の公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書の中で、直近、これ29年現在の報告ですが、直近5年間において、8.9%の学校で見直し等が行われているようでございます。それ以降につきましても、生徒、保護者にアンケートを取るなど、新しい制服、機能性向上、あるいは多様性への変更で、増加傾向にあるのではないかと推測されます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

ここで、江戸川区の高校生の声をご紹介します。

女性として生まれ、男性を自認している。中学校の頃にスカートの着用に苦しんだ経験から、私服で通える高校を選んだ。中学時代を心を押し殺し、大人になる前に死のうと思っていたと振り返っているとの声があります。

また、これまで、私もLGBT系の相談を子どもや保護者から数回受けております。ある中学校で、「ここには性的マイノリティーの子どもはおられますか」と校長先生に尋ねましたが、「いません」と言われました。カミングアウトをするということは大変なことなんです。だから、先生たちは気づいていないということに私は少しショックでした。

また、女子の声では、スラックスだと足が冷えない、自転車をごくときもめくれない、気にもならない、スカートにはもう戻れない。導入されたところは、そういった声もあります。

日置市内の女子中学生の声で、生足、もう思春期になるので、素足でスカートをはいて学校に行くのは嫌だ、じろじろ見られるのが嫌だ、今の子どもたちは、利便性からズボンで過ごす場合も多いようです。女子はスカートというのは、彼女たちにとって古い昭和の話になっています。

そこで、保護者や生徒からの声はどのようなものがあるのか、お尋ねをいたします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

市内の中学校のほうに、今言われましたこと等について、どのような相談があるかということで聞き取りを行いましたところ、学校現場においては、保護者、生徒からの相談は寄せられていないということでした。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

聞こうとしなければ聞けない声もあるんだなど、ちょっと実感をしたところです。

福岡市での取組の起こりは校長会からでした。日置市では、校長会からこのような課題のお話は出ていますか、お尋ねします。

**○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北浩一君）**

現在のところ、校長会のほうからはそのような相談というか、ことは、教育委員会としては受けていないところでございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

福岡市校長会では、約70年前から採用の標準服は多くの課題があるとし、教育委員会に委ねられました。8回の検討委員会、3回の生徒による検討委員会、標準服に関するアンケート、標準服サンプル展示会を2年がかりで実施しておられます。金額も3万円から3万5,000円、価格を下げるためにネクタイやリボンをつけない、この辺も教育委員会が業者と詰めていかれたようでございます。

標準服ですので、これまでのセーラー服や詰め襟もお古などをもらっても着用が可能、お話をした方、教育委員会の方でしたが、「うちの娘もセーラー服がかわいいから、ブレザーは着ない」と言って今、セーラー服を着て行っていらっしゃるそうです。また、「自分で体温調整もできるよう1年中どれでも着ていい。自由である。自分でそれくらいできる能力を身につけることも教育だ」と言うておられました。また、生徒からの提案で、ネームをつける胸ポケットには、中折の蓋のようなフラッグをつけて、学校の外では、自分の名前が見えないように防犯対策も子どもの提案で取り入れられております。やらなかった4校は、既に独自でブレザーを変更されておられたということで、今回は、市内同一の標準服には入らなかったとおっしゃっております。

また、先日ニュースで、埼玉の公立高校がユニクロのブレザー、スカート、スラックス、シャツ、ベストを制服とされ、1万5,000円ほど、そういった安い価格でスタートをするとありました。また、全国の公立中学校では、以前、私もお伺いした鳥羽市でございましたが、2校の中学校が統合に当たり、今回、準制服、いわゆる通常はこれを着ていてもいいよという制服として、洗い替え用は、価格の安いユニクロの3,900円のスラックスを4月から採用することになっているそうです。性別にかかわらず、自由に組み合わせができることが可能な標準服は時代のニーズと捉え、本市でも、今後、検討に入れられないものか、市長、教育長にお尋ねいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

ただいまいろいろな他県の状況等もお知らせを頂きましたけれども、先ほども申し上げましたけれども、まずは、校長会等で、そういうことも話題にしていきたいとは思っております。ただ、基本的には、制服というのは、

学校でお決めになるというのが前提でこれまで来ているわけでございますけれども、新しい課題と申しますか、もともとあったのかも分かりませんが、そういう新しい課題についてのこともあるわけですので、そういうことも視野に入れながら、また今後、話題にしていきたいなというふうには思っております。

また、議員がご指摘のように、そのような声はあるけれども、私どもにも届かないというようなことがあるとするならば、それをやはりしっかり私どもが受け止められる、そういう体制づくりというのも必要だというふうに考えております。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

2番目の不登校対策等に入っていきたいと思っております。

市長が4つ目の柱の中で言われていた、自宅待機や不登校生徒の学習を止めないオンライン、これはどのような体制整備になって、仕組みとしてはどのような形なのか、再度、お尋ねをいたします。

#### ○教育委員会事務局長兼教育総務課長（梅北 浩一君）

タブレットを持ち帰って行う家庭学習については少しずつ進んでおります。ただ、オンラインによる学校と家庭をリアルタイムで結んだ学習については、まだ一部の学校のお試し、試行的な取組にとどまっております。今後は、各学校での校内研修とか、また、日置市のほうで、昨年度、情報教育推進委員会というのを立ち上げて、そこでICT教育に非常に堪能な先生方を集めて実践研究をしておりますので、その方々にまた各学校へ研究を還元していただいて、そしてオンライン授業が進むようにしていきたいと思っております。

以上です。

#### ○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を  
2時10分といたします。

午後2時00分休憩

---

午後2時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○14番（黒田澄子さん）

6番議員の答弁でも学校がそういったオンライン等、また不登校対策などをやっていくのは、大変、業務が大変だったと、そういったお話もされておりました。教育委員会は精いっぱい、支援したいとも答弁されておりました。

ここでご紹介をいたします。熊本市では、学校の取組のほかに教育委員会が独自の取組を行っています。不登校児童生徒のうち、年間登校の約半分、100日以上欠席者に着目をして、総数722人、どこにもつながっていない不登校児童生徒414人と、データにより、子どもの状況を丁寧に見る中、適応指導教室フリースクール、学校配信のオンライン学習、個別に来るなどは、そういったところにも当てはまらない子どもをどこにもつながっていない、そういった生徒として、大きな課題として検討をされてきています。

今回、調査して驚いたのは、この学習支援、オンラインの学習支援を市の教育委員会が独自でやっているところでした。緊急事態宣言下で熊本市は既にタブレットが配付されていました。うちと違うのは、ここはL T Uを使っているのがW i - F i 不要ということです。クラスでオンライン授業を先生が始められたとき、何と不登校だった生徒が毎日そのオンラインに入ってきたそうです。緊急事態宣言が解かれ、通常授業ができるようになったときに、この不登校の生徒、そのことが気になった担任の先生が、その子のために毎日1時間オンライン授業を行い、その結

果、2学期にはときどき登校、3学期には毎日登校ができて、不登校を脱出されたそうです。このことを捉えて、教育委員会はクラスに数人はいる不登校生徒に担任だけがオンライン授業をすることは困難ではなかろうか、負担も大きい、そういったことを重視して、教育委員会でやってみよう、そういうふうに進めたそうです。

小学校で1人、中学校2人の再任用の先生などを教育委員会が雇用して、実現をされています。すららという小学校から高校生までのアプリを使って、A I 診断で子どもの学びの状態を見極めて、少し前の単元から学び直しを進めたほうがいい子にはそのように進めたり、一人一人に合った学習を行っているようです。少しずつ学力がついてきているようです。

ここでパネルを、議長の許可をいただいたので出したいと思います。

また、家にこもっている子を何とか社会につなげたい、オンラインのワクワク学習としてクイズ形式で興味を引かせ、美術館、熊本城、博物館や動物園など、2週間に1回のペースでこうやって行っておられるということです。

そこで、つながっている生徒が、本当に先生がやっているのだろうか、そう思って保護者と2人で熊本城に来られた子どもがいて、そしてその先生たちが一生懸命撮影している姿に、寄ってきては本当に感銘されて、先生いつもありがとうございます、そういってお話をされて帰ったそうです。

その後、広島県教育委員会と共同で、オンラインの修学旅行も始まり、あちらは宮島からスタート、こちらは熊本城からスタート、熊本城は武将隊からクイズを出してもらったりして、勉強だけではなく、中にどんどんクイズも入れて、興味を引いていただき、大変盛り上がったそうです。

ここまでやった結果、分かったことは、子どもたちが何で不登校になるのかなという、その辺でございませう。しばらく休んでしまふと、授業についていけないこと、久しぶりに登校しても先生の話は何にも分からない、分からないからもう行きたくなくなる、行けなくなる、そして、最終的に諦めてしまふ、そういった負の連鎖的なものが見えてきたそうです。それは、この令和3年度やってみられた熊本市の現実の話でございませう。

そして、オンライン授業を受けた22人の生徒の中から、3年生の中から無事に高校受験に合格した子どもも、今数人出てきているというふうにお話をさせていただきました。不登校の子を出席させるという視点ではなくて、勉強が分かるような支援をされていることでありませう。

調査してお話を、教育委員会と話をしましたけれども、もう心がじわっと、私自身が温かくなりました。本当にやさしい支援でありませう。この熊本市教育委員会の授業について、教育長のお考えをお尋ねしたいと思ひませう。

#### ○教育長（奥 善一君）

不登校の子どもたちにとりまして、やはり保護者の方も含めて、非常にこう大きな悩みも持っている状況だということ、十分認識をしております。今、素晴らしいお取組もご紹介をいただきましたけれども、私のほうも、子どもたちのためにできることは、いろんなことはやっぱりやっていきたいという思ひは同じでございませう。できることを少しずつ進めていきたいというふうに思ひませう。

#### ○14番（黒田澄子さん）

前向きな教育長のお話、ぜひ頑張っていたきたいと思ひませう。

また、秋田県男鹿市では、このうちの場合もWi-Fiがないとつながらないという部分がありますが、Wi-Fiが家庭にない不

登校児童生徒の希望者にモバイルルーターを貸し出しておられると。ここは通信費は家庭負担としておられるようでございませう。

本市でも、今後不登校児童生徒の支援として、熊本市教育委員会の調査を、コロナが終わった後に、ぜひされてはどうかと提案いたしますけれども、市長、教育長、いかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

#### ○教育長（奥 善一君）

先ほど、ご紹介いただきました取組というのは、非常に興味あるものではございませう。調査をするかどうかというのは別として、参考にさせていただくということは感じております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

市民のサービス向上について、この手書きせずに申請できる窓口ということでございませう。これを取り組んでいる、埼玉県深谷市は鴻巣市などは、各種証明書を申請する際に、身分証明書を提示すると職員が必要事項をパソコン入力、利用者は確認して署名するだけで手続が終わる。そういった流れだそうです。申請書を手書きせずにすむ、書かない窓口に取り組んでいくところも今後出てくると思ひしております。

本市でこのようなものに取り組むとした場合は、課題はどういったことになるのか、先ほどは書類整備のほうが課題になっているといっておりますが、そのほか何かあったらお尋ねをいたします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

先ほど、市長のお答えでもありましたけれども、書かなくていい申請書ということになりますと、その方がどのようなご用件で窓口に尋ねられたかによって、各種様式というのが法律であったり条例であったり定められておりますので、その様式にその方のデータをどういう形で飛ばすのかということが、システム化は全てできるのかというのが、一つ

大きな課題になってくるかと思えます。

それと、今後につきましては、今ご紹介のあった例のほかに、ご自分のお家でスマホに自分のデータを入力をして、それを市が読み取れるようなQRコード化をして、こちらで読み取らせていただいて、出力をするというようなシステムもあるようでございますし、また、書かなくて済むということで、人手をかけて手書きで職員が一人一人書いて差し上げるというサービスをしている自治体もあるようでございます。

とにかく今、書かせないという、議員がご提案していただいたようなことを、取組というのは、急速に進んでいるということは理解をしております。

**○14番（黒田澄子さん）**

今回、市長は、スマホ決済などに取り組む方向を示されておりました。これは、私も提案したいと思っておりましたが、さきに出ておりましたので、このキャッシュレスレジなどのことを言っておりますけれども、まず、スマホ決済に当たって、大変便利なんですけど、どの年齢の市民も使えるかという点、若干厳しいのかなと思えます。

スマホの使い方講座など、開かれる考えはないのか、お尋ねをいたします。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。

スマホをお持ちでない方や、または操作に不慣れな方を対象に、電源の入れ方や文字の打ち方などを、基本的な内容についてスマホ教室の開催を行ってみたいと考えているところでございます。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

次に、セルフレジは、コロナ禍でどんどん町なかでも増えております。職員も感染してもらいたくないですし、来られる市民も同じです。再度、この感染症対策としては、いさ

さか金額もあると思えます、費用も必要だと思いますが、再度、市長にこの点についてお尋ねをします。

**○市長（永山由高君）**

セルフレジの普及については、議員と同様の認識を持っているところなんですけれども、先ほど申し上げたように壁もございまして。その、その中で、まずは現金を使わないで済む方法はほかにもございまして、例えば、コンビニの交付であったりキャッシュレス決済、さらにはオンライン申請、こういったものを推進することにより、まずは現金を使わずに手続きができる体制を整えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○14番（黒田澄子さん）**

来庁された方はどうしても現金で払わざるを得ない状況を改善されるというところは、頑張ってくださいと思います。

次に、断らない相談支援体制ということで、現状の相談等で対面、電話、訪問のほかにもオンラインでの相談が行われているか、お尋ねをします。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

現在のところ、オンラインでの相談対応は実施しておりません。

**○14番（黒田澄子さん）**

オンラインでの相談には、タブレット等が相談室にも持ち込みは有効ですけど、市民とのやり取りの場合、市のセキュリティーに関わる問題があるのかなのか、可能なのか、お尋ねをします。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

セキュリティーには問題はないというふうに考えております。

現時点では、各担当課に設置しております情報系の端末等を活用した試験運用も想定をしているところでございます。

今後においては、相談員のネットワーク会

議、このほうでもオンライン相談の運用について協議をしてみたいというふうに考えております。

○14番（黒田澄子さん）

ご答弁の中で、日置市相談支援センター支援者ネットワーク会議というものが、今でき上って、進めていっているということです。これ、何人ほどで会議をされるのか、お尋ねします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

庁舎内には、各相談支援センターが多数ございます。例えば、いくつか申し上げますと、介護保険課、福祉課、健康保険課、教育委員会、企画課、商工観光課、総務課、それと外部になりますけど、社会福祉協議会、こういったそれぞれの体制があります。この方々と連携をした取組をやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

全ての市民が抱える相談をまず市役所でできると知っている人はどのくらいいると、役所のほうはお考えでしょうか。お尋ねします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

全ての市民が暮らしの中で各相談に対して市役所が対応していると認識しているかということについては、確認が難しいところもございます。今後、さらに広報等で周知をすることが必要だというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

今後、職員が実際に対応しなくても済むことがどんどん増えていくようでございますので、そこをどんどん相談業務に変えていかれたいというふうに、私も考えます。市民のために役に立つところが市役所でございますので、そういうふうに市民にも思ってもらえるような啓発は大事なかなと思います。

そこで、今この市民センターのネットワーク会議がということでしたけれども、ある部

分の相談で市民の相談を聞いていると、その人の相談よりその人の家族の話が出たときに、いやいやこっちを早くしないって思われることも多々あると考えます。そういったときに、その現場では手順として上司に相談してとか、それに関する相手方の上司に相談してとか、現状は何かそういう形で時間がかかるものなのか。それとも、さっとで今、現状できるものなのか、その辺をお尋ねします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

早めに対応できるように、現在、横の連携を取っております、その一人一人の相談員がスキルアップを図っているというところでございます。一回一回上司に相談をしなくても、例えば、この案件については、どの課のどの相談員に連絡をすれば話がつながるよね、うまく支援ができるよねというような取組、こういったのが体制としてはできるように目指していきたいというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

重層的な相談支援体制は国も進めているものでございます。日置市はいつごろをめどにこの重層的な体制をつくり上げていくお考えなのか、何年後ぐらいになるのか、お尋ねをいたします。

○福祉課長（濱崎慎一郎君）

何年後という想定は今のところできておりませんが、市長答弁にもありましたように、それぞれの立場の相談員が各部署における相談支援センター機能をまず共有をして、それからつながりを持ち、複合的な課題のリレー対応など、現在、協議を始めているところでございます。相談を受けた部署が安易に断らない体制をつくっていく必要があるというふうに考えているところでございます。

○14番（黒田澄子さん）

相談に来られた方、いったいどこに行けばいいんだろうと思う方も、初めての方、多い

のではないかと思いますので、何か、何でも相談窓口みたいな、名前はいいんですけれども、市民が見て分かるような何かものがあったほうがいいんじゃないか、そして、相談はないけど、しょっちゅう来庁していらっしゃる皆さんがそれを見ることで、日置市はそういった何でも相談できる窓口があるんだなど、そこさえつなげばあとぼつとつながっていく、入り口が分からなくて相談できないと思っている人もあるんじゃないかと思いますが、その点、必要じゃないかと思えます。

最後に、この施策に対する市長のご見解をお尋ねいたします。

#### ○市長（永山由高君）

まずは、市民の皆様こういった相談の機能、窓口があるということを知っていただく、非常に重要なことであるというふうに思います。同時に、各相談窓口の担当者がそれぞれ横のつながりを、これは顔の見える関係、相談員同士も信頼関係をつくり、学びのネットワークをつくっていく、そのための仕組みを都度、これは検証していく必要があるであろうというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○14番（黒田澄子さん）

おくやみコーナーに入りたいと思います。

市役所にこのお悔やみ関係で手続に見える方はどれくらいいるのかお尋ねをします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

令和2年度で申し上げますと、令和2年度でお亡くなりになられた方が645人おられまして、ほとんどの方のご遺族の方がこちらの窓口、もしくは支所の窓口のほうにお手続きにまいりますので、その亡くなられた数だけ来庁されるというふうに認識をしています。

#### ○14番（黒田澄子さん）

市役所での手続は、これ全て終わるのにどれぐらいの時間がかかるのか、お尋ねします。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

平均いたしますと、お一人の手続、各課から来て手続をする件数は6件ほどになります。それを各担当が交替でやっていきますけども、1件当たり10分ほどいただくというお話をさせていただいておりますので、平均いたしまして1時間程度、長い方で9件ほどございますので1時間半ぐらいいただくというようなお話をさせていただいております。

#### ○14番（黒田澄子さん）

随分、以前からすると頑張ってくださいていることは評価できていると思います。先日、私もデジタル庁のおくやみコーナーについての係の方といろいろ語ったんですけども、やはり、最終的には市町村がいろいろやらないとできないので、そこまでの支援が今現段階のデジタル庁はできていないですねというお話もされていました。

親を見送って、泣く間も惜しんで大変な疲労の中でほっとする間もなく来庁されるのがこの手続の方々だと思います。どこで受けてくれるのか、おくやみコーナーという独立させることが、今不要でも動いているということですが、来庁された方、どこに行けばいいのというところを、先ほどと一緒になんですけど、おくやみ相談窓口みないな、何かやっぱりあると、そこに、まず行かれる、来られたらすぐそこに行かれる、何かそういった、やはり窓口的な、あそこから先ほど言われた6件、9件ということで集まっている書類が出てくるというシステム、どこに行けばいいのかわからない人への対応は、そういったものも大事かと思いますが、いかがお考えでしょうか。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

以前もご提案いただいております別府市のように、地下に別室がございまして、そちらに案内をできれば、もう落ち着いて処理ができるとは思いますけれども、スペース的にも、

本市の場合は、特に本庁においては確保ができない状況でございます。

また、先ほど申し上げましたように、年間に今、640人ほどですけれども、1日に開庁日で計算しますと、2人ないし3人の手続ということになりますので、これは支所も含んだ数字ですので、1日お一組ぐらい来られるぐらいのところ、お部屋をずっと確保するというのも難しいと思いますので、現在、取り組んでおります葬儀社の方々とのやり取りをもう少し充実をさせながら、今ご提案をいただいているデジタル庁の仕組でポータルがございますので、そこが完成をしましたら、そこを通して行政等の手続が簡素化できるように、また努めてまいりたいと思っております。

**○14番（黒田澄子さん）**

洋式トイレに入りたいと思います。

感染リスクは和式と洋式、どちらが高いとお考えなのか、お尋ねします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

和式トイレは、排せつ時に便や尿が飛び散りやすいこと、洋式トイレは、蓋をして流すことで飛沫を抑えられるということから、和式トイレのほうが感染リスクは高いと考えます。

**○14番（黒田澄子さん）**

許可をいただいてパネルを出したいと思えます。

これ感染リスク、TOTOさんのデータでございます。TOTOさんの許可をいただいております。

感染リスクが高い和式トイレ、また和式トイレの床から大量の菌を検出といった結果が出ています。その一方で、洋式便座は天日干しした衣類より菌が少ないというデータがあります。今、皆さんが来ているシャツとかそれよりも低い菌だというふうにとめてください。

また、すみませんね、もう一つ出します。

和式便座と周辺の床は、トイレの内糞便由来菌汚染度の調査で洋式便器下は大腸菌が5、和式便器周りは820、これがTOTOさんのデータでございます。このことを捉えて、和式トイレ1つ残すことがリスクを残すことになると言われております。

学校等は、上履きを履き替えてトイレに入りますが、本庁は履き替えません。靴に付着して菌が持ち出されています。この議場にも調べるとたくさん菌があるかもしれません。

まず、このデータを見られてどのようにお考えか、お尋ねをいたしたいと思います。

**○財政管財課長（東 正和君）**

まず、TOTOさんの研究についてですが、菌の数値の差がこれだけあるということにつきましても、想像以上に洋式トイレのほうが清潔であるという認識をしたところです。

それから、大腸菌のデータそのものについてですが、先ほど答弁いたしましたとおり、和式トイレのリスク、それから洋式トイレのメリットというものを反映したものであると考えております。

**○14番（黒田澄子さん）**

答弁の中で、教育委員会以外の51施設は全て洋式化とありました。ここは1基しかトイレがないところなんではないでしょうか。いくつもあって洋式化が終わっているということでしょうか、お尋ねします。

**○財政管財課長（東 正和君）**

全て洋式化されている施設といたしましては、東市来、日吉、吹上の保健センター、それから北分遣所、それから消防団の車庫が15棟で、吹上支所、それから上下水道課庁舎などが便器が複数あるところがございますが、これら全て洋式化してあります。

全部で51ですので、都市公園とかですとトイレが1基しかないところがございますので、残りにつきましては、ほとんどが都市公

園ということになります。

○14番（黒田澄子さん）

群馬県のパース大学大学院木村教授がトイレは乾式清掃化を徹底し、和式便器を亡くし、細菌の温床をなくすとし、第一に大切なのは、床が乾燥していることで、乾式にしないと細菌の温床になるとおっしゃっております。

また、和式便座は、先ほど言われたみたいに、構造が浅いので、やっぱりいろいろ飛び散ると。新型コロナのこのウイルスもこの糞便から見つかっているというふうに言っておられます。それが気道に入れば肺炎、食道に入れば喀痰にまみれて小腸に達する、洋式便座はお尻で座りますからお尻がいやだという人もあるというのは分かるんですけど、お尻が問題じゃない、あくまで手から感染していく、そういうふうにも教授が言っておられます。

今回、私は洋式トイレのことについては、感染症対策、とにかくコロナがこんだけ大変なのだから、感染症対策ということで、筋トレのために座るといふ人も、和式に座りたいという人もいらっしゃる、いろんな事情もあると思いますけど、やはり、感染症リスクは和式が非常に高いということ、それから乾いた、乾式にしていかないと、ビチョビチョ濡れたトイレではどんどん温床になっていくということ、今、子どもたちの間でたくさん感染が増えている現状を考えると、やはり、トイレは大事だと思っております。

最後に、市長、教育長にこのご見解をお尋ねいたします。

○市長（永山由高君）

議員、ご提案のように、まさに洋式化トイレのほうが新型コロナウイルス感染症対策にもなるというご指摘でございます。

市といたしましても、令和4年度についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、順次洋式化を図って

まいるといふ方針でございます。

以上です。

○教育長（奥 善一君）

学校、それから社会教育施設についても同様に、順次、洋式化、乾式化を進めていきたい、検討してまいりたいと思っております。

○14番（黒田澄子さん）

最後に、医療用ウィッグについてお尋ねします。

女性特有がんのみならず、がんの専門医のいる病院では、医療用ウィッグの見本などがございます。実は、私の夫も胃がんで胃を切除しました。一緒に行った病院の通路の奥のほうに、男性用のこの医療用ウィッグもあって、まだ手術をする前でしたけれども、もしものときにとか備えて1回見本をかぶったりして、そうなったら買ってあげようねという話もしておりましたが、大変高価なものでございます。

一時的な場合もあれば、長く続く場合もございます。医療用ウィッグについてのお問い合わせ等はなかったのかお尋ねいたします。

○健康保険課長（山下和彦君）

確認できていますここ二、三年の間では、そのようなお問い合わせはなかったというふうに認識しております。

○14番（黒田澄子さん）

そういうことを必要とする人が市民にいないということは、大変、逆に言うといいことなのかなとも思いますが、声が上げられない場合もあるのかなというふうにも考えます。

本年度、単年度というか、令和4年度、県もいよいよこの事業に取り組んでいかれます。市もそれを注視していきたいというふうにありますけれども、そんなにたくさんの方が必要だというふうにも思いませんので、ぜひ市にもこのような制度を導入されないか、ぜひお考えいただきたいと申し上げ、市長の最後の答弁をいただいて、私の一般質問を終わります。

たいと思います。

○市長（永山由高君）

先ほども申し上げましたとおり、まずは県からの事業内容をしっかりと確認をした上で、助成を行うかどうかについて協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池満 渉君）

次に、8番、富迫克彦の質問を許可します。

〔8番富迫克彦君登壇〕

○8番（富迫克彦君）

それでは、通告に従い、3点質問をいたします。

まず1点目は、水道料金の減免についてであります。

昨年9月議会で可決された日置市給水条例の一部改正に関して、9月時点での新型コロナウイルス感染拡大の影響を考えると、この4月からの実施は難しいのではないかということで質問をいたしました。

それに対して、新型コロナウイルスの経済的影響があることは十分承知しているという答弁をされ、感染拡大の状況による実施時期の先送りについては、お答えがなかったと思います。

そこで、再度の質問になりますが、日置市では、昨年新型コロナウイルス感染拡大に伴う市民の経済的負担を軽減するため、4か月間、水道の基本料金を免除されました。市民の皆さんにも好評だったというふうに向っておりますが、昨年より状況が厳しい今、令和4年度も同じような減免措置を取られるものと考えておりますが、まずそのことについてお尋ねをいたします。

2点目は、日置市のPR戦略についてであります。

現在、日置市では、移住用のお試し住宅の整備、ひおきとプロジェクトやよしとし軍議場でのイベント開催など、積極的に事業展開

され、何とか関係人口を増やして移住定住につなげていきたいという取組を進めておられます。

その成果については、私も楽しみにしているところでございますが、また、新年度はゼロカーボンシティの実現に向けてその取組を加速させる、それと日置市の農林水産物のブランディング化を進めていきたいということで、それぞれ民間企業から専門的な知識や経験をお持ちの人材を活用する地方創生人材支援制度により、戦略監を設置するという日置市では初めてとなる民間からの人材を登用することが示されました。

それぞれの戦略監の役割についてお尋ねいたします。

それと、関係人口を増やすための取組として、新たにプロジェクトチームを編成して当たるということも示されました。そのねらいと役割についてお尋ねします。

3点目は、日置市の持つ観光資源、自然であったり歴史であったり、また豊かな農林水産物など、幅広くPRしながら住んでよしというキャッチフレーズを都市部に住まれる移住、定住を検討される日置市を思う全ての方々に浸透させていく必要があると考えております。

これらの取組をより、積極的、かつ効果的にPRするために、県外に住んでおられる県人会や日置市にゆかりのある著名人など、PR大使に委嘱する方法もあるかと思いますが、それらのPR戦略についてお尋ねをいたします。

3つ目は、地域共生社会の実現と地区公民館の位置づけについてであります。

共生と協働ということが言われ始めて長い期間が経過しました。市長は、前に仕事はその専門として、県の事業をはじめ多くの活動をされておられましたので、失礼かとは思いましたが、改めて、共に生きるために共生と

協力して働く協働と書く共生協働、その考え方についてお尋ねいたします。

市長がイメージされる地域共生社会の実現ということについてお尋ねします。併せて、市から見た地区公民館の役割とその位置づけにうちでもお尋ねいたします。

3問目は、地区公民館については、いろいろと見直したいということで話が出てきておりますが、現時点での今後の方針とその考え方についてお尋ねして1回目の質問を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

傍聴される方をお願いをいたします。会議中は私語をおやめいただきたいと思っております。ご協力をお願いします。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

質問事項1、水道料金の減免のその1、水道料金の減免について回答いたします。

今回の料金改定につきまして、3回にわたってご審議いただく中で重要なテーマとなりましたのが、改定幅、改定の時期、そして新型コロナウイルス感染症による影響でございました。新型コロナウイルス感染症による影響対策といたしましては、市民生活、企業活動等への経済的な影響を可能な限り小さなものとするため、1年目に、一般家庭で1か月200円の基本料金、2年目に従量料金と、段階的に引き上げることで答申をいただいた次第でございます。

つきましては、審議会の意見を尊重いたしました対策を講じた上での改定でございますので、現段階におきまして減免を実施する考えはございません。

質問事項2、PR戦略についてのその1、戦略監の役割について回答いたします。

企画課の戦略監におきましては、ゼロカーボンシティに向けた地域脱炭素ビジョンの作成や、新たな再生可能エネルギー事業への展

開などを、農林水産課の戦略監におきましては、特産品等の高付加価値化や販路開拓の推進などの業務を戦略的に取り組んでいただくことを考えております。

その2、関係人口対策プロジェクトについて回答します。

関係人口プロジェクトチームのねらいは、市民、市外住民を問わず、日置市を思う全ての方によるまちづくりを目指すオール日置の実現に向けた推進体制の構築であります。

ひおきとプロジェクトにより、関係人口創出に取り組むとともに、関係人口と市民との交流や関係人口による地域課題の解決などにつなげたいと考えておりますことから、関係人口プロジェクトチームは、地域との連携の窓口と市役所内における全庁的な連携体制構築の役割を担うこととなります。

その3、対外的なPR戦略について回答します。

本市では、知名度の向上と観光振興を目的に、平成25年度に日置市ふるさと大使制度を創設しています。また、令和元年度からは、日置市観光PR武将隊プロジェクトを進めており、戦国島津ゆかりの地として日置市の強みを活かし、職員でひおきPR武将隊を結成し、PRを図っています。

質問事項3、地域共生社会の実現と地区公民館の位置づけについてのその(1)共生協働について回答します。

共生協働とは、多様な主体が相互に特性や役割を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で、共通の目的を達成するために協力することであると認識しております。

その2、地域共生社会の実現、及び地区公民館の役割、位置づけについて回答します。

地域共生社会とは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながること

で、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会を目指すことであると認識しております。

地区公民館は、共生、協働の地域社会を実現し、市民の主体的な地域づくりを推進する拠点としてのコミュニティ・プラットフォームと位置づけており、自治会などの多用な主体が協働して、地域課題の解決に向けて自主的に取り組むことで、地域共生社会の実現を後押しする役割を担っていると考えています。

その3、地区公民館に対する今後の方針、考え方について回答します。

さきの議会の質問でも答弁しましたが、第5期地区振興計画の事業実施期間中に、時代のニーズにあった制度見直しを行い、地区や自治会などの自治活動による地域づくりを推進していきたいと考えており、地区自治公民館から事業の実施状況等を聞き取りした内容を加味して、制度改正等に向けた素案の検討をしている状況でございます。

以上です。

#### ○8番（富迫克彦君）

それでは、今、回答をいただきましたので、2回目の質問をさせていただきます。

水道料金の基本料金の減免についてでございます。

昨年、前市長の判断で基本料金の免除がされたわけですが、そのとき4か月減免されて、相対的にどの程度の免除額になったのか、お尋ねいたします。また、それを補填した財源についてもお尋ねをいたします。

#### ○上下水道課長（新川光郎君）

令和2年度に実施いたしました水道料金の基本料金の免除額は6,519万2,600円でございます。

また、それを補填した財源でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、免除を行いました。

#### ○8番（富迫克彦君）

ただいまお答えいただきましたが、市のホームページで公表されている現在の新型コロナ感染者数の累計でございますが、昨日現在で693人、新聞の報道といくらか数字が合わないわけですが、の人数になっております。

これで、昨年の9月26日時点の感染者と見比べてみました。9月26日時点では131人ということで、この2か月余りに562人、急激に増えております。実質2か月と少しの間ですね。また、その間に、児童や生徒など10代以下の感染者数の増加、昨日時点で297人、率にして42.8%になるようですが、子どもたちの感染が増えております。

それと、市内でも児童施設や学校など、クラスターが確認されるなど、なかなか収束の兆しが見えないというところでございますが、一方、専門家の中には4月以降もオミクロン株の変異種、第7波も懸念するという声もあるようです。

そういう中で、この間、日置市内にも濃厚接触者の数というのは相当数増えたものと思っております。この濃厚接触者の数については公表されませんから把握することは難しいですが、この相当数の方々が濃厚接触者になられまして、それぞれ何らかの制約、自宅待機などにより仕事ができなかったり、学校にも通えなかったりと、いろいろなご苦労をされたのではないかと推測します。

それと、昨年末からガソリン価格の高騰がずっと続いております。こういうコロナの感染拡大による経済的な閉塞感が漂う中で、食料品を中心に日用品の値上げも、現在の価格の高騰を理由に続けています。

また、2月24日のロシアがウクライナに侵攻したことで、さらに石油等の値上がりも懸念されているということでございますが、このロシアがウクライナに侵攻した日の南日本新聞のひろば欄に、市内でこども食堂の運

営に携わっておられる方からの投稿が掲載されておりました。最近では食材以外のリース活動にも幅を広げておられて、様々な方から学習机やベビーカーなど不要になったものを提供していただき、必要な方に提供しているとのこと。それらを取りにこられる方々が口々にコロナ禍で収入が減った、とても助かると言われるという記事も出ておりました。

市民の皆さんにとっては、本当に家計的に厳しい今年の4月になるんじゃないかと、なるというふうに思います。

先ほど、回答の中で、審議会のご意見も尊重してという回答でございましたが、審議会に諮問された時点と今年の今の時点のコロナに関する影響というのは、もう大きな違いがあるというふうに思うんですが、財源手当のことも含めて、再度検討されて、市民生活の安定、一刻も早い安定を目指して、経済的負担を軽減するために、一昨年行われた基本料金の免除について検討されないのか、再度お尋ねいたします。

#### ○上下水道課長（新川光郎君）

2年前の水道基本料金の減免策につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響には関係なく、全ての給水契約者を対象とした一律の免除を行い、交付金を活用して、様々な事業を実施した中でも、水道料金の減免には多額の財源を必要といたしました。

このようなことを踏まえ、交付金については、新型コロナウイルス感染症により、真に影響を受けている事業者、また生活が厳しい方々への支援が最優先であり、その支援に交付金を活用していきたいと考えていることから、今回は水道料金の減免につきましては、見送る判断といたしました。

#### ○8番（富迫克彦君）

なかなか免除については難しいという判断のようではございますが、やはり、先ほどの同僚議員の質問でも、納税相談のことが出てお

りました。確かに件数的には少なくなっているのかもしれませんが、私は、この子どもたちが感染することで、その親御さんたちに対する影響、特にパートで働いている方々、ほとんどが多分社会保険だと思えるんですよ。市民税については特別徴収なので、会社から引かれる、そうすると、役所になかなか相談に見えるということは考えられないのかなと思うわけです。

ですので、なかなかこの経済的な影響というのを把握するというのは、本当に難しい問題ではありますが、明らかに仕事に行けなかったりした方が、先ほど言いました300名余りの子どもさん、この方の濃厚接触になられた親御さん方は、本当に仕事に行けずに賃金が減ったというようなご家庭というのは、たくさんあると思うんです。

なので、やはりそういう子どもを育てられるご家庭というのは、必然的に水道料金も高くなっていると思うんですね。なので、その財源的に厳しいというのもよく分かるんですけども、やはり、今こう財政的支援をしながらあげることが、日置市ができるある意味の控除じゃないのかなというふうに、私は思うところです。

なので、本当に財源手当も難しいかもしれませんが、再度、検討をいただけないか、お尋ねします。

#### ○市長（永山由高君）

今、厳しい環境に置かれている方々がいらっしゃることについては認識をしております。一方で、この水道料金の減免というのは、一律で行うという点において、やはり足元の現状においては難しいなというふうに感じている次第です。

まずは、特に苦しんでおられる方々に対して支援を優先していくといったような考え方が重要であるというふうに考えている次第です。

以上です。

○議長（池満 渉君）

ここで、しばらく休憩します。次の会議を  
3時10分とします。

午後2時59分休憩

---

午後3時10分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○8番（富迫克彦君）

それでは、2問目の日置市のPR戦略についてお尋ねしてまいります。

民間企業からの派遣について、内閣府が募集する協力企業の中から市町村に派遣されるというふうに理解しておりますが、間違いありませんか。

また、国が進める地方創生の一環ということで、国からも財源手当、特別交付税かなと思っておりますが、その人件費に対する財源手当、上限額など決まっているのか、お尋ねいたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

ご指摘のとおり、この制度は、人材派遣できる民間企業を内閣府が募り、その中から人材の受入れを希望する自治体と民間企業とが、派遣に向け協議を進めていくものでございます。

また、今回の民間人材の派遣に係る人件費では、国からの特別交付税措置の上限560万円と、人材を派遣する民間企業からの企業版ふるさと納税によりまして、財政負担が生じないよう民間企業と協議しております。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

今、説明があったように、民間企業が我が社の社員を日置市に派遣したいと。場所は特定できないのかもしれませんが、そういう内閣府が募集する企業からの派遣ということで

す。

実際、市長がお二人ほど、今回、戦略監として招き入れたいということですが、どのような方を求めておられるのか、お尋ねします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

求める人物像としましては、プランディング担当は、農産物等の特性を明確に捉え、市場ニーズの把握と分析、市場に適応した高付加価値化や販売ルートの新規拡大などに精通している方を要望したところでございます。

ゼロカーボンシティ担当としましては、環境関連計画の策定経験があり、本市の再生可能エネルギーポテンシャルと、産業などの特性を生かした計画の立案能力を有する方を要望したところでございます。

以上です。

○8番（富迫克彦君）

そういう方々を招聘されて、2年間ということで期間的にちょっと厳しいような感じも受けますが、その一方で、内部的に市役所内にも新たなプロジェクトチームを立ち上げて、取組を加速させていきたいということでございます。

このメンバー、担当係等は示されておりますが、現在、国のほうに出向中の職員の方々がいらっしゃいますよね。この方々も巻き込んで、国の施策をいち早くキャッチし活用する。また一方で、将来的に地方から国に提案するリーディングプロジェクトのような、国に地方発の政策を——地方から発信する政策を積極的に提案するための将来的な窓口としての位置づけも視野に入れて、この出向中の職員の方々も加えてみてはいかがでしょうか。お尋ねいたします。

○企画課長（上村裕文君）

お答えします。

現在、日置市では、関係人口の創出、移

住・定住の促進及び地域の活性化を目的に、ひおきとプロジェクトを展開しております。

このプロジェクトにより、日置市に関わりを持った全ての人、地域住民、地元企業などと共に力を結集し、オール日置で、次の日置市を形づくりたいと考えております。

議員ご指摘の出向中の職員についても重要な役割を担っていると思っておりますので、参考にさせていただきたいと考えております。

以上です。

#### ○ 8 番（富迫克彦君）

今後、検討したいということがございますが、今、ご質問しましたように、市役所内部については、民間企業の方々がお持ちのノウハウを活用しながら、また一方では、職員の皆さんそれぞれがお持ちのアイデアをつなぎ合わせて、この2つのテーマに取り組んでいきたいということでした。

これまでも情報の発信という点で、県人会との結びつきや、日置市にゆかりのある方々との連携ということについては、質問してきたところがございます。

言うまでもありませんが、やはり情報の発信、PRということについては、非常に大事な部分になります。

県内でも事例があるように、芸能人の方々を大使に任命して、メディアを利用したPRもその一つだというふうには思います。

そのようなやり方もありますが、市長がこれまで経験された仕事の中で、銀行マン時代や移住ドラフト会議の仕掛け人としての活動などを通じて、いろいろなすばらしい人材、経済界やマスコミ関係で活躍される方々など、人脈をお持ちだというふうにお聞きしておりますが、その方々にご協力いただくことは考えておられないのか、お尋ねいたします。

#### ○ 市長（永山由高君）

既にたくさんの多数の分野にまたがる様々な方々から、連携したいといったようなご提

案はいただいているところです。

一方で、今、このひおきとプロジェクトというのは、関係人口を地域の皆さんとおつなぎするという点において、地域側での関係人口との接点づくり、これも並行して進めていく必要があろうかというふうに思いますので、情報発信と併せて関わりを持ちたいという方々が、市民の皆様や市内の各資源に接続できる環境をつくっておく。これが優先的に対応すべきことであろうというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○ 8 番（富迫克彦君）

今、市内の5か所ですかね、移住・定住体験できる施設を整備して、地元の体制の整備をまずやっていきたいと。その上で、対外的な関わりも構築していければというようなことで、お答えいただきました。

日置を思う全ての人を発掘しながら、その輪を広げていただければ、おのずと移住・定住の数も増えてくるのかなということを期待したいと思います。

それから、地域共生社会の実現と地区公民館の位置づけについてであります。

先日、市長が、ある中学校で特別授業をされたという記事を目にすることがありました。授業を受けた後、その生徒さん方が書かれた感想文には、豊かに賢く減少させるという言葉が印象に残ったというふうに書いてありました。

そこで、その特別授業で話された内容、この共生・協働の考え方も含めて授業をされたのではないかと考えておりますが、差し支えなければ、その内容をご紹介いただければと思います。

#### ○ 市長（永山由高君）

今回、特別授業をさせていただいた方々は、主に中学校1年生・2年生・3年生。特に1年生・2年生という方々は、2008年、

2009年に生まれた方々です。日本の総人口が最も多かったのが2008年ということで、生まれたときから人口増加を経験したことのない世代の方々に対して、今のこの国の成り立ちが、人口増加を前提としてつくられてきた様々な仕組みから、人口減少を前提とした仕組みにつくり変える必要がある時期に来ている。そういったお話をさせていただきました。

その中では、これまで行政が担っていたことを、地域や企業や市民の皆様と一緒に、行政も対等な立場で解決していくことが求められる時代に入っている。それが共生・協働であるといったようなお話をさせていただきました。

その中では、これまでは見過ごされてきた地域の価値に対して、新たな可能性を模索していくという取組、これは楽しいことでもありますというメッセージを発信をさせていただきました。

恐らくそれが生徒さんたちの中には、賢く豊かに縮小していくといったようなキーワードにつながっていったのではないかというふうに感じておる次第です。

以上です。

#### ○8番（富迫克彦君）

よく分かりました。人口減少社会、このことを言われてもう30年、40年になるわけですが、そういう中で、我々もそこについてなかなか原点を見過ごしてしまう。気持ちは分かっているんですけど、どうしても人口を増やしたいという願望のほうが強くて、その原点を忘れがちなんです。子どもさんにそういう特別授業をされたということは、我々も、もう一回そこを原点を回帰する必要があるかなというふうに思ったところです。

福祉の分野で、地域共生社会の実現ということを言われておりますから、日頃の触れ合いが増えることで地域の結びつきが強くなる、

相互扶助の社会。そのことによる地域の見守り活動などをはじめとするコミュニティ活動の充実を期待されているのだと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

共生・協働による自治活動と福祉分野の地域共生社会の現実には、密接に関連していると認識しております。

市としましては、自治会や地区自治公民館のコミュニティ活動が充実することで、自助・互助の取組が、地域課題の解決が図られることを期待しているところでございます。

#### ○8番（富迫克彦君）

そういうコミュニティ活動の充実ということを進める上で、やはり重要なのが、先般もお話しましたように、個人に関する情報。といいますのが、ちょうど来月4月ということで、子ども会育成会の方々の事例を少し紹介しますと、今度の新役員さん方が、今度1年生になる児童の把握をしたいということで、自治会長さんに聞きに来られたんだそうです。

そしたら、以前の異動通知には生年月日も入っていたので、自治会長さんも分かるんですけども、制度が変わってから自治会長に届く届けには、異動通知には生年月日が入っていないということから正確な情報が得られない。となると、子ども会活動のために、その対象になるであろう子どもさんの家を一軒一軒訪ねて調べなければならないということがあるわけです。

ただでさえ、共働き家の方々が増えて忙しいお父さん、お母さん方が、子ども会の活動に一生懸命取り組み、子どもたちのために奮闘をされている。そういう中で、この労力を少しでも軽減し、本来の目的である将来を担う子どもたちの健全育成のために取り組めるよう、行政のほうができる、公助という言葉がいいのかどうか分かりませんが、対応できないのか、お尋ねいたします。

それと、地域でいろいろ活動する際に、今、申しましたように、住民の年齢というのを最低限必要な情報になってきます。例えば、敬老会の対象者、また小学校の運動会、地域の運動会、年齢別の選手をお願いするときなど、必要になります。

これまでも、この個人情報の取扱いについて質問してきましたけれども、コミュニティの活動が活性化するためには、最低限必要な個人情報がないと活動しづらい状況にあります。

行政がコミュニティの育成を支援するその上で共生・協働の地域社会を構築していくためにも、行政のお手伝い、力添えがないと、コミュニティの活性化というのは難しいのではないかと考えるところですが、そのことについてお尋ねいたします。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

コミュニティのことなんですが、地区自治公民館は、自治会だけでなく、まず高齢者クラブや育成会などの多様な組織を含めたコミュニティのプラットホームであると認識しております。

まず、多様な組織で一緒になって地域活動を行うことで、それぞれの組織の中で得た個人情報を活用する方法として実践いただければなと考えるところがございます。

また、市としましては、個人情報なんですが、現在、転入時など異動情報の提供は、同意のあった方については、個人情報を含め提供しておりますが、自治会などの地域活動を目的としての個人情報の提供はできないこととなっております。

住民基本台帳の中で、地域の住民の福祉向上とかそういうものに当たるものであれば、住民基本台帳の閲覧もできますので、必要に応じて閲覧のほうをしていただければと考えているところです。

以上です。

#### ○8番（富迫克彦君）

確かに閲覧の方法があるというのは承知しておりましたが、自治会長さん方しか閲覧ができないんですね。自治会長も忙しいものですから、時期をずらしてしまうと、情報がもう錯綜してしまっていて、実際はもう亡くなられたりしていることがあり得るんです。1か月違うと、もうそういうことがあり得ます。なので、その閲覧だけでは、なかなか現場の声としては、難しい面もあるのかなというふうに感じているところです。

地区公民館のことについてでございますが、昨年末から4地域の地区公民館の方々と意見交換されたということでございますが、そこで出された意見等についてお尋ねをいたします。

#### ○地域づくり課長（有島春己君）

意見交換をした中で、あった意見といたしまして、地区自治公民館の行事が多く自治会が負担を感じていることと、また、地区振興計画事業——ソフト事業なんですが、住民や地域主体でなく地区自治公民館主導になっており、やらされ感や負担が、負担感、負担を感じるなどという意見が出たところです。

また、そういう意見もありましたので、今後、自治会と地区自治公民館それぞれの活動内容の見直し、その辺を協議していただく必要があると感じているところです。

以上です。

#### ○8番（富迫克彦君）

この地区公民館制度、合併してから始まったわけですが、県内でも鹿屋の串良町の柳谷集落が、行政に頼らないという旗印の下、独自の活動を展開されて、それが全国的にも紹介され、いろんな賞も受賞されたと。

この事例を踏まえて平成の市町村合併後は、薩摩川内市の峰山とかをはじめとして、今は鹿児島市でも、この地域コミュニティの育成に取り組んでおられるというふうに理解して

おります。

先ほど言いましたように、日置市でも合併後、この取組を進めてきたところですが、今、お話がありましたように、その中でも農村部と、そうでないところというのは、もう違いが明確に表れてきたというふうに理解しております。

と申しますのは、農村部は、以前から農村振興運動に取り組んでおられて、話し合い活動を行う習慣が根づいていたということが、まずあると思います。

また、そのことにより、田んぼや畑の周辺など、自分の身の回りのインフラの未整備の部分ですね。壊れたりすることも含めて修復が必要なそういう課題というのもあって、それを何とか解決したいという地域の合意形成が、先ほど言いました話し合い活動を通して作りやすかったということがあったのではないかと。なので、26地区公民館の活動には、おのずと違いが出てきているというふうに考えております。

しかし、いきなり先ほど申しました柳谷集落のようにはいかないわけで、今、課長の答弁にもありましたように、自助・互助・公助という考え方を基本に時間を要するというふうには思いますが、地区公民館を中心とした共生と協働の地域社会づくりに取り組む必要があるというふうに思っております。

先ほど、ご紹介いただいた特別授業を受けた中学生などが、将来日置市に住むであろう、また、住んでほしいそういう世代に引き継げる、「住んでよし、ふれあいあふれる日置市」を実現していかなければなりません。

今回の3つの質問をさせていただきましたけれども、やはり市民の皆さんが果たす役割、自治会や地区公民館が果たす役割、それと行政が果たさなければならぬ役割、そのことをやはり自助・互助・公助という考え方を基本に成り立っているものと考えております。

今、それぞれができることに取り組んで活動を展開する中で、困ったときの財政的支援であったり、新たな財源を生み出すための取組であったりというふうに思います。

そういう取組を通じて、日置市を思う全ての方々と気持ちを共有して、チーム日置市として挑戦する。この人口減少というこれまで経験したことの無い時代を乗り切って、将来を担う子どもたちのために、また残すためにも、この共生・協働、大変重要なことだと考えておりますが、最後に市長のお考えをお尋ねして質問を終わります。

#### ○市長（永山由高君）

まちづくりの全体像といったようなご質問かというふうに受け止めたところでございます。

これまで、地区自治公民館が地域における地域の牽引役と申しますか、まちづくりをリードしてくれるということでやってきたわけですが、その中で成果が出ているところも当然ございます。

例えば、移動販売車を地域として誘致をしたり、棚田の景観を生かして交流人口を巻き込むイベントに取り組んだり、地域の中で焼酎を開発をして協力金を集めて販売したりと、各地区自治公民館ごとにそれぞれ特色がございますが、今、足元の変化に対応できる状況が全地区自治公民館において行われているかという、必ずしもそうではない。だから今見直しが必要であろうというふうに認識をしておる次第です。

その中では、議員おっしゃる自助・互助・公助という考え方に併せて、共助——共に助け合うという共助という考え方の中で、やはり公民連携——民間企業の皆様に各地区にどう関わっていただくかといったような考え方も重要であろうというふうに思っております。そこに、ひおきとプロジェクト、関係人口の方々も入ってくる余地があるのではないかと

いうふうにしておる次第です。

令和4年度は、ガバメントクラウドファンディングにも取り組むという方針を今、置いておまして、これは関係人口の方々が、プロジェクトを応援する形でふるさと納税に取り組めるといったような新しい仕組みでございます。

変化の時代に対応できるような新しい地域づくりの形を、令和4年度、そして令和5年度と、地区公民館制度の見直しと併せて検討を進めてまいりたいというふうにしております。

以上です。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

明日9日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会しますが、ここで議員各位、執行部各位に申し上げます。

コロナの関係で、マスクの着用あるいは大きな声も出せない中での議会運営でございます。質問、答弁とも分かりやすくはっきりと聞き取りやすい発言を、なるだけここで心がけていただきたいとお願いを申し上げます。

以上です。ご苦労さまでした。

午後3時32分散会

第 4 号 ( 3 月 9 日 )



議事日程（第4号）

日 程	事 件 名
-----	-------

日程第 1	一般質問（2番、1番、16番）
-------	-----------------

本会議（3月9日）（水曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

会計管理者兼会計課長  
農業委員会事務局長

外 菌 和 代さん  
上之原 誠君

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 一般質問

○議長（池満 渉君）

日程第1、一般質問を行います。

順番に質問を許可します。

まず、2番、元山寿哉君の質問を許可します。

〔2番元山寿哉君登壇〕

○2番（元山寿哉君）

おはようございます。連日報道されております、ロシアによるウクライナへの理不尽な武力侵攻、多くの民間人、小さな子どもたちまでも犠牲となっております。私たちに今できることは何かと考えたところ、このことを教育現場やご家庭で語っていただき、子どもたちへの平和教育へつなげることだと思いません。世界からすれば小さな市の市議会議員ですが、それでも一人の政治に携わる者として、明らかな国際法違反であり、到底理解できない今回のロシアの行動に対して、この場を借りて強く抗議するとともに、一日も早くウクライナの人々が平和な日々を取り戻せることを願います。

それでは、通告に従って一般質問いたします。市民の代表として、永山市長が重要視される対話の場として有意義な場となるよう努めたいと思います。

1、コロナ対策について。

1点目、自宅待機者に対しての配食サービスを実施していますが、現在の状況を伺います。

2点目、9月定例議会で取り上げましたGIGAスクール構想によるリモート授業等の選択肢を広げるために機器の自宅への持ち帰りのルール整備を早急に進める必要があるの

ではないかについて、その後の進捗状況を伺います。

3点目、小中学校義務教育学校での感染者確認からの一連の流れについて伺います。

4点目、日置市BCP新型インフルエンザ等業務継続計画について伺います。

5点目、3回目のワクチン接種について伺います。

2、令和4年度施政方針について伺います。

1点目、新設されるこども未来課、市長が現状何が足りないと考え、何を強化する考えでの組織再編となるのか伺います。

2点目、民間企業からの人材受入れ、農林水産課に配属される人材は、具体的にどのような人材、経験スキル等を有した者が適していると考え、どのような業種の民間企業からの登用を考えているのか、伺います。

3点目、ゼロカーボンシティ実現へ向けての具体的施策は何か伺います。

4点目、デジタル・トランスフォーメーション、企画課に新設される情報政策係は具体的にどのような業務を担い、どのような人材を配置する考えであるのか伺って、1問目の質問といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1つ目、コロナ対策についてのその1、配食サービスについて回答します。

コロナウイルス感染症の感染拡大により、濃厚接触者として自宅待機する期間、また、陽性となり、入院や宿泊療養に至るまでの間は外出できないことから、在宅での食事に困った方に対して配食サービスの提供を行っています。

昨年9月より取扱いを始めましたが、これまで2件、4人、計38食の配食を行っています。

今後も、保健所、市の関係課等と連携を図

りながら、対象者の在宅生活における不安軽減に努めてまいります。

その2、その3につきましては、教育長より回答いたします。

その4、BCPについて回答します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザが大流行した場合に、多数の職員が出勤できなくなり、限られた人員の中で行動計画に定められた対策や市民生活の維持に必要な業務を混乱なく継続し、市民の安心、安全の確保を図るため、本市では平成28年6月に新型インフルエンザ業務継続計画を策定しました。その後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対象となる感染症等を見直し、令和2年5月と令和3年3月に修正を行ったところであります。

その5、3回目のワクチン接種について、回答します。

新型コロナウイルスワクチンの3回目接種については、2回目接種から6か月を経過した方へ順次、接種券を発送しています。現在、65歳以上の方々を中心に接種が進んでおり、3月1日現在で38.9%の接種率となっています。

今後も、医療機関との連携を十分に図りながら、希望する方が早めに接種できるように進めてまいります。

質問事項2、令和4年度施政方針についてのその1、こども未来課について回答します。

現在、福祉課において子ども、子育てに関する事務を所管しておりますが、福祉行政全般にわたり、事務が多様化・複雑化する中で子どもや家庭をめぐる問題も年々増加傾向にある上、迅速に対処しなければならない事案もございます。

新たにこども未来課を設置して、専門職等を配置することにより、組織体制が強化され、複雑化する相談への迅速な対応等が可能とな

り、安心して子育てのできる環境づくりが行えるものと考えております。

その2、民間企業からの人材受入れについて回答します。

人材としましては、農産物等の特性を明確に捉え、市場ニーズの把握と分析、市場に適応した高付加価値化や都市部または海外に向けた販売ルートの新規開拓などに精通している方を要望したところでございます。

また、業種としましては、自治体において販路拡大やブランディング等の取組実績があり、本市の今後の取組にご理解とご協力できる企業であれば業種は問わないと考えております。

その3、ゼロカーボンシティについて回答します。

本市は、昨年9月にゼロカーボンシティを表明したところであり、令和4年度をそのキックオフ元年と位置づけて、次の3項目に取り組みます。

1つ目は、将来を展望する地域脱炭素ビジョンの策定です。

ビジョンは、将来的な温室効果ガス排出量の推計など基礎的な情報を基に、各種の再生可能エネルギーの導入方針や導入目標を設定して、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すための施策等を策定します。

2つ目は、国が、2030年度までに電力消費に伴うCO<sub>2</sub>排出の実質ゼロ実現を目指している脱炭素先行地域100か所への選定に向けて、脱炭素先行地域可能性調査に取り組みます。

また、候補エリアとなる公共施設等のエネルギー消費量等の調査により、2030年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた先行地域マスタープランも策定します。

3つ目は、市民の理解促進につなげる取組です。

2050年カーボンニュートラルに向けた

方針、これからのエネルギー構造高度化などについて、市民や事業者への理解と啓発を図り、行政と取り組む機運を高めるためのシンポジウムや、身近な脱炭素の活動を検討するためのワークショップ等を地域ごとに開催し、その意見を地域脱炭素ビジョンなどに反映してまいります。

その4、デジタル・トランスフォーメーションについて回答します。

新設する情報政策係については、国が定めた自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画を基本として、自治体が行うべき重点取組事項や自治体DXに係る全ての業務を全庁横断的に推進していくため、本市の計画策定や進捗管理、DX施策の調整などの全庁にわたる業務を担います。

人材につきましては、自治体DXを戦略的、効果的に推進していくため、担当係長、係員の2名の職員を配置する計画となっています。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

#### ○教育長（奥 善一君）

それでは、1問目のコロナ対策についてのその2でございます。

機器の自宅への持ち帰りの進捗状況というところでございますけれども、タブレット端末の持ち帰りに向けて、昨年10月に情報教育推進委員会を立ち上げ、持ち帰りのルールや環境づくりを研究、検討してきました。

そして12月には家庭におけるタブレット利用についてのルールを示した要領を作成し、今年1月、全家庭へ配布しました。

今後は、タブレットの持ち帰りによる活用をさらに進めてまいりたいと思います。

その3、コロナウイルス感染症の一連の流れでございます。

児童生徒に感染者が確認された場合は、保健所の指導や学校医の意見を基に学級閉鎖等の措置を講じます。状況によっては、感染拡

大を防ぐため学校医と相談の上、保健所の指導を受ける前に一時的な学級閉鎖を行います。

以上でございます。

#### ○2番（元山寿哉君）

コロナ対策についてです。第6波に見舞われ、県下でもまん延防止重点措置適用され、期間延長もなされました。本市においてもこれまでで最も多い感染者が確認されました。特に子どもたちへの感染が拡大されたとの印象です。感染者が増えたことで、伴って濃厚接種者も増え、自宅待機者も増えたと思います。9月定例議会一般質問においても感染者、濃厚接種者への本市のサポート体制を伺いましたが、感染症の予防、感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき都道府県の事務となるとの答弁があり、濃厚接種者で親族や友人からの支援を全く受けられない方は、保健所と連携しながら市が委託している高齢者向けの配食サービスを提供するなど、個々の実情に応じて対応しているということで、感染症法上、感染者、濃厚接種者となると保健所設置者である県の管轄になり、市は関与ができない。本市としての支援は制度上限定的ということはおおむね理解しました。ただ今回のように、先ほども述べました、これまでで一番大きい拡大があった第6波を迎え、感染者が増え、業務が逼迫している保健所への支援は急務であり、必要と考えますが、本市としてはどのような支援が可能であるのかを伺います。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

今回の第6波によりまして伊集院保健所管内の感染者数も急増しまして、業務が逼迫したことから、保健所の要請に基づきましていちき串木野市と日置市の保健師が交代で支援を行いました。期間は土日を含めた1月22日から2月28日までで、主に自宅待機中の感染者の健康観察や行動調査などを電話

対応で行ったところでございます。

## ○2番（元山寿哉君）

限定的であるとはいえ、保健所からの要請があれば支援は可能であり、本市としては積極的に支援していくことは確認できました。保健所の業務負担を減らすことで濃厚接種者の認定やPCR検査のスピード化が図られ、子どもたちでいえば時期的にも受験や資格試験等チャンスを逃すことなく、またパートとして働く方々は出勤しないと収入につながらない。一日でも早い社会復帰が果たされることは多くの市民の利益につながると考えます。今後も保健所との連携、県との連携の上、保健所への支援強化していただくことを期待しております。

続きまして、9月定例議会でも同じく取り上げましたGIGAスクール構想の件です。

当時は第5波のさなかでありました。夏休み明けで2学期が始まり、登校への不安解消策として、市としても学校の保健室へ簡易PCR検査キットを配備するなどの対策が講じられました。状況的に登校を控えることを選択肢としやすいように、GIGAスクール構想で整備された環境の有効活用について、提案を含め伺いました。

また、市長も令和4年度施政方針において4つ目の柱で、コロナ禍でやむを得ず自宅待機せざるを得ない児童生徒や不登校児童生徒の学習を止めない教育環境を構築するため、全児童生徒に配布したタブレット端末を活用し、オンラインで自宅から小中学校にアクセスして学習を進めることができる体制を整備してまいりますと掲げております。

9月定例議会時の答弁では、機器持ち帰りが難しい要因として2点挙げられております。教職員がタブレット端末の操作の仕方について熟知していないこと、各家庭でのWi-Fi環境の違いの2点を挙げられております。この2点の課題解決のためにどのような取組

をされたか伺います。

## ○学校教育課長（渦尾文輝君）

まずは、先生方や子どもたちにタブレットの扱いに慣れていただくため、かねての授業の中でタブレット端末を積極的に活用した活動を行うようお願いをしてきました。併せて昨年9月以降についても、各学校の職員研修の中に教育委員会の指導主事を派遣して、そしてタブレット端末をはじめとするICT機器の活用について、先生方に研修を深めていただいたところです。

また、この第6波の中におきましては、各学校でオンラインを使って全校朝会を行ったり、またはリモート授業のお試しをしたりするなど、このオンライン学習に向けた練習をしてきていただいているところです。

次に、家庭でのWi-Fi環境の違いについての対応ですけれども、まず各家庭で現在の程度のWi-Fi環境が整っているかというのを再調査いたしました。その結果、本市の公立小中義務教育学校のご家庭では92.5%のご家庭がWi-Fi環境、インターネットが利用できる環境ができているということが分かりました。

また、インターネットを利用するためにモバイルルーターの購入、また設定料、あと通信費がどの程度かかるのかなどなど、そういったことを研究したり、また貸出しによっても、研究を今進めてきているところです。

以上です。

## ○2番（元山寿哉君）

コロナ禍が始まってタブレットを持ち帰らせている現状があるということでしたが、それもWi-Fi環境がある学校で教材等をタブレットにダウンロードして持ち帰るということで、ペーパーレス化にはなっているけれども、双方向での活用はされていないということです。今答弁がありました。家庭にお

けるWi-Fi普及率92.5%ということです。残り7.5%への家庭の対応はどのように考えているのでしょうか。

また、このGIGAスクール構想の上でこの点は必ず問題となると予想されたと思いますが、これを推進している国からの対応方針等は示されていないのでしょうか。伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

まず、文部科学省からICT環境活用の方針について、通知が出されております。それによりますと、タブレットの持ち帰りのルール設定など環境づくりが必要不可欠であるとし、また経済的な理由等により家庭に通信環境が整っていない場合などについては、各種事業、補助金等を活用してモバイルルーターを貸し出すなどの支援を行うことが示されております。本市ではWi-Fi環境が進んできております。ただ、議員がおっしゃったように7.5%のまだ環境が整っていないご家庭についてどのような対応が必要かということですが、まずはこのGIGAスクール構想、これがどういった目的で進められているのか。また、タブレット端末の持ち帰りが進められ、今後オンライン授業が始まっていくということなどをいろんな機会を捉えて各学校の保護者に丁寧に説明をしていきたいと思っています。それによって幾分か普及率がまた上がっていくのではなかろうかと考えるところです。

併せて経済的な理由により環境を整えることができないというご家庭につきましては、モバイルルーターの提供であるとか、また通信料のことであるとか、そういったことは今現在研究しているんですけれども、またスピード感を持って検討を進めていきたいと思っています。

#### ○2番（元山寿哉君）

教育の平等のためには補助するべきだと思いますが、ネット環境の整備ですので、ネッ

ト環境はそれ以外のことにも使用されやすい、難しい課題であると思います。今後、こちらからも提案をしていきたいと思っています。

次に、小中学校義務教育学校での感染者確認からの一連の流れについて伺います。

第6波、先ほども申し上げましたが、子どもたちに特に感染が拡大したとの印象です。ここを共有する意味でも、具体的にこの第6波におけます小中学校義務教育学校での感染状況、また第5波との比較のデータも伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

昨年8月から9月下旬にかけてのいわゆる第5波におきましては、本市の公立幼稚園、公立小中義務教育学校におきましての感染者数は、子どもたちの数ですけれども、8人でした。学級閉鎖はそこではありませんでした。

今年に入ってからいわゆる第6波におきましては、公立幼稚園、小中義務教育学校の感染者数は、今日までのところで81人です。学級閉鎖を行ったのは7つの学校で29学級です。今日現在、本日現在、感染が確認され自宅等で療養中の児童生徒は8人です。1つの学校で自宅待機の措置が取られております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

データの報告を頂きました。第6波の影響が共有できたと思います。学校現場においてもこの急激な拡大によって混乱が生じたと思います。市内において各校規模の違いやこれまで感染者確認経験のない学校もあったと思います。そこで、小中学校義務教育学校で各校において統一したスムーズな対応ができるように、教育委員会から対応マニュアルや指導があったのでしょうか。伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

基本的には国からの通知や保健所からの指導を基に全ての学校が共通した対応ができる

ように各学校には指導をしています。そして、県内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増してきた頃には本市として学校で陽性が確認された場合の対応マニュアル、フロー図などを作成配付しまして、各学校での迅速かつ適切な対応が取れるように指導してきているところです。しかしながら、一たび学校から陽性者が確認されましたら、いろいろな判断が求められます。また、保護者への速やかな連絡であるとか、保健所の調査への協力などなど、学校は非常にこう対応に困ってしまうケースがあります。ですので、教育委員会も学校をサポートして、そして一緒になって対応してきているところです。

#### ○2番（元山寿哉君）

今回答いただいた、に関連してそのようなマニュアル等の対応を行った上で現時点で上がっている保護者や保健所、教育委員会とのやり取りにおいて学校現場からの要望や意見、課題は上がっていますでしょうか。伺います。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

まずは、保護者の方々から、自宅待機となった場合にタブレット端末を持ち帰らせるなど家庭でしっかりと学習ができるようにしてほしいという切実な要望が、願いが学校には届いてきているということでした。

また、学校の先生方からは、保健所の方々の現状は理解しながらも、できるだけ早く濃厚接種者の特定であるとか、PCR検査をいつ実施し、結果がいつ分かるのかといったことを早く知らせしてほしい。そして学級閉鎖や自宅待機の期間を極力短くできるようにしてほしいというご意見を頂いております。感染拡大の状況であるとか、学校の規模、そして時期などにより必ずしも市内全ての学校で同様の対応を取ることができない場合も少なくありません。ですので、そういったことをぜひ学校の先生方、そして保護者の皆様方にはご理解いただきたいと思っております。

#### ○2番（元山寿哉君）

先ほど、今の回答の中でも保護者からの要望等で上がりました、先ほどの保健所に絡む質問にも関連しますけれども、一日でも早い社会復帰、保健所の業務を軽くして一日でも早い社会復帰がかなえられればこのようなことも解決されるのだと思います。次があれば第7波、課題があれば第7波に向けての準備をすることが必要だと思います。

では続きまして、日置市BCPについて伺います。

コロナ禍となり、本市BCPが発動されたケースはあったのでしょうか。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

新型インフルエンザ等業務継続計画に準じまして、人との接触を低減する取組である分散勤務、テレワーク、年次有給休暇の取得促進など、職員の出勤調整等を行いましたけれども、計画に基づく計画体制には移行していないところでございます。

#### ○2番（元山寿哉君）

本市においては計画作成しているBCPが発動されるケースはなかったということ、該当しなかったということであると思います。それでは他自治体、薩摩川内市水道局で類似というか、このコロナ禍において発生しました。これを受けて本市BCPを見直すようなことはなかったのでしょうか。伺います。

#### ○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

上下水道課のほうから薩摩川内市に業務継続のために注視すべき点等がないか情報収集を行いましたけれども、現時点で見直しを必要とするような内容はなかったため、見直しは行っておりません。

#### ○2番（元山寿哉君）

では、本市でこのコロナ禍で発生しました伊集院給食センターが休止に至りました。こ

の経緯、またはその際、このBCPが発動されたのか、機能したのか、伺います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

伊集院給食センターの休止に至る経緯についてですが、感染疑いの報告があった時点で当該職員をまず休ませました。その後、保健所の調査で11人の濃厚接種者が判明したことから、残りの調理員で業務を継続しております。3日後、他の経路で感染が広がったことから、給食センターでの業務を中止せざるを得ないという判断をしまして、業務を休止しました。計画に基づく体制には移行していませんが、計画には職場で1人でも発生すると職場が閉鎖される事態も想定しております。そのことから、給食センターの職員は、業務停止による影響が大きいことを自覚し、新型コロナウイルス等に限らず、勤務時間外においても感染症や衛生対策に気を配って業務に当たっているところでございます。そういうことから計画は役に立っているというふうに考えております。

**○2番（元山寿哉君）**

給食業務につきましては、大人数分の調理なので慣れている方でないと難しい。また検便等の検査も課せられると思いますので、なかなか急遽の代替は難しい業務だと思います。今回は休止期間中、家から弁当の持参、対応は難しい方で希望を募り、飲食業組合協力の下、弁当配達という対応をされました。保護者もこの状況下なので理解している方多く、協力的だったと思います。ただ、次回も同様のことが起きた場合にやはりこの給食業務の特性上、また次回もこのような方法での対策しかないのか、保護者としては早め早めの周知を頂ければ心構えとしてのそういう負担も減ると思います。次回に、こちらも第7波につなげることで、大切だと思います。

続きまして、3回目の接種について伺いま

す。

全国世論調査におきまして、3回目の接種が遅いとの回答が73%に上ったということを受けまして、本市でも同じような状況ではないかということで質問しております。3回目の接種率というのは、2回目接種を終えた者のうち3回目接種を終えた者が何人であるかという算出になっていると思います。では、初回接種率に動きはなかったのでしょうか。と伺いますのも、この時期になりましてこのワクチン接種の効果を理解し、積極的になった方々というのがいたかと思えます。1・2回目接種率の動きを伺います。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

3月1日現在の状況でございまして、2回目接種を終えた方につきましては、18歳以上で3万6,434人ということで、そのうち3回目接種を終えた方が1万4,185人ということで、先ほど市長が答弁しました38.9%という接種率でございまして。

それと初回接種の伸びということでございまして、昨年の12月から今年2月までに396人の方が接種をされてございまして、それによりまして0.3%接種率が伸びてございまして、現在88.9%という接種率になっているところでございまして。

**○2番（元山寿哉君）**

その全国的なアンケートによる3回目接種が遅いということ、ありましたけれども、3回目接種、予約時にファイザー製かモデルナ製かの選択による偏りというか、いわゆるモデルナ製控えというような影響が接種率にあるのでしょうか。伺います。

**○健康保険課長（山下和彦君）**

接種できるワクチンというのはどちらかを選択できるわけですが、希望されるワクチンによりましては接種できる時期が遅くなることで接種率への影響はあると考えております。ただ、どちらのワクチンでありましても、追

加接種を行うことで発症予防効果が高まるとされておりますので、できるだけ早めの接種を現在はお願しているところでございます。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

モデルナ製は今回、接種量が半分ということですよ。そこでまた副反応への影響も少ないというような周知も必要ではないかと思えます。

それでは、ワクチン供給になりますが、前回のように供給量、接種率が高い自治体は多く配給されるなどの通知があるのでしょうか。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

ワクチンの供給につきましては、各自治体の2回目接種の進捗状況、それと実績数を基に国が積算しまして、その後、都道府県へ通知され、その通知を基に都道府県が最終調整を行った後、市町村へ供給量が通知が参っております。ですから、接種率の高い自治体というよりは、1・2回目の接種が早く進んだ自治体へは多く供給がされると、それに応じてですね、そういった形になっております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

今、3回目の接種券、予約が可能となる日が3区分該当者によって分けられています。医療従事者、高齢施設等入所者及び従事者は常に6か月ですね。それ以外の65歳以上の高齢者が3月から6か月、その他の対象者、それ以外の方は3月から7か月ということで、その他の方々が1か月遅いということになりますが、可能な自治体はその他の対象者、7か月であるその他の対象者も6か月でもよいということになっておりますが、本市はそれが可能なのでしょうか。

#### ○健康保険課長（山下和彦君）

3回目の追加接種の間隔につきましては、議員が今おっしゃられているとおりでございます。国の通知に基づき一定の期間が経過

した時点から接種が可能とされておりますが、追加接種の予約枠に空きがあれば64歳以下のその他の方々につきましても、6か月が経過していれば接種可能としております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

それでは、コロナ対策についての質問、総括して市長に伺います。

今回、第6波を経験しました。コロナ対応で市長以下、関係各課、日々対応、対策に追われた日々であると思えます。敬意を表します。この経験を、次があれば第7波ということになります。次に生かすことが大切だと考えます。市長が第6波での教訓は何であるか、第7波にこれをどう生かすか、伺います。

#### ○市長（永山由高君）

まず、まん延防止重点措置期間は終わりましたが、まだ第6波が収束しているとは言えない状況にあるかというふうに思っておりますので、市民の皆様には引き続きの警戒をお願いしたいというところを最初に申し上げておきたいと思えます。

併せて第6波中の今後につなぐべき事項としましては、BCPと現場の運用の間の問題、本日、今回発生しました給食センターの問題等におきましても、事業継続計画発令となると、これ学校を閉鎖するとなるわけですが、今回のように学校は継続する。けれども給食センターが一部業務停止になるといったような事態は、事業継続計画においては規定していなかった部分になります。BCPと現場で起きた問題の間に存在し得る事象についてどういった対応が必要かということについての研究・検証は必要であろうというふうに認識をしています。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

続きまして、令和4年度施政方針について伺いたいと思えます。

新設のこども未来課についてです。

市長からも答弁がありました。また、先日の第1本会議時におきましては、福祉課長より課を独立することで体制が強化されるとの答弁がありました。具体的に職員を導入するのか、今の福祉課で係を兼任していた職員が専任となるなどするのか。具体的な体制強化の根拠を伺います。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

新しく新設されるこども未来課におきましては、専門職を配置するというにいたしております。人事に関することではございますけれども、専門職は1人増員ということで伺っているところでございます。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

これは、こども家庭総合支援拠点が立ち上がります。このことに関連するのでしょうか。

**○福祉課長（濱崎慎一郎君）**

新しく新設されるこども未来課におきましては、保育園等の定員や認定要件に係る課題等について、まず一つは検討してまいります。それから、妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談支援など、子育て世代包括支援センター、チャイまるですね、それに子ども家庭総合支援拠点の機能を持たせるということで、必要な支援に対応できる体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

**○2番（元山寿哉君）**

このこども未来課の新設というのは、今回大きな大きな目玉だと私は考えております。先ほど市長からも1問目の質問、答弁いただきましたが、令和4年度施政方針においても3つ目の柱、子育て支援ということで掲げております。この中で、市長は保育ニーズという言葉が2度使われております。待機児童については、私も12月議会で取り上げました。市長に再度伺います。新たにこども未来課を新設し、市長が取り組みたいこと、本当にや

りたいことは何でしょうか。

**○市長（永山由高君）**

やはり一番多くのニーズとして聞こえてくるのは定員の問題、それと併せて認定要件の問題については、しっかりとこれ議論と検証、そして検討を進めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

もう市長も課題が見えてきているということで理解しました。この後取り上げますけれども、市長は既にゼロカーボンシティ表明されております。ゼロ実質待機児童シティも表明されるべきだと思います。ゼロ実質待機児童シティも表明されるべきだと思います。この新設されるこども未来課、期待しております。

続きまして、民間企業からの人材受け入れについて伺います。農林水産課に配置される人材、答弁ありましたけれども、ブランディング担当の戦略監ということですが、現在、本市で生産、収穫されている農林水産物に光を当てていくのか、本市の気候、土壌に適した勝負できる、また別の商材を新たに産出していくのか、伺います。

**○産業建設部長兼農林水産課長（城ヶ崎正吾君）**

新たな作物、品目の導入ではなくて、今、日置市内にある農林水産物の高付加価値化、ブランディング、販路拡大ということについて戦略をしていただくというふうに考えているところでございます。

**○2番（元山寿哉君）**

先日、同僚議員からも質問がありましたけれども、この派遣期間が基本2年間ということで、新たな産出というのは厳しいということもあると思います。なので、現在あるものに新たに光を当てていくという考えだということに理解しました。

続きまして、企画課と農林水産課に配置さ

れる人材に関わる地方創生人材支援制度の活用するという事です。本市の担う負担というのはどのようになっているのか、伺います。考えているのか伺います。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。活用方法としましては、民間企業からの専門人材のノウハウや知見等を生かし、施策の課題解決に向け取組みを強化するものでございます。

また、市の負担につきましては、地域活性化企業人制度によります特別交付税措置や、企業版ふるさと納税制度を活用することによりまして、財源負担が生じないような形で予算計上しているところでございます。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

地方創生人材制度派遣に向けたスケジュールでは、市町村から派遣希望を9月下旬から11月上旬までに提出し、11月下旬から3月上旬で内閣府のマッチング支援を受けながら、市町村と民間企業とで調整、3月中旬に派遣市町村、派遣人材の公表がなされ、3月下旬に事前研修ということになっていると思いますが、これは順調に進んでいますでしょうか。そして、4月からの受入れということでもよろしいのでしょうか。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。内閣府のほうから9月に全国に依頼のほうで、この制度についてございました。そういった中で、10月から内閣府のほうに問い合わせをして、こちらの制度の検討を協議したところでございます。10月下旬に受理申請等を、受理の準備、申請に係る手続等を済ませたところでございます。4月以降に職員が派遣するという事は、順調に進んでいるというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

また、今回の受入れについては、市の財産負担が生じない形での予算計上との答弁でした。地域活性化企業人制度による特別交付税措置で、人件費として上限560万円、そして不足分を企業版ふるさと納税人材派遣方を活用するということになるのでしょうか。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。財源については、企画課においては特別交付税のほうを財源といたします。農林水産課については、企業版ふるさと納税の活用によりまして財源負担が生じないような形で、予算計上をしているところでございます。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

元山議員、議席番号を言ってください。

**○2番（元山寿哉君）**

2番。では、すいません。そのような使い分けというのはどういった根拠でなっているのでしょうか。

**○企画課長（上村裕文君）**

企業と調整の上、企業の実情に応じて財源負担のほうを決めさせていただいているところでございます。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

では続きまして、ゼロカーボンシティについて伺います。

2021年9月30日に、市長がゼロカーボンシティを表明し、日置市は2050年までにゼロカーボンを目指すという市となりました。これを受けまして、ゼロカーボンシティ、具体的に今回戦略監として、ゼロカーボン担当の方が入職されます。具体的には、どのような人材、経験値、スキル等が適していると考え、どのような人材登用を考えての申請をされたのでしょうか。伺います。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。令和4年度は脱炭素社会に

向け、地域脱炭素ビジョン策定や再生可能エネルギー可能性調査などを計画していますことから、人材としましては環境関連計画の策定経験があり、本市の再生可能エネルギーポテンシャルと産業などの特性を生かした計画の立案能力を有する方を要望したところでございます。

また、業種としましては、環境関連計画策定や環境保全の取組み等の実績があり、本市の今後の取組にご理解とご協力いただける企業であれば、業種は問わないと考えております。

以上です。

#### ○2番（元山寿哉君）

では、ゼロカーボンシティ2050年までの目標となります。その意味で今、本市における状況を把握する必要があると思いますが、このゼロカーボンシティにおいては人為的な温室効果ガスの排出量と削減量、これが相殺されて実質ゼロということになると思います。その意味でも人為的な温室効果ガスの排出量とはどのようなものが該当するのか、またどのような方法で除去するのか、森林等の植樹ですね。本市における現在の排出量と除去量、吸収量、どのくらいで把握をしていますでしょうか。伺います。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

人為的な温室効果ガスの排出量ということですが、人間活動によって発生増加したと言われております温室効果ガスといたしましては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロンガス等が挙げられると思います。

除去についてでございますけれども、石炭や石油といったいわゆる化石燃料の消費によって排出された温室効果ガスは、一般的には植林や森林管理によって吸収されることが除去につながるというふうに認識をしております。

令和元年度に策定をされました日置市環境

基本計画によりますと、平成28年度の日置市の二酸化炭素の排出量は約28万2,000tとなっております。また、吸収量の指標の一つとして林野庁が積算式を示しておりますけれども、森林に限定をされておりますので、その総体としての把握ができませんので、吸収量ということにつきましては、現在のところ把握をできておりません。こういったことも含めて、次年度の計画づくりの中で調査が進められるものと考えております。

#### ○2番（元山寿哉君）

目標を達成するためには、やはり現在値の見える化が必要だと思います。また、今答弁にありました温室効果ガスの定義というか、人間活動によって排出される量が含まれるということ。今、本市におきましては、本市から出たごみの焼却というのは他自治体で焼却しております。設立される南薩クリーンセンター、南さつま市での焼却ということが現実的なこととなります。

本市が、ゼロカーボンを目指しても、本市で出たごみを他自治体で焼却するというのであれば、公平ではないとは思いますが。こういった場合、このような排出量、他自治体で焼却している排水量はどのように取り扱い、計算されるのでしょうか。

#### ○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）

議員お見込みのとおり、本市のごみの焼却上は現在、鹿児島市で稼働をしておりますが、この日置市クリーンリサイクルセンターの可燃ごみの搬入量によって、二酸化炭素排出量は把握することが可能でございますし、現在もその排出量について、先ほど申し上げ総排出量の中に参入をいたしております。ですので、同様に南薩地区の新クリーンセンターにおいても、各市から持ち込まれてくる可燃物の搬入量によって加盟をしている市ごとに把握ができるものと考えております。

#### ○2番（元山寿哉君）

これはもう全体を巻き込んで実現しないといけない一大プロジェクトだと思います。そのために市全体の協力が必要であると思います。市民、市内企業をどのように巻き込んでいくのか、お伺いします。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

ゼロカーボンという世界的な取組みになりますけれども、小さな取組みでありますけれども、市民の一人一人の多くの皆様の協力と理解が必要だというのが基本になるかと考えております。

1問目で、市長が回答をいたしましたけれども、令和4年度に取組みを計画しております地域脱炭素ビジョン策定の課程でも、市民や事業者への理解と啓発に向けて、シンポジウムの開催ですとか地域ごとにワークショップを開催をいたしましたり、それから市民の皆様にアンケート調査等も実施をしたいと考えておりますので、そういった現場の声を反映をして、理解と協力を深めてまいりたいと考えております。

**○2番（元山寿哉君）**

では続きまして、デジタル・トランスフォーメーションについて伺います。このデジタル・トランスフォーメーションは、市内のみに推進するにとどまるのか、本市、市民全体への推進まで視野に入れているのか伺います。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えいたします。DXについては市内のみの推進にとどまらず、窓口手数料のキャッシュレス化や行政手続のオンライン化などの市民サービスにおけるデジタル化、また高齢者等のデジタル難民と呼ばれる方々へのデジタルデバインド解消に向けた、地域社会のデジタル化について対応を行ってまいります。

以上です。

**○2番（元山寿哉君）**

では、令和4年度施政方針について総括し

て市長に伺いたいと思います。

令和4年度当初予算予算案策定の大きな根拠となる令和4年度施政方針には、永山市長のメッセージや思いが当然あるのだと思います。それを紐解き、市民と共有できることを意図して、この2問目は、令和4年度施政方針については質問した次第であります。

ゼロカーボンシティは2050年までの達成目標、今から28年後です。永山市長が1人で吹上から自転車をこいでも間に合いません。電気使用削減の意味で1人でエアギターを弾いても間に合いません。市民を巻き込まないといけない一大プロジェクトだと思います。

そのために、一番巻き込まないといけないのは、28年後ですから、必然とそのときの日置長を担っているであろう、そのときの責任世代である子どもたちではないかと思えます。その未来を担う子どもたちを手厚くサポートすることも未来課の新設、デジタル技術もこれから進歩すると思えます。デジタル・トランスフォーメーションは、未来へのインフラ整備であるとも考えます。

永山市長はご自身のマニフェストの関連させて8つの柱で、これらの施政方針を述べられました。それぞれが関連している施策だと思えます。点と点を結ぶという意味でも、また再度これらの施策、施政方針を永山市長のほうから改めて伺いたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

改めて所信表明をするわけにはいかないので、議員にご質問をいただいた点を中心に思いを述べさせていただきますと、まずはやはり新型コロナウイルス対策が重要課題、最優先事項であるということは変わりません。併せてご質問いただいた点、ゼロカーボンの推進、DXの推進、これらについては、これから公民連携を進めていくに当たって、今、上場企業に求められる非常に重要

なテーマの一つが持続可能なビジネスであるかどうかという点が重視される傾向が今も強いですし、これからも強まっていくというふうに考えております。

そう考えた際、企業誘致を推進するに当たっても、公営施設、公共施設の民間活用を進めていくに当たっても、その市が脱炭素社会に向けて歩み始めている地域であるかどうかは、これ非常に重要な論点になってくるであろうというふうに思っております。今後、ますます多くの企業さん方にもつながっていくためにも、ゼロカーボンを推進するということは重要であると思っておりますし、それ以外にも移住定住を進めていくに当たっても、その町がいかにか持続可能な環境づくりに取り組んでいるかという点は、大きな強みになってまいらるであろうというふうに思います。あらゆる点において、ゼロカーボンを進めていくことは今後の市政のインフラの一つになるというふうに考えている次第です。同様にDXも同じです。市民の暮らし、そして行政、庁舎内での取り組み、あらゆることをデジタルに置き換えていくことが、今後日置市で挑戦したいと思う方々にとっての大切な要素になってくるであろうと。

今回、令和4年度予算で織り込んでいることについては、長期的に効果が出てくるものについて、令和4年度から着手をしていきたいというふうな思いを込めて取り組んでいるものが多々ございます。

以上ちょっと考えていることを、お含みおきいただけると、また8つの柱の全体像がつながって見えてくるのではないかなというふうに思っております。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時15分といたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、中村清栄君の質問を許可します。

〔1番中村清栄君登壇〕

**○1番（中村清栄君）**

おはようございます。通告に従い一般質問をさせていただきます。

商工事業者の事業承継の取組について、4点お伺いいたします。

本市において、経営者の高齢化や事業不振による商工事業者の廃業が見られる現状について伺います。

2つ目に、商工業者の商工会加入の4地域ごとの新規加入と廃業の状況はどうか伺います。

3つ目に、廃業を検討している事業者と、その事業を引き継ぎたい事業希望者への支援策の取組状況を伺います。

最後に4つ目、移住希望者や起業したい人に対する事業承継のマッチング対策等を、移住支援と併せた形で取り組まないか。

以上、4点伺いまして、1回目の質問とさせていただきます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

お答えします。

質問事項1つ目、商工業者の事業承継の取組についてのその1、商工事業者の廃業について回答します。

日置市商工会の会員におけます廃棄される事業者の主な要因としましては、事業主の高齢化や後継者の不足によるものが考えられると伺っています。

また、最近は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う廃業も一部見られるとのことでしたので、全国と同じく本市においても

同様の状況であると認識しています。

その2、新規加入と廃業の状況について回答します。

令和2年度における実績で申し上げますと、新規加入が、東市来地域3事業者、伊集院地域が14事業者、吹上地域が3事業者の合計20事業者となっています。

また、退会事業者の理由のうち廃業によるものは、東市来地域が4事業者、伊集院地域が5事業者、吹上地域が3事業者の合計12事業者となっています。

その3、支援策について回答します。

国においては、後継者不在に悩む中小企業・小規模事業者に対して、第三者への承継が円滑に進むよう支援するため、鹿児島県事業承継・引継ぎ支援センターを設置しています。

また、県においてもM&Aなどに対する経費の一部を助成するなど、県内事業者の承継を支援し、ほかにも、日本政策金融公庫や他の金融機関などにおいても、事業承継マッチング支援を行っています。

また、本市が取り組んでいます中小企業者向け専門家支援窓口設置事業につきましても、事業承継等の相談に対しまして活用できるものと考えております。

その4、マッチング対策について回答します。

事業承継につきましては、先ほども申し上げましたとおり、国や県、金融機関などにおいて、様々な支援の取組を行っております。

まずは、事業承継を考えの市内事業者の皆様には、その支援策について、市商工会とも連携及び協力を頂きながら、周知、活用していただくことが重要であるものと考えています。

その中で、ご指摘の取組につきましては、県内自治体において関係機関等と連携の下、取り組まれていることは承知しておりますの

で、その事例を参考に、本市の状況も考慮の上、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。市長に答弁いただきましたが、再度質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響も少なからずあるという状況ですが、吹上地域の伊作の町では、近年、中華料理店やお菓子屋さんが廃業して、飲食や生菓子の購入ができないという声があります。

事業承継の問題は、地域のお店や商売がなくなるのはもちろん、地域の商工業の選択肢がなくなることを私は危惧します。

市長は、この課題についてどのような認識を持たれているのか、また事業承継について、市長自身、今、何が求められているのかお伺いします。

#### ○市長（永山由高君）

認識といたしましては、中小企業、特に小規模事業の皆様にとっては、地域における商品やサービスの提供主体として重要な役割を担っていると。一方で、経済循環の観点も含めて、我々も認識としては同じようなものを持っているというところなんですけれども、事業承継につきましては、経営者の高齢化が進んでおりますので、承継をお考えの事業者の皆様については、早めに計画を立てて、後継者の確保を含む準備に着手することが必要であろうというふうに考えております。

以上です。

#### ○1番（中村清栄君）

課題解決のためにも計画を立てるということは、私もとても重要だと考えます。

次の質問に移ります。

先ほど、商工会の加入件数をお聞きしましたが、伊集院地域で新規が増えている理由とはどういったものかお伺いいたします。

#### ○商工観光課長（久木崎勇君）

伊集院地域におきましては、もともと事業所数が多いことや、新規創業者が多いことが考えられるというところがございます。

○1番（中村清栄君）

逆に、廃業の理由は高齢化や事業不振など様々ありますが、どういったものが多いかお伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほど市長の答弁でも申し上げましたとおり、事業主の高齢化や後継者不足によるもの、また、一部では新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるものと伺っております。

○1番（中村清栄君）

島根県浜田市や岡山県笠間市は、事業承継について、地域経済が衰退することを危惧し、自治体として商工会や関係団体と連携し、事業承継のアンケートを実施しています。

本市においてもアンケートを実施し、人手不足の実情等も含めて調査すべきではないかと思いますが、そこのご意見をお伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

後継者難による廃業等の理由につきましては、当初から自分の代でやめようと思っていたことや、事業に将来性がないと判断されたこと、子どもに継ぐ意思がないこと、後継者が見つからないことなど、それぞれの経営者の方々が様々かと思っております。

その中で、本市の実情を把握することは必要であると思っておりますので、ご質問の実態調査につきましては、日置市の商工会とも協議をしたいと考えております。

○1番（中村清栄君）

まずは市民の声を聞くということで、アンケート等がいろいろな理由や数字を知れるのではないかと思いますので、前向きに検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

廃業を検討している事業者、事業を引き継

ぎたい事業希望者への支援策の取組について答弁いただきましたが、商工会においては空き店舗の把握をしていると思っておりますが、商工会と連携して本市のホームページに空店舗情報を載せられないのかお伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ただいまご質問がありましたとおり、市の商工会におきましては、相談内容によりましては、空き店舗の場所の紹介はされているところがございます。

ただ、現在の情報は、持ち主、それから不動産等から得た、または寄せられた情報ではなくて、あくまでも目視等の確認によるものとなっておりますので、持ち主の意向も含めまして、詳細な物件内容の情報までは現在のところ把握できていないというところがございます。

以上です。

○1番（中村清栄君）

個人情報などもあって難しいとは思いますが、最初はできる店舗だけでも、少しでも載せられると、いつでも起業したい方に情報発信できるのではないかと思います。

中小企業庁では、毎年、事業承継の補助金がありますが、その周知啓発はしないのかお伺いします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

事業承継につきましては、国や県、金融機関等におきまして、補助金も含め様々な支援制度がございます。その中で、市商工会では、事業承継をお考えの事業者の各種相談内容に応じまして、それぞれに適した支援機関をあっせんしているところがございます。

現在のところ、本市に直接相談が寄せられたケースはございませんが、相談があった場合には、市の商工会同様、相談内容に応じた対応を考えております。必要に応じて、今後は市の広報媒体を活用した支援策の周知等には努めてまいりたいというふうに考えており

ます。

○1番（中村清栄君）

事業承継を考えている方、自分たちで探す方もいると思うのですが、事業承継の進め方などの研修会等はできないのかお伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

まずは本市の実情等を把握させていただいた上で、市の商工会では毎年度、そのときの制度改正や需要等に応じた各種研修会を開催しておりますので、ご質問の研修会等についても、今後、市の商工会とも協議させていただきたいというふうに考えております。

○1番（中村清栄君）

ありがとうございます。期待しております。

一つここで具体的な事例を挙げますと、最初に少し話しましたが、吹上ではラーメン屋さんもなく、町のほうではお菓子屋さんもない状況です。

廃業の理由は様々あると思いますが、事業承継の支援策の在り方次第では、第三者でも事業継続という選択もできたのではないのでしょうか。お伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ただいま事例を挙げていただきました事業所の廃業の詳細な理由につきましては、分かりかねますけれども、議員ご指摘のとおり、廃業の理由は様々かと思えます。

その中で、事業承継をお考えの皆様は、承継が円滑に進むよう早めに計画を立てて、後継者の確保を含む準備に着手することが必要であると考えておりますので、その点を踏まえた各種支援策の周知、紹介等に努めてまいりたいというふうに考えております。

○1番（中村清栄君）

本市の中小企業者向け専門家支援窓口設置事業は評価できる事業です。それも含めて、研修会などで国や県のしている事業を紹介することで、事業承継に対してスムーズに取り

組めるのではないかと考えますので、期待しております。

最後に、移住希望者や起業したい人に対しての事業承継のマッチング対策、移住支援の質問に関して、再度お伺いいたします。

大崎町では、自治体・商工会・金融機関が連携して、民間企業を使って移住希望者や起業したい人をマッチングする取組をしています。

このような事業承継の取組を市として把握されているのかお伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

ホームページで紹介されておりますので、取り組まれていることは存じております。詳細な事業手法とか内容までは現在のところ把握できておりません。

○1番（中村清栄君）

市長の最初の回答で前向きな答弁を頂きましたが、本市は鹿児島銀行と2012年包括的業務協定を締結しています。その目的は、地域経済の活性化と産業振興支援のためであります。

その一つが、オリーブ事業であると考えます。併せて、事業承継についても、この協定の中で事業支援について、鹿児島銀行等と連携し、地域経済を守り、そこの雇用を守るため、大崎町のような取組が本市でも実施できないのか、再度お伺いいたします。

○商工観光課長（久木崎勇君）

先ほどもお答えいたしました実態調査等によりまして、本市の実情を把握させていただいた上で、1問目の回答とも重複しますが、先進的な取組としてご紹介をさせていただいております大崎町の事例も参考に研究してまいりたいというふうに考えているところです。

○1番（中村清栄君）

大崎町では、その事業が昨年10月にスタートしています。25人ほど連絡が来て、その

中の5人が面談まで行っており、1人は養魚場の事業を承継するということが分かっております。

実際に日置市でも事業承継まで至らない点として、身内でも継ぐことが難しい等や高齢化が進む中でやむを得ず継続が困難になっている状況もあります。

私の知り合いで、日置市外の方で、起業したいが場所を探しているなどの声を聞きます。この事業の必要性について、現在事業を継続しているが廃業を考えている人や後継者を探している人のためにもなると考えますし、また、関係人口増加だけではなく、移住定住促進にもつながると考えます。そのことも踏まえてどうお考えかお伺いいたします。

**○商工観光課長（久木崎勇君）**

ただいま議員のほうのご指摘いただきました点も踏まえて、今後研究してまいりたいというふうに考えているところでございます。

**○1番（中村清栄君）**

さっきの研修会の件と同様で期待しております。

本市でも、廃業する企業が多い中で、移住とセットで考えれば移住定住促進や、空き家対策にもつながると思います。移住者が日置市で生活する。その上で、経済的にも仕事をして生活しなければならない中で、雇用・就労について、どのような相談が寄せられているのかお伺いいたします。

**○地域づくり課長（有島春己君）**

どのような相談がということなのですが、現在のところ、移住相談を受ける中で、ご質問の内容についてはあまり多くありませんが、就労や求人の情報になりますと、ハローワーク伊集院を紹介、また、起業となりますと、その方には創業補助金などのこともありますので、関係課につなぐ取扱いをしているところでございます。

**○1番（中村清栄君）**

様々な相談がある中、移住者が生活する上でも、求人情報はもとより、事業承継の相談の取組を併せて実施することが、より充実した就労環境になると考えます。これらのことが移住定住促進や空き家対策にもつながるのではないかと考えます。

廃業状況などの情報があれば、市内外から移住してその地域で商売をしたいと思うかもしれないです。そんな仕掛けが今、求められていると考えます。

市長は、移住ドラフト会議の仕掛け人でもあり、人をつなぐことや地域活性化のプロでもあります。最後にこのことについて、市長の考えをお伺いして、私の最後の質問とさせていただきます。

**○市長（永山由高君）**

お答えします。

市長就任前から事業承継についても各方面の方々とやり取りをさせていただく機会が多くありました。感じているのは非常に難しいということです。事業承継は、移住や定住に伴ってどこかほかの会社に就職するということとは根本的に違う課題を抱えています。

それは、今経営されている方々に対して、事業承継しませんかとお伝えすることが非常にデリケートな問題であると。事業承継取り組むに当たっては、各事業、事業主の皆様との信頼関係が前提にあり、信頼関係を有する方々のコーディネートが必要であるということが今私が考えているところであります。

議員ご指摘の県内のほかの事例も参照しながら、丁寧な検討、研究が必要であるというふうに認識をしています。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

次に、16番、山口初美さんの質問を許可します。

〔16番山口初美さん登壇〕

**○16番（山口初美さん）**

私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

私に寄せられた市民の皆さんの声を市政に届け、その願いが一つでも多くかなうように、今回は大きな項目で6項目について質問をいたします。

まず、1問目は、脱原発についてです。

今年の原子力防災避難訓練は、コロナ感染拡大防止のために住民の参加なしで実施されました。2月11日に実施された今年の訓練の成果と課題をまず伺います。

2問目は、運転免許証を返納した高齢者への特典を充実するべきではないかについて伺います。

運転免許証を返納してしまうと、生活が不便になりますので、地方で暮らす高齢者は運転免許証を簡単には手放せない現実があります。

頻発する高齢ドライバーの事故を防止し、安心して免許証を返納できるようにするためにも、市独自の公共交通機関の割引や、タクシー運賃の補助率の引上げなどが必要ではないでしょうか、伺います。

3問目は、小中学校にスクールソーシャルワーカーを常駐させられないかの質問です。

まず、スクールソーシャルワーカーは現在どのように配置されているのか伺います。

そして、子ども同士のトラブルや家庭内の問題など含めて、小中学校の児童生徒や先生方、保護者や地域の方々などの相談相手として、スクールソーシャルワーカーの常駐を求める声がありますが、常駐させられないか、教育長に伺います。

4問目は、吹上浜沖洋上風力発電建設計画について伺います。

吹上地域地区自治公民館長会会長様から、吹上浜沖洋上風力発電建設計画に反対する陳情が3月議会に提出されておりますが、同時に市長にもこの文書は提出されたと聞いてお

ります。吹上浜沖の洋上風力発電計画に反対してほしいという陳情です。このことに対する市長の見解を伺います。

5問目は、空き施設などを利用し、誰でも自由に不用品を持ち込める公設のフリーマーケットを常設できないか伺います。

市長のマニフェストの中に、リユース・リサイクルを進め、まだ使えるものが次の利用者に届く仕組みをつくりますとあります。使わなくなった子どものおもちゃや、頂き物でも使わないもの、捨てるにはもったいないが自分では使わないものなど、空き施設などを活用して、市民が誰でも自由に不用品を持ち込めて、欲しい人が持ち帰れる、公設のフリーマーケットの常設を提案しますが、いかがでしょうか。

6問目は、加齢性難聴者の補聴器購入費助成制度の創設について伺います。

これまで数回、昨年の6月議会でも取り上げておりますが、また伺いたいと思います。

補聴器をつけたいけれど高いので買えないという声が多くあります。難聴と認知症との関係はこれまでも指摘してきましたけれど、認知症の予防のためにも補聴器購入の補助制度を創設できないでしょうか。

以上伺って1回目といたします。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

お答えします。

質問事項1、脱原発について、その1、原子力防災避難訓練について回答します。

今年の訓練については、最終的に住民の参加を見送ることとなりましたが、昨年中止した訓練を新型コロナウイルス等の感染症流行下を想定し、縮小しながらも実施できたことは成果と考えています。

原子力災害は、地震などの一般災害と異なり、人間の五感で感じるができない放射性物質や、放射線に関しての対策を住民自ら

講じる必要があることから、住民の参加機会が得られなかったことは課題であると考えています。

質問事項2つ目の運転免許証の返納について、その1、補助率の引上げについて回答します。

本市においても、運転免許証返納後の移動手段に不安があり、返納することをためらうケースがあるということは認識しております。

現在、本市では、運転免許証返納者に対するコミュニティバス、乗合タクシーの割引料金での乗車が可能としておりますが、現段階では、運賃の補助率の引上げよりも、利用しやすい地域公共交通について検討、議論を進めているところです。

質問事項3については、教育長より回答いたします。

質問事項4、吹上浜沖洋上風力発電建設計画について、その陳情についての見解、回答いたします。

陳情につきましては、議会の総務企画常任委員会におきまして審議中であると伺っております。

洋上風力発電には様々な意見があるところであり、いずれにしましても、広く市民の皆様の声に耳を傾けてまいりたいと考えております。

質問事項5、公設のフリーマーケットの常設について回答します。

現在、日置市リサイクルセンターにおいて、リユース事業に取り組んでおります。

当面、この展示スペースを活用したリユースを進めつつ、イベントや団体などによる主体的なフリーマーケット活動を支援してまいります。

質問事項6、加齢性難聴者補聴器購入費助成制度について回答します。

令和元年度に介護予防・日常生活圏域ニーズ調査・高齢者実態調査を行い、調査結果を

見てみますと、介護予防のための取組については、転倒防止や閉じこもり予防、栄養改善などの要望が多く、視力や聴力の低下防止に関することは最も低い結果となっていました。

聴力低下によって意思疎通も取りにくくなり、支援の必要性も理解できませんが、健康づくりや介護予防の観点から、補聴器の補助制度よりも、難聴にならないための早期受診や予防対策を行っていくことが必要ではないかと考えます。

以上です。

〔教育長奥 善一君登壇〕

### ○教育長（奥 善一君）

それでは、3問目のご質問についてお答えをいたします。

その1でございます。

本市においては、子ども支援センターに3人のスクールソーシャルワーカーがいます。

基本的には、市内4つの地域や学校規模を考慮しながら、中学校区を単位として、全ての学校へ派遣しています。

また、学校等で行われるケース会議にも出席し、家庭への支援の在り方などについて助言をしています。

その2でございます。

常駐させられないかという点についてでございます。

スクールソーシャルワーカーを学校に常駐させるメリットはあると思いますが、本市においては、市子ども支援センターを拠点としながら、スクールソーシャルワーカーをはじめ、教育相談員やスクールカウンセラーが保護者や学校などからの相談に対して丁寧に対応しています。

直接、学校でお会いして面談するケースもありますが、電話のほうが気軽に相談ができるという方々もいらっしゃるようです。

また、子ども支援センターを拠点とすることで、市の福祉課や健康保険課との連携も取

りやすくなっています。

以上でございます。

**○16番（山口初美さん）**

今お答えいただきましたので、また一問ずつ伺いますが。

今年の原子力防災避難訓練の教訓と成果についてということでお答えいただきましたが、実施できたことは成果と考えているということでしたが、コロナの下では昨年は避難訓練自体が中止でございましたので、それから比べますと実施できたことは成果なのかもしれませんけれども、コロナの下では住民が参加もできないようなそういう訓練となってしまうわけですから。そういうことは避難計画は机上の空論となりかねない、そういうことではないかと思えます。

住民が安全に避難することなどできないということではないかと私は理解をいたしますが、その点については市の当局のほうとしてはどのようにお考えでしょうか。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）**

自分の命は自らが守るという意識の下、いざというときに迅速な初動対応ができるように、訓練は欠かせない取組であるというふうに考えております。

特に、原子力災害は五感で感じられず、有事の際にどのような行動すればよいか、直感的に行動できないことから、市民の不安も大きく、訓練等を通じて正しく理解し、正しくおそれていくことが重要であるというふうに考えております。

**○16番（山口初美さん）**

今後、またさらに新たな感染症の流行や、自然災害が重なって、それによって原発事故が発生というようなことにでもなればどうなるのでしょうか。どうしようもありませんよね。原発を止めて廃炉にするのが一番安全だと思います。

とにかく、川内原発の20年運転延長などやめるべきだと、ぜひ日置市としても発信していくことが大切だと私は思っております。

福島原発事故から11年たちました。まだ4万人がふるさとに帰れない、これが現実となっています。鹿児島にも川内原発がありますので、この福島の現状は決して人ごとではありません。日置市は30km圏内に約2万7,000人が暮らしています。明日は我が身だと考えるのはもちろん、私だけではないと思います。市長も同じ思いではないでしょうか。一言お答えいただきたいと思えます。

**○市長（永山由高君）**

原発につきましては、2011年の東日本大震災における福島原子力発電所の事故の経験を重く受け止め、脱原発という国民的な世論をしっかりと踏まえた姿勢を示し続ける必要があると考えております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

今年も、3月13日に、今度の日曜日に天文館公園で午後1時30分からストップ川内原発！3.13かごしまアクション、さよなら原発集会が開かれます。お手元にこのチラシも届いているかと思いますが、毎年この集会が行われております。3時半まではNONUKESスタンディング、雨天決行で行います。集会は2時半まで、この鹿児島市の天文館公園で開かれるということで、このようなチラシもできております。

このチラシを書かれたのは日置市永吉在住のイラストレーターの方で、非常に日置市にとっても貴重な人材でございまして、この集会に、今年のテーマと伺いますか、スローガンは、ダメ！20年運転延長となっています。

市長も大変親しくされておられるこのイラストレーターの方のチラシでございしますが、そういうご縁もありますので、ぜひこの集会に皆さんとこぞってご一緒に参加したいと思

いますが、市長はご都合いかがでしょうか、  
(笑声) お尋ねしたいと思います。

**○市長（永山由高君）**

個別の会合への対応について回答は差し控  
えさせていただきます。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

さて、ロシア軍があらうことか、ウクライナ  
南東部にあるザポロジエ原発を制圧し、原子炉  
近くにある5階建て研修施設で砲撃によるとみ  
られる火災が発生しました。約2,000m<sup>2</sup>が  
焼けました。しかし、幸い今のところ原子炉  
に被害はなく、放射性物質の漏えいもなかつ  
たと発表されています。

この場を借りまして、私はロシアの原発へ  
の危険極まりない攻撃を断固糾弾し、攻撃の  
中止を求めたいと思います。万が一にも原子  
炉が破壊されれば、福島原発やウクライナの  
チェルノブイリ原発の重大事故をはるかに超  
える放射能による世界規模の大惨事につな  
がる危険性があります。これは人類全体の生  
存を脅かす犯罪行為です。攻撃を直ちに中  
止するよう強く求めて、次の質問に移りたい  
と思います。

2問目は、運転免許証の返納のことでござ  
いますが、鹿児島市などでは運転免許証返  
納者へのサービス、特典の協力店募集して、  
それを一覧表にして市民に配付し、周知に努  
めて喜ばれていますが、市が返納者へ、こ  
のようなサービスの事業者を募って周知して  
いくというようなことは日置市ではできない  
のか、協力店の募集に取り組みられないか伺  
いたいと思います。

**○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸  
亮君）**

現在、日置市では同様の取組を日置警察署  
がチラシを作成し、高齢者向けの講話等の際  
に配付している状況でございます。

**○16番（山口初美さん）**

分かりました。自分自身で運転に不安を覚  
えたときや、家族などに運転免許証を返納し  
たらとか、返納したほうがいいんじゃないの  
と言われたときには、迷わず返納できるよ  
うな、そういう仕組みづくりが日置市でも進  
むことを願っております。

この鹿児島市の例では、あるレストランで  
は10%割引とか、大きなデパートでそこで  
7階の食堂で食事をされますと、ソフトドリ  
ンクかソフトクリームのいずれかをサービス、  
本人またはお連れのお孫様にもありますよと、  
このようなユニークなサービスなどもあるよ  
うです。鹿児島市は市電や路線バスの料金が  
半額というようなこういうこともあるわけで  
す。

日置市では、今のところは、割引料金をア  
ップするよりも利用しやすい地域公共交通に  
ついて検討、議論を進めているというところ  
でございますが、なかなか乗合タクシーなど  
も利用するのがなかなか面倒というのでは  
なくて、何か使い方が分からないというか、  
そういう声も聞きますので、当局のほうでも  
利用しやすい、せつかくある制度を市民が喜  
んで使っていけるようなふうに工夫が必要じ  
ゃないかと思うんですが、その点についてい  
かがでしょうか。

**○地域づくり課長（有島春己君）**

利用しやすいということなんですが、今年  
度が、令和4年度から令和8年度にかけての  
地域公共交通会議の計画を策定している年  
であります。その中でも、昨日も答弁致した  
んですが、利用しやすいというようなところで、  
今後私たちどもから、要請があれば地域に出  
向いて予約の仕方とか乗り方の説明、時刻表  
の見方等の説明会をそれぞれ開催すると計画  
のほうにも盛り込んでおりますので、そうい  
うところで利用しやすいところに取り組んで  
いきたいと考えているところです。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時とします。

午後0時00分休憩

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○16番（山口初美さん）

運転免許証を安心して手放せるような、迷わず返納できるような、そういう仕組みづくりが日置市でも進むことを願っておりますが、その点について市長の見解を伺って次の質問に移りたいと思います。

○総括監兼選挙管理委員会事務局長（瀬戸口亮君）

免許証の自主返納に当たりまして、動機付けはあったほうが良いというふうに考えておりますが、運転免許の未取得者との均衡、財政負担等を考慮すれば大きく心動かす支援は難しいのではないかとこのように考えております。ご自身の身体能力や身体機能や判断力、公共交通の実情、近年飛躍的に技術向上が進んでおります運転サポート技術の活用など、またご家族の支援など、総合的に勘案していただきまして、運転者の責務を果たしていただきたいというふうに考えております。

○16番（山口初美さん）

それでは次、教育長に伺ってまいります。このスクールソーシャルワーカー、中学校区を単位として全ての学校へ派遣していますというご答弁なんです。基本的にどれくらいの頻度で派遣されているのかをお尋ねします。具体的に教えてください。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校の規模、学校の要望等によって変わってくる数ではありますけれども、月当たり1つの学校に2回の訪問、もしくは電話等での対応をしております。

○16番（山口初美さん）

日置市の令和4年度の市政概要の中にも、17ページに不登校児童生徒の自立促進やいじめ問題への対応などにつきましては、子ども支援センターやふれあい教室での取り組みの充実と、教育相談員やスクールソーシャルワーカーの適切な配置に努めますとあります。

2月9日付で文部科学省から発行された文書には、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割などを踏まえたチーム学校による支援の促進についてという公文書が送られてきております。長引くコロナ禍の中では、チーム学校の一員としてのスクールソーシャルワーカーの役割が一層重要となっているとあります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、教員やほかの専門人材などと連携した、チーム学校の一員として支援を行うことが求められると記されていますが、実態としてどうなのでしょう。学校側の受け皿の問題などはないのでしょうか、伺います。

○学校教育課長（渦尾文輝君）

児童生徒、あと先生方、保護者、それぞれにいろんな不安や悩みを抱えていらっしゃいます。その悩み等の内容によって、スクールソーシャルワーカーは家庭的な部分、子どもたちの環境に関わる場所の専門家です。スクールカウンセラーは子どもたちの心の中の課題、問題に対する専門的なスタッフです。そして教育相談員は、現場の先生方に寄り添って、そしてご自身の経験からこうするのはどうかなという助言をさせていただきます。

そういうそれぞれに専門性がありますので、学校の先生方は悩みや不安等によりスクールカウンセラーに相談するのか、ソーシャルワーカーに相談するのかというふうに分類をしながら、要請をしてもらっているところです。

○16番（山口初美さん）

スクールソーシャルワーカー、カウンセ

ラーなどは、学校にときどき来られるわけ  
です。必要に応じてを含めて、頻繁に  
来られることはない、姿を見かけた  
ときには何か問題が起きたのかなと  
いうような見方を、してしまいがち  
だという声が寄せられています。も  
っとそばで寄り添って、子どもたち  
と関わられるような存在になってほ  
しい。子どもたちをサポートしてい  
けるような存在、働き方になってい  
けばいいのになと思います。これは  
学校関係者の方から寄せられた声  
ですが、この声をどのように受けと  
められますでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

学校現場の先生方のそういった率直な  
思いというのは、確かにそうだと共  
感するところがあります。ただ、最  
初の教育長の答弁にもありましたが  
、子ども支援センターを拠点とし  
て、そして学校の要請、また子ども  
たちの状況に応じてフットワークよ  
く動いていただくという意味、また  
、福祉課や健康保険課との連携、そ  
ういったところからも、この子ども  
支援センターを拠点にしているとい  
うことは意味があると思っています。

#### ○16番（山口初美さん）

今のご説明もごもっともだと思うん  
ですが、何かあったときだけではなく  
、日常の対応とか、そういうことも  
視野に入れた割り当てとか、割り  
振りも必要なのかなと思うん  
ですが、行政サービスや教育は憲法  
に保障された国民の人権を保障す  
る仕事です。それは、一人一人の  
子どもたちや先生、保護者や地域  
住民それぞれの人々の状況に応じ  
た対応をしなければなりません。こ  
うした人権保障、特に対人ケアに  
関わるような業務は、知識や経験  
の蓄積が大変重要ですし、お互い  
の信頼関係なしには成り立ちませ  
ん。

まさにスクールカウンセラーの仕  
事や役割もそうです。それなのに  
せつかく学校に来られても、一日  
中校長室でお話されて帰ってい

かれたというような例もあるよう  
なんです、最も子どもたちの様子  
を見守ったり、子どもたちと触れ  
合ったり、無理なくそういうこと  
ができるような体制にしていくよ  
うな必要が、今のこのコロナ禍の  
もとでは特にそういう必要がある  
のではないかと考えますが、いか  
がでしょうか。

#### ○学校教育課長（渦尾文輝君）

議員から今、お話ありましたけれ  
ども、非常に私も共感するところ  
が多いです。何かあったときだけ  
でなくて、日常的な学校への関  
わり、これ本当に大事なことだ  
と思います。月1回、スクールソ  
シアルワーカー、スクールカウ  
ンセラー等が集まる会議があり  
ますので、3月にも月末行われ  
ますので、またそこで議員から  
いただいたご意見等を、スクール  
カウンセラー、スクールソシアル  
ワーカーの皆さん方に伝えてい  
って、日頃からのコミュニケーション  
、こういったものを大事にするよ  
うに伝えたいと思います。

#### ○16番（山口初美さん）

今、答えていただきました。子ども  
たちのための学校なのですから、  
子どもたちの身近なところにス  
クールソーシャルワーカーとか  
第三者的に学校の中でも子ども  
たちに関わっていただけるよう  
な、そういう存在が今必要なん  
じゃないかと思います。何のため  
のスクールソーシャルワーカー  
なのか、その役割がきちんと果  
たせるようにしていただきたい  
と思います。この点について  
のご答弁をいただいて、次の質  
問に移りたいと思います。

#### ○教育長（奥善一君）

先ほど議員がおっしゃっていただ  
くように、やっぱり子どもたち  
の心に寄り添うということは、  
こういう方々が非常に大事にさ  
れている部分なんです。現在でも  
そうしていただいているわけ  
ですけれども、先生方、それから  
子どもたちとの信頼関係を構築  
しながら、またさらに効果を  
上げるようにしていただきました

いなというふうに思っております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

今取り上げました問題も、いろいろな保護者の方、お母さん方とか先生方、それから学校のいろいろなお仕事されている方、そういう方からも寄せられた声でございます。子どもたちのための学校ですので、ぜひまたその適正な配置といいますか、そういうことに努力をしていっていただきたいと思います。

次の質問は、洋上風力発電についてです。私は今回、吹上の方々から提出されました議会への陳情、高く評価をしております。よくぞ反対陳情を出してくださったと感謝をしております。議会としても吹上の住民の皆さんの声を尊重し、陳情を採択すべきだと考えております。同じ内容の文書が市長へも届いているということで、先ほどお尋ねをいたしましたけれども、市長がしっかりこの吹上の方たちの声を受けとめてくださることを期待していたのですが、少し肩透かしだったかなというような気もいたします。市長は、いろいろな人の意見をしっかりと聞いていきたいというご答弁で下ので、この吹上の貴重な声もしっかりと受けとめていただきたいと思います。

議会のほうでは、3月16日に私の所属しております総務企画常任委員会で再度、この陳情を審査することになっています。せっかく出された陳情が委員会でもきちんと審査されて、採択されていくように頑張りたいと思いますが。

さて、この風力発電計画のある日置市、南さつま市、いちき串木野市に加えて薩摩川内市や阿久根市を含めて5市の行政の担当者が、市役所の担当者が集って、明日3月10日、事務レベルの協議と言いますか、情報交換などが行われると聞いております。どこであるのか、日置市から誰が参加するのかを伺います。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。明日、いちき串木野市のほうで開催されます。参加する職員は私、係長、係の担当者でございます。

以上です。

**○議長（池満 渉君）**

山口議員にお願いをいたします。議会運営の申し合わせで、都度議席番号を告げるようになっておりますので、お忘れがないようお願いをいたします。

**○16番（山口初美さん）**

16番。その会にどういう立場で参加されるのかなど、私としては大変心配をするわけです。それといいますのも、いちき串木野市では、この巨大な洋上風力発電計画を進めるためなのか何なのか、よく分かりませんが、何らかの市の予算が組まれたということで聞いております。そういう自治体と歩調を合わせるような方向で進んでいくことになれば、大変問題だと思うからです。この点について市長どのようにお考えか、伺いたいと思います。

また、このいちき串木野市の予算のことは、市長もご存じなのかなと思うんですが、そのことについても少しご答弁をお願いします。

**○企画課長（上村裕文君）**

お答えします。私どもも2月18日に南日本新聞の記事で、その情報は調査研究費3,970万円ですか、予算措置されるということで情報をお聞きしております。そういったことも含めて、明日お伺いしていきたいと考えております。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

さて、3月2日付の南日本新聞にこんな記事が掲載されておりました。ご覧になった方も多いいと思います。紫尾山系で計画されている大規模風力発電を巡り経済産業省は2月28日、事業者の一つのユーラスエナジー

ホールディングスに、整備を見直すよう勧告した。一帯で生息する希少種、クマタカへの影響を懸念する環境省と鹿児島県の意見を踏まえたという記事です。

私たちのこの吹上浜一帯にもクマタカはもちろんです。多くの渡り鳥、そして野鳥もたくさんおります。野鳥の会の方々の調査でこの辺一帯には372種類もの野鳥や渡り鳥、確認をされております。そして世界で約3,000羽しかいないという野鳥ですね、クロツラヘラサギが毎年20羽近く越冬して、市にやってくるということが分かっております。

吹上浜周辺はそれと絶滅危惧種のアカウミガメの産卵地で有名です。島を除けば日本一の産卵地となっています。鹿児島県は保護条例まで作って守ろうとしています。そして、日置市の住民の皆さんもウミガメパトロールなど協力し合って活動しています。洋上風力発電事業計画が進めば、ウミガメへの影響が本当に心配ですし、この野鳥や渡り鳥たちへの影響、本当に心配されるどころです。私は映像で、イヌワシだったと思うんですが、風力発電にぶつかってというか、近寄ってバツサリと切られるようにその鳥が羽が折れて、落ちて死んでしまう、そういう映像を見たことがあるんですが、この風力発電に止まろうと思って近寄るのか分かりません。何だろうなと思って興味を持って近寄っているのかもしれないんですが、そういうことがあるということ映像を通して私は見まして、本当にこういうものは作ったらいけないなというふうに考えたわけです。

洋上風力発電は、まだ日本国内では商用実施されておりません。ですから吹上浜が洋上風力発電の実験台にされるということではないでしょうか。そういうことを市長は認めますか。市長の見解を伺います。

#### ○市長（永山由高君）

回答します。今回の洋上風力発電事業のよ

うな大型の事業においては、環境や景観への影響のほか、市民の不安も大変大きいものがあると考えております。県としても地元の反対がある中で、洋上風力発電事業の推進を図っていくことは決してないと聞いております。広く市民の皆様の声に耳を傾けたいと考えております。要望書として提出されておりますものにつきましても拝見をしております。地区公民館長会の会長さま、そして自治会長会の会長という連盟での要望、地元の声として受けとめております。

以上です。

#### ○16番（山口初美さん）

今、ご答弁いただきましたように、市民から寄せられている様々な不安の声をしっかりと、県のほうにもそれから国のほうにも、市長のほうからぜひ上げていっていただきたいと、そこは期待しておりますのでお願いいたします。この海外の洋上風力発電というのは海岸から20km以上離れて作られるわけなんです。しかし、今度の計画にしましても、日本では5kmから10kmも離れていないんです。建設には10年ぐらいかかると思われます。海洋占有期間が20年と計算をいたしましても、洋上風力発電のメリット、デメリットの結果が出るのは30年後ぐらいだと思いますが、このことについて、私たちも本当に30年後まで責任を持てるのかなというようなことを考えるんですが、その点については市長はどのようにお考えでしょうか、伺います。

#### ○企画課長（上村裕文君）

お答えします。洋上風力発電については、これまで国において実証研究が行われ、平成31年4月に再生海域利用法が施行されて以降、洋上風力発電事業の動きが活発になってきているということで認識しているところでございます。これまでも、今後このような先行事例等から情報収集等を行って行って、洋

上風力発電再生可能エネルギーの活用の仕方等、市として考えていきたいというふうなことで考えているところでございます。

以上です。

**○16番（山口初美さん）**

洋上風力発電の計画については、様々な意見が本当にあると思いますので、市長にもしっかりと聞いていただきたいと思いますが、本当にこのかけがえの自然を、私は本当に壊したくない。次の世代の子どもたちや孫たちにしっかりと引き継いでいきたい、そういう思いでこの問題取り上げております。

そのことを申し上げて次の質問に移りますが、このフリーマーケットです。私は今回、当局のほうで答弁されたクリーンセンターではいささか不便だと感じますし、私が今回提案しているのとはだいぶ違うと思いますが、このクリーンセンターに、今現在あるところに、そういう自分の不用品を持ち込んでもいいというふうに理解しているのか、その辺を伺いたいと思います。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

クリーンリサイクルセンターの展示スペースに置かれているものにつきましては、搬入をしてきた方に使えるものがありましたら展示室に置いて、ほかの方がご利用するような形をとってよろしいですかという許可をいただいたものうちに、使えるもの、磨いてもう一回もう一回使えるようになったものをその展示スペースに置いて、それを自由にお持ち帰りいただくという仕組みになっております。

**○16番（山口初美さん）**

私がご提案しておりますのは、持ち込みができるものは条件としてきれいなもの、汚れていないもの、清潔なもの、使えるもの、壊れていないもの、まだ使えるもの、そういうものなら何でもどうぞということにしたかどうかというところで提案をしているわけ

なんです、またボランティアを募ったり、シルバー人材センターの方を使って管理など協力していただいているかどうかというふうにご提案を申し上げているんですが、この点はいかがでしょうか。

**○市民福祉部長兼市民生活課長（有村弘貴君）**

フリーマーケットにつきましては、市民の方がその活動に参画をするという意味合いからしましても、市で環境基本計画でも書いてございます3R、4Rという言葉がございますが、その活動を実現をしていくというためには、非常に有効な手段だということは認識をしております。ただ、ご提案の公設ということになりますと、やはり持ち込まれたものがどのようなものであるのかという点検、それから常時展示をしてあるもののチェック、どのような方が来られて何をされるかも分かりませんので、そういった管理というものも必要になってくると思いますので、そういったことを踏まえたと、新たな市の負担というのも生じてくるのではないかと考えておりますので、リサイクルセンターで今後も引き続き運営をしていきたいというのを基本としております。

**○16番（山口初美さん）**

市の負担は、本当にない形で空き施設を利用してやったらどうかというご提案でございます、私の提案は。また、市民の皆さんからもいろんなアイデアなどを寄せていただいて、適切な適当なそういう空き施設などが活用されるような、そういう観点で取り組んで、前向きに今後検討していただくことを、実現に向けて一応検討をしていただくことを期待しております。本当にまだ使えるもの、本当に誰かが使ってくれたら嬉しいんだけどというようなものが、次の人に喜んで使ってもらえるような、そういう仕組み、市長も仕組みづくりということで言われましたので、そういうことを今後も考えて、検討していった

だきたいとご提案しておきたいと思います。

最後の補聴器の質問ですが、鹿児島県内ではまだ実施しているところはありませんので、もし日置市でできれば県内第一号となりますが、財政的にも難しいということで、私もそうだろうとは思いますが、しかし補聴器の普及が向上すれば、健康寿命が延びますし、医療費や介護の費用も抑制されることは間違いありません。その点については市長はどのようにお考えかお尋ねします。

#### ○福祉課長（濱崎慎一郎君）

福祉課といたしましては、総合支援法の規定によりまして、聴覚障がい者として身体障がい者手帳を取得した場合に、補装具として補聴器を給付している現状がございます。これは国の補助事業を活用してということになります。聴覚障がいに認定されない場合の補聴器購入補助については、現在考えていないところでございますが、市長答弁にもありましたように、補聴器の補助制度よりも難聴にならないための早期受診、予防対策、こういったものを行っていきけるかというふうにご考えているところでございます。

#### ○16番（山口初美さん）

私は、介護予防や認知症予防、そして社会的な孤立などを解決するためにも、補聴器の活用は一番簡単な方法だと思っております。難聴が認知症の最大危険因子となっているということについて、改めて市の見解を伺っておきたいと思います。

#### ○介護保険課長（東 浩文君）

国の新オレンジプランでは、議員がおっしゃいましたとおり、難聴等をはじめ7つの危険因子、それと運動をはじめ6つの防護因子が示されております。認知症発祥の予防につきましては、運動、口腔に係る機能の向上、栄養改善、社会交流、趣味活動など、日常生活における取り組みは認知症低下の予防につながる可能性が高いことを踏まえまして、本市

の補助は介護予防事業のいきいきサロン、健康教室、認知症予防教室、筋ちゃん広場等を開催し、認知症予防のほうに取り組んでおります。今後も継続して推進をしていきたいと考えております。

#### ○16番（山口初美さん）

沖縄県41市町村の県と那覇市で県内初の補聴器購入助成制度が今年の8月から始まっております。対象者は65歳以上の住民税非課税世帯の市民で、聴覚障がいによる障がい者手帳を所持していない人、耳鼻咽喉科医師から補聴器が必要と診断された人で、助成額は1人1台上限2万5,000円の1回限りとなっております。

具体的にこの制度を作った例を申し上げましたが、日置市内にも補聴器を取り扱っている電気屋さん、眼鏡屋さんなどは何店舗もあるようです。新聞、広告、チラシなどもよく見かけます。介護保険制度の中にも、耳の聞こえの問題、対策など、介護予防策、認知症予防策としてしっかりと位置付けることや、国に公的補助制度を求めることも必要かと思っております。その点について市当局の見解を伺って、私の一般質問を終わります。

#### ○介護保険課長（東 浩文君）

全国市長会においても、令和4年度国の施策及び予算に関する提言の中で、加齢性難聴の補聴器購入に対する補助制度を創設すること、これを採択し、国等にも提出し、その実現方について要請をしているところでございます。

また、国において補聴器による認知機能の低下予防の効果、これを検証するための研究というのが進められております。また、この難聴による補正の効果というものは明確になっていない段階でございますので、国の動向を注視していきたいと考えております。現在のところは、市のほうでは先ほど言いましたとおり、助成制度については考えておりませ

ん。

---

△散 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は終了しました。

29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

午後1時29分散会



第 5 号 ( 3 月 2 9 日 )



## 議事日程（第5号）

日 程	事 件 名
日程第 1	議案第 1 号 日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて
日程第 2	議案第 2 号 市道の路線の認定について
日程第 3	議案第 6 号 日置市地区公民館条例の一部改正について
日程第 4	議案第 1 2 号 日置市立学校設置条例の一部改正について
日程第 5	議案第 1 3 号 日置市体育施設条例の一部改正について
日程第 6	議案第 1 4 号 日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第 7	議案第 2 3 号 令和 4 年度日置市一般会計予算
日程第 8	議案第 2 4 号 令和 4 年度日置市国民健康保険特別会計予算
日程第 9	議案第 2 5 号 令和 4 年度日置市国民宿舎事業特別会計予算
日程第 1 0	議案第 2 6 号 令和 4 年度日置市健康交流館事業特別会計予算
日程第 1 1	議案第 2 7 号 令和 4 年度日置市温泉給湯事業特別会計予算
日程第 1 2	議案第 2 8 号 令和 4 年度日置市介護保険特別会計予算
日程第 1 3	議案第 2 9 号 令和 4 年度日置市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 1 4	議案第 3 0 号 令和 4 年度日置市水道事業会計予算
日程第 1 5	議案第 3 1 号 令和 4 年度日置市下水道事業会計予算
日程第 1 6	陳情第 1 号 分煙環境整備に関する陳情
日程第 1 7	議案第 3 2 号 日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 1 8	議案第 3 3 号 日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 1 9	議案第 3 4 号 日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第 2 0	陳情第 4 号 吹上浜沖洋上風力発電所建設計画に賛成を求める陳情
日程第 2 1	決議案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について
日程第 2 2	閉会中の継続審査の申し出について
日程第 2 3	閉会中の継続調査の申し出について
日程第 2 4	所管事務調査結果報告について
追加日程第 1	閉会中の継続審査の申し出について

本会議（3月29日）（火曜）

出席議員 20名

1番	中村清栄君	2番	元山寿哉君
3番	福田晋拓君	4番	長倉浩二君
5番	下園和己君	6番	佐多申至君
7番	是枝みゆきさん	8番	富迫克彦君
9番	重留健朗君	10番	福元悟君
11番	山口政夫君	12番	中村尉司君
13番	留盛浩一郎君	14番	黒田澄子さん
15番	下御領昭博君	16番	山口初美さん
17番	坂口洋之君	18番	並松安文君
19番	漆島政人君	20番	池満渉君

欠席議員 0名

---

事務局職員出席者

事務局長	内山良弘君	次長兼議事調査係長	神余徹君
議事調査係	松永真君		

---

地方自治法第121条による出席者

市長	永山由高君	副市長	井多原章一君
教育長	奥善一君	総務企画部長兼総務課長	上秀人君
市民福祉部長兼市民生活課長	有村弘貴君	産業建設部長兼農林水産課長	城ヶ崎正吾君
教育委員会事務局長兼教育総務課長	梅北浩一君	消防本部消防長	福山昌己君
東市来支所長	新村芳尚君	日吉支所長	丸田明浩君
吹上支所長	江田光和君	総括兼選挙管理委員会事務局長	瀬戸口亮君
財政管財課長	東正和君	企画課長	上村裕文君
地域づくり課長	有島春己君	税務課長	松元基浩君
商工観光課長	久木崎勇君	福祉課長	濱崎慎一郎君
健康保険課長	山下和彦君	介護保険課長	東浩文君
建設課長	田口悦次君	農地整備課長	東広幸君
上下水道課長	新川光郎君	学校教育課長	渦尾文輝君

会計管理者兼会計課長  
農業委員会事務局長

外 菌 和 代さん  
上之原 誠 君

監査委員事務局長

内 山 良 弘 君

午前10時00分開議

△開 議

○議長（池満 渉君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

△日程第1 議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

○議長（池満 渉君）

日程第1、議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議題となっています議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、2月22日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月24日、25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、企画課長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、郵便局における証明書等の交付に係る事務を廃止し、日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取消ししようとするものであります。

平成19年4月から住民票等の各種証明の発行について、住民の利便性を図るため、その取扱事務を下伊集院郵便局・伊集院北郵便局・吉利郵便局・吹上永吉郵便局の市内4か所の郵便局において、20か所の地区公民館とともに実施しており、事業を開始して14年経過し、郵便局、地区公民館とともに利用者は年々減少傾向にあり、重ねて事業開

始に導入した通信機器も、保守期限切れにより修理の対応は不可能になっており、業務継続が厳しい状態となっています。

また令和3年10月に日本郵便株式会社より事務手数料の改定通知があり、これまでの年間約7万円の事務経費が改定後には年間61万円と提示されました。

現在、住民票等の各種証明の発行状況については、マイナンバーカードの普及により、利便性の高いコンビニでの証明発行が年間約3,000件と増加傾向にもあります。

それによって本市では、郵便局での証明発行の利用者の減少、事務手数料の大幅な増額が見込まれることや、今後もコンビニ交付の利用推進を図っていき、さらには自宅からのオンライン申請での証明発行が可能となるような環境整備に令和4年度に取り組むことなど総合的に勘案し、郵便局における発行事務を令和4年4月1日に業務廃止することとしたものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、証明発行において、資料から利用者の多くは高齢者であると推測するが、廃止後、高齢者は苦慮するのではと考えるがどうか、との問いに、既存の郵便申請、代理申請での発行も対応可能であり、今後はインターネットを利用したパソコンやスマホからのオンライン申請での発行等もできるように整備を計画中である、と答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行いま

す。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第1号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第1号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについては、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第2 議案第2号市道の路線の認定について

○議長（池満 渉君）

日程第2、議案第2号市道の路線の認定についてを議題とします。

本案について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

〔産業建設常任委員長福元 悟君登壇〕

○産業建設常任委員長（福元 悟君）

ただいま議題となっております議案第2号市道の路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は2月22日の本会議におきまして当委員会に付託され、2月24日に委員全員出席の下、委員会を開催し、今回の認定に係る5路線の現地調査を行い、産業建設部長及び担当課長等の説明を求め、質疑、討論、採決

を行いました。

認定路線1番が、路線名、ハートフルヴィラ伊集院線、延長が300m、幅員が6m、起点と終点は同じで市道大園線となっております。民間による団地開発工事で整備され、このたび日置市に寄附採納された路線であり、認定路線として提案をされたものであります。

次に、路線番号2番は、路線名が迫畑線、起点を市道前迫線から終点が市道宮脇線までとし、延長109m、幅員が4.2mから4.3mになりますが、この路線は住環境整備事業に係る狭あい道路整備等促進事業により整備した路線で、集落道から新たに市道認定として提案されたものであります。

次に、路線番号3番は、路線名が和田掘線で、起点を市道宮脇線から終点が市道岩井田飯牟礼線までとし、延長が249m、幅員が4.2mから4.7mになります。

この路線も、同じく住環境整備事業に係る狭あい道路整備等促進事業により整備された路線で、集落道から新たに市道認定として提案されたものであります。

次に、路線番号4番は、路線名が狩谷梅里線で、起点を市道笠ヶ野線から終点が県道永吉入佐鹿兎島線までとし、延長が4,032m、幅員が7mになります。この路線は、半島基幹農道として県営事業で整備されたもので、工事が完了したので新たに市道認定として提案をされたものであります。

次に、路線番号5番は、路線名が向湯田上水流線で、起点を市道堀内向湯田線から終点が市道向湯田湯田原線までとし、延長が197m、幅員が5mになります。これまで集落内へのアクセスとして利用していた、あいら橋が沈下橋のため河川の増水時に通行不能となることや、橋梁点検により非常に危険な状態であると診断されたことに伴い、地域住民の安全確保のため代替路線を確保する必要が出てきておりました。既存の集落道を市

道認定し、補助事業を活用して整備するため提案をされたものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、認定路線4番の狩谷梅里線について、これまでの事業額を説明してほしい、との問いに、1期工事で平成11年から15年で5億6,076万5,000円、2期工事で7億8,040万円、3期工事で3億6,904万円、合計で17億7,020万5,000円になる、との答弁がありました。

また、委員より、この路線は県による整備で行われ、完成時には市管理していくことで進めてきたと思うが、農道のまま管理していたら交付税はどのくらいになるのかとの問いに、4m以上であれば交付税に算入される。農道の交付税算定は、農家戸数なども関係して説明が難しいが、算定額は市道よりかなり低い。市道であれば、面積基準で1,000m<sup>2</sup>当たりで7万1,700円、道路延長で1kmにつき19万1,000円が基準財政需要額に算入されると答弁がありました。

また、委員より、同じく、4番狩谷梅里線について、安全対策が足りないと感じる。関係機関と協力して対策すべきではないか。また、日吉支所分の管理下と吹上支所分の管理下がまたがる。管理の時期を支所間で連携をとって作業をしてほしい、との問いに、交通量、スピードを出して通過する車両は多いと思う。関係機関と連携して対応していきたい。また、道路維持作業については、それぞれの支所間で作業を行う。連携を取って同じ時期に管理ができるようにしていきたい、との答弁もありました。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後自由討議を行い討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号市道の路線の認定については、全会一致で可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第2号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第2号は、委員長の報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号市道の路線の認定については、委員長の報告のとおり可決されました。

△日程第3 議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第3、議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題となっています議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正についてにつきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

本案は、2月22日の本会議におきまして、本委員会に付託され、2月24日、25日に

委員全員出席の下、委員会を開催し、総務企画部長、地域づくり課長などの当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、日置市地区公民館における証明書等の交付に係る事務を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

平成19年4月から地域インターネット事業として、これまで住民票等の各種証明の発行について、住民の利便性を図るため、その取扱事務を20か所の地区公民館において、郵便局での取扱いを同時に実施してきました。

事業を開始して14年経過し、利用者が年々減少傾向にあることと、重ねて事業開始に導入した通信機器も郵便局同様、保守期限切れにより修理の対応は不可能になっており、事業継続が厳しい状態になっています。

郵便局での取扱業務廃止のときも報告いたしましたように、現在、住民票等の各種証明の発行状況については、マイナンバーカードの普及により、利便性の高いコンビニでの証明発行が年間約3,000件と増加傾向にもある。

よって、本市では、地区公民館での証明発行の利用者の減少、通信機器の更新経費及び維持管理費の増加が見込まれることや、今後コンビニ交付の利用推進を図っていき、さらには、自宅からのオンライン申請での証明発行が可能となるような環境整備に、令和4年度に取り組むことなど総合的に勘案し、地区公民館における発行事務を廃止することとしたものであります。

質疑の主なものを申し上げますと、委員より、廃止後の通信機器はどうするのか、との問いに、郵便局、地区公民館、支所で計28台あるが、メンテナンスが不能であるため廃棄処分となる、と答弁。

ほかに質疑はなく、当局の説明で了承し、質疑を終了。討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号日置市地区公民

館条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第6号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号日置市地区公民館条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第4 議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第4、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）

ただいま議題となっております議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正につ

いて、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る2月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、24日に委員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長、学校教育課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の条例の一部改正は、日置市立上市来中学校を令和5年4月1日に廃止し、同日から、東市来中学校と統合することに伴い、日置市立学校設置条例の一部改正を行うものであります。

主な改正内容は、別表、中学校の部の日置市立上市来中学校の項を削除するものであります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、令和5年4月の統合であるが、令和3年度現在の上市来中学校の学年ごとの生徒数は何人か、また、令和4年度春から新一年生になる予定の生徒数は何人か、との問いに、現在の中学1年生が6人、2年生が6人、新1年生、現在、小学6年生は11人の予定で、計23人となる予定、との答弁。

委員より、今回の統廃合に当たり、議会に途中経過の情報提供がなかったが、これからも改正時だけの報告になるのか、との問いに、教育委員会も地元の統廃合検討委員会や推進委員会の際にのみ連絡があり、情報提供を頂いている。今後、その際には、議会へも全員協議会等での場で経緯を説明していきたい、との答弁。

委員より、統廃合検討委員会が行った保護者アンケートの結果で、反対であるが、一定の条件が整えば賛成してもよいとの一定の条件とはどのような条件か、との問いに、アンケート数は、小学校で28、中学校で23の総数51である。賛成が25、反対が14、反対であるが、一定の条件が整えば賛成してもよいが12となっており、条件つきまで含

めると賛成が37、反対が14となる。一定の条件とは、登校手段として通学時のバス運行や通学道路の整備、制服やかばん購入の経費助成などの要望があったと聞いている、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し質疑を終了。

その後、討論に付しましたが、討論はなく、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第12号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第12号日置市立学校設置条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第5 議案第13号日置市体育施設条例の一部改正について

○議長（池満 渉君）

日程第5、議案第13号日置市体育施設条

例の一部改正についてを議題とします。

本案について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

〔文教厚生常任委員長是枝みゆきさん登壇〕

**○文教厚生常任委員長（是枝みゆきさん）**

ただいま議題となっております議案第13号日置体育施設条例の一部改正について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

本案は、去る2月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、24日に委員出席の下、委員会を開催し、教育委員会事務局長、社会教育課長など当局の説明を求め、その後、質疑、討論、採決を行いました。

今回の条例の一部改正は、日置市東市来総合運動公園の屋内運動場完成に伴いまして使用料を設定することから、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、別表、屋内運動場の項に日置市東市来総合運動公園の欄を追加し、使用料を設定するものであります。

使用料の金額設定は、市内類似施設の小鶴ドームと、こけけドームを参考に、同額で設定しております。

また、施設の名称については、今後、ネーミングライツ等による名称設定も考慮し、当面は通称で、東市来ドームとして使用する予定であります。

質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、照明料について、小鶴ドームは1灯ずつ点灯ができる徴収が可能である。東市来ドームでは、例えば、フットサル競技で会場は借りるが、ゲートボールコートは照明だけで利用が可能な場合は、使用料および照明料は、ゲートボールコートの使用料で可能であるのか、との問いに、競技をする際には、その競技の使用料が必要になる。しかし、照明料については、実際に利用したコートの照明料の徴収で可能であるが、1灯ずつでは

なく、回路により制御されているため、どの回路の照明使用か管理人に確認を行うよう周知し、料金を徴収するように対応する、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、討論に付しましたが、討論はなく、議案第13号日置体育施設条例の一部改正については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これから議案第13号について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。

したがって、議案第13号日置市体育施設条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第6 議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第6、議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議案となっています議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてにつきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本案は、2月22日の本会議におきまして本委員会に付託され、2月24日、25日に委員全員出席の下、委員会を開催し、消防長など当局の説明を求め、質疑、討論、採決を行いました。

当議案は、消防団員の報酬及び費用弁償を見直し、並びに条文の整理を図るため、条例の一部を改正するものであります。

国からの通知で、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬等の基準を定めるとあり、消防団員515人の報酬について、これまで災害等により支給していた費用弁償を削除し、年額報酬と出勤報酬に区別して支給することとするものであります。

質疑の主なものは、委員より、報酬規程の基準は何か、との問いに、消防団員の活動費用について、国が定める8,000円を超えない範囲とする中、近隣の自治体を調査し、参考にして報酬改定をした。ただし、消防団員に属する61人の市職員においては、本来の勤務時間中での出勤には報酬は発生しないと答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

討論に付しましたが、討論はなく、採決の結果、議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

については、全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

ただいま「議案となっております」を「議題となっております」に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（池満 渉君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

これから議案第14号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号日置市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第7 議案第23号令和4年度日置市一般会計予算

△日程第8 議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算

△日程第9 議案第25号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算

△日程第10 議案第26号令和4年度

日置市健康交流館事業特別会計予算

△日程第11 議案第27号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算

△日程第12 議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算

△日程第13 議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算

△日程第14 議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算

△日程第15 議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算

#### ○議長（池満 渉君）

日程第7、議案第23号令和4年度日置市一般会計予算から日程第15、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算までの9件を一括議題とします。

9件について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

〔予算審査特別委員長坂口洋之君登壇〕

#### ○予算審査特別委員長（坂口洋之君）

ただいま議題となっております議案第23号令和4年度日置市一般会計予算から議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算までの9件について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本案は去る3月7日の本会議にて、予算審査特別委員会に付託され、3月11日、14日にそれぞれ分科会を開催し、当局の説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果を受けて3月23日の予算審査特別委員会の中で分科会の報告を行い審議しました。

初めに、議案第23号令和4年度日置市一

般会計予算についてご報告いたします。

今回の当初予算は、これまでの厳しい財政状況に加え、新型コロナウイルス感染症等によるさらなる財源不足を乗り切るために、昨年度からの補助金の削減などの事務事業の見直しを引き続き実施し、歳出削減を図りました。

一般会計予算額は、歳入歳出総額それぞれ前年度比26億4,100万円増の271億9,000万円で、予算規模においては、限られた財源の中で予算調整を図る一般財源枠配分方式により予算編成し、市民サービスの維持・向上等を図りつつ、安定的で持続可能な財政運営も考慮した上で、緊急性や重要性のある施策・事業等を選択した予算編成となっています。

また、前年度の当初予算編成が骨格予算であったことと、例年6月補正で対応していた普通建設事業費等の国・県の補助事業を当初で予算化する年間予算となっております。

歳入の主なものは、市税は直近における経済の動向や市税収入の状況、税制改正の影響や地方財政計画を踏まえ、前年度比1億2,536万円増の48億2,869万4,000円、地方交付税は、国が地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保したことにより、対前年度比1億円増の79億円、国庫支出金は、防災安全交付金の社会資本整備総合交付金や保育士等処遇改善臨時特例交付金などの増加により、前年度比9億4,829万3,000円の増の46億1,789万8,000円、県支出金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業費県補助金などの増加により、対前年度比2億4,878万3,000円増の23億6,006万3,000円、寄附金は、対前年度比2億677万円増の15億2,379万2,000円、基金からの繰入金は、対前年度比3,740万2,000円増の15億1,146万9,000円、

市債は、将来世代に過度な負担を残さないよう交付税措置のある有利な地方債の活用を図り、対前年度比10億2,297万円増の21億9,607万円であります。

次に、歳出の主なものは、総務費は、対前年度比2億1,186万5,000円増の25億8,786万1,000円、民生費は、対前年度比196万2,000円増の83億9,792万円、衛生費は、対前年度比5億8,515万5,000円増の41億3,046万1,000円、農林水産業費は、対前年度比6億6,884万7,000円増の15億6,309万8,000円、商工費は、対前年度比1億2,360万7,000円増の19億2,889万6,000円、土木費は、対前年度比10億4,223万7,000円増の21億1,939万3,000円、消防費は、対前年度比5,213万9,000円増の9億3,023万9,000円、教育費は、対前年度比8,156万8,000円減の20億1,376万5,000円、公債費は、対前年度比5,839万3,000円増の32億7,374万3,000円であります。

3分科会における質疑の主なものをご報告いたします。

総務課所管では、委員より、交通安全施設費の工事請負費で日置市交通安全施設整備工事の700万円及び地域交通安全施設整備工事405万円とそれぞれ予算計上がされているが、その詳細と根拠は、との問いに、日置市交通安全施設整備工事の700万円は、スクールゾーン等の道路危険箇所などの中で優先箇所を選定しながら3年ほどかけて整備していくこととしており、執行は建設課による。一方地域交通安全施設整備工事の405万円は、各地域からの緊急的及び重要な要望に対応するためのものであり、各地域それぞれ100万円ほどを計上している、との答弁。

財政管財課所管では、委員より、工事請負

費の庁舎管理費、本庁舎防犯カメラ設置工事160万6,800円はどこに何台計画しているのか、との問いに、SNSに庁舎内の画像が投稿されたことがきっかけで、防犯のために設置することを目的に予算計上した。台数は8台で、1階ロビーに1台、フロア、出入口など6台と2階の市長室前のロビーに1台の計8台を設置する。まずは以前、威圧的行為等の事例が発生した本庁舎から設置を優先した、との答弁。

企画課所管では、委員より、企業誘致対策費4企業へ工場等立地促進補助金として9,000万円の内訳と根拠は、との問いに、4社は令和3年度に立地協定を結んだ事業者に対する補助金で、新規雇用者数に応じて限度額を定めており、雇用者数が10人以上で限度額3,000万円、5人から9人までが1,500万円である、との答弁。

地域づくり課所管では、委員より、積立金の地域づくり一般管理費7,020万8,000円を計上しているが、今後の使用目的や計画は、との問いに、積立ての原資は合併特例債であり、今後、合併特例債もなくなることから、現在の各地区自治公民館での地区振興計画に沿った事業を続けていくと、令和11年度までで事業ができなくなるという試算が出ている。現在3年周期の5期中の地区振興計画中であるが、令和5年度までに地区公民館と自治会組織の見直しなど進めていきたいと考えている、との答弁。

税務課所管では、委員より、負担金補助及び交付金のうち1,760万円のデジタルオルソ画像共同更新事業負担金の詳細は、との問いに、固定資産税の評価替えのための、航空写真の撮影費であり、3年に一度予算化しており、県土地改良区と共同で行っている、との答弁。

商工観光課所管では、委員より、負担金、補助金及び交付金の中小企業者等支援事業費

の助成金等の申請支援及び専門家派遣等窓口設置事業補助金150万円の詳細は、との問いに、様々な助成金の申請においてオンライン申請などもあり、その手続のサポートをする支援員の設置と、中小企業者の方々が困っている課題解決のための専門家を派遣する窓口設置の補助金である、との答弁。

消防本部所管では、委員より、工事請負費7,115万9,000円と消防本部庁舎増改築工事が計上されているが、女性消防隊員等の対応を含め、今後の社会動向等へも配慮された設計になっているのか、との問いに、近隣の消防本部の施設なども視察し、参考にして最低限必要な整備がなされた設計になっている、との答弁。

会計課所管では、委員より、需用費の印刷製本費において例年、決算書の印刷製本費があったが、令和4年度はなくなったのか、との問いに、決算書は令和2年度決算書からデータのみとなっており、印刷製本費は計上していない、との答弁。

市民生活課所管では、委員より、マイナンバー未受領者への督促送付郵便料が少ないのではないかととの問いに、1月より申請時に本人確認ができれば、本人受け取り限定郵便で直接送るシステムを取っている。今後、督促送付郵便料は減っていく見通しである。補正で900人の未受領者と報告したが、2月末現在では484人である、との答弁。

福祉課所管では、委員より、生活困窮者自立支援事業の学習支援は今後も生活保護世帯の子どもたちだけを対象とするのかとの問いに、来年度までは、生活保護の子どもたちを対象にしている。準要保護世帯まで広げられないか、内容をしっかり協議して検討したいと考えている、との答弁。

健康保険課所管では、委員より、新型コロナウイルスの濃厚接触者に対する生活支援物資の無料配付とあるが、支援の物資は具体的

にどのようなものか、との問いに、交通手段等もなく、どうしても生活物資が手に入れない、入らないという方に対して、マスクやおむつ、食べ物など必要なものを聞き取りをし、お渡しするものである、との答弁。

教育総務課・学校教育課所管では、委員より、新規で学校教育指導主事が1名増員ということだが、増員に至った背景を伺う、との問いに、GIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症への対応、また不登校やいじめの対応、さらに、ここ10年間で特別な支援が必要な児童生徒数が約6倍になっており、業務が非常に多忙で厳しい状況になっており、業務改善を図ることから、会計年度任用職員による増員をお願いしている、との答弁。

社会教育課所管では、委員より、成人式の関係で、5月から新成人が18歳ということになるが、成人式を18歳で行うか20歳で行うか全国的に対応が分かれているが本市はどのように考えているのか、との問いに、令和2年6月に、成人式の在り方に関するアンケートを行い、その結果、20歳を望むという声が大半を占めていたため、現行どおり20歳を対象とするということで方向性を出している、との答弁。

農林水産課所管では、委員より、地域活性化企業人事業に係る受入れ負担金980万円余りの内容について説明を求める。また、人選は済んでいるかとの問いに、派遣元企業への支払金として計上した。派遣元企業からの企業版ふるさと納税制度を利用する。主にオリーブ関係を担当していただき、日置市産オリーブの増産に合わせて、全国でも名が通るようなブランディングと販路拡大に携わせる計画としている。人選については進んでおり、ウェブ面談を行い決定している。有名企業の課長級でマーケティング、ブランディングをしている、との答弁。

また、関連して委員より、ブランド品目と

して捉えているオリーブということであるが、これまで野村証券や鹿児島銀行が関わってきたが位置関係はどうか、との問いに、細かい事務の引継ぎ書を作成中。オリーブ事業の展開について戦略を練り直そうとしている。加工流通は鹿児島銀行や野村証券になっていた。鹿児島オリーブの販売戦略やマーケティングは任せ切りではないので、今回の事業導入に至った。パッケージであったり加工品開発、マーケット戦略だったり細かいことを含めて連携していただく予定である、との答弁。

農地整備課所管では、委員より、日吉地域の土地改良区費で700万円の事業であるが、内容はどのようなものか、との問いに、吉利地区の畑地帯総合整備に係る区画整理負担金として、整地工事の7.5%を事業者が負担することになっている。農家負担を軽減する目的で、中心経営体への農地集積率に応じて日吉町土地改良区へ補助することになっている、との答弁。

建設課所管では、委員より、事業全般として工事請負費の内示額は今からだと思うが、要望に対してどのような状況か、との問いに、正確なことは言えないが、例年の動きを見ると、道整備交付金事業、通学路交通安全対策事業及び橋梁修繕は高い内示率になると思っている。社会資本整備事業で行う道路改良は、県の整備事業に入っているもので、昨年で言うと50%ぐらいで一昨年は10%だった。通常の道路改良事業は内示が落ちると思われる、との答弁。

農業委員会事務局所管では、委員より、遊休農地等整備事業で経費が計上されているが、令和3年度の実績見込みはどのようになるか、との問いに、最終実績にはなっていないが、本年度の見込み、3件の申込みで9筆63aになっている、との答弁。

特別委員会にて分科会の報告を受け、質疑を行ったところ、委員より、地域活性化企業

人事業に係る受入れについて、オリーブのブランディングを今後行っていき、細かい事務の引継ぎ書を作成して、オリーブ事業の展開について戦略を練り直そうとしているとのことであったが、民間企業とどのような引継ぎを行うというような説明等はあったのか、との問いに、加工流通は鹿児島銀行や野村証券になっていたが、鹿児島オリーブの販売戦略やマーケティングは任せ切りではいけないので、ここを強化するために、市に人材を受け入れて戦略を練り直していきたいとの説明があった、との答弁。

そのほかにも質疑はあったが、質疑を終了。

討論に付しましたところ、委員より、市役所内で働く人が正規より非正規の会計年度任用職員が多い。選挙の投票率が38か所から8か所に減少している。マイナンバー関連の予算計上、自衛隊募集事務などの問題点があるため反対、との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第23号令和4年度日置市一般会計予算については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、文教厚生分科会の自由討議の中の、福祉課関係で、生活困窮者の学習支援委託事業について、令和4年度に、新たに東市来地域でも取り組み、市内2か所で実施。今後は、人権に配慮しながら準要保護世帯について30人程度を見込み、試験的に4地域での実施を検討していかれることは評価すべきことである、との意見がありました。

また、産業建設分科会では、道整備交付金事業費と活力創出基盤整備事業費の減額が大きく、これまで継続した整備が進められてきた路線が削られている。これらの交付金事業については、一時期、市に対する配分額が少なく、いろいろと苦勞をしながら、ようやく一定の額を確保できたという苦い経験もある。道路整備は将来に向け重要なインフラであり、

地域の要望に基づき整備を進めてきた事業でもあるといった意見が出ました。

予算審査特別委員会では、地域住民が完成を待ち望んでいる道路整備について、令和4年度の国の予算や、今後、予想される経済対策の補正予算などを視野に入れながら予算確保に努め、これまで継続して取り組んできた路線を早期に完成させるよう取り組むべきであるということを、当局に対し、強く求め、附帯意見といたします。

**○議長（池満 渉君）**

ここで、しばらく休憩します。次の会議を11時10分とします。

午前10時58分休憩

午前11時10分開議

**○議長（池満 渉君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○予算審査特別委員長（坂口洋之君）**

引き続きご報告申し上げます。

次に、議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

国民健康保険特別会計は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ60億9,028万4,000円とし、昨年度より1億5,322万4,000円の減額計上となっております。

歳入の主なものについてご報告いたします。

まず、1款国民健康保険税は8億4,814万8,000円を計上し、前年度より795万5,000円の増額計上となっております。

なお、一般被保険者の国民健康保険税において、医療給付費分納税義務者は6,464世帯、被保険者数1万244人、介護納付金分納税義務者は2,788世帯、3,198人です。保険税の中には滞納繰越徴収分6,407万1,000円が含まれております。

4款保険給付費等交付金の普通交付金は45億722万6,000円で、前年度より

1億6,382万7,000円の減額計上。

6款一般会計繰入金は4億8,011万8,000円で、前年度より186万9,000円の増額計上となっております。

また、保険税の軽減相当分の補填など、法定の繰入金のほかに1億円の法定外の繰入金を計上しております。

歳出の主なものについてご報告いたします。

新規事業として、国が進める自治体システム標準化の国保事務処理標準システムの導入委託に4,999万円を計上しております。

2款保険給付費では45億3,003万3,000円を計上し、前年度より1億6,802万7,000円の減額計上。

3款国民健康保険事業費納付金は13億8,614万5,000円で、前年度より2,508万円の減額計上。

6款保険事業費の特定健康診査等事業費は5,128万2,000円で、前年度より734万円の減額計上であります。令和4年2月末現在の特定健診受診率は、50.1%となっております。

同じく、疾病予防費では1,661万2,000円を計上し、昨年度より203万7,000円の減額であります。これは、人間ドック・各種がん検診の委託や費用助成を行うものであり、今回、人間ドック助成の見直しを行い、費用助成の上限額を従来の7割助成から、2万5,000円とするものであります。

また、新たに節目ドックを設け、30歳から5歳刻みで70歳までを対象とし、上限額に1万円を上乗せし、3万5,000円の費用助成を行うものであります。30歳と若い段階からのドック受診の促進と、その環境整備を図るものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、今回、人間ドック助成で新たに取り組む節目ドックの助成金は、脳ドックや

がんドックなど複数に適応できるのか、との問いに、いずれか1種類のみで上限3万5,000円である、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会にて報告をし、討論に付しましたところ、委員より、国保税は市民を苦しめており、引下げが必要。コロナ禍の下で様々な課題に直面しており、高すぎる保険税は市民を苦しめ、払いたくても払えない滞納者へは短期保険証や資格証明書が発行されている。コロナ禍の今は特に当たり前の保険証を発行し、医療を受ける権利を全員に保証すべきだと考えるので反対という反対討論がありました。

また、ほかの委員より、令和4年度医療費の適正化の取組、特定検診の取組など、令和4年度においても適正に実施されており、人間ドッグなどの費用助成や委託を行い、今回は新たに節目ドッグを設けるなど若い人への受診促進の努力が見られるので賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数で原案とおりの可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第25号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算についてご報告します。

今回当初予算は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりさらに厳しい経営状況がつづいておりますが、施設を利用する方に安心して利用していただける運営を目的に、令和4年度当初予算書183ページの歳入歳出予算の総額それぞれ1億6,805万1,000円を計上しており、昨年度より315万9,000円の増となっております。うち繰入金については1,998万9,000円で、昨年度より604万9,000円の減となっております。

歳入の主なものは、宿泊料等の料金収入は

1億4,728万3,000円を計上しております。

歳出の主なものは、総務管理費、会計年度任用職員39人分の報酬6,413万5,000円を計上しております。

質疑の主なものは、委員より、一般会計繰入金は人件費に充当しているのか、との問いに、繰入金は人件費に充当しているということではなく、歳出と歳入の計画を立てて収入で不足する分について一般会計からの繰入金を計上している、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第25号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、全会一致で原案とおりの可決すべきものと決定しました。

次に、議案第26号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算についてご報告します。

今回当初予算は、国民宿舎同様に感染症対策に取り組みながら、合宿等の宿泊利用や温泉、プール、レストランを安心して利用できる事業運営を目的に、令和4年度当初予算書194ページの歳入歳出予算の総額それぞれ1億2,438万2,000円を計上しており、昨年度より22万6,000円の減となっております。うち繰入金については5,036万2,000円と、昨年度より1万6,000円の減となっております。

歳入の主なものは、宿泊料等の料金収入は7,388万4,000円を計上しております。

歳出の主なものは、管理事業費、会計年度任用職員36人分の報酬4,973万4,000円を計上しております。

質疑の主なものは、委員より、温泉プールにおいて、以前から提案されている小中学校の授業でのプール利用は検討されているのか、

との問いに、学校からの要望等があれば協議を進めていけるが、今のところ要望がないので協議もなされていない、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第26号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算は、全会一致で原案とおりの可決すべきものと決定しました。

なお、議案第25号、26号の自由討議で、繰入金で国民宿舎へ1,998万9,000円、健康交流館へ5,036万2,000円を繰り入れている。新型コロナウイルス感染症拡大等の影響もあるが、多額な支出に危機感を感じる。市長は当施設の経営方針等は3年の期間をもって結論を出すと言っているが、公設での宿泊施設整備維持など、現在の財政状況等を踏まえた上で、早急に関係者間での審議を進めるべきである、との意見があったことを付け加えます。

次に、議案第27号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算についてご報告申し上げます。

温泉給湯事業特別会計は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ504万円とし、昨年度と同額計上となっております。

歳入の主なものについてご報告いたします。

有償で配湯している127.20分に対する温泉使用料285万4,000円、また、無償で配湯している97.30分の使用料218万3,000円を一般会計からの繰入金で計上しております。

歳出の主なものについてご報告いたします。

給湯維持管理費として、温泉審議会委員の報酬や需用費、委託料など、総額492万4,000円を計上しております。令和4年度は、10年に1回の温泉成分の分析検査を行う年であり、委託料に15万円を計上しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、温泉審議会の議題はどのようなものか、との問いに、使用料の見直しや施設整備の工事の際など、審議会を開いている。令和4年度は、使用料の見直しを含め審議頂く予定である、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、議案第27号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算についてご報告申し上げます。

介護保険特別会計は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ57億4,245万9,000円とし、昨年度より1,643万8,000円の増額計上となっております。

歳入の主なものについてご報告いたします。

まず、1款介護保険料は10億5,566万4,000円を計上。

3款国庫支出金は、介護給付費負担金と調整交付金で14億4,689万4,000円を計上。

4款支払基金交付金は、地域支援事業交付金など15億1,945万5,000円を計上。

5款県支出金は、介護予防日常生活支援総合事業など8億4,372万7,000円を計上。

6款繰入金では、一般会計繰入金など8億7,538万2,000円を計上しております。

なお、第1号被保険者保険料においては月額基準額を6,100円とし、被保険者数は、特別徴収1万5,451人、普通徴収1,331人です。

歳出の主なものについてご報告いたします。

2款保険給付費は、対前年度比2,000万

円減の55億600万円であります。

5款地域支援事業費は、対前年度比46万9,000円減の1億7,629万3,000円です。その中で、介護予防・生活支援サービス事業の総合事業通所型Cの事業が利用者減少のため一旦休止し、新規事業として、理学療法士等による新規申請者へのアセスメント支援緩和型のサービスに力を入れ、事業者への技術支援と体制づくり支援を計画し、事業の見直しを行うものであります。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、認知症カフェというものがあるが、市内に何か所あり、どのような現状で、今後どう考えているのか、との問いに、現在、市内に8か所あり、認知症の方やその家族の方々が集まり、専門員やケアマネジャー等との相談を行っている。市としては、今後、地域に定着できるよう支援していただき、広がっていきたいと考えている、との答弁。

また、委員より、現在、介護認定者が2,800人程度で推移していると思うが、今後の推移についてどうか、との問いに、令和4年度は、高齢者全体が増える関係で認定者も若干増えるが、5年度は減る計画になっている。7年度までは、おおよそ横ばいの状態で推移していくものとみられる、との答弁。

そのほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会にて報告を行い、討論に付しましたところ、委員より、コロナ禍の下で、深刻な人員不足や過酷な労働環境等、介護事業所が抱えていた問題が一層深刻化している。令和4年度は据え置かれた介護保険料も制度見直しのたびに値上げされ、大きな負担となっている。本市の認知症予防支援は高く評価するが、介護保険制度を利用する人や、介護現場で働く人が安心して仕事ができる制度にしていくためには、利用料や保険料の引下げが必要で、介護職員の賃上げが求められ、国庫負担割合を大幅に

引き上げる改革が必要であると考え反対。との反対討論があり、また、ほかの委員より、財源が非常に逼迫している中で、国の施策としても地域包括ケアシステムの推進等、在宅サービスへのシフト変更の施策を打っている。また、一方で介護サービスの担い手供給事業者を支える必要が大きいとの観点から賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算についてご報告申し上げます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8億2,847万3,000円とし、昨年度より5,668万5,000円の増となっております。

歳入の主なものについてご報告いたします。

1款後期高齢者医療保険料では、5億4,119万3,000円を計上し、昨年度より3,693万6,000円の増額であり、これは、保険料率の見直しや団塊の世代の方々が75歳に到達されるための増であります。被保険者保険料において、現在、特別徴収5,587人、普通徴収2,975人であり、保険料の中には、滞納繰越徴収分317万9,000円を計上しております。

3款一般会計繰入金は、対前年度比1,970万8,000円増の2億6,507万1,000円です。

4款雑入では、対前年度比73万9,000円の増の1,957万円です。

歳出の主なものについてご報告いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、対前年度比5,224万2,000円増の7億8,794万2,000円です。

3款保険事業費の健康診査費では、対前年

度比153万9,000円増の2,348万5,000円であります。これは、令和2年度から始まった高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る業務のほか、健幸教室や長寿健診等に係る経費であります。

また、同じく、疾病予防費では537万5,000円を計上し、昨年度より135万3,000円の減額であります。国保と同様に人間ドック費用の助成を見直しております。

次に、質疑の主なものをご報告いたします。

委員より、健幸教室の報酬が東市来地域と日吉地域のみだが、伊集院地域と吹上地域は教室がないのか、との問いに、健幸教室は全ての地域で行っている。伊集院地域と吹上地域は常勤の看護師で対応しているため、予算計上はしていない、との答弁。

そのほかに質疑はなく、質疑を終了。その後特別委員会にて報告をし、討論に付しましたところ、委員より、75歳という年齢で区切って家族との切り離し、別枠の医療保険制度をつくったそのものが差別であり反対との反対討論がありました。

また、ほかの委員より、後期高齢者医療は、保険料が安くなるように努力されており、何ら問題がないため賛成との賛成討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算についてご報告いたします。

令和4年度に係る水道事業の業務の予定量は、給水戸数は対前年度比21戸減の2万2,945戸、年間総給水量は対前年度比1,000m<sup>3</sup>増の91万7,000m<sup>3</sup>、1日平均給水量は対前年度比3m<sup>3</sup>増の1万3,471m<sup>3</sup>と定め、収益的収入及び支出は収入総額9億6,712万6,000円、支

出総額8億9,314万1,000円が予定額として定めたものであります。

また、資本的収入及び支出では、収入総額を4億806万2,000円、支出総額9億5,396万9,000円を予定額として定めたものであります。

予算内容としまして、1款水道事業収益に係る営業収益では、令和4年度からの水道料金改定による給水収益が前年度と比較して増額されて計上され、2款営業外収益の3目他会計補助金として一般会計からの補助金1,034万8,000円が計上され、前年度比較で5,298万1,000円減額されております。

一方、支出は、原水及び浄水費の管理費経費の通常分の計上です。

配水及び給水費では、薬品代や電気料金に係る動力費等の上昇により、前年度と比較して増額計上されております。

3目総経費においては、前年度比較で減額されております。このうち、委託料においては水道システム改修業務費90万5,000円が計上されてありますが、国の施策として消費税に係る仕入税額控除のための適格請求書等保存方式が導入されるために、システム改修費60万5,000円が新たに追加されたものであります。

4目減価償却費では、建物、構築物、機械設備及び車両との償却費分が計上されているものです。

次に、資本的収入におきましては、企業債で水道未普及地域解消事業麦生田地区に係る分と伊集院高度浄水施設整備事業に係る分を計上されています。

国庫補助金では、企業債と同じく麦生田地区水道未普及地域解消事業に係る事業費及び伊集院中央第1水源地高度浄水施設整備を計上されております。

また、工事負担金では、前年度に比較して

5,931万2,000円増額されていますが、国の地方公営企業繰り出し基準に沿い、高度浄水施設整備事業分5,625万円が追加されたことによるものです。

次に、資本的支出につきましては、1項建設改良費の配水設備工事費に係る18節工事請負費の単独事業分で、主なものとして伊集院地域では恋之原配水池設備改修工事、飯牟礼地区導水管布設工事など、東市来地域では皆田地区送水管布設工事など、日吉地域では諏訪地区増圧施設設置工事など、吹上地域では湯之元浄水場取水設備改修工事などで合計で7億5,194万8,000円を計上し、改善を図る計画となっています。

次に、主な質疑をご報告いたします。

委員より、予算書250ページ、麦生田地区に1億5,000万円の投資計画があるが、麦生田地区に係る歳入がどれくらいあるのか、との問いに、令和元年3月に採択を受けて工事行い、毎年1億円から1億5,000万円投資してきた。今回も歳出として1億5,000万円の規模となる。歳入については麦生田地区で工事は終わり、給水が可能となっている世帯が43世帯である。1年目水源地、2年目配水池整備、3年目に管路整備を行っている。現在は整備ができた地区から試験的に行っているため歳入は出てきていない。43世帯には切替えの準備をお願いしているところである。令和4年度で約半分が給水可能になり、徐々に水道に切り替えていただく計画である、との答弁。

また、関連して委員より、全世界帯加入した場合、歳入の見込みは給水負担金だけになるのか、との問いに、世帯は250世帯ほどあり、協議会に加入しているのが148世帯。給水負担金は、本管から引込みを行い、メーターを設置した時点で納めていただいている。令和4年度で70から80世帯は給水負担金まで終わると思われ、個別に給水契約をして

もらう、との答弁。

また、関連して委員より、残りの102世帯は個人が本管からメーターまで払うということか。加入しない人はどのような人なのか、との問いに、そのとおりである。加入しない世帯は、最初から水道を引かない場合や高齢等で家を引き継ぐ人もいないので、今のままでよいなど様々な理由がある。また、住宅を最近新築し、個人で井戸を掘ったばかりの方もいる。このような方にも、タイミングをみて上水道に切り替えてほしいとのお願いをしている、との答弁。

ほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。その後、特別委員会にて報告を行ったところ、委員より、麦生田地区の質疑の中で、住宅を最近新築した方が個人で井戸を掘ったという報告があったが、新築された家については、上水道を引くのが当然だと思われるが、そのような質疑や説明があったのか、との問いに、まだ整備がなされていない頃の方の新築であったため、今後管路が整備された際はタイミングを見て上水道の切替えのお願いしたいとの説明があった、との答弁。

ほかにも質疑はなく、質疑を終了。その後、討論に付しましたところ、委員より、現在収入が増えない中で、ガソリンや食料品など軒並み値上げがなされている。人は水がなければ生きていけない。今値上げされることに市民の理解は得られないと考えるので反対であるとの反対討論がありました。

ほかにも討論はなく、採決の結果、議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算についてご報告申し上げます。

令和4年度に係る業務内容では、接続戸数

は、前年度比公共下水道137戸増、農業集落排水4戸減の8,512戸で、年間総排水量は両施設で211万4,156m<sup>3</sup>、1日平均排水量は両施設で5,792m<sup>3</sup>と予定量を定め、収益的収入及び支出では、収入総額7億8,235万9,000円、支出総額5億3,624万6,000円を予定額として定めたものです。

1款下水道事業収益では、一般污水収益3億2,376万2,000円を計上し、前年度と比較すると4,176万2,000円が増額となっており、これは令和4年度からの使用料改定によるものであります。

2項2目の他会計補助金では、一般会計からの補助金になりますが、前年度同額で2億6,459万5,000円が計上されており、減価償却費などの費用を一般会計から補助金として繰り入れるものであります。

4目国庫補助金は、管渠ストックマネジメント実施に伴う調査委託費が補助率の2分の1により、750万円計上したものであります。

2款下水道事業費用に係る3目処理場費では、委託料において終末処理場包括的維持管理業務や脱水ケーキ処分業務、樹木伐採業務の委託費が計上されております。

次に、資本的収入及び支出では、収入総額1億3,019万1,000円、支出総額3億2,956万2,000円を予定額として定めたものであります。

資本的収入におきましては、1款5項1目国庫補助金で、処理場自家用発電気設備工事、脱水機設計業務委託、下谷口地区污水管渠築造工事などが計上されております。

次に、資本的支出、4款1項1目事務費においては、職員1名分の給与費や管理経費が計上され、2目32節では工事請負費として、新築住宅に係る取付管築造工事のほか下谷口地区污水管渠築造工事が計上されております。

5目処理場建設改良費では、処理場自家発電機更新工事委託、汚泥脱水機設計業務委託経費が計上されております。

また、一般会計の8款土木費に係る都市計画総務費の中から污水減価償却分として補助金2億6,459万5,000円を繰り入れるものであります。

次に、農業集落排水事業であります。収益的収入は前年度より17万6,000円減額の6,262万4,000円に、収益的支出を前年度より184万5,000円増額し、3,793万5,000円とするものであり、通常の処理場管理経費となっております。

次に、資本的支出は、企業債償還金に係る元金償還金2,379万1,000円となっております。農業集落排水事業会計では、一般会計の農林水産事業費の農地費の中から污水減価償却分として補助金3,970万3,000円を繰り入れるものであります。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

委員より、下谷口地区の工事費では、元々下水道区域に入っていたのか、との問いに、下谷口の県道沿いの病院から越えて50m付近まで下水道区域になっている。未設置区間があり、地域からの要望もあったため今回整備する。これまでは下水道区域だったが未整備だった。今回延長が300m。病院と付属の建物、松元側に2戸の建物がある、との答弁。

また、関連して委員より、県道に污水管を入れることになる。1,500万円のできるのか、との問いに、積算した金額である。歩道に入れることを想定している、との答弁。

このほかにも質疑がありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。特別委員会で報告をしたところ、委員より、質疑の中で下谷口の下水道の未設置区間の整備ということであったが、区域であったのに、整備はしていなかったのか。そのような質疑、説明はあつ

たのか、との問いに、下水道区域であったが、下水道が未整備であった地域の病院と付属の施設、2戸の建物からの要望があり、整備をすとの答弁があった、との答弁。

討論に付しましたところ、委員より、使用料の値上げが盛り込まれているので、反対との反対討論がありました。

ほかに討論はなく、採決の結果、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

これから9件の委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。これから議案第23号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

**○16番（山口初美さん）**

私は、議案第23号令和4年度日置市一般会計予算に対する反対討論を行います。

この予算には、長引くコロナ禍の下でコロナを終息させるために先手先手でコロナを抑え込むための予算がまず求められていると考えます。ワクチン接種と並行して、PCR検査などを無料で安心して受けられるように予算をしっかりと確保する必要があります。無症状の感染者が自分も知らないうちに感染を広げてしまうのがこの新型コロナウイルス感染症の特徴です。いち早く感染者を見つけ出し、隔離、保護することが求められていますが、この予算では不十分だと言わなければなりません。また、自粛と補償はセットでなければなりません。市民の命や暮らし、営業をしっかり守るための予算が求められています。

また、ロシアがウクライナ侵攻に突き進む下で、平和なこのまちで安心して暮らしたいというのが市民の切実な願いとなっております。私はこの予算の中で幾つか問題だと思う点を申し上げ、反対討論とさせていただきます。

まず、1点目の問題点としては、市役所の中で働く人が非正規の会計年度任用職員の方が103人も多くなっている点は問題であり、私は認めることはできません。令和4年度は正職員468人に対し、571人が非正規の会計年度任用職員との予算計上となっております。このような問題が少子化の原因にもなっているのです。子どもがいても扶養家族手当もつかず、若い子育て世代の方などが非正規の会計年度ごとに雇用が途切れ、継続しない不安定な雇用の下で働いています。将来のある貴重な人材が少ない賃金で、安心して働くことができないような状況があります。若い子育て世代が身分をきちんと保証され、安心して働くことができるようにしなければなりません。日置市で働く人は正職員が当たり前になるように雇用の改善を求めます。

また、令和4年度から投票所が現在38か所が8か所に減らされる予算となっております。投票は民主主義の基本であり、民主主義の根幹が問われる問題と私は考えます。これまでも投票率の低下が進んでおり、さらなる投票率の低下が心配されます。このような思い切った投票所の削減は問題だと私は考えますし、このことを認めるわけにはいきません。投票率の低下につながらないよう、対策としては様々な対策を市当局も考えておられますが、それはまた新たな経費を伴いますし、市民への周知徹底が十分行われる必要がありますが、果たしてそれがどこまでできるのか大変疑問です。

次に、マイナンバー関連の予算が令和4年度も幾つか計上されております。この点も私

は認めることはできません。マイナンバーカードは国が国民のあらゆる情報を一括して管理して、徴税の強化などにつながるなど問題があるということで、私はこれまでも反対してまいりました。一つの番号であらゆる情報につながりますので、情報漏えいのリスクは高く、一旦そのようなトラブルがあれば誰も責任を取ることもできないような事態が予想されます。取り返しがつきません。

次に、人権事業費、今年度は35万2,000円計上されております。これは部落解放同盟という特定の団体への補助金で、税金の使い道としてはふさわしくありません。同和対策事業については国は終了しています。どうしてこの団体にだけ人権啓発研修事業の補助金が必要なのか理解ができません。逆差別とも言えるもので、私は認めることができません。

次に、自衛官募集事務に事務費として、金額は少ないのですが予算に計上されております。高校卒業予定者などの対象者を抽出した名簿を作成し、毎年防衛省に提出しています。本人や保護者への了解を得ることなく個人情報提出するなど、市役所がやるべき仕事ではないと私は考えます。

さて今、食料品やガソリンをはじめ、生活必需品の価格など急上昇しています。昨年来の原油価格高騰に加え、ロシアのウクライナ侵攻が物価を一段と押し上げ、コロナ危機で落ち込んだ地域経済にさらに打撃を与えています。暮らしや営業を守る対策がこの予算には求められています。

2022年の国の予算は新型コロナウイルス感染拡大への対策は全く不十分な上、社会保障削減と大軍拡を進めるなど、国民には冷たい危険な予算となりました。今、最も緊急かつ重要な課題となっているコロナ対策について、ワクチンなどの感染防止対策の点でも、検査や医療などの感染者の命を守る対策でも、

コロナの影響で困窮する家計や企業への支援策という点でも、全く不十分な国家予算の内容となっています。それなのに軍事費は10年連続で増額されました。このような国悪政から市民の命と暮らしをしっかりと守ることが求められていますが、不十分であり、また幾つか問題があるため、私は認めることができません。

以上申し上げ、反対討論といたします。

**○議長（池満 渉君）**

次に重留健朗君の賛成討論の発言を許可します。

**○9番（重留健朗君）**

議案第23号令和4年度日置市一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。

自衛官募集につきましては、自衛隊法第97条、県知事をはじめ市町村長は、政令で定めるところにより募集に関する事務の一部を行うこととしております。地方自治法第2条、地方自治法施行令第1条及び自衛隊法施行令第162条の規定により、情報提供の法的根拠等を含めて法定受託事務として定めております。

また、社会状況の変化において、効率的及び能率的、そして厳しい財政政策としての一環であり、段階的に説明があり、議会も理解してきたところであります。加えまして、現職自衛官などは多くの災害派遣など、国民の生命と財産を守る任務を遂行していることから賛成といたします。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。この採決は、起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、

反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します、賛成多数です。したがって、議案第23号令和4年度日置市一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。次の会議を午後1時ちょうどとします。

午前11時59分休憩

---

午後1時00分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、議案第24号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第24号令和4年度国民健康保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

まず、一般会計からの1億円の繰入金を、これまでと同様に計上された点は高く評価をいたします。一般会計からの繰入れを行っていない自治体も幾つもある中で、本市の当局の努力については、高く評価をさせていただきます。

しかし、それでも高すぎる国保税は市民を苦しめています。引下げが必要です。切り下げ続けられてきた国の財政負担を元に戻すことを求めます。国の財政支援がなければ成り立たない国民健康保険の財政ですが、コロナ禍の下で国保制度は様々な課題に直面をしています。国庫負担割合のさらなる引上げによる財政基盤の強化や低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充、強化や、コロナに感染

した国保被保険者に支払われる傷病手当金の対象者拡大や支給額の増額が求められます。

令和4年度から始まる子どもの均等割保険税を軽減する支援制度の対象は、全世帯の未就学児の均等割保険料の5割を公費で軽減するものですが、対象年齢と軽減割合をさらに拡充するために、財政措置を取る必要があります。

命や健康を守るための健康保険です。高すぎる国保税は市民を苦しめ、払いたくても払えない滞納者へは、短期保険証や資格証明書が発行されています。コロナ禍の今は、特に全員に当たり前の保険証を発行し、医療を受ける権利を全員に保証するべきです。医療を受ける権利と滞納の問題は別々に考えるべきではないでしょうか。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村清栄君の賛成討論の発言を許可します。

○1番（中村清栄君）

私は、議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和4年度の医療費の適正化の取組、特定の特健診の取組など、令和4年度においても適正に実施されていると考えており、保険者に請求する医療報酬の明細書であるレセプトに関しても、データ化や点検等も行われます。

また、人間ドッグや各種がん検診の費用助成や委託を行い、今回は新たに節目ドッグを設けるなど、若い方への受診促進の努力も見られます。

以上のことから賛成とします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。この採決は起立採決に代わり電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第24号令和4年度日置市国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第25号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第25号令和4年度日置市国民宿舎事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第26号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号令和4年度日置市健康交流館事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第27号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号令和4年度日置市温泉給湯事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第28号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算に対する反対討論を行います。

コロナ禍の下で深刻な人手不足や過酷な労働環境、経営難などのコロナの以前から介護事業所などが抱えていた問題が一層深刻化しています。

必要な介護サービスを受けることが難しい、行き場のない要介護高齢者の方々が、ますます困難な状況へ追い込まれかねません。「保険あって介護なし」「介護の沙汰も金次第」というようなことも言われる現実があるようです。

日置市の介護保険料は、令和4年度は据え

置られました。しかし、これまで制度見直しのために介護保険料は値上げされてきました。制度が始まったときには3,000円程度だったものが、今では倍の6,000円を超えて、大きな負担となっています。介護度の軽い要支援1・2の訪問通所介護は、介護保険サービスから市町村が実施する地域支援事業へ移行されました。

今、訪問介護では、自身はもちろん利用者に新型コロナを感染させてしまうかもしれない不安と危機感から離職者が激増し、高齢化も進んでいます。

本市の介護予防の取組、認知症予防、家族支援などの取組は高く評価をいたしますが、介護保険制度を利用する人や介護現場で働く人が安心できる制度にしていくためには、利用料や保険料の引下げが必要ですし、介護労働者の賃上げが求められています。

国庫負担割合を大幅に引き上げる改革が必要だと申し上げ、反対討論とさせていただきます。

**○議長（池満 渉君）**

次に、元山寿哉君の賛成討論の発言を許可します。

**○2番（元山寿哉君）**

議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える介護の社会化を目的として創設され、22年目を迎えます。現状、課題として、介護保険制度で使われた総費用額が、制度創設当初から3倍以上に膨らんでおり、介護財源が逼迫していること、そして、団塊の世代が75歳以上を迎える2025年には、介護サービス供給に必要な介護職員約55万人の不足が見込まれている介護職員人財不足が上げられます。

介護保険制度は3年ごとに見直され、法改

正と報酬改定が行われております。介護給付費抑制のため、施設から在宅へ地域包括ケアシステムの推進やビッグデータを活用し科学的根拠を伴った予防介護の重点的導入、また、介護職員人財不足解消のため、介護職員の給与処遇の改善を図るべく、介護給付費における介護職員処遇改善加算の拡充など、現状に即した施策が反映されております。

介護サービスを供給する担い手サービス提供事業者は、このコロナ禍において不安を抱えながらも、高齢者の暮らしと命を支えています。

事業者が財政面において介護サービス継続困難となると、介護職員の離職も懸念され、介護を必要とする高齢者の生活継続困難となり、命と健康の危機に直面します。

介護サービスの安定的供給継続のため、また、冒頭申し上げた高齢者の介護を社会全体で支える介護の社会化を目的として創設された介護保険制度の理念に照らしても、介護利用料、介護保険料負担増は現状ではやむを得ないと考えます。

以上、議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算についての賛成討論といたします。

**○議長（池満 渉君）**

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

**○議長（池満 渉君）**

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第28号令和4年度日置市介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第29号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療保険特別会計に対する反対討論を行います。

75歳以上の高齢者医療費の自己負担額に2割負担を導入し、今年10月から実施されます。これまでは、一部の現役並み所得者で3割負担となっている人以外は1割負担でした。これが10月からは、単身者で年収200万円以上、夫婦世帯で年収320万円以上では2割負担になります。

住民税課税所得の基準もあるために、負担増にならない場合もありますが、1割負担が2割負担に負担増となることを、私は認めることはできません。

75歳という年齢で区切って家族とも切り離し、別枠の医療保険制度をつくった制度そのものが差別であり、私は問題だと考えます。

以上を申し上げ、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、山口政夫君の賛成討論の発言を許可します。

○11番（山口政夫君）

私は、議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計に賛成の立場で討論いたします。

後期高齢者医療制度は、昭和48年に老人医療費を無料化しましたが、国民健康保険の財源が厳しくなり、昭和58年老人保険法が制定されましたが、高齢者と若者世代がどれ

ぐらいの割合で費用を負担するかが明確でなく納得が得られないと、平成20年4月に後期高齢者医療制度がスタートし、保険料は均等割と所得割で算定されます。

医療費自己負担割も、今年10月から所得が200万円以上、世帯全員の所得が320万円以上の人は2割負担、また、200万円以下、世帯所得が320万円以下の所得者は、今までどおり1割負担、また、現役並み所得のある人は3割負担と、所得に応じた公平な保険料及び医療費自己負担割で運営されます。

本市は7億8,794万2,000円を、鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付し、鹿児島県内広域で運営がなされています。後期高齢者医療制度が始まり48年が経過し、75歳以上の人口も当時は約400万人で、令和元年度は1,849万人と4.6倍と伸びています。

今後も後期高齢者は増え続け、若い世代は少しずつ減少していくと予想され、若い世代の負担を軽減し、持続可能な社会保障を維持するためにも、後期高齢者医療制度は所得に応じた公平な料金で運営されており、何ら問題はないものと申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第29号令和4年度日置市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第30号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算に対する反対討論を行います。

令和4年度は、水道料金の値上げが盛り込まれた予算となりました。収入が増えない中で、ガソリンをはじめ食料品なども軒並み値上げされ、4月からは年金も減額されます。今後、様々な生活必需品などの値上げも計画されています。このようなときに値上げなどすべきではありません。

人は水がなければ生きていけません。命の水です。今、値上げされることに市民の理解は得られないと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村尉司君の賛成討論の発言を許可します。

○12番（中村尉司君）

ただいま議題となっております議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算に、私は賛成の立場で討論をいたします。

令和4年度水道事業会計の予算においては、水道未普及地域解消事業麦生田地区に係る事業費をはじめ、ほかにも恋之原配水池設備改修工事、飯牟礼地区導水管布設工事、東市来地域では、皆田地区送水管布設工事、日吉地域では諏訪地区増圧施設設置工事、吹上地域では湯之元浄水場取水設備改修工事により、これまでの課題を解消するため計画された予算であります。

令和4年度から水道料金が引き上げられることとなりますが、設備の老朽化による漏水工事に年間230件余り出動している状況でもあります。

また、先日16日の夜に、宮城県沖を震源とした震度6強の地震がありました。断水が発生し、給水車に飲料水を求める市民を目にするとき、水道水の確保は最優先であります。

安全で安定した飲料水の確保に取り組むこの令和4年水道事業会計予算については、料金改定を財源に積極的な取組となっており、賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第30号令和4年度日置市水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第31号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算に反対討論を行います。

今回は下水道使用料の値上げが盛り込まれ

た予算になっているので反対いたします。また今回は、水道料金の値上げとセットで一緒に値上げされますことも問題だと考えます。

とにかく公共料金の値上げが市民生活に与える影響は大きく、コロナ禍で落ち込んだ地域経済にさらなる打撃を与えることになると予想されます。市民の負担増となったこの予算を、私は認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、中村尉司君の賛成討論の発言を許可します。

○12番（中村尉司君）

議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算に、私は賛成の立場で討論をいたします。

下水道事業会計は、2年前から農業集落排水事業会計を統合して、経営強化に取り組んできておりますが、令和4年度のこの予算には、下水道管渠ストックマネジメント計画による設備の長寿命化を図り、併せて下水道処理場の自家発電機更新工事を継続して実施する計画となっております。

また、地域からの要望により、これまで下水道区域でありましたが、未整備でありました下谷口の林田病院付近に汚水管渠築造工事を行い、改善を図る予算であります。

公共下水道事業では、接続戸数も137世帯の増加を見込んでおり、生活環境を維持するためには、排水設備等の適切な管理は不可欠となってきております。

設備整備や改修工事、設備の延命化を計画的に図るこの議案第31号に、賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。したがって、議案第31号令和4年度日置市下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

△日程第16 陳情第1号分煙環境整備に関する陳情

○議長（池満 渉君）

日程第16、陳情第1号分煙環境整備に関する陳情を議題とします。

本件について総務企画常任委員長の報告を求めます。

〔総務企画常任委員長佐多申至君登壇〕

○総務企画常任委員長（佐多申至君）

ただいま議題になっております陳情第1号分煙環境整備に関する陳情につきまして、総務企画常任委員会における審査の経過と結果についてご報告いたします。

本陳情は、日置市日吉町日置の内匠屋眞里子氏より提出され、2月22日の本会議において本委員会に付託され、2月28日に委員全員出席の下、委員会を開催いたしました。

内容については、地方たばこ税は貴重な財源として地方行政に貢献しているが、度重なるたばこ税の増税や、近年の喫煙所の減少への動きが、耕作農家を含め、たばこ関係事業者に大きく影響を与え、極めて深刻な状況であるとしている。このまま過度な喫煙規制が

続けば、税収は減り、行政予算への影響も避けられない。

たばこは、事業法で規定された合法の嗜好品であり、非喫煙者と喫煙を楽しむ者双方の立場を尊重し、共存できる社会の実現を推進する分煙こそが重要で、分煙に向けたインフラ整備として行政区が所管する公共の場所における公共喫煙場所の整備は、ポイ捨て・歩きたばこが減少し、環境美化の推進により美しいまちづくりに資することになり、市民及びたばこ税の納税者である喫煙者への配慮、ひいては住民生活に直結する地方たばこ税の安定確保にもつながることから、日置市において、所管する公共の施設・場所における公共喫煙場所の整備に努めてもらいたいとの内容であります。

今回、総務企画常任委員会では委員会審査事前に、委員からの分煙環境整備に関する質疑等を行政担当課へ提出した上で、総務企画部長及び財政管財課長など当局からのその質疑に対する答弁を求め、自由討議を経て、討論、採決を行いました。

その質疑の内容は、所管する公共の施設の喫煙場の現状はとの問いに、設置箇所と言うと現在53か所であると答弁。第一種施設の喫煙場所について、現状をどう評価しているのかとの問いに、第一種施設は本市で言うところの本庁、支所庁舎、学校が該当する。本庁及び支所庁舎については、特定屋外喫煙所を設置しているが、受動喫煙に配慮した場所に設置しており、問題はないと考えている。学校には現在、喫煙所は設置しておらず、設置は管理者の判断になる。しかし学校内の設置は困難であると考えていると答弁。法令基準に沿った喫煙ブース、ボックスをリースして設置できないかとの問いに、JTに情報確認したが、九州管内には前例はなく、まだ確認できていない。購入となると数百万円ほどの額になるようである。今のところ設置の考えはな

いと答弁。また、喫煙者と非喫煙者、行政として平等な取組がなされているのかとの問いに、喫煙所の設置状況が、健康増進法の規定に違反していることではないと考えるので、差別的な取扱いをしているとは考えていないと答弁。たばこ事業法及びたばこ耕作組合法などの法の下での関係業界との本市の関わり方、たばこ税の評価はとの問いに、たばこの売上増進を図るとともに、喫煙における社会的環境問題やマナーの啓発に努め、そのための必要な事業を行っている。また市財政に寄与することを目的に加世田地区たばこ販売対策協議会が設置されており、たばこのポイ捨て防止の啓発やごみ拾いなどの美化活動にご尽力をいただいている。現在2億3,000万円余りのたばこ税の納税にもご協力をいただき、本市の貴重な財源になっていると答弁。また、第一種及び第二種を含めた本市公共施設の53か所において、喫煙場を整備する計画やその積算など必要はないのかとの問いに、特定屋外喫煙所の設置に関しては、通常人の立ち入らない場所で区画がしてあり、喫煙場の表示がしてあることが条件となっている。区画とは全てを囲うというのではなく、敷地の隅など人が通行しない場所に線を引いて灰皿を置いて、健康増進法に問題がなければ喫煙所となり得る。したがって喫煙所の設置に多額の費用がかかるというわけではない。いずれにしても施設管理者の判断によるかと考えると答弁。ほかにも質疑はありましたが、当局の説明で了承し、質疑を終了。

自由討議では、しっかりと受動喫煙を防止するためにも分煙環境の整備は必要である、また、行政が分煙環境整備にしっかりと取り組むことは、喫煙者及び非喫煙者それぞれを尊重する意味でも大切なことだと考えるなど意見がありました。

自由討議後、討論に付しましたが討論はなく、採決の結果、陳情第1号分煙環境整備に

関する陳情については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、総務企画常任委員会の報告を終わります。

**○議長（池満 渉君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

質疑なしと認めます。

これから陳情第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第1号は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（池満 渉君）**

異議なしと認めます。したがって、陳情第1号分煙環境整備に関する陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

---

△日程第17 議案第32号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

△日程第18 議案第33号日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

△日程第19 議案第34号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

改正について

**○議長（池満 渉君）**

日程第17、議案第32号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第19、議案第34号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてまでの3件を一括議題とします。

3件について提案理由の説明を求めます。

〔市長永山由高君登壇〕

**○市長（永山由高君）**

議案第32号は、日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等の措置を講ずるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第33号は、日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

人事院勧告の内容に準じ、職員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

次に、議案第34号は、日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

一般職の市職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案し、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を引き下げるため、条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により提案するものであります。

以上3件の内容につきましては、総務企画部長に説明をさせますので、ご審議をよろし

くお願いいたします。

○総務企画部長兼総務課長（上 秀人君）

それでは、議案第32号について補足説明を申し上げます。

今回の主な概要につきましては、令和4年2月、国家公務員における非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和等について、人事院規則が改正され、本市においても国と同様の措置を講ずるため、条例の改正を行うものでございます。

それでは、別紙のほうをお開きいただきたいと思います。

まず、第2条と次の2行下の段落の第18条の改正につきましては関連がありますので、まとめてご説明させていただきます。

第2条は育児休業をすることができない職員について、第18条では部分休業をすることができない職員について規定されています。

これまで、育児休業と部分休業を取得できる非常勤職員として、任命権者を同じくする職員、引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員でなければ取得できないように規定されておりましたけれども、今回、この要件を廃止するために、第12条と第18条の関連条文の改正を行うものでございます。

次に、第22条を第24条に繰り下げて、新たに第22条と第23条を加えることについてでございます。

この新設する2つの条文につきましては、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定するというものでございます。

第22条は、妊娠または出産等についての申出があった場合における措置について規定するもので、具体的には妊娠出産の申出をした職員に対して、育児休業制度の周知、本人の意向を確認するための面談等の措置を講じるとともに、妊娠出産の申出をした職員が不利益を受けることがないようにすることを規定しているところでございます。

第23条は、勤務環境の整備に関する措置について規定するもので、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備等を行うことを規定しております。

附則といたしまして、この条例は令和4年4月1日から施行することとしています。

次に、議案第33号日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告の内容に準じ、職員の期末手当の支給割合を引き下げることによる改正で、地方公務員の給与改定につきましては、国家公務員の取扱いを基本とし、地方公務員法では民間給与を踏まえた均衡の原則を定めているところでございます。

令和3年度の給与に係る人事院勧告の内容は、期末手当について6月と12月期でそれぞれ0.75月分ずつ、年間で0.15月分引き下げるものでございます。

それでは、別紙をお開きください。

まず、第1条の日置市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

第23条は、職員の期末手当について規定をしております。期末手当の支給割合を一般職管理職の職員については0.075月分、再任用の職員につきましては、0.05月分引き下げるもので、一般職員の支給率を100分の127.5から100分の120に、管理職の支給率を100分の107.5から100分の100に、そして、管理職以外の再任用職員の支給率を100分の72.5から100分の67.5に、管理職の再任用職員でございます。これは規定を設けておりますが、対象者はいないところでございます。管理職の再任用職員の支給率を100分の62.5から100分の57.5に引き下げることでございます。

次に、第2条の日置市会計年度任用職員の

給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

第24条におきましては、パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当を支給しており、常勤職員の支給割合である100分の120を超えない範囲で、規則で定める割合により期末手当を支給することとしており、規則において再任用職員と同様の割合を定めておりますので、今後、規則改正を行う予定でございます。

附則の第1項で、この条例は公布の日から施行する。第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定をしており、令和3年12月期分の期末手当の引下げを、令和4年6月の期末手当から減額調整を行う規定でございます。

なお、会計年度任用職員については、再任用職員の支給率に準じておりまして、0.1月分の引下げになりますが、一会計年度の任用であるため、令和4年度から引き下げるものでございます。

次に、議案第34号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。

今回の改正につきましては、一般職の市の職員及び特別職の国家公務員の給与改定を勘案いたしまして、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当の支給割合を、6月期と12月期でそれぞれ0.05月分ずつ、年間で0.1月分引き下げるというものでございます。

別紙のほうをお開きいただきたいと思います。

第1条は、市長、副市長及び教育長の期末手当に係る支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改正するものでございます。

第2条につきましては、市議会議員の期末手

当に係る支給割合を100分の167.5から100分の162.5に改正するものでございます。

附則の第1項は、施行期日について。この条例は公布の日から施行する。第2項で、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置について、職員の場合と同様に、令和3年12月の期末手当の引下げ分を、令和4年6月の期末手当で減額調整を行う規定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第32号から議案第34号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号から議案第34号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第32号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号日置市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第33号について討論を行います。発言通告がありますので、山口初美さんの反対討論の発言を許可します。

○16番（山口初美さん）

私は議案第33号日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対討論を行います。

これは人事院勧告の内容に準じ、職員の期末手当の支給割合を引き下げるもので、私は認めることはできません。今は引下げではなく、上げが必要です。食料品やガソリン代など生活必需品の価格が急上昇しています。

また、さらに4月以降も様々な商品の値上げが予定されているようです。このようときに公務員の期末手当を削減するなど認めることはできません。地域経済への影響も少なからずあると予想されますので、私は賛成することはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（池満 渉君）

次に、留盛浩一郎君の賛成討論の発言を許可します。

○13番（留盛浩一郎君）

私は議案第33号日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論いたします。

令和2年の8月から令和3年7月までの直近一年間の民間の支給実績と、公務員の年間の支給月数を比較し出された人事院勧告に準じて引き下げられており、今まで日置市は人事院勧告に準じて改正を行ってまいりました。今回についても同様の改正であるため、議案第33号については賛成といたします。

○議長（池満 渉君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。この採決は起立採決に代わり、電子表決により行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔電子表決〕

○議長（池満 渉君）

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

押し忘れなしと認めます。

採決を確定します。賛成多数です。

したがって、議案第33号日置市職員の給与に関する条例及び日置市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

これから議案第34号について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号日置市長等の給与等に関する条例及び日置市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

△日程第20 陳情第4号吹上浜沖洋上

風力発電所建設計画に賛成を求める陳情

○議長（池満 渉君）

日程第20、陳情第4号吹上浜沖洋上風力発電所建設計画に賛成を求める陳情を議題とします。

本件は総務教育常任委員会に付託します。

ここで、しばらく休憩いたします。次の会議を14時30分とします。

午後1時54分休憩

---

午後2時30分開議

○議長（池満 渉君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△日程第21 決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について

○議長（池満 渉君）

日程第21、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議を議題とします。

本案について提出者に趣旨説明を求めます。

〔議会運営副委員長黒田澄子さん登壇〕

○議会運営副委員長（黒田澄子さん）

本来ならば議会運営委員長よりご提案をさせていただきますべきものでありますが、本日欠席のため、私のほうから提案をさせていただきますと思います。

ただいま議題となっております決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について、趣旨の説明を申し上げます。

ご存じのように2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行いました。このことは国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かし、明らかに国連憲章に違反する行為で、断じて容認できないものであり、日置市議会として世界の恒久平和の実現に向け、

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議するとともに、ロシア軍の即時かつ無条件での完全撤退を強く求めるため、日置市議会会議規則第14条第2項の規定により提案するものであります。

内容につきましては、お手元に配付してありますとおりで、朗読は省略いたします。

ご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（池満 渉君）

これから決議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。決議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから決議案第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

討論なしと認めます。

これから決議案第1号を採決します。

お諮りします。決議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、決議案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議は、原案のとおり決定されました。

---

△日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△日程第23 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（池満 渉君）

日程第23、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

△日程第24 所管事務調査結果報告について

○議長（池満 渉君）

日程第24、所管事務調査結果報告につい

てを議題とします。

総務企画常任委員長及び文教厚生常任委員長から議長へ、所管事務調査結果報告がありました。配付しました報告書は市長へ送付いたします。

---

△追加日程第1 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（池満 渉君）

追加日程第1、閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

総務企画常任委員長から会議規則第111条の規定により、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池満 渉君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

△閉 会

○議長（池満 渉君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔市長永山由高君登壇〕

○市長（永山由高君）

定例会市議会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、2月22日の招集から本日の最終本会議まで、36日間にわたり、令和4年度一般会計当初予算をはじめ、令和3年度一般会計補正予算、日置市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消し、日置市地区公民館条例の一部改正、日置市立学校設

置条例の一部改正、日置市体育施設条例の一部改正など、各種重要案件につきまして大変熱心なご審議を賜りました。

施政方針及び予算説明で申し上げましたとおり、令和4年度は市長就任2年目となります。市民の皆様お一人お一人の思いや考えを、互いに共有する対話と、著しい社会変化の中で、年齢、性別などに関係なく、誰もが挑戦できるまちづくりを目指し、マニフェストに掲げました8つの柱につきまして、取組を実行してまいります。

また、今、ウクライナでは、市民の尊い命と平和な暮らしが理不尽に奪われています。そうした中、国はウクライナ避難民対策連絡調整会議を設置し、ウクライナ避難民の円滑な受入れと生活支援を行っていくことを表明しました。

非核平和宣言都市である本市が、ウクライナ避難民を国や関係機関と連携して受入れ支援することは、世界の恒久平和と核兵器が全ての国から一日でも早く廃絶されることを希求する宣言趣旨に沿うと考え、日置市ウクライナ避難民支援本部を今月25日に設置しました。

議会においても、本日、ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議が採択されました。今後、避難民に関する情報の収集に努め、必要な支援を推進してまいります。

議員各位におかれましては、十分健康に留意され、今後の市政運営に一層のご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

#### ○議長（池満 渉君）

これで、令和4年第1回日置市議会定例会を閉会します。皆さん、大変ご苦労さまでした。

午後2時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

日置市議会議長 池 満 渉

日置市議会議員 重 留 健 朗

日置市議会議員 福 元 悟